

JACDS

JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES

日本チェーンドラッグストア協会 会報誌

APRIL 2019 **188**

第19回JAPANドラッグストアショー開催報告

日本のドラッグストア実態調査

協会活動

- ・「10月6日 登録販売者の日」記念日登録
- ・富士見市とJACDS埼玉県支部との
「災害時における応急物資の供給等に関する協定」調印式
- ・3月度月次活動報告
- ・議事録

協会からのお知らせ

「コンシェルジュマスター研修」ご案内
健康サポート薬局研修案内
薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内
アドバイザー養成講座募集案内
ダブルライセンス認定制度実施
日本ヘルスケア協会ご案内
薬剤師賠償責任保険
「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、総務省、環境省、農林水産省、他

日本チェーンドラッグストア協会

協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせる事

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

第19回ジャパンドラッグストアショーが盛会裏に終わり、そして2019年度が始まりました。「平成」の次の元号が「令和」と決まり、4月1日に発表されました。初めて、日本の古典(万葉集)からとったということです。平和な、みんなが幸せに暮らせる時代であってほしいと思います。

さて、2019年6月にJACDSは設立20周年を迎えます。6月3日には、日本チェンドラッグストア協会設立20周年記念セレモニーをホテルニューオータニで行います。先日、会員企業の皆さまにご案内をお送りいたしました。ぜひ、多くの方にお越しいただきたいと思います。この記念すべき年を契機にドラッグストア業界10兆円産業化に向けた取り組みを強力に進めてまいります。

JACDS**日本チェンドラッグストア協会 会報****No.188****2019.4****CONTENTS**

●第19回JAPANDラッグストアショー開催報告

- ・第19回JAPANDラッグストアショー速報
- ・ドラッグストア流通記者会シンポジウム
- ・標準EDI(流通BMS)推進特別セミナー
- ・「食と健康」中間報告会
- ・第14回セルフメディケーションアワード 発表 & 表彰
- ・第7回健康(セルメ)川柳コンクール受賞作品発表
- ・薬剤師 学術セミナー
- ・認知症サポーター養成講座
- ・こどもやくざいし体験コーナー
- ・JACDS・DMS 合同セミナー
- ・実践セミナー
- ・日本薬業専門学校連絡協議会 開催報告
- ・アジア各国から訪日団
- ・ライフスタイルビジョン

●日本のドラッグストア実態調査

●協会活動

- ・「10月6日 登録販売者の日」記念日登録
- ・富士見市とJACDS埼玉県支部との災害時における応急物資の供給等に関する協定調印式
- ・3月度月次活動報告
- ・議事録

●協会からのお知らせ

登録販売者試験受験対策支援

- ・「コンシェルジュマスター研修」ご案内
- ・健康サポート薬局研修案内
- ・薬剤師資質向上研修・集合研修・ネットセミナーの募集案内
- ・アドバイザー養成講座募集案内
- ・ダブルライセンス認定制度実施
- ・日本ヘルスケア協会ご案内
- ・薬剤師賠償責任保険
- ・「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

●行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、総務省、環境省、農林水産省、その他団体

表紙裏 日本チェンドラッグストア協会 活動5原則 裏表紙裏 協会ホームページについて 事務局だより

第19回JAPANドラッグストアショー ドラッグストアが支える地域社会の健康

「ドラッグストアが支える地域社会の健康～セルフメディケーションをもっと身近に～」をテーマに、3月15日(金)～3月17日(日)幕張メッセにて、日本チェーンドラッグストア協会主催による第19回JAPANドラッグストアショーが開催されました。

期間中の総数は 124,526 人の来場となり、昨年より 1,500 人ほど減りましたが、目標の 12 万人を大幅に超えました。

前日の14日(木)は、業界関係者・マスコミ関係者を対象にしたプレビュー開催でした。14時より18時まで4ホールのテーマブース2019をはじめ210社の出展ブースを開放し、約1000人の来場がありました。

会期	天候	来場者数
3月14日(木)	晴れ	922名
3月15日(金)	晴れ	42,149名
3月16日(土)	曇り	40,681名
3月17日(日)	晴れ/曇	40,774名
合計		124,526名



会場風景



食と健康アワード 2019

感謝の言葉

第19回JAPANドラッグストアショーは 397社、1,428小間のご出展を賜り、3日間で124,526名と目標の12万人を大きく超えるご来場をいただきました。これもひとえに、ご出展くださいました皆様をはじめ、会員の方々のご支援の賜物と心より御礼申し上げます。

今回は「食と健康」をテーマとしました。「体に良い食」をコンセプトに、大手だけでなく中小メーカーや出品数の少ないメーカーにも出展いただけるよう棚単位という新しい基準も設け、幅広い製品を知ってもらおう工夫をしました。また、かつてドラッグストアは「スーパーより安い」ことでお客様を集めていましたが、このショーで地域のお客様に安心、安全な商品を提供するという本来の役割を提案できたかと思えます。次回は記念すべき20回となりますので、ますます盛り上げてゆきたいと思えます。皆様の更なるご支援をよろしくお願い申し上げます。



第19回 JAPAN ドラッグストアショー
実行委員長

杉浦 伸哉



テープカット

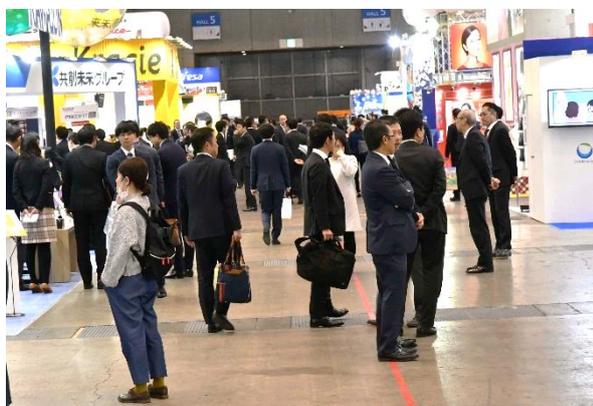


テーマブース

実行委員長	杉浦 伸哉	(株)スギ薬局 常務取締役 事業本部 本部長
副実行委員長	皆川 友範	(株)アカカベ 代表取締役社長
委員	小沼 健一	ウエルシアホールディングス(株) 総務部長
	舘野 純一	(株)マツモトキヨシホールディングス 総務部 次長
	長基 健人	(株)コメヤ薬局 常務取締役社長室長
	江黒 太郎	(株)クスリのマルエ 代表取締役
	青木 孝憲	(株)クスリのアオキ 取締役副社長 兼 開発本部長
	尾池 勇紀	光(株) 営業企画室室長
顧問	松本 清雄	(株)マツモトキヨシホールディングス 代表取締役社長
	貴島 浩史	(株)ミック・ジャパン 代表取締役社長
	関口 周吉	(株)龍生堂本店 代表取締役社長
	富山 浩樹	サツドラホールディングス(株) 代表取締役社長

■プレビュー開催

前日の14日(木)は、業界関係者・マスコミ関係者を対象にしたプレビュー開催でした。14時より18時まで4ホールテーマブース2019をはじめ210社の出展ブースを開放し、約1000人の来場がありました。



■レセプションパーティー

第19回ジャパンドラッグストアショーの開催初日の夕方6時より、国際会議場のコンベンションホールにおいて、レセプションパーティーが開催されました。

杉浦実行委員長、青木会長の挨拶ののち、故・宗像前事務総長に功労表彰が送られました。その後、来賓挨拶として、衆議院議員 濱地 雅一 氏、厚生労働省医政局経済課長 三浦 明 氏、経済産業省 商務情報政策局 商務・サービスグループ 消費・流通 政策課長 永井 岳彦 氏、衆議院議員 秋元 司 氏からご挨拶いただきました。



衆議院議員
濱地 雅一 氏



衆議院議員
秋元 司 氏



厚生労働省 医政局 経済課長
三浦 明 氏



経済産業省 消費・流通政策課長
永井 岳彦 氏

歓談の後、一般社団法人日本記念日協会 代表理事の加瀬 清志 氏より「10月6日登録販売者の日」記念日登録の認定証の授与が行われました。(詳細は後ページ)

そして、恒例の第14回 セルフメディケーションアワード受賞者の発表、第7回 健康(セルメ)川柳 コンクール受賞作品発表、新商品コレクション 業界関係者の部の発表、ブースコンテスト表彰が行われました。

また、今回特別に株式会社龍角散 代表取締役社長 藤井 隆太 氏にフルートの演奏をしていただきました。



「登録販売者の日」認定証授与
左:日本記念日協会 加瀬 氏 右:登録販売者委員会 浦上委員長



藤井社長によるフルート演奏

★ブースコンテスト

部門	受賞名	受賞社名	出展ゾーン
総合の部	最優秀大賞	花王グループ	ビューティケア
	大賞	(株)コーセー/コーセーコスメポート(株)	ビューティケア
	準大賞	フマキラー(株)	ホームケア
	準大賞	資生堂ジャパン	ビューティケア
	準大賞	クラシエホームプロダクツ販売(株) /クラシエ薬品(株)/クラシエフーズ(株)	ヘルスケア
	優秀賞	(株)ネイチャーラボ	ビューティケア
	優秀賞	大幸薬品(株)	ヘルスケア
	優秀賞	(株)ダリヤ	ビューティケア
	優秀賞	(株)井田両国堂	ビューティケア
	優秀賞	大木ヘルスケアホールディングス(株)	ヘルスケア
	バイヤーズ賞	エステー(株)	ホームケア
	バイヤーズ賞	SHO-BI(株)	ビューティケア
	バイヤーズ賞	ユニリーバ・ジャパン・CM(株)	ビューティケア
	バイヤーズ賞	(株)ウエルネスジャパン	ビューティケア
	バイヤーズ賞	シオノギヘルスケア	ヘルスケア
特別賞の部	協会会長特別賞	武田コンシューマーヘルスケア(株)	ヘルスケア
	協会会長特別賞	共創未来グループ 東邦薬品(株)	ヘルスケア
	協会会長特別賞	(株)ファッションあらた/(株)アクシス	ビューティケア
	実行委員長特別賞	Chunichi/TOSHO	ストア&ファーマシーソリューション
	実行委員長特別賞	救心製薬(株)	ヘルスケア

★新商品コレクション2019

	日本チェーンドラッグストア協会 会長賞	第19回JAPANドラッグストアショー 実行委員長賞	日本チェーンドラッグストア協会 特別賞
業界関係者 投票部門	P&Gジャパン(株) アリエールジェル プラチナスポーツ	(株)ダリヤ サロン ド プロ カラートリートメント	アース製薬(株) モンダミン自動ディスペンサーセット
一般来場者 投票部門	(株)グラフィコ オキシクリーン ホワイトリバイブ	日清食品(株) カップヌードル コッテリーナイス	第一三共ヘルスケア(株) ミノン アミノモイスト 敏感肌・混合肌ライン

ドラッグストア流通記者会シンポジウム

日本チェーンドラッグストア協会 20 周年記念事業として、故宗像事務総長が提案し、記者会の賛同により、今回開催となりました。

テーマは“専門誌記者から見たこれからのドラッグストア”で藤田道男((一社)・次世代薬局研究会 2025 代表)の進行により進められました。シンポジストとテーマはそれぞれ、玉田慎二(医薬経済社論説委員)“ドラッグストアにおける調剤”、大川善礦(ドラッグストア流通研究所)“食と健康”、菅原幸子(月刊ドラッグマガジン編集長)“ドラッグストアにおけるテクノロジー活用”、田口香世(2020Value Creator 編集長)“流通業全体から見たドラッグストア”として、講演いただきました。

記者ならではの視点での講演は大変勉強になり、聞きごたえのある内容でした。

<開催概要>

日時:2019年3月14日(木)14:00~15:30
 場所:千葉 幕張メッセ 国際展示場内4ホール
 セミナールームB
 参加者数:約 80 名



標準EDI(流通BMS)推進特別セミナー 開催報告

「標準EDI(流通BMS)普及推進と軽減税率システム対応」

～食と健康を推進するドラッグストア～

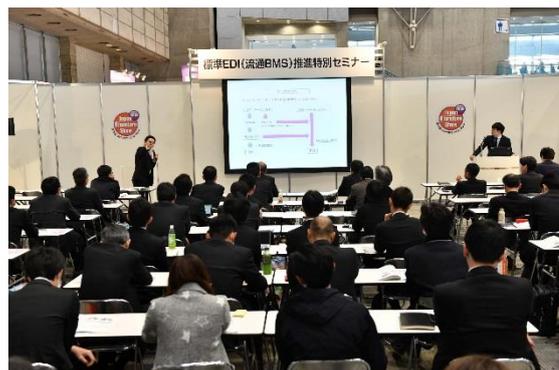
冒頭、江黒委員長と後援をいただいた経済産業省 消費・流通政策課 田村課長補佐にご挨拶をいただきました。講演は、はじめに金融連携やキャッシュレス決済を今後進める上での理解を深めるため、全国銀行協会 事務・決済システム部 浅田 寿人 様より「全銀EDIシステム」について、みずほ銀行 デジタルイノベーション部 副部長 柿原 慎一郎 様より「J-COIN PAY」について、詳しく解説いただきました。続いて、消費税軽減税率制度のシステム対応について、国分グループ本社株式会社 情報システム部 物流システム部 物流システム2課 グループ長 平田 幸則 様より「流通BMS導入状況と軽減税率対応について」と題して、今後の流通BMSでの対応について詳しく解説いただきました。その後、財務省 主税局税制第二課 課長補佐 加藤博之 様が制度についての現状と課題について解説を行ない、経済産業省 経済産業政策局 企業行動課 係長 小倉啓太郎 様に時折、質問して答える形式で進めていただきました。

最後に、一般財団法人流通システム開発センター(流通BMS協議会)様から、今回のセミナーのまとめや他団体の導入状況、今後についてわかりやすくご報告いただきました。

参加者は、流通BMSの導入や新しいシステム構築に関わる内容についての具体的な話に熱心に耳を傾けていました。今後も引き続き、標準EDIの普及に向けた活動を積極的に進めてまいります。

<開催概要>

日時:2019年3月15日(金)14:00~16:15
 場所:千葉 幕張メッセ 国際展示場内4ホール
 セミナールームA
 参加者数:約 90 名



日本チェーンドラッグストア協会 設立 20 周年記念事業 「食と健康」市場創造プロジェクト 実証実験の中間報告会 報告

平成30年3月16日(金)、JAPANドラッグストアショー初日、千葉県幕張メッセ国際展示場内セミナールームで「JACDS 設立 20 周年記念事業「食と健康」市場創造プロジェクトによる実証実験の中間報告会が開かれました。

中間報告会は1部、2部構成で、第1部は実証実験中間報告、第2部は「ドラッグストアは地域住民の健康寿命延伸にいかに関与するか」をテーマに、5名のパネリストによるパネルディスカッションが行われた。

第1部の中間報告では、「食と健康」市場創造に向けた実証実験の狙いについて、陳列・商品構成の特徴について、注目・牽引商品の紹介について、それぞれ報告した。

第2部のパネルディスカッションでは次のテーマについて討論した。

- ①「食と健康」プロジェクトの基本的な考え方について
- ②健康市場を獲得するための行政、地域連携について
- ③健康市場獲得のためにドラッグストアがすべきこと、ドラッグストアに期待すること
- ④今後、健康市場獲得のための JACDS の今後の方向について



《開催概要》

日時: 2019年3月15日

第1部 「食と健康」市場創造プロジェクト 実証実験 中間報告

- ・中間報告概要 横田 敏(日本チェーンドラッグストア協会第3事業部長)
- ・陳列・商品構成の特徴 佐々木 誠(「食と健康」市場創造プロジェクトチームメンバー)
- ・牽引商品の紹介 小宮山 正規(日本水産(株)食品機能科学研究所機能性食品推進課担当課長)

第2部 パネルディスカッション「ドラッグストアは地域住民の健康寿命延伸にいかに関与するか」 パネリスト

- 後藤 輝明(株)ツルハ 取締役 常務執行役員)
- 本橋 勝(ウエルシア薬局(株) 総務本部 リスク管理部部長)
- 菅原 正勝(株)スギ薬局 健康経営推進室室長)
- 宇野 文博(株)同文書院 代表取締役)
- 今西 信幸(日本チェーンドラッグストア協会事務総長、日本ヘルスケア協会会長)
- 進行:横田 敏(日本チェーンドラッグストア協会第3事業部長)

第14回セルフメディケーションアワード 受賞者表彰・記念セミナー開催報告

3月16日（土）幕張メッセ会場内のセミナールームにおいてグランプリ受賞者の発表、記念セミナーを開催しました。業界関係者のみならず、一般の方にもセルフメディケーション推進、ドラッグストア業界、ドラッグストアで働く専門家の役割をアピールするイベントです。



グランプリ受賞者の記念発表の様子



立ち見が出るほど盛況な会場の様子

第7回 健康（セルメ）川柳コンクール 結果報告

国民の皆様幅広く遊び心で参加していただくことで、JACDSが取り組んでいるセルフメディケーション推進を広く一般の方に知っていただきたく、第7回目の開催となりました。

国民にセルフメディケーションという言葉を知っていただくという目的が着実に成果をあげていると感じています。



各賞を決定する最終選考会の様子



イベントステージでの結果発表の様子

《コンクール全体概要》

- ・ 作品募集期間：2018年10月1日～2019年1月31日
- ・ 応募方法：パソコン・携帯電話による応募フォーム、ハガキ、FAX等々
- ・ 応募作品総数：約19,000作品
- ・ 優秀100作品および受賞作品をイベントステージ横に掲示、
- ・ 受賞作品はイベントステージ、レセプションパーティーにおいて発表後、イベントステージ横に掲示

《受賞作品》

協会ホームページで公開しています。ごちらも是非ご覧下さい。

http://www.jacds.gr.jp/senryu/result_7th.html

第3回JACDS薬剤師学術セミナー

3月15日(金)～17日(日)の3日間、国際展示場内のセミナールームでJACDS薬剤師学術セミナーを開催しました。認定薬剤師研修として、今年で第3回となります。

合計で9セッション、フレイル予防、糖尿病の療養指導における薬剤師の役割、生活習慣病薬剤の落とし穴、漢方の基本、健康食品の現状と医薬品との相互作用、医師から見た在宅調剤の実践など多彩でタイムリーなプログラムの下、熱のこもった講義と質疑応答で大いに盛り上がりました。

なお、9セッションのうち4セッションをスポンサーセッションと銘打ち、企業や団体から講師の派遣や軽食の提供などの協力をいただきました。

ドラッグストアにおける薬剤師の役割は今後ますます重要になっていきます。協会ではこれからも薬剤師向けの学術イベントに力を入れていきたいと考えています。

<開催概要>

日時:2019年3月15日(金)～17日(日)

場所:千葉 幕張メッセ 国際展示場内4ホール

セミナールームC



■厚生労働省等特別講演会 ※学術セミナーの2セッションに該当

厚生労働省の森和彦大臣官房審議官による、「医薬品医療機器等法改正のポイント」と題する講演会を開催しました。改正案が国会に上程される直前の、薬系技官トップの講演とあって、会場は超満員、大盛況でした。

これ以外にも、日本薬剤師会との共同企画で、「薬剤師の副作用報告の勧め—その意義と実践」をテーマに特別講演会を開催しました。講師は日本薬剤師会の島田光明常務理事。また、「怖い薬剤耐性(AMR)感染症—知っておきたい予防への取り組み」をテーマに、我が国の第一人者で、国の司令塔である国立国際医療研究センターAMR臨床カンファレンスセンター長の大曲貴夫氏による特別講演会も開催しました。いずれも、タイムリーな講演会ということで、多くの方に参加いただきました。

<開催概要>

日時:2019年3月15日(金)、16日(土)

場所:千葉 幕張メッセ 国際展示場内4ホール

セミナールームC



千葉県保健福祉局地域包括ケア推進課、JACDS千葉市支部合同開催 認知症サポーター養成講座

3月15日(金)と17日(日)国際展示場内セミナールームにおいて、「認知症サポーター養成講座」を開催しました。この企画は、JACDS千葉市支部と千葉県保健福祉局地域包括ケア推進課との共催によるものです。

千葉県保健福祉局には年2回、千葉市支部長が訪問し意見交換を行ってきました。その中で、昨年は課長によるセミナーを開催し、今回は厚生労働省も推奨する「認知症サポーター養成講座」の開催となりました。

認知症サポーターとは、認知症に関する正しい知識と理解を身に付けている人のことです。この講座を受講した方には「認知症の人を応援します」という目印のオレンジリングをお渡ししました。認知症の方の支えとなるサポーターを増やし地域で安心して生活できる社会を目指しています。

<開催概要>

日時:2019年3月15日(金)、17日(日)

場所:千葉 幕張メッセ 国際展示場内4ホール

セミナールーム

参加者数:15日約40名、17日約100名



「こどもやくざいし体験コーナー」開催報告

ドラッグストアの調剤を身近に知ってもらうための企画で、今回で4年連続の開催となりました。

今年も朝の開場と同時に「あったあった、ここ、ここ」と一目散に走り寄ってくる親子連れにイベントとして完全に定着してきたことが感じられました。2日間、朝から夕刻まで順番待ちの列ができるなど大盛況でした。

調剤室の中でどのような手順で作業が行われているのか、自動分包機に入れた薬がどのように分包されるのか、親子ともども興味は尽きない様子。体験後はお薬(お菓子)と修了証を持って記念撮影。子供用の白衣はそのまま差し上げましたので、会場内で白衣の子供たちを目にされた方も多いはず。

<<開催概要>>

日時:2019年3月16日(土)、17日(日)

10:00~17:00

場所:8ホール奥 こども薬剤師体験コーナー

参加者数:約700組



日本チェーンドラッグストア協会、ドラッグストア MD 研究会共催セミナー

いよいよ始まる消費税増税・軽減税率 対応のポイント

いよいよ本年 10 月より消費税率の変更及び軽減税率の導入が実施されます。流通業全体に影響があり、全ての企業が対応しなければならない極めて重要な内容です。各社が準備しなければならない内容とポイント、前回の消費税率の変更時に生活者と小売業はどのような行動をとり、小売業にどのような影響を与えたのか解説しました。

①消費税増税の概要について

②2014 年 4 月の消費税増税の振り返りと駆け込み需要について

③主な増税対策案について

(軽減税率、駆け込みアオリ禁止、キャッシュレス決済還元)

④増税に関する生活者行動

⑤キャッシュレス化推進について

《開催概要》

日時: 2019 年 3 月 14 日(木) 14:30~16:00

場所: 千葉市・幕張メッセ セミナールーム C

主催: 日本チェーンドラッグストア協会、ドラッグストア MD 研究会共催セミナー

14:30~15:50: いよいよ始まる消費税増税・軽減税率 対応のポイント

株式会社インテージ 流通・広告・メディア事業本部

Customer Experience Design部 古林 紀彦様



「アドバイザーのための更新セミナー」開催

最新情報を習得し、自己学習・店頭でのアドバイスに活かす

3月15日(金)に第19回JAPANドラッグストアショーの同時開催として更新セミナーが、千葉・幕張メッセで行われました。当日は多くの受講者をご参加され、熱心にメモを取りながら講師の話に耳を傾けていました。参加された方からは、「毎年参加していますが、今回も店頭で役立つ知識をたくさん教わりました」、「これからは正確な情報を入手してお客様に伝えていきたい」などの感想が寄せられました。

更新セミナー①

「睡眠について考える」

医薬情報研究所 / 株式会社エス・アイ・シー 堀 美智子 氏

レム睡眠・ノンレム睡眠、不眠症について、睡眠12個条等睡眠に関する様々なお話があった。睡眠に必要なのは、時間より深さであること、また不眠の悩みは、日常の生活指導で改善できる場合もあること等、現場で活用できる知識を得られるセミナーであった。お客様に睡眠改善の薬を渡すだけでなく、その際に生活の事をヒアリングしたり、睡眠12個条の話をしたり、明日からの接客に役立つ内容であったとの感想が寄せられた。



更新セミナー②

「アスリートの健康の悩みに応える」

健康科学アドバイザー 福田 千晶 氏

オリンピック開催を控え、アスリートへの関心が高まる中でのテーマであった。マスターズや、年配者の国体など、意外と身近なところにアスリートが存在していることや、身体的、メンタル的に過度なストレスにさらされ、一般の人達以上にケガ、病気や精神的悩みが多いことなど、講師自身の経験をふまえたお話があった。ドーピングとOTC薬、サプリメントの関係など、現場で知っておかなければいけない知識を学べた内容であったとの感想が寄せられた。



一般社団法人日本ヘルスケア協会 (JAHI) 主催

「女性の健康管理に関する研修会」

JAHI・ヘルスケアの職能に関する研究会 座長 堀 美智子 氏

女性の健康について様々なお話がされた。骨粗鬆症の予防や、更年期障害の話、月経についてなど、女性の健康に関する、様々な内容のお話がありました。周囲の人達や、接客の現場で正しい知識を伝えていくことを決意させるセミナーであった等の声が寄せられた。

平成30年度日本薬業専門学校連絡協議会開催報告

S・Mアワード学生代表の論文発表聴講と JACDSとの意見交換が行われた。

平成30年3月16日(土)14:00~16:00に「第19回JAPANドラッグストアショー」開催中の幕張メッセ国際展示場内4ホール会議室で行われた。今回は、2部構成で実施された。

第1部では、ホール内のセミナールームで実施されたセルフメディケーションアワード記念イベントを聴講した。イベントでは、アワードグランプリ受賞作とともに学生部門特別賞受賞作品の論文発表も行われた。意見交換が行われた。



JACDSと学校会員の先生方との活発な意見交換が行われた。

第2部では、場所を会議室に移し、例年通りの会議形式で実施された。冒頭にセルフメディケーションアワード審査委員長の日本薬業研修センター川島名誉理事より、アワード応募作品の総評及び学生から寄せられた応募作について話をされ「学生の意見はより生活者の感覚に近い、意見・提言であり、業界としてもしっかり受け止めるべきだと感じる」等のお話があった。続いて、JACDSセルフメディケーションアワード・櫻井委員長より「ドラッグストア業界が期待する、専門学校教育、学生について」のお話があった。また、JACDS登録販売者委員会より長谷川委員から「JACDSが取り組む、”登録販売者”の認知度向上の取り組み」についてお話をされた。

その後、参加校から近況及び要望・質問を頂いたが、前半のお話に関する質問や要望事項、学校としての取り組みについて、各先生方から多くのご意見を頂き、活発な意見交換が行われた。

出席者(敬称略)

- ・一般社団法人日本薬業研修センター 名誉理事 川島 光太郎
- ・JACDS S・Mアワード委員長 櫻井 清
- ・JACDS 登録販売者委員会 長谷川 美鈴

日本チェーンドラッグストア協会学校会員(50音順)

- ・あいちビジネス専門学校
- ・福岡医健・スポーツ専門学校
- ・早稲田速記医療福祉専門学校
- ・東京医薬専門学校
- ・北海道医薬専門学校

JAPANドラッグストアショーにアジアの各国から訪日団

中国、台湾、韓国など4団体が視察

第19回JAPANドラッグストアショーの視察にアジア各国の業界団体が訪れ、JACDS執行部に表敬訪問されました。

JAPANドラッグストアショー初日の15日(金)に、台湾から中華商店経営発展協会、台湾保健栄養食品工業同業公會、中国から中国医薬商業協会、そして韓国からは韓国チェーンストア協会が来場しました。会場内を見学し、日本の業界の近況の説明を受け、JACDS執行部と面談を行いました。

JACDS執行部との面談では、日本経済の近況やドラッグストア経営の問題について熱心に質問をし、意見交換が行なわれました。また、JAPANドラッグストアショーについては「大変参考になるイベントで、注目している。今後、さらなる交流を通じて、友好と発展を目指したい」とコメントされました。



▲韓国チェーンストア協会



▲中国医薬商業協会



▲台湾保健栄養食品工業同業公會



▲中華商店経営発展協会

「健康&美容、快適生活の産業と未来展」

3月15日から17日までの3日間にわたり、千葉・幕張メッセにて第3回ライフスタイルビジョン（第19回 JAPAN ドラッグストアショー同時開催）が開催されました。

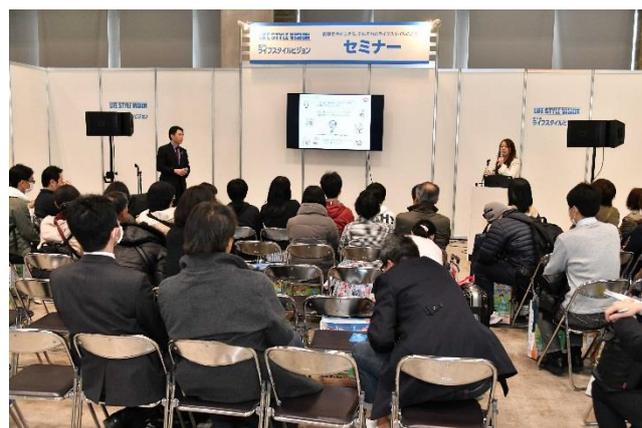
日本ヘルスケア協会では JAPAN ドラッグストアショーと同時開催で、健康寿命延伸をテーマに、シニア・アクティブシニアの新しいライフスタイル提案を目的とした展示を2017年から開催しています。

今回は、「健康寿命延伸を支える世代のライフスタイル」に対象世代を拡大し、「健康&美容、快適生活の産業と未来展」をテーマに開催しました。20代～30代のための『ファミリーライフゾーン』、40代～50代のための『ミドルライフゾーン』、60代～70代のための『シニアライフゾーン』と3世代ごとのテーマに分けた健康・美容・快適生活に関する情報の提案を行いました。

また、会場内のセミナールームでは生活に役立つセミナーが開催され、家族連れの方々も多く参加されました。



▲「健康寿命延伸に貢献する外食産業を目指して」
株式会社吉野家



▲「みんなのできる、在宅感染症予防！」
日本ヘルスケア協会 在宅感染症予防部会



▲「野菜でセルフメディケーション」
日本ヘルスケア協会 野菜で健康推進部会



▲「終活とエンディングノート」
終活大学コンソーシアム

<第19回 2018年度> 日本のドラッグストア実態調査 調査結果のご報告

- 総店舗数は調査開始から連続増加、2万228店舗へ
- 総売上高は7兆2,744億円、前年比伸び率は106.2%と3年連続の高成長
- 1店舗当たりの売上高は過去最高を更新し3億5,962万円を達成

今回で19回目となる「日本のドラッグストア実態調査」は、マスコミをはじめ内外の銀行・証券、シンクタンク等の市場調査関係者からの問い合わせが年々増加しています。これは、ドラッグストアの役割や当業界への注目度が大きくなっている何よりの証左と言えます。

今回もご多忙の折、貴重なデータの提供をいただきました正会員の皆様のご協力に感謝申し上げます。この会報誌上では、「第19回 JAPAN ドラッグストアショー」での発表内容に補足事項を追加した調査結果のご報告をいたします。

<今回調査の内容>(※詳細は末尾参照)

調査目的

- (1)日本のドラッグストアの実態を把握する。
- (2)2000年度を初回とし、毎年同じ方法で調査を実施することにより、日本のドラッグストア業態の動向と変化を明らかにする。

実施期間

2018年10月1日～2019年1月31日(会員外会社に対する調査期間を含む)

調査項目

- (1)ドラッグストアの売上高(商品別)、取扱い商品数(SKU)
- (2)ドラッグストアの店舗数(規模別、都道府県別を含む)
- (3)ドラッグストアの従業員数(薬剤師、登録販売者、他)
- (4)処方箋取扱い店舗数、処方箋取扱い枚数

注)ドラッグストア対象の調査であるが、「調剤専門店(調剤薬局)」の関連調査を含む

有効回答数

正会員123社中117社が回答(ドラッグストア非経営会社は対象外)

回答率95.1%(調査項目により非公開会社もあり、有効回答率は項目により異なる)

実施機関及び責任者

日本チェーンドラッグストア協会 執行委員会

執行委員長 根津 孝一(株式会社ぱぱす 代表取締役会長)

全国ドラッグストア店舗数調査(推計値)

■ 1. 全国ドラッグストア総店舗数 ※ 2万228店舗

第19回2018年度のJACDSの調査によると、日本のドラッグストア(Dg.S)の総店舗数は、前回2017年度の調査より694店舗増加し、2万228店舗であることがわかった。

調剤と食品の取り扱いの増加によるワンストップ・ショップとしての対応やドミナント強化等、大手企業による積極的な出店が継続している。

他方、近年の多業態を巻き込んだ競合の激化が続いており、企業数はM&A等による減少傾向が継続している。

店舗数は2000年度の調査開始以来、継続して増加しており、今回2万店を突破した。Dg.Sは、消費の多様化、狭小商圈化、高齢化対応など変化する商圈を的確に捉え、変貌を遂げつつ国民生活に浸透し、地域密着を進めている。

	企業数	総店舗数	増減		企業数	総店舗数	増減
2000年度(第1回)	579	11,787	-	2001年度(第2回)	590	12,558	+771
2002年度(第3回)	641	13,343	+785	2003年度(第4回)	642	14,103	+760
2004年度(第5回)	671	14,348	+245	2005年度(第6回)	640	14,725	+377
2006年度(第7回)	621	15,014	+289	2007年度(第8回)	605	15,384	+370
2008年度(第9回)	578	15,625	+241	2009年度(第10回)	549	15,971	346
2010年度(第11回)	535	16,259	+288	2011年度(第12回)	525	16,815	+556
2012年度(第13回)	523	17,144	+329	2013年度(第14回)	501	17,563	+419
2014年度(第15回)	486	17,953	+390	2015年度(第16回)	447	18,479	+526
2016年度(第17回)	431	18,874	+395	2017年度(第18回)	416	19,534	+660
2018年度(第19回)	409	20,228	+694				

また、総店舗数に占めるJACDS会員企業の店舗数は年々増加しており、現在は9割を超える店舗がJACDS会員店舗となっている。

正会員と非会員の内訳

	JACDS 正会員			非会員		
	企業数	店舗数	店舗数構成比	企業数	店舗数	店舗数構成比
2000年度(第1回)	232	7,728	65.6%	347	4,059	34.4%
2001年度(第2回)	218	8,151	64.9%	372	4,407	35.1%
2002年度(第3回)	214	8,818	66.1%	427	4,525	33.9%
2003年度(第4回)	206	9,586	68.0%	436	4,517	32.0%
2004年度(第5回)	211	9,886	68.9%	460	4,462	31.1%
2005年度(第6回)	202	10,328	70.1%	438	4,397	29.9%

2006年度(第7回)	193	10,808	72.0%	428	4,206	28.0%
2007年度(第8回)	178	11,203	72.8%	427	4,181	27.2%
2008年度(第9回)	174	11,822	75.7%	404	3,803	24.3%
2009年度(第10回)	176	12,705	79.6%	373	3,266	20.4%
2010年度(第11回)	166	12,997	79.9%	369	3,262	20.1%
2011年度(第12回)	163	13,677	81.3%	362	3,138	18.7%
2012年度(第13回)	163	14,061	82.0%	360	3,083	18.0%
2013年度(第14回)	151	14,973	85.2%	350	2,590	14.8%
2014年度(第15回)	148	15,804	88.0%	338	2,149	12.0%
2015年度(第16回)	141	16,437	88.9%	306	2,042	11.9%
2016年度(第17回)	128	17,109	90.6%	303	1,765	9.4%
2017年度(第18回)	123	17,626	90.2%	293	1,908	9.8%
2018年度(第19回)	123	18,638	92.1%	286	1,590	7.9%

■ 2. 全国 Dg.S 規模別店舗数 ≫ 大型店増加と中小型店減少の傾向が継続

集計(有効回答 179 社、1 万 7,988 店舗)によると、Dg.S の店舗規模では、150～300 坪クラスが 8,223 店舗で全体の 45.7%を占め、Dg.S の中心的規模には変化はない。

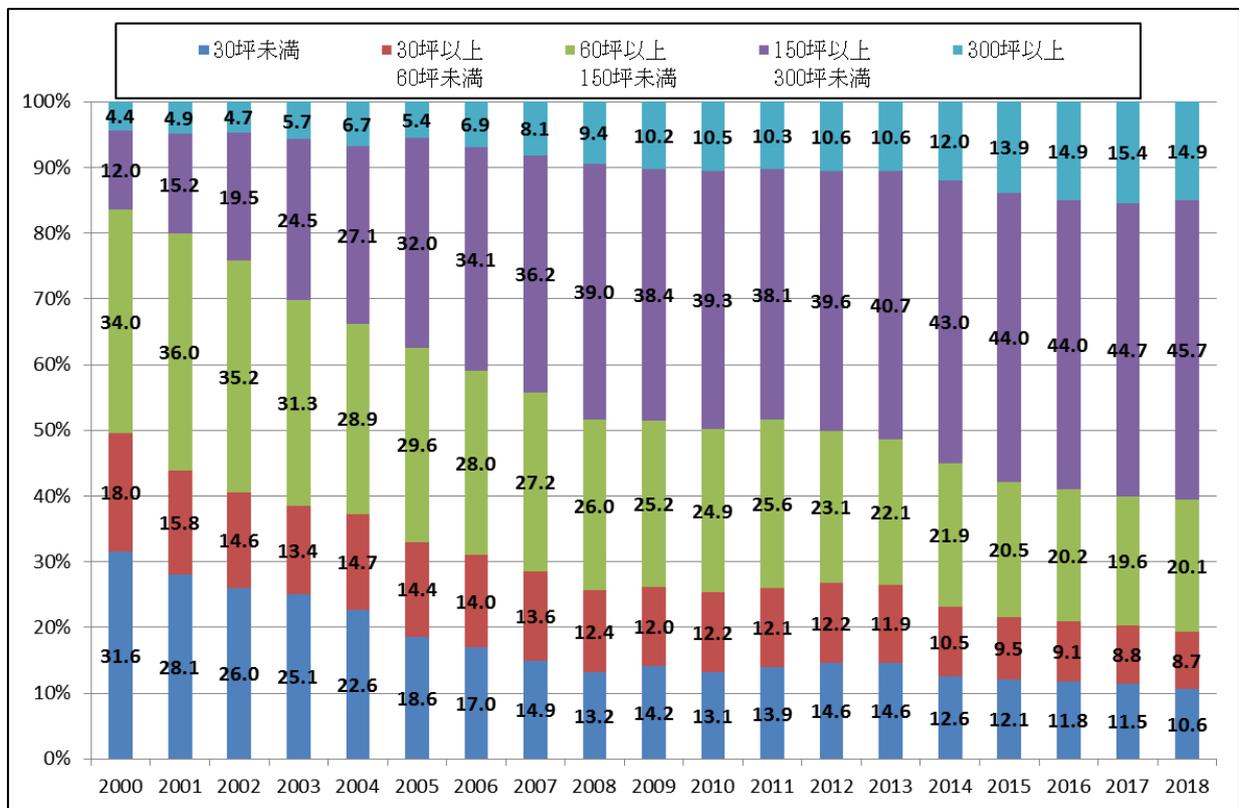
従前どおり 150 坪超を大型店とするならば、近年は大型店の比率が 6 割となり、一層の増加傾向が鮮明になった。駅前や繁華街等に出店する小型店が一定の比率を保ちながらも、調剤や食品を中心とする取り扱いカテゴリーの増加に対応した大型店が比率を高めている。

	総店舗数 (店)	規模別店舗数 (店)				
		30 坪未満	30 坪以上 60 坪未満	60 坪以上 150 坪未満	150 坪以上 300 坪未満	300 坪 以上
JACDS 正会員企業 (有効回答 ; 106 社)	17,146	1,611	1,467	3,469	8,134	2,465
非会員企業 (有効回答 ; 84 社)	842	302	94	139	89	218
合計(下段は構成比) (有効回答 ; 179 社)	17,988	1,913	1,561	3,608	8,223	2,683
	100%	10.6%	8.7%	20.1%	45.7%	14.9%
全国規模別推定店舗数 (有効回答構成比による)	20,228	2,151	1,755	4,057	9,247	3,017

規模別店舗数の増減推移

	第16回(2015年度)		第17回(2016年度)		第18回(2017年度)		第19回(2018年度)	
	店舗数	増減	店舗数	増減	店舗数	増減	店舗数	増減
30坪未満	2,234	-24	2,231	-3	2,246	+15	2,151	-95
30坪以上 60坪未満	1,762	-131	1,711	-51	1,713	+2	1,755	+42
60坪以上 150坪未満	3,796	-128	3,820	+24	3,826	+6	4,057	+231
150坪以上 300坪未満	8,126	+402	8,306	+180	8,734	+428	9,247	+513
300坪以上	2,562	+409	2,805	+243	3,015	+210	3,017	+2
合計	18,479	+526	18,874	+395	19,534	+660	20,228	+694

規模別店舗数構成比の推移



■ 3. 全国ドラッグストア 都道府県別店舗数

第19回2018年度の調査による日本のドラッグストアの都道府県別店舗数は以下のとおりとなっている。地域別には、首都圏(1都3県)に5,782店舗(28.6%)、関西圏(2府5県)に3,665店舗(18.1%)がある。

	正会員企業	会員外企業	合計
北海道	775	220	995
青森県	221	19	240
岩手県	202	7	209
宮城県	368	6	374
秋田県	160	7	167
山形県	211	0	211
福島県	228	5	233
茨城県	442	2	444
栃木県	277	25	302
群馬県	334	4	338
埼玉県	1,137	35	1,172
千葉県	888	174	1,062
東京都	2,002	268	2,270
神奈川県	1,228	50	1,278
新潟県	278	66	344
富山県	188	10	198
石川県	208	0	208
福井県	94	119	213
山梨県	144	7	151
長野県	309	24	333
岐阜県	337	26	363
静岡県	514	15	529
愛知県	980	77	1,057
三重県	259	10	269

	正会員企業	会員外企業	合計
滋賀県	236	0	236
京都府	404	6	410
大阪府	1,406	115	1,521
兵庫県	761	51	812
奈良県	199	20	219
和歌山県	165	33	198
鳥取県	88	8	96
島根県	102	3	105
岡山県	284	20	304
広島県	408	32	440
山口県	224	10	234
徳島県	113	15	128
香川県	189	4	193
愛媛県	229	4	233
高知県	121	2	123
福岡県	681	40	721
佐賀県	104	8	112
長崎県	159	13	172
熊本県	257	14	271
大分県	150	5	155
宮崎県	153	0	153
鹿児島県	283	1	284
沖縄県	138	10	148
合計	18,638	1,590	20,916

(有効回答) (123社) (286社) 409(社)

全国ドラッグストア売上高調査(推計値)

■ 1. 全国ドラッグストア総売上高 ≫ 7兆2,744億円

正会員会社(94社 14,963店舗)の集計によると、5兆8,445億円の市場規模であることが確認できた。これを基に店舗の確認ができた全国のDg.S409社2万228店の推定売上高は、7兆2,744億円、2017年度対比の伸び率では106.2%の結果であった。

前々回の調査から引き続き、調剤分野への積極的な取り組み、食品取り扱いの強化、訪日外国人によるインバウンド需要の取り込み、目的来店性の高まりによるワンストップショッピングの効果、これらを背景にした積極的な出店が前年同様の大幅な成長につながったと考える。

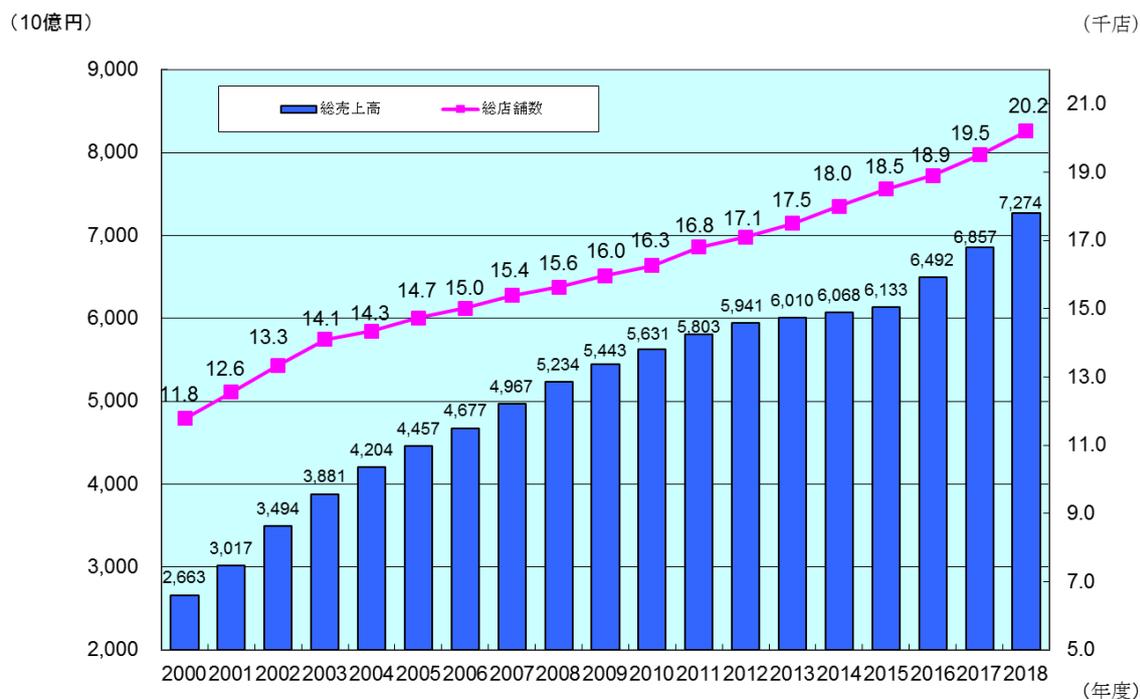
ドラッグストアが日本の産業として国民から信頼され、なくてはならないものとして期待されている証左といえる。

(億円/年、%)

調査年度		2015年度 (第16回)	2016年度 (第17回)	2017年度 (第18回)	2018年度 (第19回)
JACDS 正会員企業 (有効回答: 94社 14,963店舗)	売上高	47,765	52,098	50,537	58,445
	前年比	(103.8) ^注	(109.7) ^注	(105.6) ^注	108.4
全国推定売上高 (409社 20,228店舗)	売上高	61,325	64,916	68,504	72,744
	前年比	101.1	105.9	105.5	106.2

注)JACDS 正会員企業欄()内の前年比は、2015年度は130社 14,393店舗の各実績ベースです。2016年度は109社 15,147店舗、2017年度は84社 13,066店舗 2以下に共通。

全国ドラッグストア総売上高と店舗数の推移



■ 2. 全国ドラッグストア 調剤・ヘルスケア売上高 ≫ 2兆2,757億円

正会員会社(94社 14,963店舗)の集計では、1兆8,848億円、昨年比107.2%であった。これを基に店舗の確認ができた全国のDg.S409社2万228店の売上高を推定すると2兆2,757億円、昨年比105.1%となった。

(億円/年、%)

調査年度		2015年度 (第16回)	2016年度 (第17回)	2017年度 (第18回)	2018年度 (第19回)
JACDS 正会員企業 (有効回答: 94社 14,963店舗)	売上高	13,257	13,973	16,550	18,848
	前年比	(103.6) ^注	(110.0) ^注	(103.8) ^注	107.2
全国推定売上高 (409社 20,228店舗)	売上高	19,664	20,874	21,649	22,757
	前年比	100.9	106.2	103.7	105.1

注)「総売上高」の注記に同じ

※第18回よりカテゴリー分類を医薬品から調剤・ヘルスケアに変更した事にもない、第17回以前の金額比較についての整合性はない。

■ 3. 全国ビューティケア売上高 ≫ 1兆5,117億円

正会員会社(94社 14,963店舗)の集計値では、1兆2,956億円、昨年比107.7%であった。これを基に店舗の確認ができた全国のDg.S409社2万228店の売上高を推定すると1兆5,117億円、昨年比105.6%となった。

(億円/年、%)

調査年度		2015年度 (第16回)	2016年度 (第17回)	2017年度 (第18回)	2018年度 (第19回)
JACDS 正会員企業 (有効回答: 94社 14,963店舗)	売上高	10,062	10,685	11,548	12,956
	前年比	(100.4) ^注	(109.2) ^注	(104.8) ^注	107.7
全国推定売上高 (409社 20,228店舗)	売上高	12,972	13,670	14,314	15,117
	前年比	97.8	105.4	104.7	105.6

注)「総売上高」の注記に同じ

※第18回よりカテゴリー分類を医薬品から調剤・ヘルスケアに変更した事にもない、第17回以前の金額比較についての整合性はない。

■ 4. 全国ホームケア売上高 ≫ 1兆5,402億円

正会員会社(94社 14,963店舗)の集計では9,955億円、昨年比106.4%であった。これを基に店舗の確認ができた全国のDg.S409社2万228店の売上高を推定すると、1兆5,402億円、前年比104.3%となった。

(億円/年、%)

調査年度		2015年度 (第16回)	2016年度 (第17回)	2017年度 (第18回)	2018年度 (第19回)
JACDS 正会員企業 (有効回答: 94社 14,963店舗)	売上高	10,958	11,690	8,736	9,955
	前年比	(105.0) ^注	(109.0) ^注	(106.3) ^注	106.4
全国推定売上高 (409社 20,228店舗)	売上高	13,213	13,899	14,762	15,402
	前年比	102.3	105.2	106.2	104.3

注)「総売上高」の注記に同じ

※第 18 回よりカテゴリー分類を医薬品から調剤・ヘルスケアに変更した事にもない、第 17 回以前の金額比較についての整合性はない。

■ 5. 全国フーズ・その他売上高 ≫ 1兆 9,468 億円

正会員会社(94社 14,963店舗)の集計では、1兆 6,686億円となり、伸び率は昨年比 111.7%となった。これを基に、店舗の確認ができた全国の Dg.S409 社 2万 228店の売上高を推定すると 1兆 9,468億円、伸び率は 109.5%となった。

(億円/年、%)

調査年度		2015年度 (第16回)	2016年度 (第17回)	2017年度 (第18回)	2018年度 (第19回)
JACDS 正会員企業 (有効回答: 94社 14,963店舗)	売上高	13,488	15,749	13,703	16,686
	前年比	(105.7) ^注	(110.3) ^注	(108.0) ^注	111.7
全国推定売上高 (409社 20,228店舗)	売上高	15,476	16,473	17,779	19,468
	前年比	103.0	106.4	107.9	109.5

注)「総売上高」の注記に同じ

※第 18 回よりカテゴリー分類を医薬品から調剤・ヘルスケアに変更した事にもない、第 17 回以前の金額比較についての整合性はない。

■ 6. 全国商品別売上高構成比 ≫ 調剤・ヘルスケアが全体の 3割強

Dg.S409 社 2万 228店の集計で見た商品別売上高構成比は、調剤・ヘルスケアが 31.3%、ビューティケアが 20.8%、ホームケアが 21.2%、フーズ・その他が 26.7%となった。フーズ・その他のカテゴリーが非常に大きく伸びたことから、それ以外のカテゴリーの構成比率が低下した。

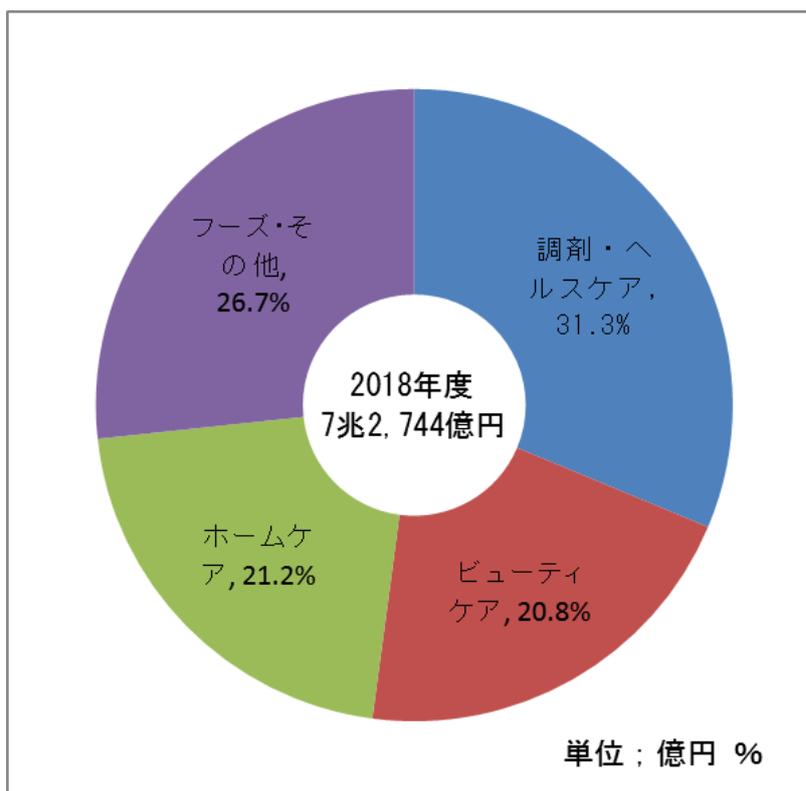
なお、本調査で採用している「カテゴリー分類」は経済産業省の商業動態統計の分類を参考に作成したものであり、別表に示した。

(億円/年、%)

		調剤・ヘルスケア		ビューティケア		ホームケア		フーズ・その他		合計
		売上高	構成比	売上高	構成比	売上高	構成比	売上高	構成比	売上高
JACDS 正会員企業 (有効回答: 94社 14,963店舗)	売上高	18,848	32.2	12,956	22.2	9,955	17.0	16,686	28.5	58,445
	前年比	107.2	—	107.7	—	106.4	—	111.7	—	108.4
全国推定売上高 (409社 20,228店舗)	売上高	22,757	31.3	15,117	20.8	15,402	21.2	19,468	26.7	72,744
	前年比	105.1	—	105.6	—	104.3	—	109.5	—	106.2

注) 正会員企業 109社 15,147店舗の有効回答数値を基に推定。

カテゴリー別売上高構成比（2018年度）



カテゴリー名称	内容例示
調剤	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬、技術料など
ヘルスケア	≪OTC医薬品≫ 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）等 ≪ヘルスケア用品≫ 脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等 ≪介護用品≫ 大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等 ≪ベビー用品≫ 育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等 ≪健康食品≫ 健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティケア	≪化粧品≫ 口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等 ≪ビューティケア小物≫ 化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等 ≪トイレタリー≫ 歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）等
ホームケア	≪家庭用品≫ バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等 ≪日用消耗品≫ 住まいの洗剤、防虫剤、トイレトペーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等 ≪ペット用品≫ ペットフード、ペット用装飾品、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用シート等
フーズ	生鮮食品、菓子類、飲料、米、飲料、日配食品、乳製品、酒類、冷凍食品などの一般食品
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具、玩具、各種有料サービスなど

■ 7. 全国ドラッグストア 1店舗あたり売上高 >> 3億5,962万円

今回調査では、日本の Dg.S1 店舗あたりの売上高は 3 億 5,962 万円(前年比 102.5%)となった。前回に続いて増加し、これまでの調査結果の最高を更新した。

	総店舗数	総売上高 (億円)	1店舗当り 売上高(百万円)	前年比
2000 年度 (第 1 回)	11,787	26,628	225.9	—
2001 年度 (第 2 回)	12,558	30,169	240.2	106.3%
2002 年度 (第 3 回)	13,343	34,936	261.8	109.0%
2003 年度 (第 4 回)	14,103	38,814	275.2	105.1%
2004 年度 (第 5 回)	14,348	42,042	293.0	106.5%
2005 年度 (第 6 回)	14,725	44,568	302.7	103.3%
2006 年度 (第 7 回)	15,014	46,774	311.5	102.9%
2007 年度 (第 8 回)	15,384	49,674	322.9	103.6%
2008 年度 (第 9 回)	15,625	52,336	335.0	103.7%
2009 年度 (第 10 回)	15,971	54,430	340.8	101.7%
2010 年度 (第 11 回)	16,259	56,308	346.3	101.6%
2011 年度 (第 12 回)	16,815	58,026	345.1	99.7%
2012 年度 (第 13 回)	17,144	59,408	346.5	100.4%
2013 年度 (第 14 回)	17,563	60,097	342.2	98.7%
2014 年度 (第 15 回)	17,953	60,679	338.0	98.7%
2015 年度 (第 16 回)	18,479	61,325	331.9	98.2%
2016 年度 (第 17 回)	18,874	64,916	343.9	103.6%
2017 年度 (第 18 回)	19,534	68,504	350.7	102.0%
2018 年度 (第 19 回)	20,228	72,744	359.6	102.5%

JACDS 正会員企業に係るその他の調査

■ 1. 一社あたり店舗数(チェーン数)

正会員企業からの有効回答 123 社 18,638 店舗から導かれる 1 社当り店舗数は、151.5 店舗と 11.6 店舗の増加となった。大手企業による意欲的な出店と M&A 等による中小企業の退会などの理由から 1 社当たりの店舗数の増加は加速傾向にあるといえる。

	有効回答企業数	店舗数	1社当り店舗数	増減
2000 年度 (第 1 回)	232	7,728	33.3	—
2001 年度 (第 2 回)	218	8,151	37.4	+4.1

2002年度(第3回)	214	8,818	41.2	+3.8
2003年度(第4回)	206	9,586	46.5	+5.3
2004年度(第5回)	211	9,886	46.9	+0.3
2005年度(第6回)	202	10,328	51.1	+4.3
2006年度(第7回)	193	10,808	56.0	+4.9
2007年度(第8回)	178	11,203	62.9	+6.9
2008年度(第9回)	174	11,822	67.9	+5.0
2009年度(第10回)	176	12,705	72.2	+4.3
2010年度(第11回)	166	12,997	78.3	+6.1
2011年度(第12回)	163	13,667	83.9	+5.6
2012年度(第13回)	160	14,667	91.6	+7.7
2013年度(第14回)	150	15,170	101.1	+9.5
2014年度(第15回)	148	15,804	106.8	+5.7
2015年度(第16回)	136	15,916	117.0	+10.2
2016年度(第17回)	134	16,536	125.3	+8.3
2017年度(第18回)	126	17,626	139.9	+14.6
2018年度(第19回)	123	18,638	151.5	+11.6

■ 2. 処方箋取扱い店舗数(調剤併設店)

正会員からの有効回答 109 社 17,829 店舗の中で、処方箋を取扱っている店舗(調剤併設店)は、5,129 店舗、28.8%であった。ドラッグストア全体の規模拡大と同じような比率で処方箋取扱い店舗数は確実に増加している。

近年の傾向としてドラッグストア全体の 3 割程度の店舗が「面分業」に対応した店舗となっているといえる。

	有効回答企業数	店舗数	処方箋取扱店舗数	取扱率
2000年度(第1回)	132	4,886	964	19.7%
2001年度(第2回)	198	7,484	1,752	23.4%
2002年度(第3回)	191	7,907	1,838	23.2%
2003年度(第4回)	186	8,464	2,128	25.1%
2004年度(第5回)	201	9,822	2,286	23.3%
2005年度(第6回)	202	10,328	2,377	23.0%
2006年度(第7回)	193	10,808	2,502	23.1%
2007年度(第8回)	178	11,203	2,716	24.2%
2008年度(第9回)	174	11,822	2,878	24.3%
2009年度(第10回)	176	12,705	3,092	24.3%
2010年度(第11回)	166	12,997	3,307	25.4%

2011年度(第12回)	163	13,677	3,450	25.2%
2012年度(第13回)	159	12,354	3,458	28.0%
2013年度(第14回)	150	13,366	3,759	28.1%
2014年度(第15回)	148	14,626	4,191	28.6%
2015年度(第16回)	136	14,802	4,262	28.8%
2016年度(第17回)	116	15,611	4,482	28.7%
2017年度(第18回)	104	16,340	4,935	30.2%
2018年度(第19回)	109	17,829	5,129	28.8%

また、2018年度の調査で、処方箋取扱い店舗(調剤併設店)について回答いただいた企業のうち、ドラッグストアの店舗規模が確認出来た93社のデータによれば、店舗規模の内訳は以下の通りである。150坪以上300坪未満の規模での店舗での取扱い率の上昇が目立つ。

処方箋取扱い率(調剤併設店)

2018年度(第19回)	合計	30坪未満	30坪以上 60坪未満	60坪以上 150坪未満	150坪以上 300坪未満	300坪以上
処方箋取扱い店舗	5,129	247	177	860	2,357	470
総店舗数 (有効回答:109社)	17,829	728	895	3,229	7,862	2,445
処方箋取扱い率	28.8%	33.9%	24.3%	26.6%	30.0%	19.2%

※総店舗数と調剤併設店の合計のみを記載した企業があるため合計値と規模別の集計は相違する。

■ 3. 処方箋取扱い枚数(調剤併設店舗)

処方箋取扱い店舗(調剤併設店)における処方箋取扱い枚数は、処方箋取扱い枚数が確認できた3,581店舗(有効回答)の集計では1店舗あたり13,062枚であった。

調剤専門店の開設している企業で、処方箋取扱い枚数が確認できた88社、1,228店舗(有効回答)のデータから、1店舗あたりの処方箋年間取扱い枚数を算出すると年間21,035枚となり、調剤併設店は調剤薬局の6割程度の取扱い枚数という傾向になっている。

2018年度(第19回)	処方箋取扱い店舗(調剤併設店舗)有効回答; 52社						[参考] 調剤専門店 (調剤薬局) 有効回答: 88社
	合計	30坪未満	30坪以上 60坪未満	60坪以上 150坪未満	150坪以上 300坪未満	300坪以上	
店舗数	3,753	213	112	660	2,028	377	1,228
枚数(千枚)	49,022	4,971	1,994	7,113	16,976	5,311	25,830
1店舗当り 年間枚数(枚)	13,062	23,337	17,801	10,777	8,371	14,087	21,035

■ 4. 調剤・ヘルスケアの売上高

調剤・ヘルスケアの売上高については前回よりこれまでの「一般用医薬品(OTC)」と「薬局医薬品(調剤用医薬品)」という分類より変更となった。

91社の売上高の構成は調剤が32.0%(5,872億円)、ヘルスケアが68.0%(12,501億円)となっている。カテゴリー変更があったため過去の比率との整合性はなくなっている。

なお、調剤の売上高には、一般的に調剤技術料等の付帯費用が含まれている。

(億円/年、%)

	一般用医薬品(OTC)		薬局医薬品 (調剤技術料等を含む)		合計
	売上高	構成比	売上高	構成比	売上高
2013年度(第14回) 有効回答:127社	7,989	69.0%	3,585	31.0%	11,577
2014年度(第15回) 有効回答:124社	8,527	66.8%	4,237	33.2%	12,764
2015年度(第16回) 有効回答:99社	7,875	66.0%	4,438	34.0%	12,311
2016年度(第17回) 有効回答:96社	8,466	62.4%	5,095	37.6%	13,561
	ヘルスケア		調剤		
2017年度(第17回) 有効回答:84社	11,501	69.5%	5,048	30.5%	16,549
2018年度(第18回) 有効回答:91社	12,501	68.0%	5,872	32.0%	18,860

注) カテゴリー毎の売上を記載いただいた企業の集計値

■ 5. 取扱い商品数(SKUベース)

正会員からの有効回答が47社、1社当りの平均取扱い商品数(SKU)は全体では44,326SKUであった。取扱い商品数は年々増加しておりが、近年の特徴としてフーズ・その他の増加が際立っている。

(単位; SKU)

	取扱い総商品数	一般用医薬品 (OTC)	薬局医薬品	化粧品	日用雑貨	その他
2013年度(第14回) 有効回答:64社	32,423	3,321	2,247	12,072	9,594	8,928
2014年度(第15回) 有効回答:70社	34,573	3,612	1,799	11,593	8,785	8,806
2015年度(第16回) 有効回答:59社	34,617	3,351	2,176	11,612	9,249	8,270
2016年度(第17回) 有効回答:58社	35,099	3,839	3,783	11,409	10,509	8,745
	取扱い総商品数	ヘルスケア	調剤	ビューティケア	ホームケア	食品・他
2017年度(第18回) 有効回答:52社	43,522	7,552	3,234	18,483	8,398	10,210

2017年度(第19回) 有効回答：47社	44,326	8,136	3,767	18,540	7,657	13,684
--------------------------	--------	-------	-------	--------	-------	--------

注)カテゴリー毎に、有効回答数による平均値を算出。

※今回よりカテゴリー分類を変更したことにともない、前年との比較についての整合性はない。

■ 6. 従業員数(ドラッグストア)

正会員企業の総従業員数は、有効回答 82 社の回答から、14 万 471 人がドラッグストア業務に従事している結果であった。内訳としては薬剤師が1万5,175人、登録販売者が5万8,302人、その他の一般社員が7万7,001人であった。

(単位：人)

		総従業員数	薬剤師		登録販売者	その他一般社員
			ドラッグストア全体	内、処方箋取扱い店舗		
2013年度(第14回) 有効回答：112社 10,823店	人数	126,380	13,251	12,948 (2,537店)	38,538	69,290
	1店舗当り	11.7	1.2	5.1	3.6	6.4
2014年度(第15回) 有効回答：101社 8,423店	人数	105,309	10,081	9,930 (2,044店)	47,459	47,770
	1店舗当り	12.5	1.2	4.8	5.6	5.7
2015年度(第16回) 有効回答：99社 11,235店	人数	132,163	12,763	12,544 (2,780店)	45,955	73,446
	1店舗当り	11.8	1.1	4.5	4.1	6.5
2016年度(第17回) 有効回答：93社 12,838店	人数	148,552	13,761	13,501 (2,530店)	60,079	74,711
	1店舗当り	11.6	1.1	5.3	4.3	5.8
2017年度(第18回) 有効回答：80社 12,259店	人数	149,148	12,597	12,396 (2,764店)	51,929	84,622
	1店舗当り	12.2	1.0	4.5	4.2	6.9
2018年度(第19回) 有効回答：82社 12,596店	人数	150,471	15,175	15,071 (3,845店)	58,302	77,001
	1店舗当り	11.9	1.2	3.9	4.6	6.1

注)パート社員は労働時間を1日8時間で換算した値を計上。

【参考】 調剤専門店(調剤薬局)における薬剤師数と処方箋取扱い枚数

	薬剤師数	処方箋取扱い枚数
2013年度(第14回) 有効回答：61社 1,306店	5,330人	25,792千枚/年
	4.1人/店舗	4,839枚/人
2014年度(第15回) 有効回答：50社 1,308店	5,666人	27,760千枚/年
	4.3人/店舗	4,899枚/人

2015年度(第16回) 有効回答; 54社 1,711店	6,087人	30,772千枚/年
	3.6人/店舗	5,055枚/人
2016年度(第17回) 有効回答; 58社 2,063店	7,269人	36,080千枚/年
	3.5人/店舗	4,964枚/人
2017年度(第18回) 有効回答; 51社 829店	3,348人	20,945千枚/年
	4.0人/店舗	4,725枚/人
2018年度(第19回) 有効回答; 54社 1,017店	4,011人	16,742千枚/年
	4.1人/店舗	4,174枚/人

(単位; 人)

	有効 回答 企業数	1社当り薬剤師 ^注		1社当り登録販売者 ^注		1社当り一般社員 ^注	
		人数	増減	人数	増減	人数	増減
2000年度(第1回)	207	50.9	—	—	—	234.8	—
2001年度(第2回)	196	65.5	+14.6	—	—	226.4	-8.4
2002年度(第3回)	189	79.3	+13.8	—	—	245.0	+18.6
2003年度(第4回)	162	80.6	+1.3	—	—	299.2	+54.2
2004年度(第5回)	184	83.6	+3.0	—	—	321.1	+21.9
2005年度(第6回)	176	96.9	+13.3	—	—	358.0	+36.9
2006年度(第7回)	153	93.3	-3.6	—	—	386.0	+28.0
2007年度(第8回)	159	104.3	+11.0	—	—	557.2	+171.2
2008年度(第9回)	156	106.4	+2.1	—	—	540.9	-16.3
2009年度(第10回)	144	97.0	-9.4	199.9	+199.9	449.2	-91.7
2010年度(第11回)	142	99.2	+2.2	246.8	+46.9	456.6	+7.4
2011年度(第12回)	123	110.4	+11.2	273.2	+26.4	416.9	-39.7
2012年度(第13回)	110	121.3	+10.9	344.0	+70.8	564.4	+147.5
2013年度(第14回)	112	118.3	-3.0	344.1	+0.1	618.7	+54.3
2014年度(第15回)	101	99.8	-18.5	469.9	+125.8	472.9	-145.8
2015年度(第16回)	99	128.9	+29.1	464.2	-5.7	741.8	+268.9
2016年度(第17回)	93	147.9	+19.0	646.0	+181.8	803.3	+61.5
2017年度(第18回)	80	163.6	+15.7	649.1	+3.1	1,099.0	+295.7
2018年度(第19回)	82	185.1	+21.5	711.0	+62.0	939.0	-160.0

注)パート社員は労働時間を1日8時間で換算した値を計上。

2009年度(第10回)調査より登録販売者とその他一般社員を分離。

おわりに

ドラッグストア業界は、セルフメディケーションの推進をスローガンに国民の生活に密着した産業として発展を遂げてきていたが、業界規模の拡大と共に10年位前から成長の速度が鈍化し、成長の踊り場とも言うべき状態が続いていた。

しかし、前々回105.9%、前回105.5%、そして今回106.2%と再成長を継続している。その要因は、インバウンド需要の取り込み、調剤取扱店の増加ならびにフーズ・その他カテゴリーの大幅な伸びに特徴が見られるように、目的来店性の高まり、ワンストップショッピングの効果で各カテゴリーが伸びているのではないかと思われる。

さらに、業界としての出店意欲は旺盛であり、2年連続での600店舗以上の出店となっており、規模の拡大が続いている。

2025年、10兆円産業化に向けて、着実に歩みを進めているといえる。

日本のドラッグストア実態調査 調査概要

①調査目的

- (1)日本のドラッグストアの実態を把握する
 - (2)2000 年度を初回とし、毎年同じ方法で調査を実施することにより、日本のドラッグストア業態の動向と変化を明らかにする
- ※ドラッグストアの定義(JACDS 版)

ドラッグストアとは、店舗規模に関係なく「医薬品、化粧品、日用雑貨、食品等を取り扱う小売店舗」としている。いわゆる「調剤専門店」は、本調査の対象外となっている(ただし、参考用に関連調査を行なっている)。

②調査実績と予定

- 第 1 回 2000 年度
(2000 年 10 月 10 日 ~ 2001 年 1 月 15 日)
- 第 2 回 2001 年度
(2001 年 10 月 1 日 ~ 2002 年 1 月 10 日)
- 第 3 回 2002 年度
(2002 年 10 月 10 日 ~ 2003 年 1 月 10 日)
- 第 4 回 2003 年度
(2003 年 10 月 1 日 ~ 2004 年 1 月 6 日)
- 第 5 回 2004 年度
(2004 年 10 月 1 日 ~ 2005 年 1 月 6 日)
- 第 6 回 2005 年度
(2005 年 10 月 1 日 ~ 2006 年 1 月 20 日)
- 第 7 回 2006 年度
(2006 年 10 月 1 日 ~ 2007 年 1 月 31 日)
- 第 8 回 2007 年度
(2007 年 10 月 1 日 ~ 2008 年 1 月 31 日)
- 第 9 回 2008 年度
(2008 年 11 月 21 日 ~ 2009 年 1 月 31 日)
- 第 10 回 2009 年度
(2009 年 10 月 8 日 ~ 2010 年 1 月 20 日)
- 第 11 回 2010 年度
(2010 年 10 月 14 日 ~ 2011 年 1 月 21 日)
- 第 12 回 2011 年度
(2011 年 10 月 19 日 ~ 2012 年 2 月 10 日)
- 第 13 回 2012 年度
(2012 年 10 月 15 日 ~ 2013 年 1 月 31 日)
- 第 14 回 2013 年度
(2013 年 10 月 15 日 ~ 2014 年 1 月 31 日)
- 第 15 回 2014 年度
(2014 年 10 月 1 日 ~ 2015 年 1 月 31 日)

- 第 16 回 2015 年度
(2015 年 10 月 1 日 ~ 2016 年 1 月 31 日)
- 第 17 回 2016 年度
(2016 年 10 月 1 日 ~ 2017 年 1 月 31 日)
- 第 18 回 2017 年度
(2017 年 10 月 1 日 ~ 2018 年 1 月 31 日)

③調査対象企業

原則として、日本国内で Dg.S を 2 店舗以上経営している企業 (JACDS 正会員企業と会員外企業を区分して調査)

※今回調査 (第 18 回 2016 年度) で有効回答を得られた企業数

(1)JACDS 正会員企業 127 社中 126 社が回答 (正会員中、Dg.S 非経営企業は対象外)

有効回答率 94.4%(一部非公開としている項目もあり、有効回答率は項目ごとに異なる)

(2)会員外企業 303 社(有効回答率は項目ごとに異なる)

④調査項目

(1)JACDS 正会員企業

総売上高、商品別売上高、取扱い商品数 (SKU)

総店舗数、規模別店舗数、都道府県別店舗数、調剤取扱店舗数、薬剤師・登録販売者等従業員数、他

(2)会員外企業

会社名、代表者名、本社所在地

総売上高、総店舗数、規模別店舗数、他

⑤調査方法

JACDS 正会員企業については、アンケート用紙による調査

会員外企業については、正会員企業からの情報などをもとに独自に調査、推計している。

⑥推測値算出方法

有効回答を得られた企業の実績値をもとに合計、平均、構成比などを算出。

⑦調査実施機関、実施責任者

日本チェーンドラッグストア協会 執行委員会

執行委員長 根津 孝一 (株式会社ぱぱす 代表取締役会長)

10月6日「登録販売者の日」記念日登録

登録販売者の認知度向上のため、登録販売者の登録(とうろく)から「10(とう)月6(ろく)日」のゴロ合わせで10月6日を「登録販売者の日」に記念日登録を行いました。

毎年10月6日にすべての国民の方に認知いただくことを目的とし、一般社団法人日本記念日協会に登録しました。この協会に登録された内容は、来年発行のカレンダーや手帳などに反映されます。また、新聞やインターネットの「今日は何の日」等に掲載されます。

3月15日 JAPANドラッグストアショーでパネル展示を行い、記者会見で登録販売者委員会の浦上委員長が発表しました。また、同日に開催されたレセプションパーティーでは、一般社団法人日本記念日協会代表理事の加瀬氏にお越しいただき、認定証の授与が行われました。

今後、ロゴの作成や関係団体とのイベント参加、健康相談会の実施などで盛り上げてゆきたいと考えています。登録販売者の認知度向上と地位向上を目指して、皆様のご協力よろしくお願いたします。



▲認定証を手にする JACDS 登録販売者委員会
浦上委員長

埼玉県 富士見市と JACDS 埼玉県支部

「災害時における応急物資の供給等に関する協定」締結

2019年3月19日、埼玉県富士見市と日本チェーンドラッグストア協会埼玉県支部は富士見市役所に於いて「災害時における応急物資の供給等に関する協定」を締結しました。

昨年12月に富士見市役所 自治振興部 安心安全課より、大規模災害発生時に食料品や飲料水などを円滑に調達できるよう、埼玉県支部と協定を結びたいとの打診があり手続きを進めました。

災害等の発生時における、地域住民等に対する災害救助物資(一般用医薬品・食料品・日用品)の優先供給にご協力するという内容です。

昨年は、大阪府支部と宮崎県支部が物資協定を結びました。支部との締結は3例目です。



協定書を手に握手

左:富士見市 星野光弘市長 右:JACDS 埼玉県支部 関伸治支部長



調印の様子

JACDS

3月 月次活動報告

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
3月1日(金) JACDS東京事務所 17:00~18:00	第121回JACDS記者意見交換会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民健康セミナー「食べることから健康を考えよう」 2. JACDS第35回ブロック総会 3. 第9回トップ意見交換会 4. 「電子タグ(RFID)」プロジェクトについて 5. 「食と健康」市場創造プロジェクトについて 6. 第19回JAPANドラッグストアショー開催について <ol style="list-style-type: none"> 1) イベント、ゲストの予定が決まりました 2) 第14回セルフメディケーションアワード 発表会 & 表彰式 3) 第7回健康(セルメ)川柳 応募状況 4) ビジネスセミナーの開催について <ol style="list-style-type: none"> (1) 開催スケジュール 5) ドラッグストア流通記者会の皆様へのご案内 7. 今後の実施計画 <ol style="list-style-type: none"> 1) 第19回ジャパンドラッグストアショー 3月14日(木)プレビュー商談会 3月15日(金)~17日(日)幕張メッセ・3日間開催 8. 次回の開催案内 	22名
3月14日(木) ホテルニューオータニ 2階「ステラ」 17:30~19:00	第8回常任理事会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第19回JAPANドラッグストアショーについて <ul style="list-style-type: none"> ・開催概要(プレビュー開催、規模や目玉企画、スケジュールなど)の説明 ・同時開催イベントについて ・本日以降の主なスケジュールについて 2. 組織委員会 ブロック総会報告について 3. 登録販売者委員会報告について 4. 消費税増税に関する報告について 5. JACDS設立20周年記念事業について 6. 報告事項(事務局) <ul style="list-style-type: none"> ・経産省からの依頼内容について ・セルフメディケーション認知率向上活動 協力状況について ・高千穂交易様、お別れの会について ・2018年度報告書 & 2019年度事業計画書について ・その他 7. 今後のスケジュール(事務局) 8. その他 	18名
3月14日(木) 千葉県幕張メッセ 14:00~18:00	第19回JAPANドラッグストアショー プレビュー開催	4ホールにおいて開催	来場数 922名
3月15日(金)~17日(日) 千葉県幕張メッセ	第19回JAPANドラッグストアショー 商談日:15~17日 一般公開日:16・17日	<p>オープニングセレモニー、記者会見、実践セミナー、標準EDI推進特別セミナー、勤務薬剤師委員会主催学術セミナー、特別企画セミナー、ビジネスセミナー、ヘルス&ビューティケアセミナー、第14回セルフメディケーションアワード受賞記念セミナー、第7回健康(セルメ)川柳コンクール、ブースコンテスト、レセプションパーティー、ヘルス&ビューティ情報ステーション2019、全国うまいものフェア 新商品コレクション表彰式、お楽しみ抽選会など多数イベントやセミナーが開催された</p>	来場数 3/15 42,149名 3/16 3,116名 40,681名 3/17 3,117名 30,774名 合計 124,526名
3月15日(金) 千葉県幕張メッセ 展示会場内 会議室 16:00~17:00	第1回登録販売者委員会	<p>委員長 挨拶</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「登録販売者の日」記念日登録の件 <ul style="list-style-type: none"> ・JAPANドラッグストアショーでの発表、展示 ・今後の活動スケジュール 2. 厚生労働省との意見交換について 3. 日本薬業専門学校連絡協議会について 4. 日本医薬品登録販売者協会の活動について 5. その他 次回の開催日程と内容 など 	6名
3月16日(土) 千葉県幕張メッセ 展示会場内 会議室 15:00~16:30	日本薬業専門学校連絡協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1. JACDS常任理事挨拶 2. セルフメディケーションアワード総評 3. JACDS登録販売者委員会の活動について 4. 意見交換 5. その他 	9名
3月18日(月) JACDS東京事務所 11:30~14:30	第5回法制委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 厚生労働省との意見交換会のテーマについて <ol style="list-style-type: none"> 1) 対人業務充実のための調剤業務の合理化 2) 薬局の機能拡大(特定機能薬局と健康サポート薬局との関係、今後の要件設定) 3) 登録販売者の諸問題 4) その他 薬剤師の兼業規制の緩和、調剤応需義務の緩和 2. 厚生労働省登録販売者アンケート調査について(報告) 3. その他 	7名
3月22日(金) JACDS東京事務所 15:00~16:00	第133回定例合同記者会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日本チェーンドラッグストア協会から <ol style="list-style-type: none"> 1) 第19回JAPANドラッグストアショーについて 2) 「食と健康」市場創造プロジェクト 3) JACDS設立20周年記念セレモニーについて 4) 次回の開催について 2. 日本ヘルスケア協会から 活動報告 3. 日本医薬品登録販売者協会から 登録販売者の認知度向上のリーフレットを作成 多くの生活者に登録販売者の存在をアピール 4. 日本置き薬協会から <ol style="list-style-type: none"> 1) 配置薬メーカー・テイカ製薬の独自路線に注目 同社独自技術howattを活かした配置薬市場専用製品の発表 「こむらがえり」の芍薬甘草湯エキス配合のチュアブル錠 2) 28年度富山県の配置用医薬品生産額 前年比3.9%増で95億5千万円 前年比増は平成21年以来7年振り 5. 日本薬業研修センター 第19回JAPANドラッグストアショーの報告 	26名

会議議事録

平成30年度第2回業界標準化推進委員会議事録

日時:平成30年10月2日(水)14時~16時

場所:JACDS東京事務所

欠席者:カワチ中村、カワチ田名網、Paltac佐藤

議事:

江黒委員長からの挨拶

今西事務総長挨拶

1. 軽減税率の対応確認について

- 1)10月31日のメッセージメンテナンス部会で日本加工卸食品協会よりチェンジリクエストを提出する
- 2)国分平田様より解説
 - ・かぎりなく変更項目を押さえる
 - ・取引番号(伝票)ごとに税率を10%か8%にする
 - ・運用で対応をしていく
 - ・「請求鑑メッセージ」を新規追加する
 - ・「区分記載請求書等保存方式」の要件を満たす
- 3)インボイスまでなぜ対応出来ない
 - ・値引きなどの不明確な項目がある
 - ・返品インボイスについて検討が必要
 - ・インボイスをどれにするのか決めなければならない
 - ・運用を決めなければならない
- 4)その他
 - ・JCA伝票の対応について

2. 標準EDI(流通BMS)推進特別セミナーについて

- ・講師の検討(案)を検討して、下記のようになった
- ・挨拶 江黒委員長、経済産業省
- ・卸関連 国分
- ・軽減税率 財務省
- ・総括 流通システム開発センター
- ・金融EDI(銀行)

3. 流通BMSの普及推進について

- ・軽減税率セミナーの開催
- ・動画の作成(軽減税率のセミナー)
- ・その他

4. 日本チェーンドラッグストア協会活動報告

- ・事務局より活動報告を行なった

5. 次回の開催について

- ・第3回業界標準化推進委員会は2月に開催開催日が近くなったらご案内する

以上

平成30年度第4回法制委員会 議事録

日時:平成30年11月21日(水)11:30~14:00

場所:協会東京事務所会議室(虎ノ門)

出席 委員長 関 伸治 (株)セキ薬品 代表取締役社長

委員 長基 健司 (株)コメヤ薬局 代表取締役

委員 宮本 幸俊 (株)宮本薬局 代表取締役

委員 徳廣 英之 (株)トモズ 代表取締役社長

委員 田中 賢一 (株)カワチ薬品 店舗運営部
薬事行政担当サポートリーダー

事務局 中澤 一隆 協会専務理事

片桐 佐和子 マネージャー

(欠席)

委員 梶原 秀樹 (株)プレひまわり 代表取締役会長

委員 藤代 庸一 (株)マツモトキヨシホールディングス
戦略事業推進本部 調剤推進部長

議事

1. セルフメディケーション認知度アップ実証実験

(2月の意見交換後の経過報告)

- ・一般用医薬品連合会(事務局長江上文庸)からの説明の後、意見交換。次回支部長会議で①当該認知度アップ事業の参加協力を要請してはどうかという点で合意

2. 薬務課訪問の際の法制問題(審議)

- ・事務局作成の資料に基づき意見交換。次回薬務課訪問から、②薬務課の登販研修の見学の勧誘、③健康増進課への訪問を要請してはどうかという点で合意。

3. ドラッグストアにおける外国人の活用(ヒアリング)

- ・賛助会員のTHE(株) から、外国人登録販売者の派遣事業について説明を受けた。ニーズは高いものの、防犯上の問題もあり、協会としての推奨には慎重なスタンスで合意。

4. 医薬品医療機器法改正の動向(事務局からの報告)

- ・事務局から資料説明。

5. その他

- ・次回は3月18日。次々回6月19日とし、厚労省と意見交換することを決定。
- ・次回は、一般用医薬品連合からヒアリング(SM税制改善動向次第)、薬務課の不合理な指導など厚労省との意見交換の内容の検討を予定。

以上

平成30年度第6回常任理事会 議事録

日時:2018年12月7日(金) 12:00~14:30

会場:メルパルク東京 4階 白鳥の間

欠席:富山委員長、関委員長、森委員長

議事:

青木会長あいさつ

1. 記者会見、記者懇談会について

- ・常任理事会終了後の記者会見・記者懇談会について、日時・場所の説明、出席者の確認、記者会見・記者懇談会の役割分担を決めた。

2. ニュースリリース「年頭所感」について

- ・事務局(案)の確認をし、了承された。

3. 20周年記念事業

- ・ここまでの進捗を説明した。シンガポール店舗視察については、実際に渡航した理事が説明した。

4. 今後のスケジュール

- ・第1回4月12日(金)12:00~、第2回5月17日(金)11:00~

5. 医薬品医療機器等法の改正について

- ・改正内容について報告
常任理事から、検討会には当協会も入れるのかの質問
→3団体が入っているので、入れるように交渉する。

6. 「特別措置法」恒久化に向けた活動について

- ・代理で事務局より報告をおこなった

7. 政治連盟主催特別セミナー&ドラッグストア研究レポート報告会の報告

- ・事務局より販売実績を中心に報告を行なった。
- ・入場券の販売実績が下がってきており、次回に向けて、検討しなくてはならないとの意見があった。

8. セルメ税制認知率向上への活動

- ・活動内容について報告がなされた。

・支部長会で説明し、認知率向上の取り組みこととなった。

9. ドラッグストアショー実行委員会の活動報告

・進捗状況について報告された

10. 返品率削減に向けた業界活動について

・事務局より報告を行ない、意見交換を実施した

11. 報告事項

・事務局より資料に従って、報告がなされた

12. 新年賀詞交換会の出席者について

・関係団体の新年賀詞交換会の出席者の調整を行なった

13. その他

・キャッシュレス支払についてのポイント還元報道に関する意見交換が行われた

以上

平成30年度第4回 登録販売者委員会 議事録

日時:平成30年12月20日(木) 11:30~14:00

場所:日本チェーンドラッグストア協会 東京事務所

出席者:

委員長 浦上 晃之 ゴダイ(株) 代表取締役社長

委員 小川 重行 ウエルシア薬局(株) ウエルシア教育本部
登販教育部 部長

委員 田中 賢一 (株)カワチ薬品 店舗運営部
薬事行政担当サポートリーダー

委員 長谷川 美鈴 (株)クスリのマルエ 人財部
／地域連携室 主任

委員 生田 剛弘 (株)スギ薬局 人事育成サポート部 部長

委員 岸邊 廣志 (株)龍生堂本店 経営企画室 室長

オブザーバー 中澤 一隆 日本チェーンドラッグストア協会 専務理事

議 事

委員長 挨拶

1. 「登録販売者の日」記念日

1) JAPAN ドラッグストアショーでの告知について

- ・テーマブース内でパネルの展示→事務局で案を作成する
- ・授与式などのセレモニーについて
追加料金がかかるが、記念日協会から理事が派遣され、授与式ができる。
→料金と、ショーのどのイベントに入れることが可能か調べる

2) 新聞などへの広告掲載

- ・広告料をメーカーやOTC医薬品の関係団体にも協力してもらう
→協力してもらえるような内容、企画を考える
- ・県の広報誌に掲載をお願いする→支部長の行政訪問で打診
- ・ドラッグストアのチラシに入れてもらう→デザインを委員に依頼
- ・東京都のサイトに掲載を依頼→こどもの歯ブラシ事故防止の追跡調査の機会に依頼する

2. 厚生労働省との意見交換について

1) 登録販売者のアンケートの件

- ・このアンケートについての行政の意図は?
→自分たちで作った資格だが、実態が掴めていない。国会で質問された時の基礎資料ではないかと思う

2) 各設問について

- ・留意点などについて意見交換が実施された

3) アンケートの回答について

- ・本社で回答するように依頼する
- ・要望欄を設ける

3. 次回の開催日程と内容

- ・JAPANドラッグストアショーの中で開催予定

以上

平成30年度第5回 防犯・有事委員会 議事録

日時:2019年2月6日(水) 16:00~18:00

場所:JACDS東京事務所

出席者:

委員長 石田 岳彦(ウエルシア薬局(株) 取締役副社長)

委員 篠田 一 (ユニバーサルドラッグ(株) 代表取締役社長)

委員 細谷 淳郎((株)ウエルパーク 総務部 部長)

事務局 植栗、山田

内容:石田委員長からの挨拶の後、以下の検討を行った。

1. 大阪市での強盗事件について

- ・2月に発生した強盗窃盗事件を踏まえ、商品の大量窃盗ではない現金強盗の手口への対応に関して検討を行なった。
- ・監視カメラのレコーダーが簡単に持ち運びできないように対策を講じる事、閉店時のオペレーション等について注意喚起を行ってはどうかの意見が出された。

2. 2019年度の活動について

1) 防犯対策関連

- ・大量窃盗情報共有に関しては、即時性と情報のとりまとめのバランスがポイントとなる。次年度のテーマとして参加企業に意見確認を行い、見直しについて検討していく。
- ・現状の文字ベースでの情報の場合でも盗品の商品名情報は有効である。
- ・犯人の特徴は文字では伝わらないため画像の共有は避けて通れない。次年度は法律や運用の仕組みについての研究を行ってはどうか。
- ・近年、電子マネーやスマホ決済などのキャッシュレス決済の比率が高くなってきている。不正防止に関して、適宜注意喚起ができるように情報収集は必要である。

2) 有事対応関連

- ・意思決定や情報共有のため、会員企業に有事対応に関する窓口担当を決めてもらってはどうかの意見が出された。
- ・衛星電話網の現状について説明を行い、今後の運用について検討を実施した。
- ・電波帯域の問題から安定稼働できない状況になっており、導入した機器の年数経過の問題、月額維持費用の問題等も考慮し、運用を休止することとなった。
- ・委員の企業において実践されている有事における情報共有の事例について説明いただいた。
- ・後継の連絡手段に関しては、有事発生時の意思決定、情報共有の方法を見直す中で改めて検討を行なう。

3. 委員会へのオブザーバー参加について

- ・防犯面及び有事対応面において活動を充実させるため、小売り企業のオブザーバー参加について検討され、次回の委員会に参加していただくこととなった。

4. 報告事項

- ・事務局より資料をもとに以下の内容について事務局より報告を行なった。

1) 防犯対策関連

- (1)日本万引防止システム協会第5回理事会での「全国万引き被害実態調査」結果報告の説明について
- (2)千葉県安全安心まちづくり推進協議会万引防止対策部会について

2) 有事対応関連

- (1)東京都「災害時における薬剤師班活動マニュアル検討委員会」について
- (2)備蓄品リストの多言語表示サイトの構築について

6. その他

- 次回開催

・日時:2019年4月17日(水)16:00~18:00
 ・場所:JACDS東京事務所

青木会長挨拶
 議事:

以上

平成30年度第3回勤務薬剤師委員会 議事録

日時 平成31年2月8日(火) 15:00~17:00
 場所 JACDS 東京事務所

出席者

委員長 小田 兵馬 (株)小田薬局 代表取締役社長
 委員 佐口 弥 (株)中部薬品 常務取締役 薬事本部 本部長
 委員 阿部 光弘 (株)マツモトキヨシHD 人事部 次長
 事務局 中澤 一隆 協会 専務理事
 上杉 幸一 協会 マネージャー

(欠席)

委員 高田 智生 ウエルシア薬局(株) 執行役員
 薬剤師採用部 部長
 委員 渡邊 幸子 (株)キリン堂 薬剤師採用部 部長
 委員 長谷川 好洋 (株)コクミン 調剤推進部
 兼調剤開発グループ 副部長

議事

1. 今後の委員会活動について

2019年度の活動として、以下のテーマに重点的に取り組むことを決定。

- ①「働き方改革」を踏まえ、薬剤師にとって働きがいのある職場づくり、
- ②薬剤師による登録販売者や管理栄養士との連携及び教育・指導のあり方
- ③パワハラを未然に防止するための方策
- ④薬剤師の副作用報告を促進するための方策
- ⑤薬剤師の職務の拡大

2. その他

次回日程 4月19日(金)15~17時

以上

平成30年度第3回業界標準化推進委員会 議事録

日時:平成31年2月13日(水) 13:00~15:00
 場所:日本ヘルスケア協会 3階 会議室

欠席者 ウエルシア薬局 様

議事

委員長挨拶

1. 第19回JAPANドラッグストアショー

「標準EDI(流通BMS)普及推進セミナー」について

- ・事務局より概要の説明をした
- ・講演者より講演内容についてアジェンダを元に説明していただいた
- ・参加者からの意見を伺い、講演の内容、順番、時間について確定をした。

2. 中小企業対策について

・ベンサム協同組合の概要と今後の取り組みについて説明をした。

3. その他

・報告事項等

以上

平成30年度第7回常任理事会 議事録

日時:平成31年2月20日(水) 11:00~12:00

会場:メルパルク東京 4階「白鳥の間」

欠席:松本名誉会長、富山委員長、関 委員長

1. 消費税率引き上げに伴うポイント還元策について

- ・3団体(当協会、日本スーパーマーケット協会、日本チェーンストア協会)で経済産業省 世耕大臣に陳情を行なった。
- ・論点は中小企業の定義を見直すこと。経産省は500億円を上限としている。

【委員からの質問】

- ・なぜ「キャッシュレスのポイント還元」が消費税増税影響の回避策なのか。
- 他の先進国に比べて遅れているキャッシュレスを促進させることと、消費税増税の影響回避とを合わせて行うことを経産省が目指したため。

2. 組織委員会報告 東日本ブロック総会報告について(速報)

- ・東日本ブロックについては企業の展示会と日程が重なり、参加数は前回より減ったものの、多くの方にご参加いただいた。
- ・ドラッグストアの認知度が上がり、薬務課とのつながりがさらに強くなったとの報告を受け、大変良かった。

3. 登録販売者委員会報告 管理者要件について

- ・厚生労働省から登録販売者に関するアンケート調査の依頼があった。
- ・自由記載欄を設けるよう厚労省に要望し、認められた。

【委員からの質問】

- ・経過措置が終了(平成32年3月31日)したら、合格してからの実務経験しか管理者要件の2年間として認められないのか。
- 厚労省に確認することになり、後日厚労省に連絡して合格前の業務経験も加算できると確認出来た。

【結論】

- ・実務経験内容の結論を待って、アンケートを提出してもらい、厚労省に出すこととする。

4. 第19回ジャパンドラッグストアショー開催の審議事項について

- ・ドラッグストアショーで行なわれる記者会見の参加メンバーについて審議を行い、要望案どおりで承認された。

5. 第25回参議院議員選挙の推薦者について

- ・推薦する議員について検討を行なった。

6. 報告・依頼事項

- ・新年賀詞交歓会の出席状況の報告がされた。
- ・低炭素社会CO2削減会議の報告がされ、特に異論はなかった。
- ・2018年業界規模集計中間報告がされ、特に異論はなかった。ドラッグストアショーで公表する旨も報告された。
- ・一般財団法人日本ヘルスケア協会が公益法人化を目指すことが報告された。
- ・日本OTC医薬品協会のシンポジウムへの協力要請があったことが報告され、了承された。7月24日にパネラーを派遣することになった。
- ・UAゼンセンからの要請により、今春のドラッグストア企業への要請内容が報告された。

7. 今後のスケジュール

- ・次回(3月)に7月以降の会議開催日程を決めることになった。

以上

平成30年度第8回 常任理事会 議事録

日時:2019年3月14日(木)17:30~19:00

場所:ホテルニューオータニ幕張 2階「ゆり」

欠席者:浦上副会長、富山委員長、関 委員長、森 委員長

議事:

1. 第19回JAPANドラッグストアショーについて

- ・開催概要(プレビュー開催、規模や目玉企画、スケジュールなど)の説明があった。20周年記念開催であること、「食と健康」を意識したコーナー展開をしたことなどなど。
- ・同時開催イベントについて概要説明があった。
- ・本日以降の主なスケジュールについて、事務局から説明した。

2. 組織委員会 ブロック総会報告について

- ・2月に行なったブロック総会、支部長会について説明があった。また、平成31年度が改選期にあたり、拡大組織委員会が明日、開催されることが話された。

3. 登録販売者委員会報告について

- ・厚労省依頼の登録販売者アンケートの状況、登録販売者の管理者要件、「登録販売者の日」の発表について報告した。

4. 消費税増税についての報告について

- ・キャッシュレス決済のポイント還元と、価格表示に関する現状が報告された。

5. JACDS設立20周年記念事業について

- ・20周年記念事業として、ドラッグストア流通記者会シンポジウム、ドラッグストア成長戦略プロジェクト、そして、2019年6月3日の記念セレモニーのラフ案並びに7月6日の薬剤師フォーラムが説明された。

6. 報告事項

- ・経産省から理事会で軽減税率導入に関するお願いをさせていただいたとの依頼があり、満場一致で了承された。
- ・セルフメディケーション認知率向上活動 協力状況について報告があり、常任理事に協力要請した。
- ・高千穂交易様のお別れの会への参加者の検討を行なった。
- ・2018年度報告書&2019年度事業計画書について、作成依頼があり、各委員会の事務局に後日、要請することになった。

7. 今後のスケジュール

- ・2019年8月6日に第4回常任理事会の開催が決められた。

8. その他

以上

- ・各社の店頭イベントで実施や他団体のイベントと一緒に紹介
- 4)登録販売者のニックネーム
- ・「登録販売者」という名称から「医薬品」に全く結びつかないので、もっと一般消費者にもわかり易いニックネームを付ける⇒次回までの宿題

2. 厚生労働省との意見交換について

- 1)登録販売者アンケートの結果
- ・勤務経験ではなく、外部研修で救済する方法の検討
- ・家庭の事情などで長時間働けない人への救済措置が必要
- ・今まで法制委員会に登録販売者についての要望を厚生労働省に出しているの、今回も法制委員会との意見交換の案件に入れてほしい

3. 日本薬業専門学校連絡協議会について

- ・3月16日に開催される専門学校の先生方との意見交換に委員が参加する。
- ・昨年の意見交換で、「登録販売者の認知度が低く保護者の理解を得にくいので、業界としてももっと取り組んでほしい」という意見があったので、登録販売者委員会の活動を説明することになった。

4. 日本医薬品登録販売者協会の活動について

- ・「登録販売者」のチラシを作成

5. その他

- ・日本記念日協会 加瀬代表との意見交換

以上

平成30年度第5回法制委員会 議事録

日時:平成31年3月18日(月)11:30~14:00

場所:協会東京事務所会議室(虎ノ門)

出席 委員長 関 伸治 (株)セキ薬品 代表取締役社長

委員 長基 健司 (株)コメヤ薬局 代表取締役

委員 宮本 幸俊 (株)宮本薬局 代表取締役

委員 藤代 庸一 (株)マツモトキヨシホールディングス

戦略事業推進本部 調剤推進部長

委員 徳廣 英之 (株)トモズ 代表取締役社長

委員 田中 賢一 (株)カワチ薬品 店舗運営部

薬事行政担当サポートリーダー

事務局 中澤 一隆 協会専務理事

片桐 佐和子 マネージャー

(欠席)

委員 梶原 秀樹 (株)ププレひまわり 代表取締役会長

議事

1. 厚生労働省との意見交換会のテーマについて

意見交換会のテーマを次のとおり決定。

- ・対人業務充実のための調剤業務の合理化(非薬剤師の行える業務の拡大)
- ・薬局の機能拡大(特定機能薬局と健康サポート薬局との関係、今後の要件設定)
- ・登録販売者の諸問題
- ・その他 薬剤師の兼業規制の緩和、調剤応需義務の緩和

2. (報告)厚生労働省登録販売者アンケート調査について

- ・登録販売者委員会の要請を入れ、アンケート調査の結果を踏まえた厚生労働省との意見交換を法制委員会で行うこととした。ただし、浦上委員長の参加をお願いする。

以上

平成30年度第5回 登録販売者委員会 議事録

日時:平成31年3月15日(金)16:00~17:00

場所:幕張メッセ 4ホール 多目的室

出席者:

委員長 浦上 晃之 (株)ゴダイ 代表取締役社長

委員 小川 重行 (株)ウエルシア薬局(株)ウエルシア教育本部

登販教育部 部長

委員 田中 賢一 (株)カワチ薬品 店舗運営部

薬事行政担当サポートリーダー

委員 長谷川 美鈴 (株)クスリのマルエ 人財部

／地域連携室 主任

委員 生田 剛弘 (株)スギ薬局 人事育成サポート部 部長

委員 岸邊 廣志 (株)龍生堂本店 経営企画室 室長

議事

委員長 挨拶

1. 「登録販売者の日」記念日登録の件

1)JAPANドラッグストアショーでの発表、展示について説明

2)今後の活動スケジュール

・10月6日前に、各社の広告チラシに入れてもらう

→7月には会員に案内し協力を依頼し、協会報7月号に掲載

→9月の薬務課訪問の際に協力依頼

3)10月6日当日のイベントなどの実施について

・10月はイベントが多いので、改めての開催は難しい

・通常の健康相談会などに「登録販売者の日」の看板やポスター

をだすだけでも十分

協会からのお知らせ

次々ページ以降に各項目の詳細資料を収載しています。

■「コンシェルジュマスター研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会の基本方針にも掲げられ、業界をあげて取り組む「街の健康ハブステーション」構想にかかせないのは、健康案内人「コンシェルジュマスター」の育成です。日本薬業研修センターでは、生活者の健康寿命延伸に貢献できる「コンシェルジュマスター」を養成する「コンシェルジュマスター研修」を行っています。生活者の健康寿命延伸のため、ドラッグストアで様々な健康と美容の相談や要望、悩みに対応していく重要な役割を担うため、「コンシェルジュマスター研修」をご活用下さい。【資料：後頁 2 ページ分あり】

■「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会と日本薬業研修センターが協力して実施する厚生労働省の「健康サポート薬局研修」についてご案内いたします。【資料：後頁 6 ページ分あり】

■薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内

薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務です。本研修は、厚生労働省に提出し確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。【資料：後頁 2 ページ分あり】

■各種アドバイザー募集のお知らせ

ビューティケアアドバイザーの 6 月生、漢方アドバイザーの 8 月生の募集を開始します。一人でも多くの方が受講し、各店頭でのアドバイスのスキルアップを目指してください。【資料：後頁 2 ページ分あり】

■ダブルライセンス認定制度を実施

JACDS では、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者でアドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方に新しい認定名を付け、生活者の信頼や本人の自信を高める人材育成につなげています。ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成の制度として、ご活用ください。【資料：後頁 2 ページ分あり】

■日本ヘルスケア協会 ご案内

健康食品・介護食品の新しいマーケット創造はリアル店舗でないと実現しません。この研究会はスーパーマーケットやドラッグストアの企業や団体が参画し、メーカー・卸・サポート企業が協働することで健康食品市場を拡大させる唯一の研究会です。【資料：後頁5ページ分あり】

■「薬剤師賠償責任保険」のご案内

薬局(店舗販売業)契約、勤務薬剤師契約ともに毎月、中途加入が可能です。別紙詳細を参照のうえ、ぜひご加入ください。【資料：後頁3ページ分あり】

■「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援について

引き続き、JACDSではそらぶちキッズキャンプ募金を支援しています。ご協力をお願いします。

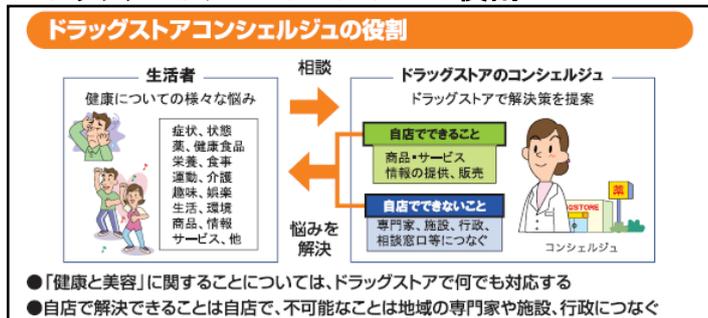
【資料：後頁 1 ページ分あり】

幅広い健康づくりのためのプログラムを学習できる 「コンシェルジュマスター研修」実施中

日本チェーンドラッグストア協会の基本方針にも掲げられ、業界をあげて取り組む「街の健康ハブステーション」構想にかかせないのは、健康案内人「コンシェルジュマスター」の育成です。

日本薬業研修センターでは、生活者の健康寿命延伸に貢献できる「コンシェルジュマスター」を養成する「コンシェルジュマスター研修」を実施しております。生活者の健康寿命延伸のため、ドラッグストアで様々な健康と美容の相談や要望、悩みに対応していく重要な役割を担うため、「コンシェルジュマスター研修」をご活用下さい。

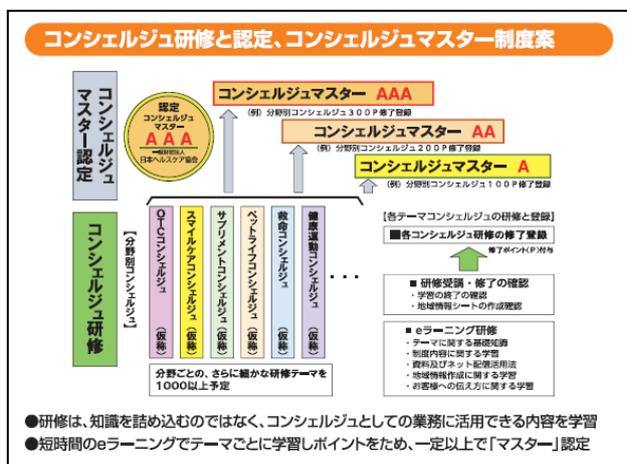
■ ドラッグストアコンシェルジュの役割 ■



健康維持や健康づくりにかかわる相談ごとは、幅広くあります。薬やサプリメント、食事、運動、介護、環境、趣味など、日常生活にかかわる数多くの相談に、ドラッグストアで対応しなければなりません。

生活者からの相談に、自店で取扱っている商品やサービスを提供して悩みを解決したり、自店では解決できない場合は、地域の専門家や相談窓口の紹介を行うことが重要です。

■ コンシェルジュ研修と認定 ■



日本薬業研修センターでは、コンシェルジュ研修として、1000以上の幅広い健康に関わる研修テーマを用意し提供していきます。

医薬品やスマイルケア、ペットなどの分野ごとに細かなテーマの研修を用意し、テーマを修了するごとに内容に応じて数ポイントが付与されます。

ポイント数により、「コンシェルジュマスターA」、「コンシェルジュマスターAA」、「コンシェルジュマスターAAA」の称号が、一般財団法人日本ヘルスケア協会（認定委員会）より与えられます。

■ 会員向けコンシェルジュ学習内容 ■

コンシェルジュマスター研修のコンテンツ内容	
コンテンツの範囲	健康と美容およびその周辺テーマに関するコンテンツに特化した内容
提供する3つの情報	「基本情報」と「コンシェルジュ研修情報」「商品・サービス情報」の3情報提供
・基本情報	基本用語、成分、疾病や症状対応、使用方法等に関する情報提供
・コンシェルジュ研修情報	各テーマごとに、コンシェルジュ機能を修得できる情報
・商品・サービス情報	メーカー協力による商品紹介（法律に抵触しない範囲・方法で）
地域情報の収集	店舗周辺の専門施設や機関、組織、サービス事業者、行政窓口などを調べて記録
添付情報	公的資料、協力者制作資料、動画、メーカーCM等をリンク、情報精度を高める情報

会員向けコンシェルジュ研修は、知識を詰め込むことを目的にしておらず、生活者の悩みと一緒に解決する方法を探せることを目的としています。そのため学習内容は、相談窓口としての一定の基礎知識や書籍、データなどの資料を活用し悩みを解決する方法の提案を行うための学習となっております。

また、自店で解決できない相談には、地域の専門家や施設などを紹介、案内できるような知識情報をまとめたフォームや資料の作成を行います。

「コンシェルジュ研修コース」テーマ(一例紹介、1000コンテンツを予定)

各テーマは、それぞれ複数のコンテンツで構成されています。
 ※現在、学習できるコンテンツは、テーマの前に★印がついています。

★オリエンテーション講座			
■食と健康	コンテンツ	■ベビーケア	コンテンツ
食と栄養	食と健康の分類/食品表示と景表法/プロテイン活用法/他	ベビー用品	赤ちゃんの食事/赤ちゃんの入浴/赤ちゃんの睡眠/その他
★スマイルケア食	そしやく・えん下・とろみ調整食品/水分補給と脱水症/口腔ケアと関連商品/その他	ベビーケア	赤ちゃんの健康/赤ちゃんの快適生活/赤ちゃんの行事/その他
★スマイルケア食「赤」	摂食・えん下と誤えん・誤嚥性肺炎	妊娠・出産	妊娠から出産までの基本知識/快適マタニティライフ/その他
★知っておきたい健康食品とサプリメント	健康食品の現状、健康食品に関する情報提供、健康食品と医薬品の相互作用、健康食品の販売に関する注意点(法的側面)	■健康維持生活	コンテンツ
★エイコサペンタエン酸	脂質栄養の基礎、EPAの効果(中性脂肪低下効果)、EPA/AA比について、EPAの効果(スポーツパフォーマンス向上効果)	★高齢者の運動の必要性	高齢者の運動の必要性/ながら筋トレ体操/カーブスの紹介
その他	疾病別・状態別おいしい食事ネットサービス/その他	ペット飼育	ペットフード知識/ペットの健康と飼育/ペットと社会/その他
■ヘルスケア	コンテンツ	救急救命	心肺停止状態蘇生法/AED機器使用法/予防法/その他
★正しい薬の飲み方・使い方	服用の現状/薬の正しい服用方法/薬を飲み込むメカニズムと服薬補助ゼリー	■健康関連制度	コンテンツ
★血圧の正しい測定法	血圧・高血圧について/血圧の正しい測定方法/オムロン自動血圧計の紹介	薬機法	医薬品の分類/販売制度/薬局許可/店舗販売業/調剤業務/他
医薬品	成分と薬効/医薬品の提供制度/漢方医薬品の活用法/他	医療費控除制度	医療費控除/セルフメディケーション税制/その他
ヘルスケア用品	応急処置法、テーピング法、用品の正しい使用法/他	社会保障制度	国民医療費/健康保険制度/健康寿命延伸政策/その他
サポート用品	オーラルケア法/スキンケア法/部位別管理法/その他	■その他	コンテンツ
■ビューティケア	コンテンツ	部位別ケア	ネイルケア・ネイルアート法/ヘアメイク法/膝・腰元気法/他
化粧品	メイクの基本/TPOメイク法/フェイスマッサージ法/その他	部位別対処法	フットケア・管理法/毎日の肌管理法/受診勧奨法/その他
ビューティケア用品	スキンケア用品活用法/メイク用品使用法/その他	美と健康管理	検査数値の読み方/検査機器の正しい使い方と管理法/他
サポート用品	美顔用品活用法/用途別サポート用品活用法/その他	地域情報	分野別関係機関・施設・行政等の把握/地域健康情報/その他
■加齢生活ケア	コンテンツ	その他	疾病の診療所・病院・専門病院の治療/関係機関の仕事/その他
加齢用品	加齢の基本知識/尿漏れパット使用法/TPO対処法/他		
介護用品	介護の基本知識/紙おむつの正しい選び方と使い方/他		
サポート用品	疾病・怪我予防用品使用法/介助・介護用品使用法/他		

■ コンシェルジュ研修受講方法 ■

学習方法：eラーニング(セルメ・プラザから学習できます)

年会費：2018年秋頃までは無料で受講が可能(有料になった時、受講をご希望がご連絡します)

受講対象者：登録販売者、薬剤師、など主に店舗販売従事者向け(以下の方には特典有)。

申込方法：受講を希望される企業の方は、日本薬業研修センター事務局まで、お問合せ下さい。

申込フォームをお送りしますので、企業で取りまとめてお申込み下さい。

※日登協A会員の方でセルメ・プラザに登録されている方は、すでにコンシェルジュ研修はアップされています。

※日登協A会員の方でも、JACDS認定アドバイザーの方は、ポイント加算を行うため、申込フォームにお名前とアドバイザー認定番号を記入下さい。

	特典	コンシェルジュ会員申込
日登協A会員	無料で受講できます。 (2018年秋以降も無料で受講できます。)	不要です。セルメ・プラザに登録後、自動的にセルメ・プラザの教育コースのページに「コンシェルジュマスター研修」をアップします。
JACDS認定アドバイザー	オリエンテーション講座受講後、マスターA認定が交付され、その後無料で受講できます。 (2018年秋以降も無料で受講できます。)	日本薬業研修センターにお問合せ下さい。 ポイント加算を行います。

コンシェルジュ研修受講申込・問合せ先：日本薬業研修センター

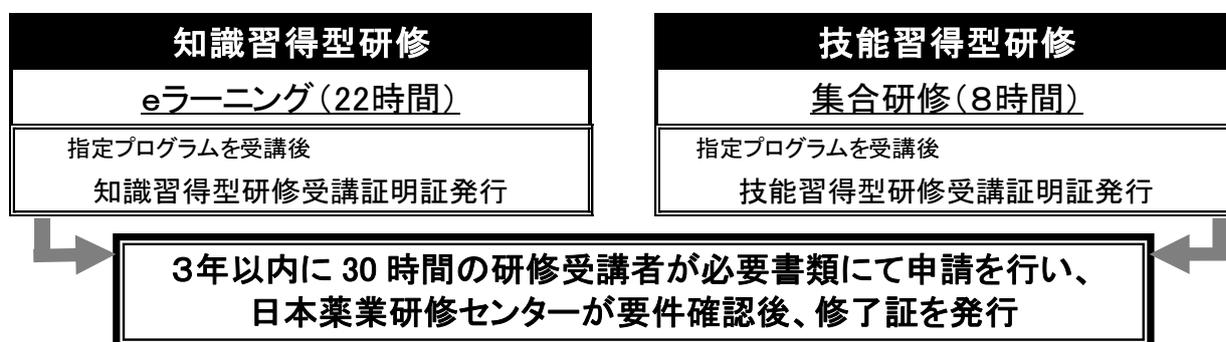
TEL: 045-478-5453 FAX: 045-478-5461 Mail: cme@yakken-ctr.jp

～厚生労働省基準に適合し、実践に活用できる～
「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会では日本薬業研修センターと協力し、昨年より健康サポート薬局研修を実施しています。健康サポート薬局研修の技能習得型研修は、2017年3月からスタートし、全国各地での研修を実施しています。受講者からのアンケートでは、「健康サポート薬局の基本的な機能・役割が良く理解できた」「地域包括ケアシステムや包括センターの具体的な取り組みについて学べる良い機会となった」「来局者への対応の様々なケースを想定しての講義とディスカッションは、とても勉強になった」との声が寄せられています。

地域の薬務課の方も来場し講義を行う場合もあり、引き続き、行政とも連携した健康サポート薬局研修を実施していくことを予定しています。

■研修概要



■研修内容と実施形式、学習方法

1) 知識習得型研修

eラーニングで実施します。

研修内容	時間数	実施形式と学習方法
知識習得型研修		eラーニング
①講座: 地域住民の健康維持・増進	2時間	[学習の流れ] ①講座から順番にテキストを学習する。 (PDFのテキスト) ↓ 各講座ごとにテキスト学習終了後、確認試験実施。 70%以上の合格ラインを目指す。* ↓ 合格したら、次の講座に進む。 ↓ ※順番通りの学習となり、確認試験を実施していないと次に進めない仕組みとなっている。 確認試験は、13回(各講座1回) *第1講座のみ、食事バランスシートの作成・提出有
②講座: 要指導医薬品等概説-1	8時間	
③講座: 要指導医薬品等概説-2		
④講座: 要指導医薬品等概説-3		
⑤講座: 健康食品、食品	2時間	
⑥講座: 禁煙支援	2時間	
⑦講座: 認知症対策	1時間	
⑧講座: 感染対策	2時間	
⑨講座: 衛生用品、介護用品等	1時間	
⑩講座: 薬物乱用防止	1時間	
⑪講座: 公衆衛生	1時間	
⑫講座: 地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1時間	
⑬講座: コミュニケーション力の向上	1時間	

2) 技能習得型研修

内容により3つの区分に分け、実施します。1日8時間のスケジュールを組み、3区分の研修を行いますので、1つだけでも複数でも受講できます。

研修内容		時間数	実施形式と学習方法
技能習得型研修			講義と演習(グループ討議形式)
I 研修:	健康サポート薬局の基本理念	1時間	ビデオ、グループ討議、総評
II 研修:	薬局利用者の状態把握と対応	4時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評
III 研修:	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評

※知識習得型研修と技能習得型研修は、どちらを先に受講してもかまいません。

ただし、最初に受講した研修から3年以内にすべての30時間の研修の受講を終了して下さい。

■研修形式と受講料、入金時期

1) 研修形式

本研修の研修形式は次の2通りです。

A研修	研修センターまたは、受講者が所属する企業・団体以外が日程・会場を設定し開催する研修
B研修	受講者が所属する企業・団体が日程・会場を設定し開催する研修※

※B研修は、団体、企業の状況、希望にあわせて、企業・団体に所属する薬剤師が受講しやすくすることを目的としています。B研修の会場費、講師料等は当該企業・団体で負担いただきます。受講者が所属する企業・団体が実施する研修に企業・団体がとりまとめて、申込をした場合は以下の各項目のB研修の受講料が適用されます。

2) 受講料と入金時期

(税込)

受講料と入金時期		協力団体会員価格 (申込:企業・団体一括、個人)			一般価格 (申込:企業・団体一括、個人)		
		A研修	B研修	入金時期	A研修	B研修	入金時期
★技能習得型	I・III	2,250円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金	3,750円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金
	II	2,250円	1,500円		3,750円	1,500円	
知識習得型		1,500円	1,000円	事前入金	2,500円	1,000円	事前入金
計		6,000円	4,000円		10,000円	4,000円	

※JACDS会員企業に勤務の方、日本薬局協会の、日本女性薬局経営者の会に所属の方は、協利団体会員価格で受講いただけます。

★技能習得型研修受講料 I・IIIは、2講座あわせた金額です。どちらかのみ受講の場合でも指定の金額が必要です。

① **B研修を実施の企業・団体に所属している場合でも他企業・他団体が実施するB研修を受講する場合は、A研修の料金が適用されます。**

② 受講料の中に、修了証交付費用(各自がネットからダウンロード)が含まれています。

別途、紙媒体の修了証の作成を希望の場合は、1枚 500円で作成し、郵送します。

③ 入金確認後、会員番号とパスワードをご連絡します。

知識習得型研修の受講は、知識習得型研修の受講料が入金された翌月から受講できます。

技能習得型研修は、受講人数が30名以上参加いただける見込みがある会場から随時開催します。

B研修につきましては、人数に制限はありません(30名未満でも可)。

【振込先】 みずほ銀行 虎ノ門支店 普)2966970 一般社団法人 日本薬業研修センター
シャ)ニホンヤクギョウケンシュウセンター

■技能習得型研修開催予定

現在、以下の地区で受講者を募集しております。

この日程で申込を希望の方は、後頁の申込書①に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

他地区での受講を希望の場合、または知識習得型研修を先に受講希望の場合は、後頁の申込書②に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

〔技能習得型研修開催予定日程・地区〕

No.	開催日	地区	会場	研修時間
1	2019年4月14日(日)	千葉県松戸市	(株)マツモトキヨシ 本社別館	9時30分～19時
2	2019年6月9日(日)	東京都渋谷区	協励会館	9時～17時40分

● 日程は、決定次第ホームページ(<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/>)にアップします。
● 開催地区のご要望等ございましたら、ご連絡下さい。

※日程、会場、開催時間は変更になる場合があります。

■申込・受講の流れ

〔技能習得型研修〕

募集・申込
・研修センターHPで技能習得型研修の開催日程をご案内しますので、日程をお選びください。 ・希望地区の開催が決まっている場合は、日程と地区を選び、お申込み下さい。 開催が決まっていない場合は、希望の地区を記載の上、お申込み下さい。日程が決まり次第、ご連絡します。

参加希望者の多い地区から随時開催します。
研修の開催状況は研修センターのホームページ
(<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/>)でご案内します。

HPに掲載している申込書などからお申込み下さい。企業で申込の場合は、できるだけ受講者の受講状況管理のため、企業で取りまとめてお申込み下さい。

受講開始
・技能習得型研修の開催が決まったら案内を送付します (案内は、すべてメールで送信します)。

技能習得型研修の開催地区が決まったら、事務局から連絡させていただきます。
※研修受講前に、できるだけ地域包括支援センターを訪ね、配布資料や実際の活動についての調査を行って下さい。

〔知識習得型研修〕

受講申込・受講開始
・知識習得型研修は、技能習得型研修とは別にお申込みができます。 ・申込書と入金確認後、受講用のIDとパスワードを送ります。

知識習得型研修は、研修用のホームページ(セルメ・プラザ)でeラーニングの受講を行います。
手続き完了後、知識習得型研修実施用のご案内を送付します。

■申込方法

1) 別紙の「健康サポート薬局研修申込書」に、必要事項を記入の上、メールまたは FAX にてお申込下さい。

●技能習得型研修開催予定地区をお申込みの方 … 後頁申込書①

●開催が決まっていない地区、または先に知識習得型研修の受講をお申込みの方 … 後頁申込書②

- ・最初に、受講人数と技能習得型研修の希望地区についてお知らせください。
希望地区が未定の方は、blankでも構いません。
- ・企業申込の場合は、後日、受講者の名前と薬剤師登録番号の一覧表をデータで送付してください。
- ・できるだけ、受講者の受講状況管理のため、企業取りまとめにて企業一括申込みをお願いします。

2) 企業一括申込の場合は技能習得型研修のB研修での実施を検討して下さい(A研修の受講も可能です)。

- ・希望の地区、日程での開催が可能となり、費用の軽減化が可能となるB研修での実施については、以下の「■B研修実施について」をご覧くださいか、事務局までお問合せ下さい。

3) 技能習得型研修の開催地区については、A研修の場合は、原則参加希望者が 30 名以上になった時に開催日程を決定します(B研修につきましては、人数に制限はありません)。

- ・申込時の希望地区で開催が決まっていない場合は、開催が決定次第、ご連絡させていただきます。
- ・研修センターの HP でも開催日程地区の一覧表を作成し、閲覧できるようにします。
- ・Ⅲ研修については、勤務先が同一都道府県の方々のグループ研修を行いますので、同一都道府県の参加者が少ない場合、参加を見合わせていただくことがあります。

■申込手続きの流れ

1) 企業申込の場合

- ① 申込書に、受講希望者数を記入し、FAX、またはメールにてお申し込みください。
- ② 事務局より、ご記入頂いた連絡先メールアドレスへ会場別受講申込者一覧のデータを送付します。
- ③ 開催日の2週間前までに受講案内を企業宛にメールにて送付します。
当日の受付時に必要となりますので、受講者へお渡しください。
- ④ 後日、参加した受講者数をもとに請求書を作成し、企業担当者様へ送付いたします。

2) 個人申込の場合

- ① 申込書に必要事項を記入し、FAX、またはメールにてお申し込みください。
- ② 事務局より、ご記入頂いた連絡先メールアドレスへ受付完了と振込先をご案内します。
開催の2週間前までに、お振込み願います。
- ③ 入金確認後、開催日の2週間前までに受講案内をメールにて送付します。

■B研修実施について (詳細は日本薬業研修センターHPをご参照下さい)

団体、企業の状況、希望にあわせて、日程、会場、講師、監査員の手配を当該団体・企業で行うことにより、費用の軽減化を図り、受講の機会を増やします。ぜひ、B研修実施をご検討下さい。

- ・講師は研修センターの認定が必要となり、薬局実務実習の認定指導薬剤師の方、企業内の薬剤師研修や事業研修等のカリキュラム作成や講師経験を有している方、行政の保健分野に従事した経験を有する方などが対象となります(研修センターに講師を有料で依頼することも可能です)。
- ・公募が原則ですので、開催会場の席数の10%以上は公募枠となり、B研修実施団体・企業に所属以外の受講者の受け入れをお願いします。公募は、研修センターが行います。
- ・実施団体・企業には、参加された当該団体・企業所属以外の人件分の還付金をお支払します。

申し込み・
問合せ先

一般社団法人 日本薬業研修センター <http://www.yakken-ctr.jp>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-478-5453 FAX:045-478-5461 E-mail:support@yakken-ctr.jp

<http://www.yakken-ctr.jp/kensup>(健康サポート薬局研修サイト)

FAX送信先: 045-478-5461 (日本薬業研修センター行)

「健康サポート薬局研修」 申込書①

企業 申込	フリガナ 会社名			
	フリガナ 担当者名		部署名 役職	
	住 所	(〒 -)		
	連絡先TEL		連絡先FAX	
	連絡先 E-mail(PC)			
個人 申込	フリガナ 氏名		連絡先 E-mail(PC)	
	住 所	(〒 -)		
	連絡先FAX		薬剤師 登録番号	
	所属先名 (所在地)		都道 府県	区市 町村

※個人申込の方は、所属先の都道府県と区市町村をご記入下さい。企業申込の方は、後日お名前とともにご連絡願います。

■研修申込み(受講希望人数を記入して下さい。個人申込の方も受講する研修すべてに「1」と記入して下さい。)

※各会場、30名以下の場合には開催を見合わせる場合があります。

No.	開催日	地 区	会 場	受講人数			知識習得型研修	
				I 研修	II 研修	III 研修	人数	開始希望月
1	2019年4月14日(日)	千葉県松戸市	(株)マツモトキヨシ 本社別館	名	名	名	名	
2	2019年6月9日(日)	東京都渋谷区	協励会館	名	名	名	名	

研修時間は、No1, 2, 4は、9時30分～19時、No3は、9時～17時40分を予定しております。

■申込手続きの流れにつきましては、前頁に記載の申込手続きの流れをご参照下さい。

会場設営、およびグループ分けの都合上、**開催2週間前までに**
申込み者のご連絡をお願いいたします。

受講者が確定できない場合は、参加枠の確保にも対応いたします。詳しくは事務局へご相談下さい。

問合せ先: 日本薬業研修センター <http://yakken-ctr.jp>
電話 045-478-5453 Email: support@yakken-ctr.jp

健康サポート薬局研修申込書② FAX 送信先:045-478-5461(日本薬業研修センター行)

企業 申込	フリガナ 会社名			
	フリガナ 担当者名		部署名 役職	
	住 所	(〒 -)		
	連絡先TEL		連絡先FAX	
	連絡先 E-mail(PC)			
個人 申込	フリガナ 氏名		連絡先 E-mail(PC)	
	住 所	(〒 -)		
	連絡先FAX		薬剤師 登録番号	
	所属先名 (所在地)		都道 府県	区市 町村

※個人申込の方は、所属先の都道府県と区市町村をご記入下さい。企業申込の方は、後日お名前とともにご連絡願います。

■申込手続きの流れ

- 1) 知識習得型研修と技能習得型研修と、どちらを先に受講してもかまいません。
- 2) 現在、開催が決定している地区については、日本薬業研修センターのホームページでご案内しております。それ以外の地区、日程をご希望の方は、申込書に希望地区と人数をお知らせください。申込み地区と人数により、技能習得型研修の開催地区、日程を決めます。
- 3) 参加希望を出していただいた地区が、開催候補地区となった場合、詳しい案内と申込確定のための案内書をメールにて、ご案内させていただきます。

■申込書記入について(受講希望地区と人数の記入をお願いします)

- 1) 企業申込の方は、A研修での受講か、B研修での受講か選択して下さい。地区ごとに、実施方法が異なっても構いません。個人申込の方は、すべてA研修での受講となります。
- 2) Ⅲ研修については、勤務先が同一都道府県の方々でのグループ研修を行いますので、同一都道府県の参加者が少ない場合、参加を見合わせていただくことがあります。
- 3) 技能習得型研修の参加希望者が 30 名以上集まり次第、開催地区として決定します。

※健康サポート薬局の研修を修了するためには、技能習得型研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲと知識習得型研修の受講が必要です。

技能習得型研修									知識習得型研修		
実施形式	研修名			地区名 (都道府県)	人数			人数	開始 希望月		
	A研修	B研修	Ⅰ		Ⅱ	Ⅲ	Ⅰ研修			Ⅱ研修	Ⅲ研修
〔記入例〕 企業 個人		○	○	○	○	神奈川県	20~25	20~25	15~20	20~25	H29.4頃
	○				○	静岡県			3~5		
	○		○	○	○	大阪府	1	1	1	1	H29.3頃

※個人情報につきましては、日本薬業研修センターが厳重な管理体制の元で保管し、健康サポート薬局研修会実施の目的のみで使用します。企業申込の方は、登録の内容について企業担当者に連絡する場合がございます。
※Ⅲ研修では勤務先所在地毎にグループ分けを行いますので、店舗所在地の都道府県名をご記入下さい

薬剤師資質向上研修 通信研修・集合研修 募集のご案内

● 資質向上研修の実施は開設者の義務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)に伴う体制省令により、薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務になります。(体制省令 第2条第1項第7号、および第2条第2項)

薬機法では、薬局、店舗販売業の許可の基準に関して、体制省令で定める基準に適合しないときは改善命令等に該当する場合があります、研修の実施は許可要件となります。

(薬局:薬機法第5条第1項第2号 店舗販売業:薬機法第25条第2項第2号)

● 継続的な資質向上研修を実施中

本研修は、厚労省に提出し、確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。

■ 薬剤師資質向上研修概要(通信研修と集合研修の2つから構成されています)

通信研修(1年間)	集合研修(前期・後期開催)
eラーニング ※1) パソコンを使用し、ネットを通じたテキスト学習と自動採点の問題回答に取り組む	1日 ※2) (年1回以上参加下さい) 最新情報やネット形式では学習しにくい内容をスクール形式で学習
年間プログラム ①症状・部位別医薬品通信研修 12回 ②ヘルスケア実践セミナー 12回	①薬事行政情報 ②医薬品販売業に係る法規と制度 ③専門家のための技術・知識 ④確認試験
指定プログラムを修了 1) 通信研修受講証明証を発行	年1回以上の受講 2) 集合研修受講証明証を発行
※パソコンによるネット環境がなく、通信研修が受講できない場合は、郵送による通信教育も用意しています。 (テキスト代、送料等の実費を含み、3,600円)	※1地区50名以上の参加希望者がいた場合に、開催します。

資質向上研修受講証明証の発行

(3) 法律が求める資質向上研修受講証明証を発行

(1)と(2)両方をもとに、体制省令に対応する資質向上研修の受講証明証を発行します。

※必要に応じ、都道府県(保健所)へ資質向上研修を修了した薬剤師の名簿提出等の対応を実施

※通信研修受講中で、受講証明を発行出来ない方へは、求めに応じ、受講歴の証明を発送

■ 受講費用

1) 通信研修 2,570 円 (税込)

受講対象者: 日本チェーンドラッグストア協会に加入している薬剤師の方

※郵便による通信研修の場合、テキスト、送料等含め 3,600 円(税込)

2) 集合研修 3,000 円 (税込)

受講対象者: 日本チェーンドラッグストア協会に加盟する団体・企業に勤務している薬剤師の方

※テキスト代を含みます。 ※昼食は各自でご用意願います。

通信研修と集合研修は個別に受講費用が必要となります。

通信研修 集合研修 合計
(2,570 円)+(3,000 円) = (5,570 円)

郵送通信 集合研修 合計
(3,600 円)+(3,000 円) = (6,600 円)

■カリキュラム

□症状・部位別 医薬品通信研修				※基礎講座1から順番に学習します。 基礎講座の7回以降は、1つのテーマを2回に分けて学習します。			
○基礎講座				○応用講座			
1	胃腸症状	19・20	咳	1・2	胃腸薬	25・26	皮膚疾患用薬
2	疲労・虚弱症状	21・22	禁煙	3・4	便秘薬	27・28	口腔内用薬・ うがい薬・ オーラルケア用品
3	目の症状	23・24	肩こり	5・6	止瀉薬・整腸薬	29・30	痔疾用薬
4	かぜ症候群	25・26	頭痛	7・8	滋養強壮薬	31・32	鎮咳去痰薬
5	一般用検査薬	27・28	腰痛・関節痛	9・10	目薬	33・34	禁煙補助剤
6	アレルギー 症状	29・30	口内炎	11・12	検査薬	35・36	外用消炎 鎮痛剤
7・8	動悸・ 更年期症状	31・32	乗物酔い	13・14	かぜ薬	37・38	乗り物酔い 防止薬
9・10	痛み (解熱鎮痛薬)	33・34	スキンケア	15・16	女性用薬・ ハーブ医薬品	39・40	スキンケア
11・12	精神神経症状	35・36	育毛・発毛	17・18	強心薬・高コレ ステロール改善薬・ 貧血用薬	41・42	育毛剤・発毛剤
13・14	虫さされ	37・38	水虫	19・20	抗アレルギー薬・ 鼻炎用薬・ 点鼻薬	43・44	水虫薬
15・16	オーラルケア	39・40	爪から見える 病気	21・22	解熱鎮痛薬・ 生理痛専用薬	45・46	泌尿器用薬
17・18	痔の症状	41・42	すり傷・切り傷・ やけど	23・24	睡眠改善薬・ 眠気防止薬・ 小児鎮静薬		

□ヘルスケア実践セミナー	
1月	オーラルケア対策
2月	水虫対策
3月	アイケア対策
4月	禁煙対策
5月	香り・ リラクゼーション対策
6月	セルフチェックと 生活習慣病対策
7月	アンチエイジング・ シルバー対策
8月	胃腸対策
9月	かぜ対策
10月	花粉症対策
11月	スキンケア対策
12月	ヘアケア対策

※学習月の内容を学びます

○症状・部位別医薬品通信研修は、テーマごとに病理・薬理・対処法や主な薬効を学習し、情報提供のために必要なポイントを学習します。
○ヘルスケア実践セミナーは、仕事で活かせる売場づくりや販売促進方法なども含めた内容を学習します。

2) 集合研修

スケジュール(予定)	
60分	薬事行政情報
60分	医薬品販売業に係る法規と制度 (昼食 30分)
60分	専門家のための技術・知識① (休憩 10分)
80分	専門家のための技術・知識② (休憩 10分)
80分	専門家のための技術・知識③
20分	確認試験

終了 ※昼食は各自でご対応願います。

研修内容

1. 薬事行政情報
リスク区分等の変更があった医薬品等、最新の情報について説明します。
2. 医薬品販売業に係る法規と制度
最新の法規と制度について説明します。
3. 専門家のための技術・知識①②③
専門家として実践力をつける知識を学習します。
4. 確認試験
筆記による確認試験を行います。

※内容、スケジュールについては変更になる場合があります。

■申込方法

1) 通信研修

※毎月20日を受付締切とし、翌日より開始できます。随時申込みを行っております。

・通信研修は研修用ホームページ(セルメブラザ: <http://www.selme.jp>)にて実施します。

2) 集合研修

1地区50名以上の参加希望者がいた場合に開催いたします。

・受講をご希望の方は、事務局までお問い合わせ下さい。

研修内容
問い合わせ先

日本チェーンドラッグストア協会

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-474-1311 FAX:045-474-2569

第24期生
(2019年6月生)
募集中

募集締切日 2019年5月31日

— 美と健康、セルフメディケーションの両輪 —
■■ 第24期募集が新規最終募集になります。 ■■

美容に関する悩みや要望への確かなアドバイスができます

ビューティケアアドバイザーの目的

今、新たな視点で、ビューティケアを担う人材が求められています。美容に関する要望や個別の悩みを解決し、より健康でより美しく快適な生活を提案するのが、ビューティケアアドバイザーです。

生活全般との関わりを含めた幅広い知識や美容技術を持った人材を育成し、豊かでより快適な生活創りに貢献することを目的としています。

ビューティケアアドバイザーは何ができるか

美と健康はセルフメディケーションの両輪です。化粧品やメイク、肌の悩みなどをはじめ、食事・栄養・運動など、生活全般に関わる側面からも美容に関するアドバイスができるようになります。また、薬、健康・美容食品などのヘルスケアとの関連を学び、ドラッグストアに求められる健康と美容の情報提供ができます。

ビューティケアアドバイザーの狙い

地域生活者がより美しく、若々しく、快適な暮らしを行っていくのに必要なアドバイスができます。

また、接客の基本や心構えを学び、対応能力と販売の実践力がアップすることを狙いとしています。

養成方法

通信教育、DVD学習
スクーリング
JACDS指定基礎美容講座

養成期間

8ヶ月

教材内容

テキスト：2分冊
DVD：1枚
添削問題：6回

認定方法

学科試験・応対実技試験

受講料

会員企業価格
51,840円(税込)

募集締切

2019年5月31日

美容講座の受講については、資生堂、カネボウ、コーセー、花王ソフィーナの4メーカーの商品を取り扱っていない店舗又は業種へお勤めの方は別途美容講座の費用がかかります。

受講・申込みの詳細については、パンフレットをご覧ください。各社の人事・教育部・HBCA養成講座担当者、またはヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問合せください。

主なカリキュラム

ビューティケアに関する知識・技術編

ビューティケアに関する基礎知識

・美容に関する基礎知識

・肌に関する基礎知識

・ビューティケアに必要な基礎知識

・ビューティケアに必要なその他専門知識

ビューティケアアドバイスに関する基礎知識・技術

・フェイスに関するビューティケア

・フェイス以外に関するビューティケア

ビューティケアに関する応対・売場知識編

・応対に関する知識・技術

・ドラッグストアの売場に関する知識

DVD

・メーキャップ技術Howto編

・応対基本技術編

ビューティケアアドバイザー

養成講座

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会

ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

Tel.045-478-5451 Fax.045-478-5461

E-mail : sec@jacds.gr.jp hp : http://www.jacds.gr.jp (日本チェーンドラッグストア協会)

E-mail : info@hbc-ctr.gr.jp hp : http://www.hbc-ctr.gr.jp (H&BC人材育成センター)

第27期生
(2019年8月生)
募集中

募集締切日 2019年7月20日

— 予防・未病改善で、健やかな生活支援 —
■ 第27期募集が新規最終募集になります。 ■

漢方の知識で健康づくりをサポートします

漢方アドバイザー

養成講座

漢方アドバイザーの目的

漢方アドバイザー認定制度は、東洋医学への関心が高まる中、漢方についての正しい知識を普及する人材を育成します。

新しい漢方の可能性について学び、一般生活者の正しくかつ効果的な漢方利用に貢献していくことを目的としています。

漢方アドバイザーは何ができるか

漢方の考え方や治療法などについて幅広く学習し、生活者の健康維持・増進、病気の予防や体質改善のアドバイスができるようになります。

また、症状別に多くの人に対応できる製剤化された漢方薬・サプリメントについてのアドバイスができるようになります。

漢方アドバイザーの狙い

予防・未病の改善を重点においている漢方の考え方は、セルフメディケーションの推進において、非常に有効と期待されています。

漢方の考え方や知識を習得し実践することは、体質改善、免疫能力の向上、健康増進や病気の予防や治療に効果をもたらします。これにより、高齢化社会が急速に進むわが国において、国民のさらなる健やかな生活を支援することを狙いとしています。

養成方法

通信教育、DVD学習

養成期間

10ヶ月

教材内容

テキスト：5分冊＋別冊1冊

DVD：1巻

添削問題：10回

認定方法

学科試験

受講料

会員企業価格

101,800円(税込)

募集締切

2019年7月20日

主なカリキュラム

漢方に関する基礎知識編

- ・ 中医薬学小史
- ・ 中医薬学基礎知識
- ・ 中医診断学概要
- ・ 中薬の基本知識(上)

漢方に関する実践知識編

- ・ 中薬の基本知識(下)
- ・ 常用中薬
- ・ 常用の方剤(上)
- ・ 常用の方剤(下)

・ 食物の医療・保健作用

・ 病気と中医弁証治療

(別冊：一般用漢方製剤の承認基準概要)

DVD

- ・ 漢方の世界「中医薬学基礎講座」

(編集・監修：国立北京中医薬大学)

受講・申込みの詳細については、パンフレットをご覧いただくか、各社の人事・教育部・HBCA養成講座担当者、またはヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問合せください。

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会

ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

Tel.045-478-5451 Fax.045-478-5461

E-mail : sec@jacds.gr.jp hp : http://www.jacds.gr.jp (日本チェーンドラッグストア協会)

E-mail : info@hbc-ctr.gr.jp hp : http://www.hbc-ctr.gr.jp (H&BC人材育成センター)

専門領域をさらに広げた人材として高く評価

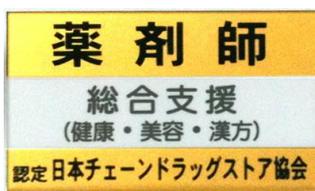
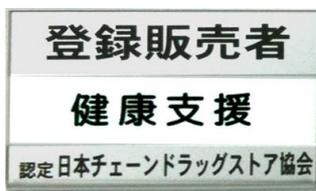
ダブルライセンス認定制度

これからのドラッグストアは、セルフメディケーションの推進のための知識や技術を習得し、生活者の生活をより健やかにするための人材が重要です。

JACDSでは、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者で各種アドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方を、「ダブルライセンス認定者」として新しい認定名をつけ、生活者にアピールしています。

ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成制度として、ご活用ください。

●認定者の方には新しい認定名のネームプレートを発行します（配布物1）



対象者と新しい認定名

●それぞれ取得したアドバイザーにより、専門領域の支援名をつけます

ヘルスケアアドバイザー	…	健康支援
ビューティケアアドバイザー	…	美容支援
ベビーケアアドバイザー	…	育児支援
漢方アドバイザー	…	漢方支援

（表①）

●薬剤師・登録販売者で1つのアドバイザーを取得した場合

	薬剤師	登録販売者
ヘルスケアアドバイザー取得	健康支援 薬剤師	健康支援 登録販売者
ビューティケアアドバイザー取得	美容支援 薬剤師	美容支援 登録販売者
ベビーケアアドバイザー取得	育児支援 薬剤師	育児支援 登録販売者
漢方アドバイザー取得	漢方支援 薬剤師	漢方支援 登録販売者

●薬剤師・登録販売者で複数のアドバイザーを取得した場合、アドバイザーが複数認定を受けた場合

総合支援（支援名）※1 + 資格・認定名※2

※1：支援名 → 取得したアドバイザーにより支援名をつけます。表①を参照ください。

※2：資格名・認定名 → 薬剤師、登録販売者、アドバイザー

- 例** ヘルスケアアドバイザーと漢方アドバイザーを持っている薬剤師
総合支援（健康・漢方）薬剤師
ビューティケアアドバイザーとベビーケアアドバイザーを持っているアドバイザー
総合支援（美容・育児）アドバイザー

より意欲の高い専門家としてダブルライセンス取得者を広くアピール

●お客様にダブルライセンスの方をアピールするポスター（配布物2）

当店にはWライセンス認定者がいます

ダブルライセンス認定者

薬剤師や登録販売者の資格を持ち、さらに皆様の悩みや相談に応える知識を習得したアドバイザーや、複数の専門領域を学んだ、JACDS認定アドバイザーがいます。

ネームプレートに、皆様の悩みや相談にお答えできる専門分野（認定名）が明記されています。

健康支援 健康づくり **漢方支援** 漢方薬の活用
育児支援 妊娠・出産・育児 **美容支援** 美と健康

総合支援 複数領域を学んでいる認定者です

お気軽にご相談ください！ **JACDS**
日本フェンドラッグストア協会

薬剤師
健康支援
■日本フェンドラッグストア協会
○ヘルスケアアドバイザーを習得した薬剤師

登録販売者
総合支援（健康・美容）
■日本フェンドラッグストア協会
◆ヘルスケアとビューティケアを習得した登録販売者

JACDS認定アドバイザー
総合支援（美容・育児・漢方）
■日本フェンドラッグストア協会
◆ビューティ、漢方、漢方を取得したアドバイザー

より専門領域を広げたダブルライセンスの方を、紹介するポスターを作成。認定者に送付しますので、店頭でお客様にアピールしていただくため活用ください。

申込・手続き方法と認定者への配布物

●現在、認定者の方で、ダブルライセンス認定の対象者

登録内容の確認のため、申込用紙に必要事項を記入の上、事務局までお申し込み下さい。ネームプレートとポスターを無料で発行します。（新規更新登録の場合は、更新料に含まれます）申込用紙は、人材育成センターのHPに掲載していますので、ダウンロードして下さい。または、お電話でお問い合わせください。

●認定者への配布物

◆1：ネームプレート（横6cm×縦3.5cm） ◆2：告知用ポスター（A3サイズ）

現在、未更新者の方

●過去にアドバイザーの認定を受け、認定期間中にポイントを達成できなかった方や更新手続きを行わなかった方は、現在「未更新者」となっており、ダブルライセンスの対象となっておりません。再認定のための条件を用意しておりますので、事務局までお問い合わせください。

●以前、1つだけアドバイザーを取得されていて現在未更新の方で、ダブルライセンスを目指したい方も、同様に救済策の対象となります。

- 【救済例】 ①問題・レポートでポイント達成を目指す
②認定試験を受験する、他

未更新期間や認定時の状況により、有料の場合もあります。
再認定の時は、登録費用は有料となります。

お問合せ先

JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-478-5451 FAX.045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

H&BC 人材育成センター HP (<http://www.hbc-ctr.gr.jp>) E-mail info@hbc-ctr.gr.jp

一般財団法人 日本ヘルスケア協会

活動の紹介と入会のご案内

一般財団法人日本ヘルスケア協会は、超高齢社会における健康寿命延伸とヘルスケア産業育成の実現を目指す、ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者が集まった民間唯一の団体です。

当協会は、ヘルスケア産業育成のために次の事業を実践します。

1. ヘルスケアに寄与する制度、社会システム、事業等の研究と政策建議、提言を実践します
2. ヘルスケア産業育成および事業推進に向けた事業連携と、実現のための支援活動を実践します
3. 社会的価値を有する、ヘルスケアに寄与する業界および企業活動への支援を実践します
4. ヘルスケア推進に寄与する制度や事業、システム等を生活者に啓発並びに普及推進するための活動を実践します
5. その他、ヘルスケアの推進および産業育成に関する事業を実践します



一般財団法人 日本ヘルスケア協会
Japan Association of Health care Initiative

■ ごあいさつ



一般財団法人
日本ヘルスケア協会
会長 **今西 信幸**
(一財)東京薬科大学付属
ヘルスケア研究所 理事長)



一般財団法人
日本ヘルスケア協会
理事長 **松本 南海雄**
(株)マツモトキョシホールディ
ングス 代表取締役会長)

我が国の健康政策は、これまでの「生命寿命延伸医療政策」から「健康寿命延伸健康政策」への転換を図り、これを実現する「ヘルスケア産業」を育成する方針が出されました。

この政策を受け、各省庁および地方行政において様々な施策や検討が行われており、民間企業や団体においても多くのヘルスケアに寄与する事業が行われています。また、官民や産学が連携した、ヘルスケア推進団体も多く誕生しています。しかし、この政策に反発する反対勢力が強く、確実にヘルスケアに寄与する施策や事業、活動がほとんど実践できない状況にあります。

新しい政策や事業を実現するためには、そのための新しいロジックや枠組みなどの環境整備が不可欠ですが、それはまだ整っていない状況にあります。

そこで、健康寿命を延伸させるヘルスケア産業界の意見を政策に反映し、しかもその振興および推進を支援する第三者機関が熱望され、よりよい日本の社会づくりに貢献するために「一般財団法人日本ヘルスケア協会」を発足いたしました。

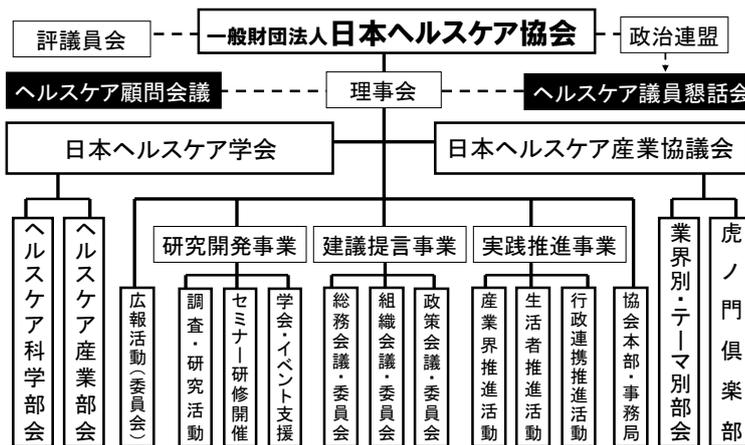
ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者の多くの方々に、当協会活動にご参加いただきますようお願い申し上げます。

■ 日本ヘルスケア協会の目的——健康寿命延伸とヘルスケア産業の育成を図ります。

- 1) わが国のヘルスケアを実践する
新しいロジックや環境を整備します
- 2) ヘルスケア産業育成と効果的かつ効率的の実践を実現します
- 3) 健康寿命延伸を実現し、
現行の医療制度を維持させます
- 4) 社会制度に関する不安を解消し、
国民の幸福に寄与します

■ 日本ヘルスケア協会と構成する組織の概要——ヘルスケア推進の民間唯一の組織です。

「一般財団法人日本ヘルスケア協会」組織概要



○日本ヘルスケア学会 会長(2会長制)



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
ヘルスケア産業部会 部会長
上原 征彦
(昭和女子大学現代ビジネス研究所
特命教授)



(一財)日本ヘルスケア協会 会長
ヘルスケア科学部会 部会長
今西 信幸
(一財)東京薬科大学付属
ヘルスケア研究所 理事長)

○日本ヘルスケア産業協議会 会長



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
池野 隆光
(ウエルシアホールディングス(株)
代表取締役会長)

■ 日本ヘルスケア協会の構成組織

◎ 日本ヘルスケア学会

わが国のヘルスケア推進に関する科学分野と産業分野のあり方について、現実的かつ臨牀的な論理と技術の研究を行い、独立性を保ちかつ客観的に、わが国の国民や国政、産業界に提言します。

◎ その他

ヘルスケア顧問会議、ヘルスケア議員懇話会が提案、意見、指導、アドバイスを送ってくれます。

◎ 日本ヘルスケア産業協議会

ヘルスケア産業に関する各業界および研究機関が部会を構成し、各部会に関係団体や関係企業が所属し、それぞれの業界や企業が有するヘルスケア活動を行うための問題や課題を解決する活動を行います。

■ 日本ヘルスケア協会の主な活動——強力な推進力・実践力を発揮します。

◎研究、協議活動

部会、研究会が個々の課題解決に向け、検討会を行なっています。そして、年1回発表会を行います。

ヘルスケア推進に関する①政策および施策、社会環境に関する研究、②産業、企業活動、サービスに関する研究、③生活者への啓発、普及、推進に関する研究、④その他の研究を行い、その実現のための協議を行います。



活動方針発表会 1000人を超える関係者が集合

◎建議・提案活動

ヘルスケア推進に寄与し社会的価値のある政策や施策、事業について、関係行政や関係機関にその実現に向けた建議や提言、提案を力強く行ってゆきます。



ジャパンドラッグストアショーでヘルスケア事業推進内容を発表



ライフスタイルビジョン for シニアを開催

◎業界基準向上認定活動

優れた取組みについて認定する活動をしています(優良配置販売業者、コンシェルジュ、救急救命AED指導員など)。

◎ロビー活動

制度や規制、事業推進などに関するヘルスケア推進の環境整備について、関係者に力強く働きかけ、問題の解決や新しい施策の実現を図ります。

ヘルスケア議員懇話会(会長:林芳正参議院議員)では、われわれの提案に賛同し、直接、塩崎厚労大臣に、検体測定室の見直しを要望。今秋を目途に改正が実現!



要望書を手渡すヘルスケア議員懇話会の面々

◎業界、事業連携活動

優れた政策や施策および各業界や企業のヘルスケア推進活動やサービスを、より効果効率的に実現するために、関係する機関や業界、企業に連携を図ってまいります。



東京薬科大学で「医療コミュニケーション」講座を受託、実施



救急救命・AED指導員養成講習を実施



「ながら筋トレ体操」を開発。普及推進を目指す

◎啓発、普及推進活動

各業界や企業が提供する優れたヘルスケア推進活動やサービスについて、行政や業界、マスコミ等とも連携し、生活者への啓発と普及推進を行います。

◎各種ヘルスケアイベントへの協力活動

学術大会や健康イベントの開催など、ヘルスケア推進およびヘルスケア産業育成の活動にも協力。



ペット飼育のメリットを啓発するパンフレットを作成



機能的表示食品フォーラムに協力



日本医真菌学会総会・学術大会
区民公開シンポジウムに協力

■ 会員のメリット—貴業界・貴社の問題・課題を解決します。

1) 各業界および企業の商品、サービスの推進に関する支援

ヘルスケア推進に寄与する各業界および各社の商品、サービスの普及や推進に関する内容を相談し、実現に向けたアドバイスや支援を得ることができます。

また、必要に応じて連携すべき業界や企業、有識者等の紹介も行います。(但し、販売先の斡旋、紹介は行いません)

2) 日本ヘルスケア産業協議会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

各業界や企業が、推進したいテーマについて、部会を通じて実現することができます。また、各業界や企業で抱えている問題の解決に向けて部会で協議し、その実現に必要な政策提言や関係業界・機関との連携、普及推進策を図ってゆきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

3) 日本ヘルスケア学会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

日本ヘルスケア産業協議会の部会だけでなく、学術的研究のテーマについては、日本ヘルスケア学会の部会活動にも参加することができます。制度や産業育成、マーケティング等に関する研究は、ヘルスケア産業部会に参加いただきま

す。また、予防や医療、介護、専門家等に関する研究は、ヘルスケア科学部会に参加していただきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

4) 協会の主催するイベント等に会員価格で参加

日本ヘルスケア協会および日本ヘルスケア産業協議会、日本ヘルスケア学会が主催するイベントやセミナー、学術大会等に会員価格で参加することができます。最新情報をいち早く知ることができ、ヘルスケアの研究や産業に携わる方の活動や仕事に大いに役立ちます。

5) 日本ヘルスケア協会の会員限定HPにアクセスが可能

会員限定ホームページにアクセスし、新制度や運用の最新情報や各部会での活動(会員公表分)、会員サービス情報などを入手することができます。また、各会員の持つ疑問や相談、要望についてもご連絡いただけます。迅速に誠意をもって対応いたします。

6) その他

限定出版物の会員価格での購入など、多くの会員サービス事業を増やしてまいります。会員の皆様の要望があればぜひお寄せください。

■ 入会申し込み要領

会員の種別(「虎ノ門倶楽部」は別に定めます)

- 1) 法人会員：本会の目的に賛同し、入会した法人(企業)
- 2) 個人会員：本会の目的に賛同し、入会した個人
- 3) 特別会員：本会の目的に賛同し、特別に入会を招聘された法人、個人
- 4) 登録協力団体会員：本会の目的に賛同し、登録した協力団体

年会費(入会金はありません)

- 1) 法人会員：一口10万円/年一口以上
- 2) 個人会員：3千円(人/年)
- 3) 特別会員：会費なし
- 4) 登録協力団体会員：会費なし
但し、登録協力団体会員からの活動費用賛助、活動協力はお受けいたします。ご協力ください。

備考

- ※会計年度は4月1日より翌年3月31日までですが、当面の間、会費を納入した翌月から12カ月分(1年間)を年会費とします。
- ※会費は理事会の決定により、変更される場合があります。会員には事前に連絡を行います。
- ※個人会員、特別会員、登録協力団体会員は、協議会および学会の各部会への参加を希望される場合、部長の特別推薦、または招へいが必要などの制限がありますのでご了承ください。

■ 入会申し込み手順

- 1) 同封の「入会申込書」(申込書はホームページからもダウンロード可能)に必要事項を記入して、団体、法人内容のわかるもの(ご案内やパンフレットなど)を添えて、協会事務局まで郵送する。FAXまたはメールでも申込みが可能。
- 2) 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
- 3) お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

■お振込み先

- 振込み口座
みずほ銀行新横浜支店普通：1692873
- 振込み口座名
一般財団法人 日本ヘルスケア協会
※恐れ入りますが、振込み手数料はご負担願います。

一般財団法人 **日本ヘルスケア協会** Japan Association of Health care Initiative

(2015年11月設立)

(本部) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目15-10 名和ビル3階
TEL03-5510-7274 FAX03-3504-8103 <http://www.jahi.jp> E-Mail: info@jahi.jp
(横浜事務所) 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階(NRKグループ内)
TEL045-474-2521 FAX045-474-2520

FAX:045-474-2520 または E-mail:info@jahi.jp

一般財団法人日本ヘルスケア協会(J A H I)入会申込書

私は、一般財団法人 日本ヘルスケア協会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

①申込日と、該当する会員区分を、チェックしてください。

申込日 年 月 日

会員区分 法人会員 個人会員 (どちらか一方をしてください)

②法人会員にお申込みの方はA欄の太線枠内、個人会員にお申込みの方はB欄の太線枠内に、もれなくご記入ください。

【A欄】法人会員の申込み記入欄

法人情報	法人名	(フリガナ) 氏名		
	代表者	(フリガナ) 氏名	役職名	
	法人所在地 (連絡先)	〒		
		TEL:	FAX:	
業種				
連絡先情報	担当者	(フリガナ) 氏名	役職名	
	担当者所在地 (連絡先)	〒		
		TEL:	FAX:	
		E-mail:		
年会費 (一口10万円/年 一口以上) ※申込口数と合計金額を記入				請求書 (どちらかに○)
申込口数 → 口、合計金額(年会費) → 万円				必要 ・ 不要

【B欄】個人会員の申込み記入欄

本人情報	氏名	(フリガナ)	勤務先名 (学校名)	
	住所 (連絡先)	〒		
		TEL:	FAX:	
		E-mail:		
年会費	3千円(人/年)		請求書(どちらかに○)	必要 ・ 不要

(注) 1) 入会金はありません 2) 会計年度は4月1日より翌年3月31日まで

◆入会申し込み手順

(入会申込書はホームページからもダウンロードすることができます)

1. 入会申込書に必要事項を記入し、法人案内等を添えて協会事務局まで郵送 (FAXまたはメールでも可) する。
2. 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
銀行口座：みずほ銀行 新横浜支店 (普通) 1692873 口座名義：一般財団法人日本ヘルスケア協会
※恐れ入りますが、振込手数料は御社でご負担願います。
3. お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

※事務局入力欄(何も記入しないでください)

・備考欄 会員 No.

--	--	--	--	--	--	--	--

受付	法人案内	入金			
/		/			

日本チェーンドラッグストア協会 「薬剤師賠償責任保険」について

当団体保険制度の特色

本制度は当協会正会員（従業員・使用人を含む）、正会員企業に勤務する薬剤師及び登録販売者の方が、ドラッグストア特有の次の事故等により、お客様の身体に障害を与えたり、お客様の持ち物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、本保険制度は契約者を日本チェーンドラッグストア協会、被保険者を各正会員とする団体契約のため、加入者数により団体割引が適用されるのが特長です。

■薬剤師業務に関する事故

- 医薬品等の販売に起因する賠償事故
- 調剤業務に起因する賠償事故

■店舗等の施設に関する事故

- 店舗等施設の構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償事故
【薬局および店舗販売業契約のみ対象】
- 店舗等施設において行う薬剤師業務以外の仕事の遂行に起因する賠償事故

■人格権侵害に関する事故

- 不当な身体の拘束等による名誉毀損やプライバシーの侵害による賠償事故

ご加入にあたって

◆ご加入いただける方

- 日本チェーンドラッグストア協会の正会員のみ
 - ・契約者：日本チェーンドラッグストア協会
 - ・被保険者（補償の対象となる方）：会員各社（使用人を含む）
および勤務する薬剤師・登録販売者（各々契約が必要）

◆保険期間

- 2019年2月15日午後4時から2020年2月15日午後4時まで

◆保険適用地域

- 日本国内のみ

補償内容と保険料

【薬局および店舗販売業契約】

1店舗あたり年間保険料

区分	支払限度額			免責金額 (1事故)
	1名	1事故	保険期間中	
業務危険		1億円	3億円	3万円
施設危険	対人	5,000万円	5,000万円	3万円
	対物		5,000万円	3万円
人格権侵害	業務危険: 1事故1億円 保険期間中3億円 免責金額(1事故)3万円 施設危険: 1名5,000万円 1事故5,000万円 免責金額(1事故)3万円 ※支払限度額は業務危険の支払限度額または施設危険の対人賠償支払限度額と同額かつ共有となります。			
保険料(注)	3,460円			

【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】

1名あたりの年間保険料

区分			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
業務危険	支払限度額	1事故	1,000万円	3,000万円	1億円
		保険期間中	3,000万円	9,000万円	3億円
	免責金額		0円	0円	0円
人格権侵害					
保険料(注)			1,260円	1,420円	1,610円

中途加入手続き

- ◆毎月25日締切り、翌月15日からの加入となります。
- ◆加入依頼書の送付先：
〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F
日本チェーンドラッグストア協会事務局（薬剤師賠償責任保険担当）
- ◆保険料を下記口座へお振込みください。
振込先：（銀行名・支店名）三井住友銀行 新横浜支店
（口座番号）普通口座 0406415
（口座名義）日本チェーンドラッグストア協会

【中途加入保険料表】2019年

■ 薬局および店舗販売業契約（1店舗あたり保険料）

＜補償内容＞

業務危険：1事故1億 保険期間中3億 免責3万

施設危険：対人1名5,000万 1事故5,000万 免責3万／対物1事故5,000万 免責3万

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約（業務危険・施設危険）と同一

＜年間保険料＞

3,460円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)
2月25日	3月15日	11	3,170
3月25日	4月15日	10	2,890
4月25日	5月15日	9	2,600
5月27日	6月15日	8	2,300
6月26日	7月15日	7	2,010
7月25日	8月15日	6	1,740
8月26日	9月15日	5	1,450
9月25日	10月15日	4	1,160
10月25日	11月15日	3	870
11月25日	12月15日	2	580
12月25日	1月15日	1	290

■ 勤務薬剤師・勤務登録販売者契約（1名あたり保険料）

＜補償内容＞

Aタイプ：業務危険1事故1,000万円 期間中3,000万円 免責0

Bタイプ：業務危険1事故3,000万円 期間中9,000万円 免責0

Cタイプ：業務危険1事故1億 期間中3億 免責0

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約と同一

＜年間保険料＞

Aタイプ：1,260円

Bタイプ：1,420円

Cタイプ：1,610円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)		
			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
2月25日	3月15日	11	1,160	1,300	1,480
3月25日	4月15日	10	1,050	1,180	1,340
4月25日	5月15日	9	950	1,070	1,210
5月27日	6月15日	8	840	950	1,070
6月26日	7月15日	7	740	830	940
7月25日	8月15日	6	630	710	810
8月26日	9月15日	5	530	590	670
9月25日	10月15日	4	420	470	540
10月25日	11月15日	3	320	360	400
11月25日	12月15日	2	210	240	270
12月25日	1月15日	1	110	120	130

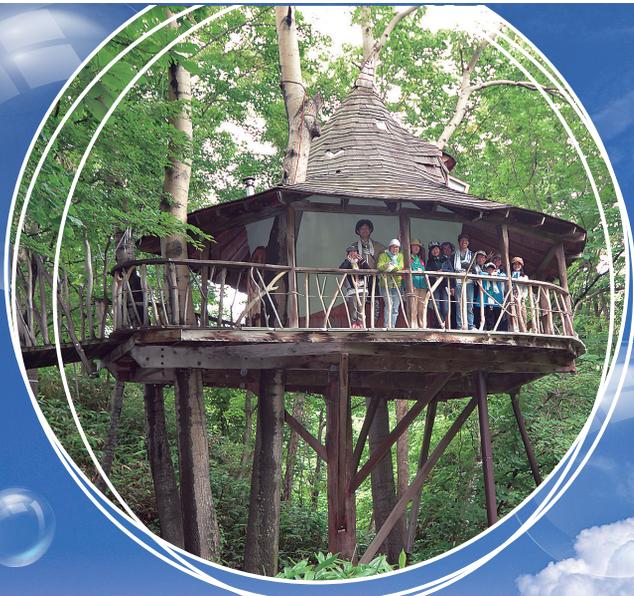
seriousfun camp

founded by paul newman



そらぷちキッズキャンプ
北海道滝川市丸加高原

そらぷちキッズキャンプは、
俳優の故ポールニューマンが設立した
難病の子どもの国際的キャンプ団体
シリアスファンチルドレンズネットワークの
アジア(中東除く)で唯一の正会員です。



難病とたたかう子どもたちの医療ケア付自然体験施設

そらぷちキッズキャンプ。

現在、日本では約20万人の
子どもたちが難病とたたかっています。

外で遊びたい！と願う子どもたちの夢の実現のため、
全国各地から子どもたちや家族を無料でキャンプ場に招待し、
北海道の豊かな自然の中で、仲間たちとのかけがえのない時間や
明日を生きるエネルギーをプレゼントしています。



加盟店舗に募金箱を
設置しました。

日本チェーンドラッグストア協会はそらぷちキッズキャンプを応援しています

JACDS
日本チェーンドラッグストア協会

日本チェーンドラッグストア協会
<http://www.jacds.gr.jp/>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第二ビル 4 階
TEL.045-474-1311 / FAX.045-474-2569 e-mail: sec@jacds.gr.jp

solaputi kids' camp
a seriousfun camp
founded by paul newman

公益財団法人 そらぷちキッズキャンプ
<http://www.solaputi.jp/>

〒079-0461 北海道滝川市江部乙町丸加高原 4264-1
TEL.0125-75-3200 / FAX.0125-75-3211 e-mail: info@solaputi.jp

行政他からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を収載しています。

【厚生労働省】

1. 抗真菌薬「ゼフナート外用液 2%」の中国国内で確認された偽造品について

—医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課(3月15日)

現在のところ、国内では偽装品は確認されていませんが、偽装品が流通する事のないように注意喚起の周知依頼がありました。よろしくお祈いします。 【資料:後頁2ページ分あり】

2. 薬局における管理者の兼務許可について—医薬・生活衛生局総務課長(3月20日)

近年、薬局の薬剤師が行う業務が多岐にわたり、その勤務体系も多様化していること等を踏まえた、兼務許可に関する考えたについての連絡です。詳しくは後頁の資料をご確認下さい。 【資料:後頁2ページ分あり】

3. 患者からの医薬品副作用報告について—医薬・生活衛生局安全対策課長(3月26日)

患者からの医薬品副作用報告についてPMDAにおいて受付を開始することについて周知依頼がありました。詳しくは後頁の資料をご確認下さい。 【資料:後頁7ページ分あり】

4. 要指導医薬品及び一般用医薬品の多言語情報の提供について

—医薬・生活衛生局総務課(3月27日)

訪日外国人への要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に際し、適切な情報提供等が行われるよう、多言語での情報提供等に関する周知依頼がありました。詳しくは後頁の資料をご確認下さい。

【資料:後頁 32 ページ分あり】

5. 「医薬品の封の取扱い等について」に関する質疑応答集(Q&A)について

—医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課(3月29日)

偽造医薬品流通の再発防止に関する観点からの通知に関するQ&Aについて周知依頼がありました。詳しくは後頁の資料をご確認下さい。 【資料:後頁6ページ分あり】

6. 麻薬小売業者の役員の変更届出書等について

—医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長(3月29日)

麻薬小売業者が役員の変更を届ける場合の標準様式等について周知依頼がありました。詳しくは後頁の資料をご確認下さい。 【資料:後頁6ページ分あり】

7. 「麻薬取扱者の免許申請について(通知)」の一部改正について

—医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課(3月29日)

法人又は団体である麻薬取扱者の免許申請に際し、診断書の添付が不要となる役員の範囲について周知依頼がありました。詳しくは後頁の資料をご確認下さい。 【資料:後頁3ページ分あり】

8. 調剤業務のあり方について—医薬・生活衛生局総務課長(4月2日)

薬剤師の行う対人業務を充実させる観点から、調剤業務のあり方について周知依頼がありました。詳しくは後頁の資料をご確認下さい。 【資料:後頁2ページ分あり】

【経済産業省】**9. ドラッグストア販売統計月報について—経済産業省(1月分)**

ドラッグストア販売統計月報(確定版)の1月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願い申し上げます。 【資料:後頁15ページ分あり】

10. 北朝鮮輸出入禁止措置の「2年間」延長について—貿易経済協力局(4月9日)

4月9日の閣議決定により、北朝鮮輸出入禁止措置の「2年間」延長について周知依頼がありました。詳しくは後頁の資料をご確認下さい。 【資料:後頁3ページ分あり】

【総務省】**11. 経済センサス-基礎調査の実施にについて—総務大臣(3月28日)**

2019年6月から2020年3月までの期間で調査を行なうとのことです。詳しくは総務省の経済センサス-基礎調査キャンペーンサイトをご確認下さい。

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2019/campaign/>

12. 経済構造実態調査の事前周知について—総務大臣(3月28日)

2019年より毎年6月に調査が始まるということについて周知依頼がありました。詳しくは総務省の経済構造実態調査早わかりQ&Aをご確認下さい。

<https://www.stat.go.jp/data/kkj/leaf.html>

【環境省】**13. オープン型宅配ボックス設置による再配達とCO2削減のためのガイドラインについて**

オープン型宅配ボックスを活用した宅配便の再配達削減によるCO2の削減について周知依頼がありました。詳しくは後頁の資料をご確認下さい。 【資料:後頁20ページ分あり】

【農林水産省】**14. 豚コレラに関する正しい知識(特にいのしし)の普及等について—食品流通課長(3月25日)**

豚コレラは人に感染する事はなく、豚コレラにかかったいのしし肉等を食べても人体に影響はないとのことです。詳しくは後頁の資料をご確認下さい。 【資料:後頁20ページ分あり】

15. 農薬として使用することができない除草剤の販売について—完全管理課長(3月28日)

農薬として使用することができない除草剤を販売する際の留意事項について周知依頼がありました。詳しくは後頁の資料をご確認下さい。 【資料:後頁7ページ分あり】

16. 食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドラインについて—食料産業局長(3月29日)

牛乳・乳製品製造業、豆腐・油揚製造業に関してガイドラインが改訂されたことについて周知依頼がありました。詳しくは農林水産省のホームページをご確認下さい。

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/tekiseitorihiki.html>

【その他団体】**17. 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業第 20 回報告書の周知について**

—公益財団法人日本医療機能評価機構(3月29日)

報告書が日本医療機能評価機構のホームページで公開されましたので興味のある方はご覧ください。

http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/pdf/report_20.pdf

18. 2020年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る

就職について(申合せ)—就職問題懇談会(3月25日)

就職・採用活動開始時期の遵守や学業への配慮などについての理解と協力を求める案内がありました。

詳しくは後頁の資料をご確認下さい。

【資料:後頁4ページ分あり】

19. 冷凍食品の温度管理等の取扱いについて—一般社団法人 日本冷凍食品協会

販売者向けの温度管理に関する注意喚起と利用者向けの冷凍食品の上手な解凍・調理のポイントが解説されています。詳しくは後頁の資料をご確認下さい。

【資料:後頁4ページ分あり】

事 務 連 絡

平成31年3月15日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

抗真菌薬「ゼフナート外用液2%」の中国国内で確認された偽造品について

今般、別紙のとおり、全薬工業株式会社が製造販売し、鳥居薬品株式会社が販売している抗真菌薬「ゼフナート外用液2%」について、中国国内において、包装（箱）の表示や製品ボトルのラベルが日本語で日本国内の正規品と同様に記載された偽造品が確認されました。

現在のところ、日本国内において「ゼフナート外用液2%」の偽造品は確認されておらず、偽造品の服用に起因すると考えられる健康被害の報告も受けていませんが、もし、このような偽造品を発見した場合には、決して、流通させたり、調剤したり、服用させたりすることがないように、貴管下の医療機関、薬局及び医薬品の販売業者に対する注意喚起をお願いいたします。

なお、製品に関する問い合わせ先については、別紙を御覧ください。

2019年3月15日

中国国内で確認された抗真菌薬「ゼフナート外用液2%」の偽造品について

製造販売元 全薬工業株式会社

販売元 鳥居薬品株式会社

この度、全薬工業株式会社が製造販売承認を取得し、鳥居薬品株式会社が販売しております抗真菌薬「ゼフナート外用液2%」(以下「ゼフナート」)について、包装(箱)の表示や製品ガラス瓶のラベルが日本語で記載された偽造品が、中華人民共和国(以下「中国」)国内において確認されました。

現在のところ、日本国内において、ゼフナートの偽造品は確認されておらず、また、偽造品の使用に起因すると思われる健康被害の報告もございません。

偽造品が正規の流通ルートを通じて日本国内の医療機関に納入されることはないと考えておりますが、輸入等により偽造品が日本国内に流入する可能性は否定できないことから、注意喚起が必要と判断し、念のためお知らせするものです。

今回の偽造品は、中国の通販サイトで販売されており、包装等が正規品と同様の日本語で記載されていることなど、一見して偽造品と正規品の区別が付きにくい状況でございました。

今後、別の形態の偽造品が発見されるおそれもありますので、医師の処方せんに基づいて調剤された以外の方法でゼフナートを手に入れないよう重ねてご注意をお願いいたします。

なお、製品に関するお問い合わせにつきましては、下記までご連絡ください。

【お問合せ先】

鳥居薬品株式会社 お客様相談室

電話番号:0120-316-834

受付時間 : 9:00 ~ 17:30 (土・日祝日および会社休業日を除く)

薬生総発 0320 第 3 号
平成 31 年 3 月 20 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
（ 公 印 省 略 ）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する
法律第 7 条第 3 項に規定する薬局の管理者の兼務許可の考え方
について

薬局の管理者は、その薬局を実地に管理する必要があり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第 7 条第 3 項の規定により、原則として、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事することが禁止されていますが、同項のただし書きにより、その薬局の所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下「都道府県知事等」という。）の許可（以下「兼務許可」という。）を受けた場合には、例外的に薬局の管理者が他の薬事に関する実務に従事することが認められています。

この兼務許可を与えることができるものとしては、「薬事法の施行について」（昭和 36 年 2 月 8 日付け薬発第 44 号厚生省薬務局長通知。以下「昭和 36 年通知」という。）において、「非常勤の学校薬剤師を兼ねる場合等であって薬局の管理者としての業務を遂行するにあたって支障を生ずることがないと認められるとき」を例示しています。

今般、「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）において、「へき地における薬局の管理者の兼務要件については、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会での薬局・薬剤師の在り方に関する議論を踏まえて検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされたところです。これを受けて、近年、薬局の薬剤師が行う業務が多岐にわたり、その勤務体系も多様化していること等も踏まえ、兼務許可に関する考え方を下記のとおり整理しましたので、業務の参考としていただきますようお願いいたします。

なお、医薬品医療機器等法第7条第1項及び第2項において、当該薬局を実地に管理する者として薬局の管理者が規定されていることにかんがみれば、兼務許可は例外的な取扱いとすべきことに御留意いただきますようお願いいたします。

記

医薬品医療機器等法第7条第3項の兼務許可については、昭和36年通知で例示した薬局の管理者が非常勤の学校薬剤師を兼ねる場合のほか、地域における必要な医薬品提供体制の確保を目的として、

- ・薬局の営業時間外である夜間休日に、当該薬局の管理者がその薬局以外の場所で地域の輪番制の調剤業務に従事する場合
- ・へき地における薬局の管理者の確保が困難であると認められる場合において、当該地域に所在する薬局の営業時間外に、当該薬局の管理者が他の薬局に勤務する場合

等であって、都道府県知事等が地域の実情、個別の事案を勘案した上で、薬局の管理者としての業務を遂行するにあたって支障を生ずることがないと判断する場合は、認められ得ること。



薬生安発 0326 第 1 号

平成 31 年 3 月 26 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長

（ 公 印 省 略 ）

患者からの医薬品副作用報告について

平成 22 年「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」最終提言及び平成 24 年厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会報告書の指摘に基づき、平成 24 年 3 月から、試行的に、患者からの医薬品副作用報告の受付を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）のウェブサイト上で実施してまいりました。

今般、試行結果を踏まえ、別添のとおり、「患者からの医薬品副作用報告」実施要領を策定し、PMDAにおいてその受付を開始することとしました。

つきましては、各都道府県等のホームページや広報誌等への掲載等により、本報告について患者、国民の皆様に広く周知いただきますよう、御協力をお願いいたします。

また、貴管下関係機関及び関係業者へも周知いただきますよう、併せてお願いいたします。



「患者からの医薬品副作用報告」実施要領

1. 目的

医薬品による副作用が疑われる症例についての情報を、患者又はその家族から直接収集することにより、医薬品の安全対策に活用することを目的とする。

2. 内容

(1) 報告者

医薬品の使用により副作用が疑われる症状が現れた方又はその家族

(2) 報告対象医薬品

国内で製造販売されている医療用医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品を対象とする。

(3) 報告方法

報告者は、ウェブサイトから、又は郵送により独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）に報告する。

① ウェブサイトからの報告

以下のPMDAの「患者の皆様からの医薬品副作用報告」のページより、利用規約に同意の上、PMDA患者副作用報告システムにて報告する。

PMDAホームページ「患者の皆様からの医薬品副作用報告」

<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/patients/0004.html>

② 郵送による報告

報告者は、PMDA患者副作用報告様式請求窓口（03-3506-9546）に電話で報告様式（別紙）を請求、またはPMDAホームページから報告様式をダウンロードし、利用規約に同意の上、記入後に報告様式を以下の報告先に送付する。

報告先 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

PMDA安全性情報・企画管理部 患者副作用報告係

(4) 報告項目

報告項目は以下のとおりとする。

- ・報告者に関する情報
- ・患者に関する情報
- ・副作用が疑われる症状を引き起こしたと思われる医薬品に関する情報

- ・他に使用していた医薬品に関する情報
- ・症状に関する情報
- ・詳しい情報を聞くことができる医療機関に関する情報

(5) 安全対策への活用

報告された情報は、PMDAにて報告内容を確認するとともに、氏名等の個人情報等を除き、データベースに入力する。厚生労働省はデータベースの情報をリアルタイムで共有する。また、PMDAは報告された情報の整理を行い、一定期間ごとに厚生労働省に報告する。厚生労働省は報告状況について薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会に報告し、必要に応じて安全対策措置を講ずるものとする。

副作用情報の分析・評価を行うために更に詳細な情報が必要な場合には、報告者が「詳しい情報を聞くことができる医療機関」として記載した医療機関に対し、PMDAがフォローアップ調査を実施する。

厚生労働省及びPMDAは、添付文書改訂等の安全対策措置を検討する際の情報のひとつとして本報告の情報を活用する。

(6) 情報の取扱い

本報告により得られた情報は、医薬品の安全対策の目的のために利用することとし、それ以外の目的には使用しない。

厚生労働省及びPMDAは、医薬品安全対策の一環として、報告者及び患者等の個人情報を除き、当該医薬品を供給する製造販売業者に提供する場合がある。フォローアップ調査を実施する場合には、PMDAは報告時の報告者の同意に基づき患者の氏名や症状などの情報を医療機関へ提供する。ただし、報告者が患者本人でない場合は、報告者が患者に説明し同意を求める。

(7) 報告された症例の公表

報告された症例に関する情報は、個人が特定されない形に加工した上でPMDAホームページ上にて公表する。

患者副作用報告 郵送受付用報告様式 (案)

ご記入の前に、3 ページ目から記載の <患者副作用報告 利用規約> を必ずお読みいただいた上、
下の「同意します」のところを○で囲んでください。

同意いただけない (○がない) 場合は、報告を受け付けることができません。

同意します ← 同意いただける場合は○で囲んでください

(※)が付いている項目(黄色の欄)は、必須項目ですので、必ずご記入ください。

各項目の記入欄が足りない場合は、別紙にご記入の上、報告様式と一緒に送付ください。

現在、副作用・副反応 (以下「副作用」) が疑われる症状がある方は、まず医療機関にご相談ください。

報告者様 について* 報告受付後に**受領書を送付するため、正確にご記入**をお願いします

ご住所(※)		〒	都道府県	市区	町	番地	アパート、マンション名:	号室
お名前 (※)	フリガナ(※)							
	漢字(※)	様						
電話番号	ご自宅 ()	年齢	歳	医療従事者は右欄に		はい		
	携帯 ()			○をつけてください				

患者様 について

お名前		年齢(副作用が 現れた時) (※)	歳	ヶ月 (または	歳代)	
報告者との 続柄(※)	報告者ご本人	性別 (※)	男	女	身長	体重
	ご家族 (続柄)				cm	kg
過去に医薬品で副作用が現れたことのある方は 医薬品名と副作用症状をご記入ください		①医薬品名: 副作用症状:	②医薬品名: 副作用症状:			
副作用が現れる以前にかかった病気や 受けた手術とその時期(※)						
副作用が現れた時にかかっていた病気を全て ご記入ください(※)						
特記すべき事項があればご記入ください						

詳しい情報を聞くことができる **医療機関** について (フォローアップ調査を実施する場合には、記載いただいた医療機関へ個人情報を含む報告データを提供し、詳しい経緯等の情報を医療機関より入手します。)

詳細情報を聞ける医療機関(※) (○をつけてください) あり → 「あり」の場合は、必ず★についてご記入ください
なし

★患者様のお名前 (フリガナ)
(漢字)

★医療機関の名称:

★医療機関の住所:

電話番号:

主治医の名前:

副作用を引き起こしたと疑われる **医薬品** について

	医薬品名(※)	製造販売業者名	使用開始日～終了日	使用目的(※)	(一般用医薬品(市販薬)の場合) 購入方法	副作用発症後の医薬品の使用状況 (○を付けてください)
1			年 月 日開始 ～ 年 月 日終了			・中止した ・量を減らした ・特に変更せず継続 ・量を増やした ・いずれにも該当しない
2			年 月 日開始 ～ 年 月 日終了			・中止した ・量を減らした ・特に変更せず継続 ・量を増やした ・いずれにも該当しない
3			年 月 日開始 ～ 年 月 日終了			・中止した ・量を減らした ・特に変更せず継続 ・量を増やした ・いずれにも該当しない
他にも使用していた医薬品があれば ご記入ください						

副作用 について

	どのような副作用が おこりましたか(※)	副作用が現れたのは いつですか(※)	①-③の設問(※)について あてはまるものに○を付けてください			副作用の症状は どうなりましたか(※)
1		年 月 日 時 分	①その副作用で 医療機関を受診 しましたか ・はい ・いいえ ・わからない	②医療関係者より 副作用と診断され ましたか ・はい ・いいえ ・わからない	③副作用の治療をし ましたか(※) ・外来で治療した ・入院して治療した ・いいえ ・わからない	・回復した ・ほぼ回復した ・回復していない ・後遺症が現在もある ・死亡した ・わからない
2		年 月 日 時 分	①その副作用で 医療機関を受診 しましたか ・はい ・いいえ ・わからない	②医療関係者より 副作用と診断され ましたか ・はい ・いいえ ・わからない	③副作用の治療をし ましたか(※) ・外来で治療した ・入院して治療した ・いいえ ・わからない	・回復した ・ほぼ回復した ・回復していない ・後遺症が現在もある ・死亡した ・わからない
3		年 月 日 時 分	①その副作用で 医療機関を受診 しましたか ・はい ・いいえ ・わからない	②医療関係者より 副作用と診断され ましたか ・はい ・いいえ ・わからない	③副作用の治療をし ましたか(※) ・外来で治療した ・入院して治療した ・いいえ ・わからない	・回復した ・ほぼ回復した ・回復していない ・後遺症が現在もある ・死亡した ・わからない

経緯 (副作用が現れた時の状況や症状) について、医薬品を使用した時から順を追ってご記入ください

(前ページからの続き) 経緯 (副作用が現れた時の状況や症状) について、ご記入ください

* 記入欄が足りない場合は、別紙にご記入のうえ、一緒に送付ください

<訂正報告について>

既に報告済の報告を訂正の場合は正しい情報を含め、同じ報告者氏名・住所にて再度報告してください。
その際、経緯の欄に訂正したい報告の報告番号をご記入の上、右の□にチェックをしてください。→

ご記入ありがとうございました。本報告様式を送付状記載の住所・宛先へお送りください。
報告受付後、報告者様宛に受領書をお送りいたします。

※報告をお送りいただく前に ①利用規約に同意するに○を付いているか
②必須項目(※)に記載があるか についてご確認ください。

患者副作用報告利用規約には、ご報告いただくに当たり、重要なことが記載されています。最後までお読みいただき、利用規約に同意いただける場合は、報告様式冒頭の「同意します」を○で囲んでください。○がない場合は、報告を受け付けることができませんのでご注意ください。

<独立行政法人医薬品医療機器総合機構 患者副作用報告 利用規約>

(本規約の目的)

第1条

1. 本規約は、厚生労働省が定める「患者からの医薬品副作用報告」実施要領に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」といいます。）が患者等から医薬品の副作用報告を収集し、必要な安全対策を行う目的で運営する患者副作用報告（以下「本報告」といいます。）の適正な運用と管理を行うことを目的として定めます。
2. 本規約は、本報告の運用と管理に関わる事項に適用します。
3. 本報告の管理者は、PMDA 安全性情報・企画管理部情報管理課長とし、本規約の実施及び本報告の運用と管理について責任を負うものとします。

(定義)

第2条

1. 本規約に定める「報告者」とは、本規約に定める一切の内容を承諾の上、本報告を利用し、PMDA に医薬品による健康被害又はそのおそれ（以下「副作用等」といいます。）の報告を行う患者又は患者の家族である者をいいます。
2. 本規約に定める「患者」とは、副作用等が生じた者として報告された者をいいます。
3. 本規約に定める「医療機関」とは、副作用等の症状の治療のために受診した医療機関等、詳しい情報を聞くことができる医療機関として報告者が報告した施設をいいます。

(PMDA による本報告及び報告されたデータの利用)

第3条

1. PMDA は、報告者から副作用等と考えられる事象の報告を受け付けます。
2. PMDA は、本報告のより適切な運用と管理を行うために見直しを行う目的で、報告されたデータを利用します。
3. PMDA は、本報告にて得られた報告データを必要な安全対策を行う目的で使用します。また、その一環として報告データについて専門的観点からの分析・評価を行うために更に詳細な情報が必要な場合において、当該情報を得るために医療機関に対する調査（以下「フォローアップ調査」といいます。）を行うことがあります。
4. PMDA は、フォローアップ調査を実施するときは、報告された情報（個人情報を含む。）を医療機関に提供します。
5. PMDA は、個人が特定されない形に加工した報告データを医薬品の安全対策のために日常的に利用します。また、安全対策の一環として、個人が特定されない形に加工した報告データを、厚生労働省及び報告された医薬品の製造販売業者に提供し、又は広く一般に公表することがあります。

(報告者の責務)

第4条

1. 報告者は、本規約に同意した上で、自己の責任と判断に基づいて、報告を行うものとします。また、報告者が患者本人でない場合は、本規約について患者に説明し、同意を求めることとします(患者が死亡している場合を除く)。
2. 報告を行うために必要な郵送費用その他報告に係る一切の費用は、原則として、報告者の負担とします。

(禁止事項)

第5条

1. 報告者は、本報告の利用に当たって、次に掲げる行為(これらに該当するおそれのある行為を含む。)を行ってはならないものとします。
 - (1) PMDA 又は第三者の所有権、著作権を含む一切の知的財産権等の正当な権利を侵害すること
 - (2) 他の報告者、PMDA 又は第三者に不利益、損害を与えること
 - (3) 公序良俗に反すること
 - (4) 法令等に違反すること
 - (5) 本報告の管理及び運用を妨害すること
 - (6) 本報告の信用を失墜、毀損させること
 - (7) 虚偽の情報を報告すること
 - (8) 患者の同意なく報告すること(患者が死亡している場合を除く。)
 - (9) 副作用等と考えられる事象以外の報告を行うこと
2. 報告者が前項各号に掲げる行為をし、PMDA 又は第三者に損害を与えた場合、報告者はその損害の賠償をしなければならないものとします。

(個人情報と報告の取扱い)

第6条

1. PMDA は、本報告により取得した個人情報を第3条に規定する目的のために使用します。
2. PMDA は、本報告により取得した個人情報を、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構個人情報管理規程(平成17年規程第24号)の規定に基づき取り扱います。

(著作権等)

第7条

1. 本報告に係る著作権を含む知的所有権等全ての権利は、PMDA に帰属します。
2. PMDA は、本報告の品質を向上させるため、報告者に対して改善、充実に資する意見を求めることができるものとします。

(本規約の改正)

第8条

1. PMDA は、必要があると認めるときは、報告者への事前の通知を行うことなく、いつでも本規約を改正できるものとします。
2. PMDA は、本規約を改正したときは、PMDA のホームページに遅滞なく掲載し、公表するものとします。
3. 第6条に定める個人情報の取扱いに変更が生じたときには、変更前に PMDA が保有していた個人情報は、変更後の取扱いに従うこととします。

(本報告の終了)

第9条

PMDA は、本報告を終了する場合、事前に PMDA のホームページに掲載することによって、本報告を終了することができるものとします。

(免責)

第10条

1. PMDA は、報告者が本報告を利用したことにより発生した報告者の損害及び報告者が第三者に与えた損害その他本報告を利用して発生したいかなる損害について一切の責任を負わないものとします。
2. PMDA は、本報告に関し、変更、停止、終了及びその他報告に関連して発生した事象により報告者又は他の第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとします。

(準拠法及び協議・管轄裁判所)

第11条

1. 本規約には、日本法が適用されるものとします。
2. 本報告に関連し、PMDA と関係者との間で疑義、問題が生じた場合、誠意をもって協議し、解決を図るものとします。
3. 前項の協議によっても疑義、問題が解決しない場合、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(本規約の発効)

第12条

本規約は、平成31年3月26日より有効とします。

以上

(ご注意) 患者副作用報告は、『医薬品副作用被害救済制度』とは異なります。

医療費等の請求については、別途手続きが必要となります。

下記、相談窓口にて『医薬品副作用被害救済制度』の請求手続き等をご確認ください。

救済制度相談窓口 (TEL) 0120-149-931 (受付時間: 9:00-17:00 (祝日を除く月~金))



(別添)

事務連絡
平成31年3月27日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部(局)薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

要指導医薬品及び一般用医薬品の多言語情報の提供について

「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日閣議決定)において、2020年に4,000万人、2030年には6,000万人の訪日外国人旅行者数を目標として観光先進国の実現を目指す中、訪日外国人の増加に伴う医療の提供に関連する多様な問題に関係府省庁が対応するため、健康・医療戦略推進本部の下に「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」が設置されました。同ワーキンググループにおいて、別添のとおり「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」(平成30年6月14日)がとりまとめられ、日本への入国後の対応として「一般用医薬品等に関する多言語での情報提供の充実」が盛り込まれたところです。

これを受け、要指導医薬品及び一般用医薬品(以下「一般用医薬品等」という。)の販売に際し、適切な情報提供等が行われるよう、多言語での情報提供等に資する情報を下記のとおりまとめましたので、薬局、店舗販売業等の貴管下関係者に御活用いただけますよう周知方お願いします。

記

1. 一般用医薬品等の製品情報については、一般用医薬品等の製造販売業者等が英語をはじめとする各国語への翻訳をしており、その翻訳された製品情報が製造販売業者等のウェブページ等から入手可能な場合があります。
2. 多言語に対応した一般用医薬品等の情報検索については、セルフメディケーション・データベースセンターが運営する「おくすり検索」英語版(以下「検索サイト」という。)が活用可能です。当該検索サイトでは、製品名、薬効分類、症状等から一般用医薬品等を検索でき、薬局、店舗販売業等にお

いても、一般用医薬品等を訪日外国人に販売する場合等に活用できます。なお、薬局、店舗販売業等において一般用医薬品等の販売等の際は、必要に応じて医療機関への受診勧奨を行う必要があります。

(検索サイト http://search.jsm-db.info/sp_en/)

3. 2. の検索サイトは英語で検索できますが、一部製品は、英語だけでなく中国語（繁体字・簡体字）及び韓国語の情報もあります。また、英語、中国語（繁体字・簡体字）及び韓国語で作成されている検索サイトの使用ガイド (<http://jsm-db.info/how-to-use/>) が活用可能です。

訪日外国人に対する適切な医療等 の確保に向けた総合対策

訪日外国人に対する適切な医療等
の確保に関するワーキンググループ

平成30年6月14日

取組 1 : 日本への入国前の対応

【取組1-1】在外公館等における旅行保険加入の促進

(外務省、観光庁)

取組のポイント

○**日本入国前の段階で在外公館等において**、補償額や付帯サービスが十分な保険加入を勧奨し、また日本入国後にスマートフォン等により加入できる旅行保険の周知を行う。

現状と課題

- 複数の大手損害保険会社の協力を得て、到着空港等で加入可能な新たな保険商品の販売が実現。(外国人旅行者自身がスマートフォン等から加入できるインターネット加入専用保険)
- 上記の海外旅行保険の開発を受け、PRを実施
→観光庁にて、海外旅行保険加入促進のチラシを作成。外国人旅行者に周知を図る。全国の宿泊施設・観光案内所等にチラシを配付。
- 訪日外国人旅行者の27%が保険未加入であり、訪日外国人旅行者自身の備えが必ずしも十分でない。(平成29年度観光庁調べ)
- 在外公館等において、保険加入の勧奨は実施できていない。**



訪日外国人向け旅行保険



海外旅行保険加入促進チラシ



対応

- 2018年度中に、各在外公館のホームページ**に旅行保険加入を勧奨する情報を掲載する。
- 在外公館に**、旅行保険加入を勧奨する**ポスターの掲示、チラシ配架**を行う。(今年度中に、訪日旅行者数の多い20カ国に対して実施を目指す)
- 外務省のホームページ**で、訪日旅行者に向けたページの中に、旅行保険加入を勧奨する情報を掲載する。
http://www.mofa.go.jp/j_info/japan/general/index.html



- 各在外公館から**各国政府へ、訪日外国人への保険加入を勧奨する案内を行うよう**働きかける**。
- 在日公館に対して**、旅行保険加入を勧奨する情報を発信するよう**働きかける**。(今年度中に、訪日旅行者数の多い20カ国に対して実施を目指す)

【取組1-2】観光客誘致活動を通じた海外旅行エージェントへの働きかけ等による 外国人観光客の旅行保険加入の促進

(観光庁)

取組のポイント

○**日本入国前の段階**において、**観光客誘致活動を通じて**補償額や付帯サービスが十分な保険加入を勧奨し、また日本入国後にスマートフォン等により加入できる旅行保険の周知を行う。

現状と課題

- 複数の大手損害保険会社の協力を得て、到着空港等で加入可能な新たな保険商品の販売が実現。(外国人旅行者自身がスマートフォン等から加入できるインターネット加入専用保険)
- 上記の海外旅行保険の開発を受け、PRを実施
→観光庁にて、海外旅行保険加入促進のチラシを作成。外国人旅行者に周知を図る。全国の宿泊施設・観光案内所等にチラシを配付。
- 訪日外国人旅行者の27%が保険未加入であり、訪日外国人旅行者自身の備えが必ずしも十分でない。(平成29年度観光庁調べ)
- 国内施設での周知は行ってきたが、JNTOの現地ネットワークを活用した海外でのPRは十分に実施できていなかった。**



訪日外国人向け旅行保険



海外旅行保険加入促進チラシ



対応

- 2018年度中に、JNTO現地事務所等**にて保険加入促進チラシを配架する。
 - JNTO現地事務所等**にて、訪日旅行者へ保険加入勧奨についての周知を行う。実施の際は、各国の現地の実情に応じて最適な方法で取り組む。
- (例)
- ・海外旅行エージェントに対しチラシを送付し、周知を行うよう働きかける
 - ・旅行博・イベント等でチラシを配布
 - ・現地旅行会社向け説明会等でJNTOから保険加入の必要性について説明



JNTOのプロモーション時

【取組1-3】航空機内、クルーズ船内での旅行保険の宣伝等の検討

(観光庁、金融庁)

取組のポイント

○日本への移動中の段階において、保険加入を勧奨するため、飛行機内での保険宣伝等について、具体的な方法について検討する(保険加入の意思を持った者は、日本に入国後、スマホ等を使用して保険に加入可能)。

現状と課題

- 複数の大手損害保険会社の協力を得て、到着空港等で加入可能な新たな保険商品の販売が実現。(外国人旅行者自身がスマートフォン等から加入できるインターネット加入専用保険)
- 上記の海外旅行保険の開発を受け、PRを実施
→観光庁にて、海外旅行保険加入促進のチラシを作成。外国人旅行者に周知を図る。全国の宿泊施設・観光案内所等にチラシを配付。
- 訪日外国人旅行者の27%が保険未加入であり、訪日外国人旅行者自身の備えが必ずしも十分でない。(平成29年度観光庁調べ)

○機内・船内における宣伝等は実施できていなかった。



訪日外国人向け旅行保険



海外旅行保険加入促進チラシ



対応

○航空機内・クルーズ船内での保険宣伝等について、保険会社・航空会社・クルーズ船会社の協力を得つつ、実施に向けた課題の洗い出しと具体的な対応方法を今年度中に整理する。

(例)

- ・機内モニター・アナウンスにて旅行保険加入を勧奨する情報、日本入国後に加入できる旅行保険の情報発信を検討する。
- ・航空機の機内誌に旅行保険加入を勧奨する情報、日本入国後に加入できる旅行保険の情報掲載を検討する。
- ・クルーズ船内(客室内)での保険加入促進チラシ配付を検討する。

【取組1-4】入国時における旅行保険加入の促進

(法務省、観光庁)

取組のポイント

○**日本入国時の段階**において、補償額や付帯サービスが十分な旅行保険加入を勧奨し、また日本入国後にスマートフォン等により加入できる旅行保険の周知を行う。

現状と課題

- 複数の大手損害保険会社の協力を得て、到着空港等で加入可能な新たな保険商品の販売が実現。(外国人旅行者自身がスマートフォン等から加入できるインターネット加入専用保険)
- 上記の海外旅行保険の開発を受け、PRを実施
→観光庁にて、海外旅行保険加入促進のチラシを作成。外国人旅行者に周知を図る。全国の宿泊施設・観光案内所等にチラシを配付。
- 訪日外国人旅行者の27%が保険未加入であり、訪日外国人旅行者自身の備えが必ずしも十分でない。(平成29年度観光庁調べ)
- 入国審査場などを使った旅行保険の勧奨は実施できていない。**



訪日外国人向け旅行保険

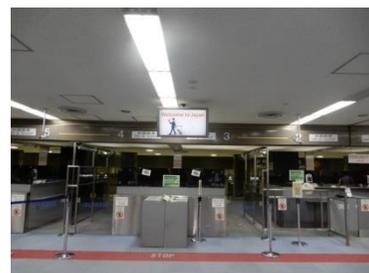


海外旅行保険加入促進チラシ



対応

- 2018年度中**に、成田・羽田・関西・中部・福岡・新千歳・那覇**空港の上陸審査場**におけるモニター・サイネージの活用、リーフレットの備付け等により、入国後の旅行保険加入を勧奨する
※特定の損害保険会社に利益誘導しているかのような誤解を与えないよう配慮が必要。



上陸審査場/
モニター



上陸審査場/
サイネージ

【取組1-5】日本に関する外国語旅行ガイドブックにおける日本への旅行の際に旅行保険に加入することを勧奨する情報の掲載に向けた働きかけ

(観光庁)

取組のポイント

- 日本入国前の段階において、補償額等が十分な保険加入を勧奨し、また日本入国後にスマートフォン等により加入できる旅行保険の周知を行う。
- ガイドブックの他、訪日外国人が旅行前に閲覧すると思われるホームページ等においても周知を行う。

現状と課題

- 複数の大手損害保険会社の協力を得て、到着空港等で加入可能な新たな保険商品の販売が実現。(外国人旅行者自身がスマートフォン等から加入できるインターネット加入専用保険)
- 上記の海外旅行保険の開発を受け、PRを実施
→観光庁にて、海外旅行保険加入促進のチラシを作成。外国人旅行者に周知を図る。全国の宿泊施設・観光案内所等にチラシを配付。
- 訪日外国人旅行者の27%が保険未加入であり、訪日外国人旅行者自身の備えが必ずしも十分でない。(平成29年度観光庁調べ)
- 訪日外国人が旅行前に閲覧すると思われるガイドブックにおいて、保険加入勧奨についての記載がされていないものもあり、旅行者への情報提供が不十分である。JNTOホームページ等での情報掲載もさらに行う必要がある。

(参考)

海外旅行ガイドブックでの記載例
「日本に保険証やその他の保険証明書を持って行くことが重要。」
※保険についての記載自体がないガイドブックも有り。

対応

- 2018年度中に、JNTOのホームページ、観光庁ホームページ等にて、旅行保険加入を勧奨する情報を掲載する。
- 2018年度中に、海外で販売されているガイドブックへ旅行保険加入を勧奨する情報の掲載を働きかける。



JNTO HP上
/SNS情報発信

【取組1-6】その他到着後を含め、旅行保険加入を促進するための取組

(観光庁)

取組のポイント

- 日本入国後の段階**において、**訪日外国人との接点となりうる場所**にて保険加入を勧奨し、また日本入国後にスマートフォン等により加入できる旅行保険の周知を行う。
- 訪日外国人旅行者の**保険加入実態、医療機関受診状況について全国的に把握**する。

現状と課題

- 複数の大手損害保険会社の協力を得て、到着空港等で加入可能な新たな保険商品の販売が実現。(外国人旅行者自身がスマートフォン等から加入できるインターネット加入専用保険)
- 上記の海外旅行保険の開発を受け、PRを実施
→観光庁にて、海外旅行保険加入促進のチラシを作成。外国人旅行者に周知を図る。全国の宿泊施設・観光案内所等にチラシを配付。
- 訪日外国人旅行者の27%が保険未加入であり、訪日外国人旅行者自身の備えが必ずしも十分でない。**(平成29年度観光庁調べ)



訪日外国人向け旅行保険



海外旅行保険加入促進チラシ



対応

- 訪日外国人との接点となりうる場所**において、旅行保険加入を勧奨する情報、日本入国後に加入できる旅行保険の情報を発信する。
(例)
 - ・観光案内所
 - ・宿泊施設
 - ・免税店
 - ・両替所
 - ・ATM
 - ・公共交通車内
 - ・空港バゲージクレーム
- 
- 観光案内所
- 訪日外国人旅行者の**保険加入実態、医療機関受診状況**について、クルーズでの訪日客も含め全国的に把握するため、**実態調査**を行う。
 - 現行の保険加入促進**チラシの記載内容を見直し改訂した上で、多言語化**し配付する。
 - その他、**宿泊施設の利用客の医療費をカバーする保険**(契約者は宿泊施設、被保険者は宿泊者)についても周知を行う。

【取組1-7】妊娠・出産で医療を必要とする場合の対応

(厚生労働省、観光庁、金融庁)

取組のポイント

- 訪日外国人が受ける**周産期医療の実態調査**を行う。
- 実態把握調査の結果を受け、民間保険会社の商品開発の検討に必要な情報を提供する。

現状と課題

- 訪日外国人が受ける**周産期医療**の実態については、**現在把握できていない**。
- 近年の新生児医療等の発展により、在胎週数が浅い場合等の出生でもNICUへの入院により救命ができる時代となった一方で、その**医療費が高額となる場合もある**。
- 民間旅行保険**では、妊娠・出産に関連する緊急疾患等については、逆選択を排除する観点と予見可能性の観点から、**現在は支払い対象から原則除外**されている。

対応

- 厚生労働省は、訪日外国人が受ける**周産期医療の実態**について、周産期母子医療センター等を対象に**調査**を行う。

[実態調査(案)]

(目途) 2018年度内

(調査対象施設) 総合及び地域周産期母子医療センター

※ 外国人観光客は妊婦健康診査を未受診であることから、ハイリスク妊婦としてセンターに紹介される可能性が高い。

(調査内容)

- ・正常分娩か否か等の分娩に関する実態について
- ・新生児に対して提供された医療について

- 観光庁は、実態把握調査の結果に基づき、商品の開発が可能な場合は、保険加入促進チラシ等を活用し当商品のPRに協力する。

- 同時に、現状においては、周産期医療が旅行保険の適用範囲外であり、医療費が高額となる可能性もあることについて、外国人旅行者に対する周知を図る。

【取組1-8】日本に関する外国語旅行ガイドブックにおける医療に関する正確な情報の掲載に向けた働きかけ

(観光庁、厚生労働省)

取組のポイント

- 入国前に、我が国の医療の正しい情報を発信することで、訪日外国人旅行者が訪日中に不慮の怪我・病気になっても安心して日本の医療サービスを楽しむことができるようにする。

現状と課題

【現状】

- 訪日旅行中に怪我・病気になり医療機関に行く必要性を感じた訪日外国人旅行者は全体の1.5%
- 日本の医療機関について事実誤認や過剰表現の記載があったり、ネガティブな印象を与えるガイドブックも存在する。

【課題】

- 日本に関する外国語旅行ガイドブックにおける医療に関する正確な情報の掲載に向けた働きかけができていない。

(参考)

海外旅行ガイドブックでの記載例

「日本の医者や病院は、しばしば外国人の診療に消極的かもしれない。」

「クリニックより大学病院や総合病院が良い。」

「日本の衛生環境は良く、風土病もほとんどないため訪問するのに予防接種は不要。」

対応

- 2018年度中に、厚生労働省において、ガイドブックで発信すべき日本の医療の正しい情報、望ましい記載について検討し、観光庁に情報提供する。
- JNTO海外事務所等を通じてガイドブック発行社へ、正確な情報を提供し、現在、不適切な記載になっている箇所については、現状を説明し修正を依頼する。(【取組1-5】とあわせて実施)

【取組1-9】感染症対策の強化

取組のポイント

- 外国人観光客増加に伴う**感染症対策の強化**を図る。

現状と課題

現状

- 近年海外において国際的に脅威となる新興・再興感染症が発生及び流行し、十分な注意が必要な状況。
- 急速なグローバル化の進展に伴い、国境を越えた人や物資の移動がより一層迅速・大量となり、感染症は世界規模で拡散しやすい状況。

感染症の国内侵入に備えた水際対策及び国内のまん延防止対策が重要

課題

- 訪日外国人旅行者の急増に対応するために、**入国時の水際対策の強化**が必要。
- 予防接種や知識の普及啓発等、**国内の感染予防策の強化**。
- 輸入症例に対する国内の感染拡大防止策の強化**。



対応

- 【入国前の対策】(すみやかに実施)
 - 関係省庁と連携し、海外からの訪日客に対する**結核の入国前スクリーニングを導入・実施**する。
- 【入国時の対策】(2020年大会まで継続して実施)
 - 主要空港等における航空機の到着便の増加等に対応するために、**検疫対応職員の増員**を図る。
 - 検疫所における感染拡大防止のためのサーモグラフィー等の**物的体制を整備**する。
- 【国内対策】(2020年大会まで継続して実施)
 - 定期の予防接種を推進**する。また、国民に広く普及性のあるアニメキャラクター等を起用した広報を行う等、感染予防、感染拡大防止の対策や知識の**普及啓発**を、医療機関をはじめ宿泊業・旅行業・飲食業その他のサービス業に対して行う。
 - 海外からの輸入症例対策として、例えば麻しん・風しんについては、外国人観光客と接触する可能性の高い**空港職員等や患者と接触する可能性のある医療関係者に対し、抗体検査や予防接種の推奨**を行う。

取組 2 : 日本への入国後の対応

【取組2-1】今後の地域ごとの医療機関の外国人受入能力の向上支援の枠組み・進め方の整理

(厚生労働省、観光庁、経済産業省)

取組のポイント

- 地域ごとの「観光客数の水準及び今後の増加傾向」及び「医療資源における外国人観光客受入能力の現状」について、**厚生労働省・観光庁が、2018年度の同時期に実態調査を行い(秋頃目途)、WGに報告する。**
- 医療渡航については、引き続きMEJによる調査を通じて実態把握に努める。
- 地域ごとに**重症例を中心に外国人観光客受入の拠点となる医療機関(歯科を含む。以下同じ)と、軽症例の受入が可能な医療機関を選定**し重点的に支援することを基本に、「今後の地域ごとの医療機関の**外国人受入能力の向上支援の枠組み・進め方**」を、**厚生労働省が2018年度内に提示**する。(その後、継続的に見直し)

現状と課題

【現状把握】

○これまで、厚生労働省、観光庁とも、一定の実態把握は行っているが、昨今の訪日外国人観光客の急増も踏まえ、**より詳細に状況を把握する必要がある。**

＜これまで実施してきた調査＞

- － 「医療機関における外国人旅行者及び在留外国人受け入れ体制等の実態調査」(平成28年 厚生労働省)
- － 平成29年度訪日外国人旅行者に関する海外旅行保険・医療に関する実態調査(観光庁)

○また、ジャパンインターナショナルホスピタルズ(JIH)の認証機関であるメディカルエクセレンスジャパン(MEJ)において、JIHにおける渡航受診者の受入実態調査を、半年ごとに実施。

【地域毎の医療機関の外国人受入能力の向上支援】

○ これまで厚生労働省は、医療機関の外国人受入能力の向上を支援してきた。(医療機関における外国人患者受け入れ環境整備事業)

↓ 具体例

- ・ 院内案内図の多言語化
- ・ ハラル食対応のキッチン等の改築
- ・ 医療通訳支援

対応

○**今年度秋頃、厚生労働省と観光庁が同時期に、実態調査を実施し、WGに報告する。**

＜想定される調査項目のイメージ＞(今後自治体や関係団体と調整)

- － 訪日外国人旅行者向け調査(保険加入・医療機関受診の状況)
- － 医療機関向け調査:
 - ・ 外国人患者数、うち訪日外国人患者数
 - ・ 医療コーディネーター、医療通訳、タブレット端末の配置状況
 - ・ 現金以外の決済方法の導入状況
 - ・ 未収金対策 等
- － 旅行団体、宿泊団体向け調査:
 - ・ 旅行保険加入の周知状況
 - ・ 外国人旅行者の疾病・怪我の発生状況
 - ・ 外国人患者に対する対応、医療機関との連携方法
 - ・ 外国人患者の治療費の支払い状況/方法 等

○医療渡航については、引き続き、MEJによる調査を実施。

○調査結果も踏まえ、**外国人受入能力の向上支援の方針を策定。**

- ・ 都道府県ごとに、**重症例を中心に外国人観光客受入の拠点となる医療機関と、観光スポットなどがある地域で軽症例の受入が可能な医療機関を選定**することが基本。(2018年度中に選定されるよう都道府県に働きかけ)
- ・ **優先的に体制整備すべき医療圏の選定**
 - － 2019年ラグビーワールドカップや2020年オリンピック・パラリンピックの開催地や、訪日外国人が多い医療圏を優先づけ
 - ・ 「外国人患者受け入れ体制が整備された医療機関」「訪日外国人旅行者受入可能な医療機関」「Japan International Hospitals」の考え方を整理する。

(厚生労働省の「訪日外国人旅行者に対する医療提供体制に関する検討会」(仮称)や厚生労働科学研究等の場で、医療・観光業界や、自治体等から広く意見を聞きながら策定)

【取組2-2】観光の振興に主体的に取り組む地域ごとの多様な関係者による情報共有と連携の仕組みの構築に向けた支援

(厚生労働省、観光庁(法務省、外務省、消防庁))

取組のポイント

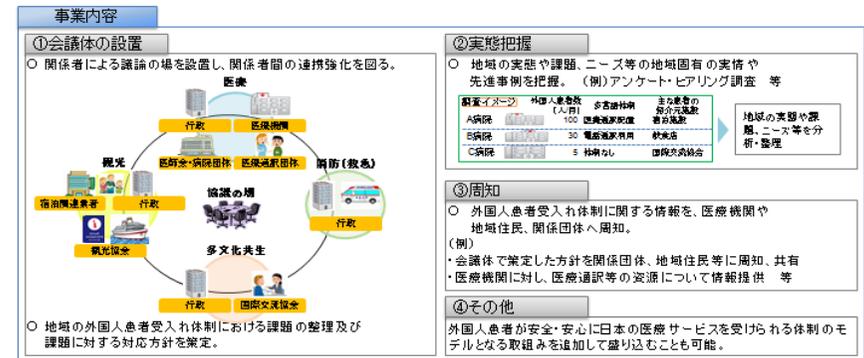
- **対策協議会の設置**など、行政、医療機関等(歯科・薬局を含む)や消防(救急)、国際交流協会、旅行業者、宿泊事業者等の **多様な関係者が連携するモデル事業**を行う。
- モデル事業の成果を横展開する。

現状と課題

- 地域における外国人受入体制を整備するためには、行政(衛生部局・観光部局)、医療機関や消防(救急)、国際交流協会、旅行業者、宿泊事業者等の **多様な関係者による情報共有と連携の仕組み**を構築する必要がある。
- 一部の自治体で、こうした取組の萌芽が見られるが、多様な課題に適切に対応できるように地域ごとの情報共有と連携の仕組みを確立し、全国に迅速に展開していく必要がある。

対応

- **2018年度**は、厚生労働省において試行的に、地域における関係者の会議体の設置や実態把握等の初期的な対応を支援。
- 5都道府県で実施予定



- **2019年度以降**、厚生労働省において **本格的なモデル事業**を行うための支援を行う。

(地域の実情に応じて、衛生部局、観光部局のいずれも実施可能)

2019年度 地域の実情に応じて

- ・地域レベル・国レベルのワンストップ対応(例えば希少言語や搬送など)
 - ・医療インバウンドとの一体的な対応
- など発展的・本格的なモデル事業を実施。

2020年度 全都道府県に展開

- 厚生労働省、観光庁等の関係省庁は、都道府県の関係部局や、関連団体が本事業に参加するよう協力。

【取組2-3】外国人観光客の速やかな搬送に向けた、救急搬送と搬送先医療機関における連携の確保

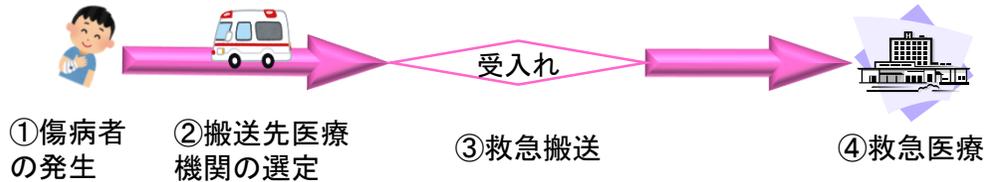
(厚生労働省、消防庁)

取組のポイント

○外国人観光客の速やかな搬送に向け、**救急搬送と搬送先医療機関における連携の確保**を図る。

現状と課題

傷病者の搬送及び受入れ



都道府県の“救急搬送・受入れに関する協議会”(メディカルコントロール協議会等)にて地域の搬送・受入ルールを策定



○外国人傷病者の場合、**症状や既往歴など、救急隊が医療機関に伝達する情報を聞き取るのに時間を要する。**

⇒携帯端末で活用できる多言語音声翻訳システム「VoiceTra」に、救急現場で使用頻度が高い46の会話をワンタッチで翻訳・発音できる機能を付加した「救急ボイストラ」を、消防庁と情報通信研究機構で共同開発し、公開。



・「救急ボイストラ」の普及状況等については、各消防本部に対し、定期的に調査を実施(平成30年4月1日現在の普及率は約38%)。

対応

救急搬送と搬送先医療機関における連携の確保のため、次の取組を行う。

- ・都道府県及び消防本部に対し、**拠点となる医療機関等の情報**について、メディカルコントロール協議会等を通じて**消防機関と医療機関で情報共有**することを促す。(都道府県ごとの外国人観光客受入拠点医療機関の**選定後、可及的速やかに通知**する。)
- ・救急搬送における外国人傷病者との円滑なコミュニケーションのため、多言語音声翻訳アプリ「**救急ボイストラ**」等の**活用を促進**する。(2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向け、**約60%の普及**を目指す。)

【取組2-4】基本的対応について整理したマニュアルの整備・周知

(厚生労働省、外務省)

取組のポイント

○厚生労働省が**医療機関及び都道府県向けのマニュアル**を作成し、医療機関及び都道府県に周知する。

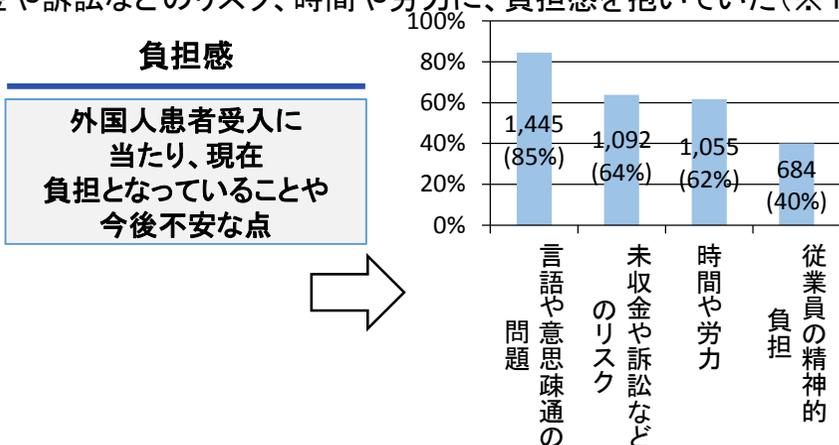
現状と課題

○**マニュアルを整備している医療機関は非常に限られている**

調査対象の医療機関のうち、院内マニュアル等の体制について「十分である」又は「ある程度整備している」と回答したのは6%であった(※1)。

○**現状、医療機関は外国人の受入に当たって負担感を感じており、マニュアルの作成が必要である。**

調査対象の医療機関のうち、過半数で、言語や意思疎通の問題、未収金や訴訟などのリスク、時間や労力に、負担感を抱いていた(※1)。



※1 「医療機関における外国人旅行者及び在留外国人受入れ体制等の実態調査」(平成28年 厚生労働省)

対応

○**2018年度末まで**に、「訪日外国人旅行者に対する医療提供体制に関する検討会(仮称)等での議論を経て、**医療機関及び都道府県向けのマニュアル(窓口向けの簡素なものも含む)**を作成する。

- > 想定されるマニュアルの内容の例
 - パスポートの提示
 - 診療開始前に、想定される価格を説明。
 - 未収金や法的紛争の防止のための対策。
 - 文化・習慣の相違に配慮した診療上の留意点。
 - ホテル、旅館等との連携。
 - 患者対応における相談窓口としての在日外国公館による協力等。
 - 地方入国管理局との連携。
 - アシスタント会社との連携。

○**2019年度**においては、「**医療機関向け説明会・セミナー**」・マニュアルの周知等の支援を行う。

○マニュアルの内容についてレベル分けを行い、受診時の注意事項について宿泊業・旅行業・薬局等の関係者、外国人観光客にも周知を図る。

取組のポイント

○コーディネーターに求められる役割を整理し、コーディネーター研修への補助を行う。

現状と課題

○コーディネーターが配置されている医療機関は限定的

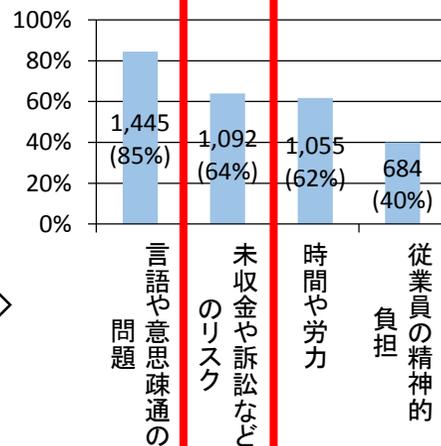
調査対象の医療機関のうち、96%で外国人向け医療コーディネーターが配置されていない(※1)。

○医療機関内外における連携の必要性

調査対象の医療機関のうち、64%が未収金や訴訟などのリスクに負担感を抱いており、医療機関内の連携強化が必要である(※1)。

負担感

外国人患者受入に
当たり、現在
負担となっていることや
今後不安な点



○役割の整理

医療コーディネーターは、トラブルの際に窓口となって対応する役割等が想定されているが、明確には整理されていない。

※1 「医療機関における外国人旅行者及び在留外国人受入れ体制等の実態調査」(平成28年 厚生労働省)

対応

○「訪日外国人旅行者に対する医療提供体制に関する検討会」(仮称)で議論し、2018年度中にコーディネーターの役割を整理する。

↓コーディネーターに求められる役割(イメージ)

1. 患者来院時の調整
 - ・ 医療者のサポート
 - ・ トラブルの際、窓口となって対応
 - ・ 院内の連携調整
 - ・ 院外の関係機関との連携調整

2. 組織としての体制整備
 - ・ 組織の課題の解決策の提示
 - ・ 解決策の実行

○2019年度に、コーディネーター研修の支援を行う。

コーディネーター研修の内容(案)

- ・ 外国人患者の基本
- ・ 外国人向け医療コーディネーターの役割
- ・ 体制整備の基礎知識
- ・ 医療通訳の活用方法と院内の多言語化
- ・ 外国人患者コミュニケーション
- ・ 地域連携と多機関連携
- ・ 組織の課題の発見と解決

【取組2-6】症状や緊急性に応じた通訳とICTツール活用の役割分担や、それぞれの整備方針の整理

(厚生労働省)

取組のポイント

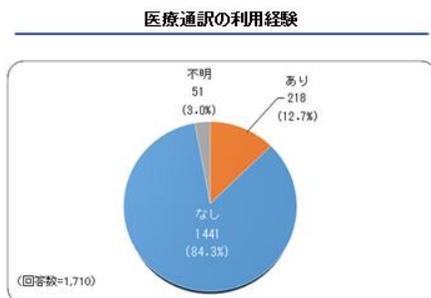
- **医療通訳の各手法** (①通訳者の医療機関への配置、②遠隔通訳、③タブレット等のデバイスの使用) の **役割分担及び整備方針** を取りまとめ、医療機関に周知する。希少言語の通訳の整備方針もあわせて検討する。

現状と課題

○これまで、「医療機関における外国人患者受入環境整備事業」において、医療機関の通訳サービス利用の支援を行ってきた。

○現状、**医療通訳の利用は限定的**

調査対象の医療機関のうち、医療通訳(電話通訳を含む)を利用した経験がある医療



○VoiceTra等、**新しいテクノロジー**を利用した民間のサービスも開発されている。

○今後の課題

- **希少言語への対応。**
- ①通訳者の医療機関への配置、②遠隔通訳、③タブレット等のデバイスの使用といった **医療通訳の手法を、状況に応じてどのように使い分けるかの整理。**

※1 「医療機関における外国人旅行者及び在留外国人受入れ体制等の実態調査」(平成28年 厚生労働省)

対応

○ **2018年秋頃**を目途に、**医療通訳に関する実態を把握**する。

○「訪日外国人旅行者に対する医療提供体制に関する検討会(仮称)」等において、

- ①通訳者の医療機関への配置
- ②遠隔通訳
- ③タブレット等のデバイスの使用

といったそれぞれの **医療通訳の手法について、特徴を議論**するとともに、希少言語の通訳を含めて、その整備方針も検討し、【取組2-4】で作成する **マニュアルに記載**する。

○上記の方針も踏まえ、引き続き、医療機関の通訳サービス利用の支援を行っていく。

【取組2-7】医療通訳者の養成(例えば技能の認定)・確保・配置の考え方の整理

(厚生労働省)

取組のポイント

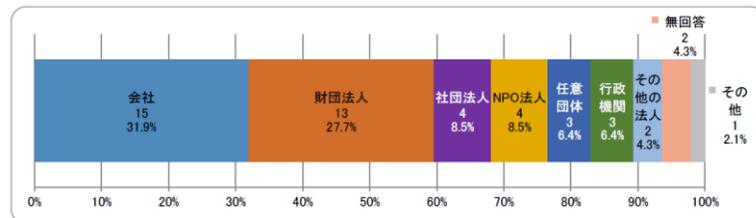
- 2017年度から研究を進めている **医療通訳の認定制度** について検討し、**2019年度に試行する**。
- 医療通訳者の確保・配置の考え方について整理する。

現状と課題

- 厚生労働省は医療通訳の教育カリキュラムや研修テキストを作成(平成29年度)
- 厚生労働省は、医療通訳の認証制度を検討している
 - 平成28年度 医療通訳の認証のあり方に関する研究
 - 平成29年度～ 医療通訳認証の実用化に関する研究
- 上記研究結果を活用し、国際臨床医学会は、認定医療通訳者制度(案)に関するパブリックコメントを実施した(2017年11月)
- 現状、医療通訳は **営利企業、任意団体、NPO法人等の多様な運営主体によって提供されている**。

↓ 医療通訳の提供事業者の種別

「医療機関における外国人旅行者及び在留外国人受入れ体制等の実態調査」(平成28年 厚生労働省)のデータより



- 現段階では、**医療通訳の統一的な質の管理はなされていない**。

対応

- 平成30年厚生労働科学研究「医療通訳認定の実用化に関する研究」において、医療通訳の教育カリキュラムや研修テキスト、これまでの研究結果に基づき、**医療通訳の認定制度の全体像を完成させる**。
具体的には、以下のような仕組みを基本として、様々な関係団体が合意でき、通訳者のレベルが一定に保てるような仕組みを検討する。
 - 医療通訳者の個人を認定。
 - NPO等の通訳者の所属団体を認定。
- 上記の検討結果も踏まえながら、「訪日外国人旅行者に対する医療提供体制に関する検討会(仮称)」で議論を行い、**2018年度末までに医療通訳者の確保・配置の考え方について整理する**。

【取組2-8】医療分野における多言語音声翻訳技術をはじめとするICT技術の更なる高度化

(総務省)

取組のポイント

- **医療分野における多言語音声翻訳技術の活用を見据え、更なる高度化を図る。**

現状と課題

○外国人患者は多くの医療機関を訪れている

調査対象の医療機関のうち、79.7%の医療機関では外来において、58.5%の医療機関では入院において、外国人患者の受け入れ実績があった(※1)。

○コミュニケーションにおける医療機関の負担感

調査対象の医療機関のうち、85%の医療機関が言語や意思疎通の問題に負担感を感じていると回答した(※1)。

○翻訳精度

安全の観点から、誤訳により誤ったサービスが提供されないよう**翻訳精度を高めることが課題。**

※1 「医療機関における外国人旅行者及び在留外国人受入れ体制等の実態調査」(平成28年 厚生労働省)

対応

- 「グローバルコミュニケーション計画」(平成26年4月総務省発表)に基づき、平成27年度から5年間の計画で取り組んでいる**多言語音声翻訳技術の研究開発**について、**医療分野における多言語音声翻訳技術の活用を見据えた実証を通じて高度化を図る。**
- 翻訳精度の更なる向上等を図るため、**AI技術の一つであるディープラーニングの導入を加速化**すべく、平成29年度補正予算により、**必要な計算機設備等を国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)に整備**する。

【取組2-9】受付から支払までの流れを一貫して支援することが可能な翻訳ICT技術に対応したタブレット端末等の整備

(厚生労働省、(総務省))

取組のポイント

○受付から支払まで外国人観光客の医療機関における流れを一貫して支援することが可能な**翻訳ICT技術に対応したタブレット端末等の配置を支援**する。

現状と課題

○外国人患者は多くの医療機関を訪れている

調査対象の医療機関のうち、79.7%の医療機関では外来において、58.5%の医療機関では入院において、外国人患者の受け入れ実績があった(※1)。

○現状医療通訳の利用は限定的

調査対象の医療機関のうち、医療通訳(電話通訳を含む)を利用した経験がある医療機関はわずか12.7%であった(※1)。

○コミュニケーションにおける医療機関の負担感

調査対象の医療機関のうち、85%の医療機関が言語や意思疎通の問題に負担感を感じていると回答した(※1)。

○医療機関のシステムの相違

日本と海外では受診の仕組みが異なり、外国人には日本のシステムを理解することが困難。

※1 「医療機関における外国人旅行者及び在留外国人受入れ体制等の実態調査」(平成28年 厚生労働省)

対応

○**2019年度以降**、全国の医療機関における**翻訳 ICT技術に対応したタブレット端末等の配置を支援**する。地域で拠点となる医療機関すべてに配置されることを目標とする。(配置は段階的に進めていくことを想定)

○その際、受付から支払までの流れを一環して支援できるようにするため、総務省は受付、翻訳、決済等に係る**アプリ、システムの開発を行う企業との取り持ち等の協力**を行う。

【取組2-10】円滑な支払の確保(キャッシュレス決済比率向上への環境整備、医療費前払いによる支払方法の提示)

(経済産業省、厚生労働省、観光庁)

取組のポイント

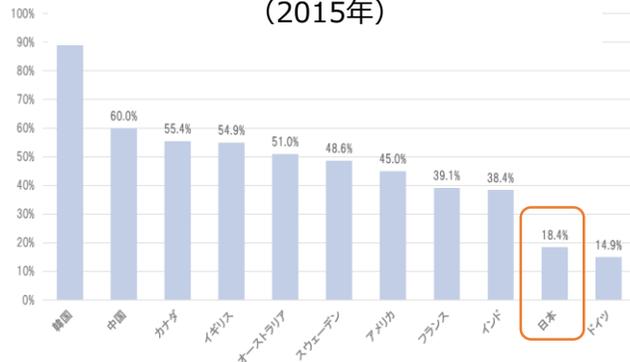
- キャッシュレス社会の実現に向け、本年夏を目途に産官学から構成される「**キャッシュレス推進協議会(仮称)**」を設立し、オールジャパンの取組として産学官が連携した行動を開始する。
- 医療費の前払い**については、医療機関向けマニュアルに記載し、周知する。

現状と課題

【キャッシュレス決済比率向上への環境整備】

- ・世界各国のキャッシュレス決済比率の比較を行うと、キャッシュレス化が進展している国は**40%~60%台**であるのに対し、**日本は約20%**にとどまっている。
- ・日本でキャッシュレス支払が普及しにくい背景としては、①治安の良さ等の社会情勢、②店舗における端末負担コスト、③加盟店手数料等のコスト構造の問題 等が挙げられる。

世界各国のキャッシュレス比率比較
(2015年)



(出典)世界銀行「Household final consumption expenditure(2015年)」及びBIS「Redbook Statistics(2015年)」の非現金手段による年間決済金額から算出
※中国に関してはBetter Than Cash Allianceのレポートより参考値として記載

【医療費前払いによる支払方法の提示】

- ・訪日外国人が医療機関を受診するにあたり、「**医療機関から必要な額を説明してほしい**」という訪日外国人の声もある
- ・医療機関が医療費を診察開始前に受領すること(前払い)を妨げる規定はない。

対応

【キャッシュレス決済比率向上への環境整備】

【経済産業省】

- ・産官学から構成される「**キャッシュレス推進協議会(仮称)**」を設立し、キャッシュレス環境整備のための恒常的な議論を展開する。

<協議会の概要>

会員構成：支払サービスに関連する団体・企業、有識者、関係行政機関等

設立時期：2018年夏頃(予定)

活動内容：キャッシュレス普及に向けた周知活動の検討、標準化に関する検討(直近では、QRコード支払い)、地方実証、消費者・事業者調査、キャッシュレス統計調査 等

【厚生労働省】

- ・キャッシュレス比率の向上のためにキャッシュレス推進協議会で得られた知見のうち、医療機関の取り組みに資するものについて【取組2-4】で作成するマニュアルに記載し、医療機関に周知を行う。
- ・支払い手段の導入支援については、【取組2-1】で行う実態調査の結果も踏まえ検討する。

【観光庁】

- ・キャッシュレス決済環境に関する訪日外国人旅行者の意見について調査する。その結果を「キャッシュレス推進協議会(仮称)」にて報告する。

【医療費前払いによる支払方法の提示】

- ・【取組2-4】により厚生労働省が作成するマニュアルにおいて、医療機関が医療費を診察開始前に受領すること(前払い)を妨げる規定はないことを記載する。

【取組2-11】通訳等の附帯サービスの上乗せを含めた自由診療である外国人観光客向け医療に関する価格の合理的な設定方法の提示

(厚生労働省)

取組のポイント

- 厚生労働科学研究の研究結果に基づき、自由診療である外国人観光客向けの医療に関し、**通訳等の附帯サービスの上乗せを含め価格の合理的な設定方法を提示**する。
- その際、公正取引委員会と必要な調整を行うとともに、社会医療法人等に係る医療税制との関係を整理する。

現状と課題

【外国人患者に対する適切な診療価格】

○外国人を診療するための負担

試算上(※1)、外国人患者受入体制構築のためには、通常の診療にかかる費用に加え、**患者1人あたり3～5万円程度の追加費用が必要**。

○患者に適切な診療価格を設定している医療機関は限定的

調査対象の医療機関のうち、訪日外国人の診療における請求価格が、診療報酬と同様の基準を当てはめた場合に1点当たり20円以上となっている医療機関は6%(※2)。

【税制】

○外国人に対する診療価格と税制との関係上の制限

訪日外国人に対する医療は自由診療。社会医療法人等においては、法人税等の非課税要件として、

- ① 自由診療においても、社会保険診療に準ずる額を請求すること
- ② 社会保険診療報酬等の合計額が全収入の一定割合を超えることが定められている。

※1 平成29年度厚生労働省科学研究「医療通訳の費用対効果」のデータをもとに試算

※2 「医療機関における外国人旅行者及び在留外国人受入れ体制等の実態調査」(平成28年 厚生労働省)

対応

【外国人患者に対する適切な診療価格】

- **訪日外国人に対する適切な診療価格のあり方**を厚生労働科学研究において**研究し、2018年秋頃に中間報告**を得る。(検討中)
- **2018年度内に、「訪日外国人旅行者に対する医療提供体制に関する検討会(仮称)」**に研究結果を報告し、議論するとともに公正取引委員会との調整を行い、独占禁止法との関係を整理する。
- 研究結果に基づき、適切な診療価格の考え方を、【取組2-4】で詳述する**マニュアルに記載**する。

【税制】

- 医療機関における訪日外国人の診療価格等に係る情報を収集し、2018年度に税制改正要望を検討する。

【取組2-12】外国人観光客に対する応召義務の考え方の整理と関係者への周知

(厚生労働省)

取組のポイント

- **外国人観光客に対する応召義務の考え方を2018年度末までに整理**し、その内容について関係者への周知を図る。

現状と課題

【現状】

- 医師法第19条に、いわゆる医師の応召義務が規定されており、診療に従事する医師は、正当な事由がなければ患者からの診療の求めを拒んではならないとされている。
＜参考＞医師法（昭和23年法律第201号）（抄）
第19条 診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。
- 「正当な事由」のある場合とは、医師の不在又は病気等により事実上診療が不可能な場合に限られると解される。
（昭和30年8月12日付医収第755号長野県衛生部長あて厚生省医務局医務課長回答）

【課題】

- **応召義務は外国人観光客にも及ぶ**ところ、外国人観光客が増加傾向にある昨今の状況を踏まえると、**外国人観光客に対する応召義務の考え方を整理する必要**がある。

対応

- 研究班を早急に立ち上げ、**2018年度末までに外国人観光客に対する応召義務の考え方を整理**し、その内容について関係者への周知を図る。
- その際、厚生労働省に設置された「医師の働き方改革に関する検討会」において、3月に公表された中間論点整理に「応召義務については、社会情勢、働き方、テクノロジーが変化してきている中で、今後の在り方をどのように考えるか、個人ではなく組織としての対応をどう整理するかといった観点から、諸外国の例も踏まえ、検討してはどうか。」と示されている点も踏まえた考え方の整理が必要である。

【取組2-13】一般用医薬品等に関する多言語での情報提供の充実

(観光庁、厚生労働省)

取組のポイント

○JNTO等のウェブサイト上に、**多言語で薬剤の情報サイトへのリンクを掲載**するとともに、**薬局、店舗販売業等での活用に向けたマニュアル**の整備を行う。

現状と課題

○一般用医薬品等の事業者・関係団体が、**医薬品情報をホームページで日本語・英語等で公開**しているが、訪日外国人旅行者や国内の旅行関係事業者には**十分認知されていない**。

例)セルフメディケーション・データベースセンターの検索画面(英語)

The screenshot shows the 'Find OTC MEDICINES' search interface. Annotations include:

- 「対象部位での検索(頭、目など)」: Points to the 'Search by body parts' button.
- 「効能効果での検索(風邪、鼻炎など)」: Points to the 'Search by indications' button.
- 「フリーワードでの検索」: Points to the search input field.
- 「該当する医薬品を表示」: Points to the search results area.

対応

○**2018年度中にJNTO及び観光庁のホームページ上に薬剤の情報サイトへのリンクを掲載**するとともに、ホームページについて、訪日外国人旅行者・宿泊施設・旅行業者等に対し周知する。

○あわせて、**薬局等での活用に向けたマニュアル**の整備を行う。

The screenshot shows the 'JAPAN: the Official Guide' website. A red circle highlights the 'If you do not need doctors' assistance' section, which lists options like 'Visit a clinic or general hospital during regular hours' and 'Consult a pharmacist, if possible'.

【取組2-14】近隣の外国人旅行者受入れ医療機関に関する情報、ワンストップ窓口の連絡先等を日本政府観光局(JNTO)等のウェブサイト上で多言語で確認できる仕組みの構築

(観光庁、厚生労働省)

取組のポイント

○外国人旅行者が日本全国どこでもスムーズに医療機関にアクセスできるよう、関連自治体へ働きかけながら、**外国語診療が可能な訪日外国人旅行者受入れ医療機関に関する情報をさらに充実**させる。

現状と課題

【現状】

○医療機関情報のリスト化

観光庁と厚労省が連携して、医療機関選定の要件を整理。

都道府県に医療機関の選定を依頼し、報告のあった医療機関をリスト化。(1255箇所登録済み)

○多言語での発信

医療機関情報は、日本政府観光局(JNTO)のホームページ及びアプリにて検索可能。医療機関リストについて、全国の宿泊施設・観光案内所へ周知を実施。

Okinawa Prefectural Nanbu Medical Center & Children's Medical Center

Address	115-1 Arakawa, haebaru-cho, Shimajiri-gun Okinawa, 901-1193	Map
Tel	098-888-0123	
Hours of Reception	Monday-Friday: 8:30-11:00, 13:30-15:00 Weekends/Holidays: Emergency Room open 24 hours	
Web site	http://www.hospo.pref.okinawa.jp/nanbu/	
Medical departments & Languages	Emergency Medicine : EN, ZH, KO, PT Internal Medicine : EN, ZH, KO, PT Surgery : EN, ZH, KO, PT Pediatrics : EN, ZH, KO, PT Psychiatry : EN, ZH, KO, PT Dermatology : EN, ZH, KO, PT Neurosurgery : EN, ZH, KO, PT Orthopedic Surgery : EN, ZH, KO, PT Ophthalmology : EN, ZH, KO, PT Otorhinolaryngology : EN, ZH, KO, PT Obstetrics : EN, ZH, KO, PT Gynecology : EN, ZH, KO, PT Others : EN, ZH, KO, PT	
Available credit card	VISA, MASTER, AMEX, Diners Club, JCB	

JNTOアプリ画面→

←JNTOホームページ画面



○日本語・英語・中国語(繁体字)・中国語(簡体字)・韓国語の5言語で発信。

対応

○**地域的な偏在を解消**するべく、2018年以降も追加選定を実施する。2018年夏から秋にかけて、都道府県に追加選定を依頼。

○既存の選定医療機関について、内容更新も実施。

○以上について**2018年度末をめどにJNTOホームページで公表**する。また、ワンストップ窓口については設置され次第、その連絡先をJNTOホームページで公表する。

○JNTOホームページ上の医療機関情報について、外国人旅行者及び医療機関双方の視点から**見やすさ、使いやすさ**等を検証し見直しを行う。

○旅行関連事業者、宿泊施設等へ医療機関リストの活用を促す。

○「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」「訪日外国人旅行者受入可能な医療機関」「Japan International Hospitals」間で考え方を整理する。

【取組2-15】医療紛争の防止に向けた取組の検討

(厚生労働省)

取組のポイント

○医療機関向けのマニュアルの中に、**医療紛争を防止するための取組を記載**する。

現状と課題

【医療紛争の防止】

○外国人患者をめぐるトラブル事例

1710の調査対象医療機関のうち、509の医療機関で「金銭・医療費に関するトラブル」を経験しており、23の医療機関は「訴訟に発展した・発展する可能性のあったトラブル」を経験している(※1)。

【未収金回収】

○医療機関における未収金の発生状況

調査対象の医療機関のうち、35%が平成27年度の1年間に外国人患者の医療費の未収を経験していた(※1)。

※1 「医療機関における外国人旅行者及び在留外国人受入れ体制等の実態調査」(平成28年 厚生労働省)

対応

【医療紛争の防止】

○平成30年度末までに作成予定の医療機関向けのマニュアル(【取組2-4】)に、**医療紛争を防止するための取組案を記載**する。

↓マニュアル記載事項の例

- ・ 価格の事前提示
- ・ 診療内容等の事前説明
- ・ 文化や習慣に配慮した診療
- ・ 外国人患者に関わる紛争に対応する上での留意点

【未収金回収】

○民間事業者が提供する損害補償サービス、債権回収サービスについて、その特徴を整理し、医療機関向けの**マニュアルに記載**する。

【取組2-16】国における府省横断的な情報共有と連携の仕組みの構築

(厚生労働省、観光庁(関係省庁))

取組のポイント

○健康・医療戦略推進本部(本部長:内閣総理大臣、本部員:全国務大臣)の下に設置した「**訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ**」で議論を行い、実態把握と取組の改善(PDCA)を府省横断的に取り組む。

現状と課題

○近年の訪日外国人の増加に伴い、訪日外国人に対する医療の提供に関連する**多様な問題が発生**しており、政府において**関係府省が連携**して取り組むことが求められる。

○このため、本年3月に健康・医療戦略推進本部の下に「**訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ**」を設置。

健康・医療戦略推進本部

本部長:内閣総理大臣
本部員:全国務大臣

健康・医療戦略推進会議

議長:健康・医療戦略担当大臣
構成員:関係府省局長級

訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ

対応

○「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」において、取組2-1に記載した外国人観光客や医療資源に関する**調査を定期的に行い、継続的な実態把握**を行う。

○現段階で認識されていない課題の洗い出しや新たな課題への対応策の検討等を含めて、引き続き本ワーキンググループでの議論を行い、**実態の継続把握と改善(PDCA)に府省横断的に取り組む**。

取組 3 : 日本に再入国する場合の対応

【取組3】過去に医療費の不払等の経歴がある外国人観光客に対する入国審査の厳格化

(法務省、厚生労働省)

取組のポイント

○過去に医療費の不払い等の経歴のある外国人観光客に対し厳格な審査を実施することにより、新たな医療費の不払いの発生を抑止する。

現状と課題

【現状】

○医療機関における未収金の発生状況

調査対象の医療機関のうち、**35%**が平成27年度の1年間に外国人患者の医療費の**未収を経験**していた(※1)。

※1 「医療機関における外国人旅行者及び在留外国人受入れ体制等の実態調査」(平成28年 厚生労働省)

【課題】

○過去に医療費の不払い等の経歴がある外国人観光客に対し厳格な上陸審査は行われていない。

(厳格な上陸審査を行うためには、厚生労働省から法務省に対して、外国人観光客による医療費の不払い等の正確な情報提供を実現するための連絡体制の構築が必要。)

対応

○厚生労働省において、不払い等の経歴がある外国人観光客に係る情報を法務省に通報し、上陸審査に活用する体制を構築すべく、以下の諸課題を検討し、平成30年度中に一定の結論を得る。

- ・ 未払いの実態調査(発生件数、金額等)
 - ・ 通報手順の整理
 - ・ 医療機関に対する周知
- 等



事務連絡
平成31年3月29日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

「医薬品の封の取扱い等について」に関する質疑応答集（Q&A）について

医薬品の封の取扱いについては、平成29年1月に発生したC型肝炎治療薬の偽造品が流通した事案を踏まえて、偽造品である医薬品等の流通の再発防止等の観点から「医薬品の封の取扱い等について」（平成30年8月1日付け薬生発0801第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「通知」という。）を发出し、封の取り扱い等についてお示ししているところです。

この通知の趣旨、内容等についての質疑応答集を、別添のとおり取りまとめましたので、御了知の上、貴管下関係団体、関係機関等に周知いただくとともに、指導等の際に活用いただくようお願いいたします。



薬第20号

(別添)

「医薬品の封の取扱い等について」（平成 30 年 8 月 1 日薬生発 0801 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）に関する質疑応答集（Q&A）

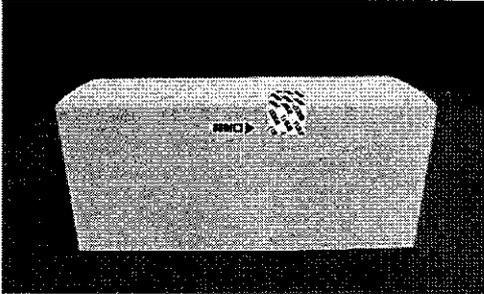
No.	項目等	Q	A
1	販売包装単位	「販売包装単位」は、「医療用医薬品へのバーコード表示の実施について」（平成 18 年 9 月 15 日付け薬食安発第 0915001 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知）における「販売包装単位」と同一であると考えてよいか。 (通知 1. 法第 58 条に規定する封の考え方について)	よい。
2	販売包装単位	例えばドラッグストアで小売りされる単本のドリンク剤等（要指導医薬品・一般用医薬品）は、通知における「販売包装単位」に該当するか。 (通知 1. 法第 58 条に規定する封の考え方について)	該当する。なお、局長通知中「卸売販売業者等」及び「医療機関等」は、要指導医薬品及び一般用医薬品の場合それぞれ、「薬局・薬店・ドラッグストア等」及び「消費者等」と読み替えて適用する。
3	販売包装単位	局長通知で示されている「販売包装単位」とは、通常、卸売販売業者等から医療機関等に販売される最小の販売包装単位とあるが、販売包装単位を複数まとめた、いわゆる「まとめ箱」は局長通知の対象外と考えてよいか。 (通知 1. 法第 58 条に規定する封の考え方について)	よい。なお、まとめ箱以外の形態（例えば 3 本シュリンク）の場合であっても、局長通知の適用対象外と考えてよい。
4	ミシン目・ジッパー	開封用のミシン目以外に解体用のミシン目を個装箱に入れているが、解体用のミシン目から使用者が開けることを想定して何か対策が必要か。 (通知 2. 法第 58 条に規定する封の取扱いについて 1 ポツ関係)	使用者が開封用、解体用どちらのミシン目から開けても容易に原状に復することが困難であれば、解体用のミシン目を入れることは差し支えない。ただし、解体用のミシン目の有無にかかわらず、開封用のミシン目には「開封口」であることが判る旨の表示をすること。
5	剥離の程度	どの程度、容器又は包装の資材の一部が剥離すると、容易に原状に復することが	医薬品の流通及び使用に関与する者が、容器又は包装の資材

		できないと判断するのか。 (通知 2. 法第 58 条に規定する封の 取扱いについて 2 ポツ関係)	の一部が剥離したことが識別で きる程度。
6	テープ	「販売包装単位」でもあり、かつ「元梱 包装単位」でもある段ボールに貼るテー プも無地は認められないか。 (通知 2. 法第 58 条に規定する封の 取扱いについて 4 ポツ関係)	無地は認められない。
7	テープ	「接着部や粘着のテープ又はラベルを 剥がそうとした場合には、容器又は包装 の資材の一部が剥離する等の仕様にす る」とあるが、粘着のテープ又はラベル 自体の一部が容器又は包装の資材へ展 着し残存する等の、テープやラベルでも よいか。 (通知 2. 法第 58 条に規定する封の 取扱いについて 2 ポツ関係)	よい。
8	テープ	接着部や粘着のテープ又はラベルを剥 がそうとした場合に、容器又は包装の資 材の一部が剥離する等の仕様であれば、 テープ又はラベルに無地のものを用い てもよいか。 (通知 2. 法第 58 条に規定する封の 取扱いについて 2 ポツ及び 4 ポツ関 係)	無地は認められない。
9	テープ	色付きで文字なしのテープ又はラベル は、無地ではないという解釈になるか。 (通知 2. 法第 58 条に規定する封の取 扱いについて 4 ポツ関係)	色付きであっても社名等の文字 の記載が無いものは無地と解釈 する。
10	テープ	無地ではないテープ又はラベルで、テー プ又はラベルへの印刷が会社固有のマ ークや社名ロゴではなく、テープ又はラ ベルのメーカーが改ざん防止テープ又 はラベルとして販売しているもので「納 入時開封済品は使用不可」等の文字入り のテープ又はラベルは用いても良いか。 (通知 2. 法第 58 条に規定する封の取 扱いについて 4 ポツ関係)	よい。ただし、文字が開封部分に かかるように印刷等の工夫が必要 である。 なお、会社固有のマークや社 名ロゴが印刷されている場合 も、マークやロゴが開封部分に かかるようにする必要がある。

11	外観から容易に判別、気づくレベル	<p>「医薬品の封が開かれているかどうか販売包装単位の外観から容易に判別し、封の状態に疑念がある場合には容易に気づくことができるよう」とあるが、容易に気づくことができるレベルとはどの程度のものをいうか。</p> <p>(通知 2. 法第58条に規定する封の取扱いについて 5及び6 ポツ関係)</p>	<p>医薬品の流通及び使用に関与する者が、識別できる程度。</p>
12	接着剤等以外の方法	<p>接着剤等以外の方法で行う封の方法には、どのようなものがあるか</p> <p>(通知 2. 法第58条に規定する封の取扱いについて 6 ポツ関係)</p>	<p>ヒートシール包装、シュリンク包装、プリスターパック、ピルファープルーフキャップ(タンパープルーフキャップ)、封かん紙等が考えられる。</p>
13	接着剤等以外の方法	<p>接着剤等以外の方法として、販売包装単位のシュリンク包装やピロー包装をしていることを記載する等の工夫を施せば、無色透明のフィルムでシュリンク包装又はピロー包装をすることは認められるか。</p> <p>(通知 2. 法第58条に規定する封の取扱いについて 6 ポツ関係)</p>	<p>認められる。</p>
14	定期的な見直し	<p>「発売から終売まで定期的に見直しを行う」とあるが、見直しをした記録を残す必要はあるか。</p> <p>(通知 2. 法第58条に規定する封の取扱いについて 7 ポツ関係)</p>	<p>今後、関係団体及び行政から、進捗状況の調査を受けることも考えられるので、記録を残すこと。</p>
15	ホームページへの掲載内容	<p>医薬品の流通の各段階の流通当事者が、封の開封の有無を適切に確認することを徹底することが必要なため、「目視等で開封の有無を確認できる方法に関する情報について、医療用医薬品の製造販売業者等の医療関係者向けホームページでの掲載や情報提供資材の配布等により、医薬品の卸売販売業者、薬局、医療機関の関係者との情報共有を図ること」が求められているが、医療関係者向けホームページでの掲載内容(製剤写真など)や情報提供資材の内容に留意すべ</p>	<p>例として、「未開封の状態」、「開封方法」、「開封後の状態」の写真や図等を入れることが考えられる(別紙参照)。</p>

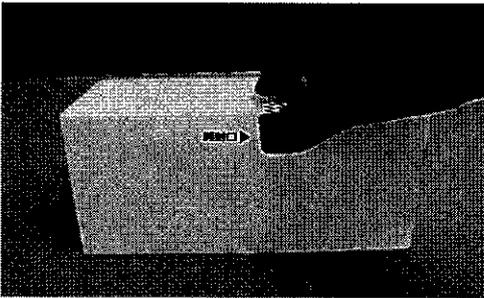
		<p>き事項があればご教示いただきたい。</p> <p>(通知 3. 法第 58 条に規定する封の状態を確認する方法の情報共有等について)</p>	
16	ホームページへの掲載内容	<p>「また、要指導医薬品及び一般用医薬品の製造販売業者においては、自らが製造販売する要指導医薬品及び一般用医薬品に係る封の偽造や異物の混入を防止する手法のうち、(中略)、要指導医薬品等の製造販売業者等のホームページでの掲載や情報提供資材の配布により、医薬品の販売業者、薬局、医療機関の関係者及び消費者との情報共有を図ることが求められる。」とあるが、この「要指導医薬品及び一般用医薬品」「要指導医薬品等」に指定医薬部外品は含まれていないという理解で差し支えないか。</p> <p>(通知 3. 法第 58 条に規定する封の状態を確認する方法の情報共有等について)</p>	<p>指定医薬部外品も要指導医薬品、一般用医薬品と同様に局長通知に従って対応することが望ましい。</p>
17	ホームページへの掲載内容	<p>ホームページ等に掲載する「目視等で開封の有無を確認できる方法に関する情報」は、販売名が異なる製品であっても開封方法が同じ製品であれば、開封方法ごとにいずれかの写真を掲載することによいか。</p> <p>(通知 3. 法第 58 条に規定する封の状態を確認する方法の情報共有等について)</p>	<p>よい。</p>

未開封の確認方法 及び 正しい開封方法について



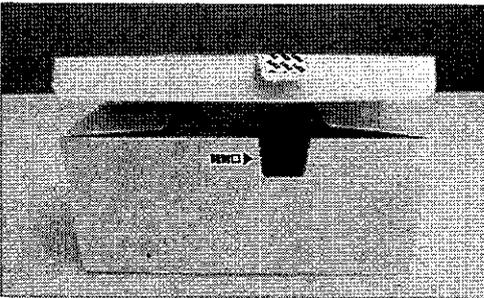
①未開封の状態

ミシン目が切れていないこと
封かんテープがしっかり貼付されていること
箱全体に不自然な破れ等が無いこと
 を確認してください。



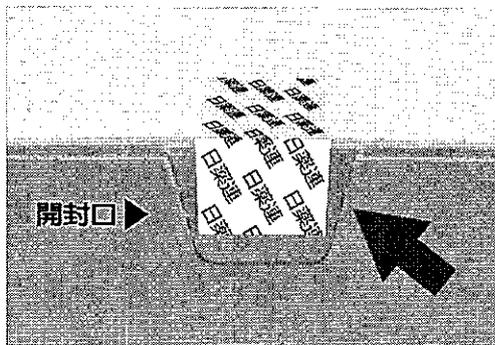
②開封方法

ミシン目に沿って押しやぶってください。

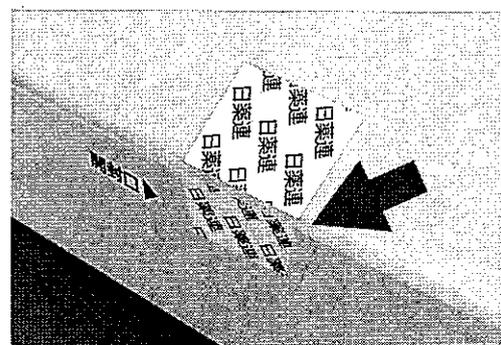


③開封後の状態

⚠ 以下の場合にはすでに開封されている可能性があります。



ミシン目が切れている

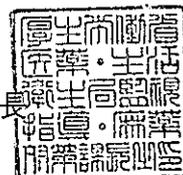


テープが切れている

薬生監麻発 0329 第 3 号
平成 31 年 3 月 29 日

日本チェーンドラッグストア協会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長



麻薬小売業者の役員の変更届出書等について

医薬行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、標記について、別添のとおり各都道府県薬務主管部（局）長宛てに、通知いたしましたので、御了知いただくとともに、貴会会員への周知をお願いいたします。



薬生監麻発 0329 第 2 号
平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県薬務主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
（ 公 印 省 略 ）

麻薬小売業者の役員の変更届出書等について

医薬行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年 3 月 17 日法律第 14 号。以下「法」という。）第 2 条第 8 号に規定する麻薬取扱者が法人又は団体である場合、その業務を行う役員（以下「役員」という。）に変更があった場合は、変更内容に係る届出書（以下「変更届出書」という。）及び変更により新たに追加された役員の診断書を提出するよう指導することを依頼してきたところです（平成 21 年 3 月厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課作成「麻薬等関係質疑応答集」Q48）。

今般、「規制改革実施計画」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において、法に基づき免許を受けている麻薬小売業者の役員の変更届出書については、厚生労働省において標準様式を作成し地方自治体に通知すること等の措置を講ずることが盛り込まれました。

これを踏まえ、麻薬小売業者の役員の変更届出書に係る標準様式、変更届出書に併せて提出する役員の診断書に係る標準様式について、下記のとおりとりまとめましたので、これらの内容について御了知の上、貴管下麻薬小売業者に対する周知徹底及び指導について、遺漏なきよう適切な対応をお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 麻薬小売業者の業務を行う役員の変更届出書について

法人又は団体である麻薬小売業者において、その業務を行う役員の変更があった場合に、麻薬小売業者に対して変更届出書の提出を求めている地

方自治体にあつては、変更届出書の様式は別紙1の標準様式によることとされたい。

なお、地方自治体において、別途、変更届出書の様式を定めている場合は、当該様式の使用を妨げるものではないが、麻薬小売業者から別紙1の標準様式による届出があつた場合は可能な限り受け入れられたい。

さらに、今後、麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年4月18日厚生省令第14号）において、別紙1の標準様式を規定する方針であることを申し添える。

2. 変更後の役員（新たに追加された者に限る。）の診断書について

上記1の変更届出書に併せて提出する変更後の役員（新たに追加された者に限る。）の診断書については、別紙2の標準様式によることとされたい。

なお、地方自治体において、別途、診断書の様式を定めている場合は、当該様式の使用を妨げるものではないが、麻薬小売業者から別紙2の標準様式による提出があつた場合は可能な限り受け入れられたい。

以上

麻薬小売業者役員変更届

免許証の番号		第 号	免許年月日	年 月 日
麻 薬 業 務 所	所在地			
	名 称			
変 更 年 月 日		年 月 日		
変 更 前				
変 更 後				
変更後の業務を行う役員 の欠格条項		(1)法第 51 条第 1 項の規定 により免許を取り消され たこと。		
		(2)罰金以上の刑に処せら れたこと。		
		(3)医事又は薬事に関する 法令又はこれに基づく処 分に違反したこと。		
		(4)後見開始の審判を受け ていること。		
備 考				
上記のとおり、業務を行う役員に変更を生じたので届け出ます。				
年 月 日				
		住 所	〔 法人にあって は、主たる事 務所の所在地 〕	
		氏 名	〔 法人にあって は、名称 〕	
			印	
都道府県知事 殿				

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 変更前と変更後の欄には、業務を行う役員全員を記載すること。
- 3 欠格条項の(1)欄から(4)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその事実及び年月日を、(4)欄にあつては「ある」と記載すること。

診 断 書

氏 名				性 別	男	女
生 年 月 日	年	月	日	年 齡	歳	
<p>上記の者について、下記のとおり診断します。 (各項目について該当する□欄にチェック☑を付けてください。)</p> <p>1 精神機能 精神機能の障害 <input type="checkbox"/> 明らかに該当なし <input type="checkbox"/> 専門家による判断が必要 「専門家による判断が必要」に該当する場合は、診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況を記載すること(できるだけ具体的に。詳細については別紙も可)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 麻薬中毒又は覚せい剤の中毒 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり</p>						
診断年月日	年 月 日					
医 師	病院、 診療所 又は介 護老人 保健施 設等	名 称				
		所 在 地				
		電話番号				
	氏 名	(印)				

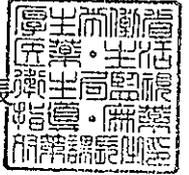


薬生監麻発 0329 第 5 号

平成 31 年 3 月 29 日

日本チェーンドラッグストア協会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長



「麻薬取扱者の免許申請について（通知）」の一部改正について

医薬行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、標記について、別添のとおり各都道府県薬務主管部（局）長宛てに、通知いたしましたので、御了知いただくとともに、貴会会員への周知をお願いいたします。



薬生監麻発 0329 第 4 号
平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県薬務主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長

「麻薬取扱者の免許申請について（通知）」の一部改正について

法人又は団体である麻薬取扱者の免許申請に際し、診断書の添付を必要とする「業務を行う役員」の範囲については、「麻薬取扱者の免許申請について（通知）」（昭和 57 年 9 月 24 日付け薬麻第 589 号厚生省薬務局麻薬課長通知。以下「課長通知」という。）によって、その取扱いを示しているところです。

今般、「規制改革実施計画」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年 3 月 17 日法律第 14 号。以下「法」という。）に基づき免許を受けている麻薬小売業者にかかる業務を行わない役員について、診断書の添付が不要となる役員の範囲を明確にすること等の措置を講ずることが盛り込まれました。

つきましては、麻薬小売業者を含め、法第 3 条第 3 項第 7 号にいう「法人又は団体であつて、その業務を行う役員」の範囲について、課長通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしますので、貴管下関係業者に対する周知及び指導について、遺漏なきよう適切な対応をお願いいたします。

新旧対照表（「麻薬取扱者の免許申請について（通知）」の一部改正について）

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
<p>1 <u>麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年 3 月 17 日法律第 14 号。以下「法」という。）第 3 条第 3 項第 7 号</u>という「<u>法人又は団体であつて、その業務を行う役員</u>」とは、<u>下記のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>合名会社にあつては、定款に別段の定めがないときは社員全員</u> ・<u>合資会社にあつては、定款に別段の定めがないときは無限責任社員全員</u> ・<u>合同会社にあつては、定款に別段の定めがないときは社員全員</u> ・<u>株式会社（特例有限会社を含む。）にあつては、会社を代表する取締役及び法の免許に係る業務を担当する取締役。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役及び法の免許に係る業務を担当する執行役。</u> ・<u>外国会社にあつては、会社法第 817 条にいう代表者</u> ・<u>民法法人・協同組合等にあつては、理事全員。ただし、業務を担当しない理事を除く。</u> <p>2 法人又は団体である麻薬取扱者の免許申請に当たっては、<u>登記事項証明書、定款、組織規定（図）、業務分掌表等上記 1 にいう当該法人又は団体における「業務を行う役員」の範囲を具体的に示す書類を添付するものとする</u>こと。</p>	<p>1 <u>麻薬取締法第 3 条第 3 項第 6 号</u>にいう「<u>法人は団体であつて、その業務を行う役員</u>」とは、<u>合名会社にあつては、定款に別段の定めがないときは社員全員、合資会社にあつては、定款に別段の定めがないときは無限責任社員全員、有限会社又は株式会社にあつては、代表取締役及び麻薬取締法の免許に係る業務を担当する取締役、民法法人、協同組合等にあつては、理事全員を指すものであること。</u></p> <p>2 法人又は団体である麻薬取扱者の免許申請に当たっては、<u>登記簿本、定款、組織規定（図）、業務分掌表等上記 1 にいう当該法人又は団体における「業務を行う役員」の範囲を具体的に示す書類を添付するものとする</u>こと。</p>

(別添)

薬生総発 0402 第 1 号
平成 31 年 4 月 2 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)

調剤業務のあり方について

日頃から薬事行政に対して御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

薬剤師法(昭和 35 年法律第 146 号)第 19 条においては、医師、歯科医師又は獣医師が自己の処方箋により自ら調剤するときを除き、薬剤師以外の者が、販売又は授与の目的で調剤してはならないことを規定しています。

調剤業務のあり方については、平成 28 年度厚生労働科学特別研究事業「かかりつけ薬剤師の本質的業務と機能強化のための調査研究」において、「機械の使用や薬剤師の指示により他の従業者に行わせること」について検討が行われていたところであり、当該研究結果も踏まえ、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会「薬機法等制度改正に関するとりまとめ」(平成 30 年 12 月 25 日)において、薬剤師の行う対人業務を充実させる観点から、医薬品の品質の確保を前提として対物業務の効率化を図る必要があり、「調剤機器や情報技術の活用等も含めた業務効率化のために有効な取組の検討を進めるべき」とされたところです。

このため、調剤業務のあり方について、薬剤師が調剤に最終的な責任を有するということを前提として、薬剤師以外の者に実施させることが可能な業務の基本的な考え方について、下記のとおり整理しましたので、業務の参考としていただくようお願いいたします。

なお、今後、下記 2 に示す業務を含む具体的な業務に関しては、薬局における対物業務の効率化に向けた取組の推進に資するよう、情報通信技術を活用するものも含め、有識者の意見を聴きつつ更に整理を行い、別途通知することとしていることを申し添えます。

記

- 1 調剤に最終的な責任を有する薬剤師の指示に基づき、以下のいずれも満たす業務を薬剤師以外の者が実施することは、差し支えないこと。なお、この場

合であっても、調剤した薬剤の最終的な確認は、当該薬剤師が自ら行う必要があること。

- ・当該薬剤師の目が現実に届く限度の場所で実施されること
- ・薬剤師の薬学的知見も踏まえ、処方箋に基づいて調剤した薬剤の品質等に影響がなく、結果として調剤した薬剤を服用する患者に危害の及ぶことがないこと
- ・当該業務を行う者が、判断を加える余地に乏しい機械的な作業であること

2 具体的には、調剤に最終的な責任を有する薬剤師の指示に基づき、当該薬剤師の目が届く場所で薬剤師以外の者が行う処方箋に記載された医薬品（PTPシート又はこれに準ずるものにより包装されたままの医薬品）の必要量を取り揃える行為、及び当該薬剤師以外の者が薬剤師による監査の前に行う一包化した薬剤の数量の確認行為については、上記1に該当するものであること。

3 「薬剤師以外の者による調剤行為事案の発生について」（平成27年6月25日付薬食総発0625第1号厚生労働省医薬食品局総務課長通知）に基づき、薬剤師以外の者が軟膏剤、水剤、散剤等の医薬品を直接計量、混合する行為は、たとえ薬剤師による途中の確認行為があつたとしても、引き続き、薬剤師法第19条に違反すること。ただし、このことは、調剤機器を積極的に活用した業務の実施を妨げる趣旨ではない。

4 なお、以下の行為を薬局等における適切な管理体制の下に実施することは、調剤に該当しない行為として取り扱って差し支えないこと。

- ・納品された医薬品を調剤室内の棚に納める行為
- ・調剤済みの薬剤を患者のお薬カレンダーや院内の配薬カート等へ入れる行為、電子画像を用いてお薬カレンダーを確認する行為
- ・薬局において調剤に必要な医薬品の在庫がなく、卸売販売業者等から取り寄せた場合等に、先に服薬指導等を薬剤師が行った上で、患者の居宅等に調剤した薬剤を郵送等する行為

5 薬局開設者は、薬局において、上記の考え方を踏まえ薬剤師以外の者に業務を実施させる場合にあつては、保健衛生上支障を生ずるおそれのないよう、組織内統制を確保し法令遵守体制を整備する観点から、当該業務の実施に係る手順書の整備、当該業務を実施する薬剤師以外の者に対する薬事衛生上必要な研修の実施その他の必要な措置を講じること。

商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

2 0 1 9 年 1 月 分

〔年間補正〕

January, 2019

〔Annual Revised〕

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department

Minister's Secretariat

Ministry of Economy, Trade and Industry

商業動態統計調査 -利用上の注意-

本統計表は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の販売活動などの動向を明らかにすることを目的としている。

2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」(平成25年[2013年]10月改定)のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省から委任を受けた都道府県が調査員を通じて対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。ただし、百貨店・スーパー、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア及びホームセンターの企業本部については、経済産業省が対象企業又は対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。

5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

6. 標本設計

本調査は、平成26年商業統計調査の対象事業所を母集団とし、標本理論に基づいて抽出された事業所を対象として2017年7月分から実施している。標本は、下記のとおり個別標本と地域標本の2種類から構成されている。なお、標本の抽出に当たっては、業種別に目標精度が5%以下(卸売業は8%以下)(標準誤差率表示)となるように設計されている。

(1) 個別標本

①個別標本は全ての卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所(百貨店・スーパーを含む)を対象としている。なお、企業調査の対象企業傘下の事業所については、標本設計の対象から除外している。

②業種別、従業者規模別に標本抽出枠(以下「セル」という)を設定し、セルごとに標本数を決定している。

(2) 地域標本

①地域標本は調査区(143調査区)を指定し、その調査区内の従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所を除く)を対象としている。

②調査区は平成26年商業統計調査の調査区をもとに商業動態統計調査用の調査区を作成し、層別(4層)に抽出を行っている。

7. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

(1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

(2) 乙票の対象範囲

① 甲票の対象を除いた卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所のうち、丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

② 経済産業大臣が指定する調査区内に所在する従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除く)。

(3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー(11.(3)参照)に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

(4) 丁1票の対象範囲

コンビニエンスストア(日本標準産業分類 細分類5891)を50店舗以上有するチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

(5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業(中古品を除く)又は細分類5932-電気事務機械器具小売業(中古品を除く)に属する事業所(売場面積500㎡以上の家電大型専門店)を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内容例示
AV家電	テレビ・プロジェクタ（CRT、液晶、PDP）、ビデオディスク、BD・DVD（再生専用、録画再生機）、BS・CS機器、ステレオ、スピーカ、AV編集機器、ラジオ・ポータブルオーディオ、GPSナビゲーション、ヘッドホン、マイクロホン、AV接続機器、電子楽器、VTR、携帯オーディオ機器、ホームオーディオ機器、メディアクリーナなど
情報家電	パソコン・パソコン周辺機器（デスクトップ型・ノート型パソコン、タブレット端末、モニタ、プリンタ等）、ゲーム関連機器、電子手帳・辞書、コピー・シュレッダーなど
通信家電	移動体通信機器（携帯電話機、パーソナル無線、データ通信カード・端末）、電話機・FAXなど
カメラ類	ビデオカメラ・デジキ、デジタルスチルカメラ（コンパクト型、一眼レフ）、カメラアクセサリ、交換レンズなど
生活家電	家事・調理家電（洗濯機・衣類乾燥機、ふとん乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、炊飯器、電子レンジ、オープンレンジ、食器洗い機・乾燥機、電磁調理器、クッキングヒーター、ホームベーカリー、トースター、電子炊飯ジャー、ジャーポット、電気ケトル、コンロ・ガステーブル、電気プレート・鍋、ジューサー・ミキサー類、コーヒーマーカー、もちつき機、精米機、家庭用ゴミ処理機、浄水器・カートリッジ、アイロン・ズボンプレスサ、クリーナ、スチーム・高圧洗浄クリーナ、掃除機等） 理美容・健康関連（シェーバー、ドライヤー・ヘアアイロン、フェイスケア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電気測定器具（電子血圧計、電子体温計、電子歩数計等）、フィットネス機器、電気マッサージ器具・治療器、吸入器等） 空調・季節家電（エアコン、冷風機・冷風扇、扇風機、換気扇、空気清浄機・除湿機・加湿器、石油暖房器具、温水ルームヒータ、電気温風機・電気ストーブ、家具調こたつ、電気カーペット、電気掛・敷毛布等）
その他	温水洗浄便座、24時間風呂、モニタ付ドアホン、火災警報器、照明器具、電池、管球、配線器具、自然冷媒ヒートポンプ給湯器など

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（7. (6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内容例示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
OTC医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品 （衛生用品）・介 護・ベビー	ヘルスケア用品（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護用品（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー用品（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティー ケア（化粧品・ 小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用 消耗品・ペット 用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット用品（ペットフード、ペット用装飾品、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用シート等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

5. 家電大型専門店販売額の動向

2019年1月の家電大型専門店販売額は3849億円、前年同月比でみると0.2%の増加となった。商品別にみると、通信家電が同3.3%の増加、その他が同2.2%の増加、生活家電が同1.1%の増加、情報家電が同0.2%の増加となった。
一方、カメラ類が同▲12.4%の減少、AV家電が同▲1.9%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

合計	AV 家電	情報 家電	通信 家電	カメラ類	生活 家電	その他	店舗数
3,849	572	909	334	133	1,509	393	2,486
0.2	▲1.9	0.2	3.3	▲12.4	1.1	2.2	1.0

6. ドラッグストア販売額の動向

2019年1月のドラッグストア販売額は5258億円、前年同月比でみると4.9%の増加となった。商品別にみると、健康食品が同8.9%の増加、その他が同7.6%の増加、食品が同5.9%の増加、調剤医薬品が同5.8%の増加、ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビーが同5.3%の増加、OTC医薬品が同4.5%の増加、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同4.2%の増加、ビューティケア(化粧品・小物)が同3.7%の増加、トイレタリーが同2.6%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

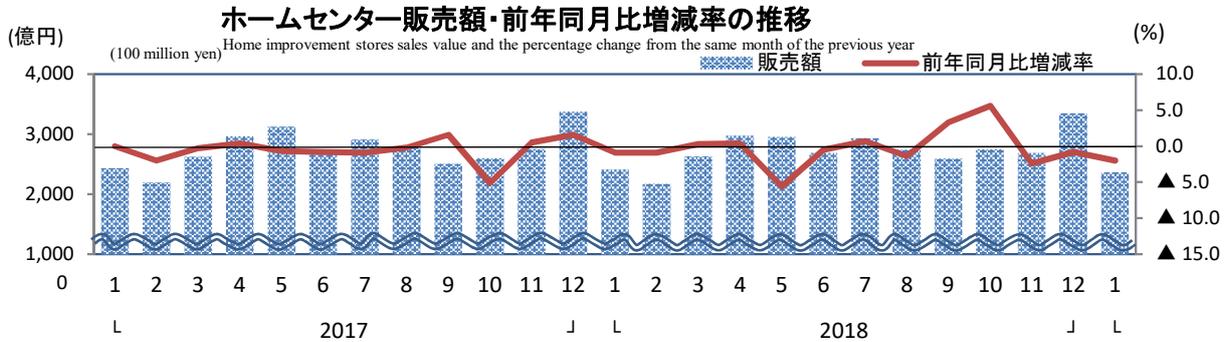
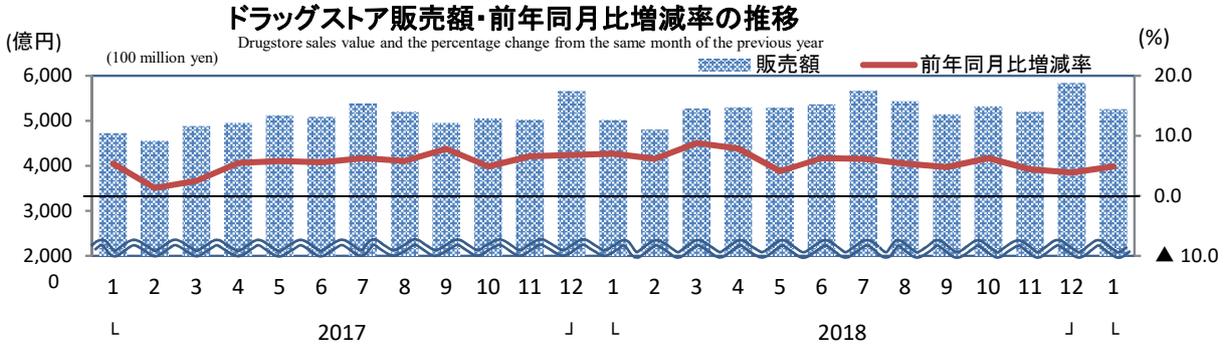
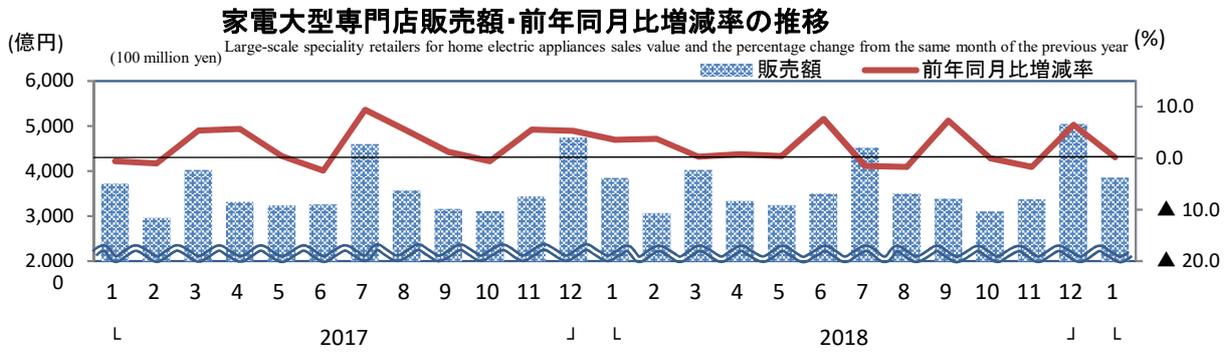
合計	調剤 医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア 用品(衛生 用品)・介 護・ベビー	健康 食品	ビューティ ケア(化粧 品・小物)	トイレ タリー	家庭用品・ 日用消耗 品・ペット 用品	食品	その他	店舗数
5,258	326	761	399	180	762	479	781	1,476	95	15,688
4.9	5.8	4.5	5.3	8.9	3.7	2.6	4.2	5.9	7.6	4.9

7. ホームセンター販売額の動向

2019年1月のホームセンター販売額は2363億円、前年同月比でみると▲2.0%の減少となった。商品別にみると、その他が同▲5.9%の減少、オフィス・カルチャーが同▲5.1%の減少、カー用品・アウトドアが同▲4.8%の減少、電気が同▲4.5%の減少、家庭用品・日用品が同▲1.4%の減少、インテリアが同▲0.5%の減少、ペット・ペット用品が同▲0.4%の減少、園芸・エクステリアが同▲0.4%の減少となった。
一方、DIY用具・素材が同0.7%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	DIY用具 ・素材	電気	インテリア	家庭用品 ・ 日用品	園芸・ エクステ リア	ペット・ ペット用 品	カー用 品・アウ トドア	オフィス ・カル チャー	その他	店舗数
2,363	524	206	171	512	196	191	111	137	315	4,336
▲2.0	0.7	▲4.5	▲0.5	▲1.4	▲0.4	▲0.4	▲4.8	▲5.1	▲5.9	1.0



家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale speciality retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale speciality retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	
2016 年	41,830	▲1.5	2,472	57,258	6.8	14,190	33,090	0.2	4,273	C.Y. 2016
2017	43,115	3.1	2,529	60,580	5.4	15,049	32,942	▲0.4	4,304	2017
2018	43,912	2.1	2,498	63,644	5.9	15,660	32,853	▲0.3	4,346	2018
2015 年度	42,288	1.2	2,430	54,776	9.2	13,653	33,159	2.0	4,218	F.Y. 2015
2016	41,984	▲0.7	2,478	57,729	5.3	14,509	33,040	▲0.4	4,271	2016
2017	43,348	3.3	2,467	61,503	6.4	15,076	32,908	▲0.4	4,298	2017
2017 年 10~12月	11,288	3.7	2,529	15,730	6.1	15,049	8,720	▲0.8	4,304	Q4 2017
2018 年 1~3月	10,931	2.4	2,467	15,082	7.4	15,076	7,212	▲0.5	4,298	Q1 2018
4~6	10,070	2.9	2,478	15,954	6.1	15,284	8,609	▲2.0	4,317	Q2
7~9	11,397	0.9	2,483	16,249	5.5	15,454	8,259	0.8	4,322	Q3
10~12	11,514	2.2	2,498	16,359	4.8	15,660	8,773	0.6	4,346	Q4
2017 年 11月	3,436	5.6	2,530	5,020	6.6	14,978	2,750	0.5	4,298	Nov. 2017
12	4,748	5.3	2,529	5,663	6.8	15,049	3,371	1.6	4,304	Dec.
2018 年 1月	3,843	3.6	2,462	5,013	7.0	14,955	2,411	▲0.9	4,291	Jan. 2018
2	3,066	3.8	2,463	4,800	6.2	15,000	2,170	▲0.9	4,288	Feb.
3	4,023	0.3	2,467	5,270	8.8	15,076	2,630	0.3	4,298	Mar.
4	3,334	0.8	2,470	5,302	7.9	15,155	2,973	0.4	4,316	Apr.
5	3,240	0.4	2,471	5,293	4.1	15,227	2,951	▲5.6	4,319	May
6	3,496	7.6	2,478	5,359	6.3	15,284	2,686	▲0.5	4,317	Jun.
7	4,516	▲1.5	2,478	5,670	6.2	15,338	2,931	0.7	4,321	Jul.
8	3,499	▲1.7	2,481	5,436	5.4	15,372	2,737	▲1.4	4,317	Aug.
9	3,381	7.3	2,483	5,143	4.8	15,454	2,590	3.3	4,322	Sep.
10	3,099	0.0	2,484	5,321	6.3	15,481	2,744	5.6	4,324	Oct.
11	3,371	▲1.7	2,496	5,199	4.4	15,581	2,685	▲2.4	4,337	Nov.
12	5,044	6.5	2,498	5,839	3.9	15,660	3,345	▲0.8	4,346	Dec.
2019 年 1月	3,849	0.2	2,486	5,258	4.9	15,688	2,363	▲2.0	4,336	Jan. 2019

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
 Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table1 Sales value by goods and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年月	商品販売額 Sales of goods	調剤医薬品	O T C 医薬品	ヘルスケア用品 (衛生用品)・介護・ ベビー	健康食品	ビューティ ケア(化粧品・小物)	トイレット リー	家庭用品・日 用消耗品・ ペット用品	食品	その他	店舗数 (店) Number of establishments	Year and Month
		Dispensing pharmaceutical products	Over the counter medical products	Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	Health foods	Beauty care (cosmetic products and goods)	Toiletry goods	Household utensils, daily necessities, pet products	Food	Others		
2016年	5,725,801	375,156	829,612	401,195	197,031	852,185	562,640	881,506	1,491,466	135,010	14,190	C.Y. 2016
2017	6,057,971	387,005	865,848	419,021	206,730	910,175	582,151	926,210	1,620,640	140,191	15,049	2017
2018	6,364,419	389,421	880,698	424,010	217,745	963,666	603,589	967,365	1,806,148	111,777	15,660	2018
2015年度	5,477,603	376,583	804,540	396,989	194,159	825,331	544,642	829,804	1,377,106	128,449	13,653	F.Y. 2015
2016	5,772,937	367,209	836,223	401,793	198,639	860,281	566,208	890,454	1,516,667	135,463	14,509	2016
2017	6,150,343	391,941	874,158	425,313	207,948	926,657	586,106	935,870	1,668,920	133,430	15,076	2017
2017年10~12月	1,572,996	101,903	224,201	109,004	51,432	237,313	150,151	242,451	418,613	37,928	15,049	Q4 2017
2018年1~3月	1,508,244	97,348	218,755	110,322	50,343	223,167	139,771	219,405	423,545	25,588	15,076	Q1 2018
4~6	1,595,408	94,582	217,874	103,211	54,927	246,580	153,780	243,703	453,455	27,296	15,284	Q2
7~9	1,624,911	94,938	218,087	102,671	58,152	246,814	155,745	250,691	468,726	29,087	15,454	Q3
10~12	1,635,856	102,553	225,982	107,806	54,323	247,105	154,293	253,566	460,422	29,806	15,660	Q4
2017年11月	501,991	33,222	71,898	35,142	16,292	74,529	48,686	76,578	133,691	11,953	14,978	Nov. 2017
12	566,334	35,953	79,830	40,049	18,073	87,714	53,487	88,164	148,937	14,127	15,049	Dec.
2018年1月	501,253	30,773	72,861	37,875	16,505	73,499	46,630	74,969	139,287	8,854	14,955	Jan. 2018
2	480,013	31,166	67,054	36,315	16,232	68,202	44,555	69,786	138,673	8,030	15,000	Feb.
3	526,978	35,409	78,840	36,132	17,606	81,466	48,586	74,650	145,585	8,704	15,076	Mar.
4	530,155	32,037	73,602	34,872	17,804	83,425	50,723	79,224	149,532	8,936	15,155	Apr.
5	529,323	30,779	72,521	34,179	18,327	81,395	51,056	81,028	150,932	9,106	15,227	May
6	535,930	31,766	71,751	34,160	18,796	81,760	52,001	83,451	152,991	9,254	15,284	Jun.
7	566,997	32,152	76,035	36,221	20,605	88,625	55,136	87,214	161,378	9,631	15,338	Jul.
8	543,636	31,669	73,444	34,033	19,539	82,353	51,831	83,347	157,968	9,452	15,372	Aug.
9	514,278	31,117	68,608	32,417	18,008	75,836	48,778	80,130	149,380	10,004	15,454	Sep.
10	532,109	33,188	73,883	34,213	18,188	80,112	50,352	82,261	150,725	9,187	15,481	Oct.
11	519,883	33,308	72,087	34,641	17,417	77,163	49,646	79,301	147,033	9,287	15,581	Nov.
12	583,864	36,057	80,012	38,952	18,718	89,830	54,295	92,004	162,664	11,332	15,660	Dec.
2019年1月	525,833	32,556	76,118	39,899	17,971	76,204	47,859	78,139	147,564	9,523	15,688	Jan. 2019
2016年	6.8	3.0	4.9	3.2	3.4	5.1	5.0	8.3	11.4	7.2	4.7	C.Y. 2016
2017	5.4	2.0	3.8	4.2	4.6	6.4	3.1	4.5	8.4	3.8	5.0	2017
2018	5.9	4.4	3.1	1.9	6.6	6.6	4.4	4.7	9.5	6.5	4.8	2018
2015年度	9.2	8.7	7.3	9.4	11.8	12.0	7.2	7.5	10.5	5.7	3.8	F.Y. 2015
2016	5.3	▲2.8	3.8	1.2	2.2	4.1	3.9	7.2	10.1	5.5	5.2	2016
2017	6.4	6.8	4.5	5.9	4.7	7.6	3.4	4.7	9.4	4.8	4.7	2017
2017年10~12月	6.1	9.4	2.8	5.3	4.8	7.3	4.5	3.6	9.2	4.9	5.0	Q4 2017
2018年1~3月	7.4	9.3	5.4	6.8	3.7	8.7	3.6	4.8	10.8	5.6	4.7	Q1 2018
4~6	6.1	2.8	3.6	0.9	6.2	7.6	5.7	4.9	9.4	5.2	5.0	Q2
7~9	5.5	1.3	1.5	0.4	9.3	5.6	4.8	4.2	9.7	10.2	4.9	Q3
10~12	4.8	4.4	2.2	▲0.4	6.9	4.8	3.5	4.8	8.0	5.0	4.8	Q4
2017年11月	6.6	10.9	3.7	4.6	5.0	8.3	5.7	4.6	8.9	3.9	5.0	Nov. 2017
12	6.8	8.8	2.7	7.0	4.6	8.2	5.4	4.4	10.1	5.6	5.0	Dec.
2018年1月	7.0	8.9	4.0	8.7	2.6	7.5	3.3	4.5	11.1	5.6	4.9	Jan. 2018
2	6.2	6.4	2.1	7.3	3.3	5.5	2.7	4.4	11.1	4.8	4.8	Feb.
3	8.8	12.4	9.8	4.4	5.1	12.8	4.9	5.5	10.4	6.4	4.7	Mar.
4	7.9	4.2	7.2	2.3	6.9	11.9	7.1	5.3	10.5	4.1	4.6	Apr.
5	4.1	3.0	1.2	▲1.0	5.7	5.4	3.1	2.9	7.6	0.8	4.9	May
6	6.3	1.3	2.4	1.4	6.0	5.6	6.9	6.5	10.2	11.1	5.0	Jun.
7	6.2	2.9	2.8	2.1	10.6	6.1	5.3	4.4	10.4	5.9	5.0	Jul.
8	5.4	2.8	1.0	0.1	10.3	6.9	4.9	3.0	9.5	6.2	4.9	Aug.
9	4.8	▲1.6	0.7	▲1.0	6.9	3.6	4.2	5.3	9.1	19.1	4.9	Sep.
10	6.3	5.2	3.4	1.9	7.8	7.4	5.7	6.1	8.9	3.6	4.8	Oct.
11	4.4	4.0	1.7	▲0.7	8.2	4.2	2.7	3.8	8.0	3.8	4.8	Nov.
12	3.9	4.1	1.6	▲2.0	4.8	3.1	2.2	4.6	7.3	7.1	4.8	Dec.
2019年1月	4.9	5.8	4.5	5.3	8.9	3.7	2.6	4.2	5.9	7.6	4.9	Jan. 2019

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第2表 経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table2 Sales value by regional bureaus of METI and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道		東北		関東		中部		近畿		中国		四国		九州		沖縄		Year and month	
	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額		
2016年	240	175	654	377,546	961	2,486,311	6,035	688,483	1,720	847,049	2,150	292,675	740	172,065	450	598,600	1,425	22,897	55	C.Y. 2016
2017	252	551	679	401,373	1,022	2,611,790	6,449	727,790	1,843	912,073	2,261	312,617	777	182,383	481	632,609	1,475	24,785	62	2017
2018	262	421	692	424,391	1,093	2,724,376	6,705	776,216	1,939	961,747	2,322	332,238	813	194,766	512	659,041	1,513	29,223	71	2018
2015年度	229	820	621	358,933	906	2,418,214	5,882	636,628	1,596	803,612	2,091	273,718	698	165,306	434	569,867	1,372	21,505	53	F.Y. 2015
2016	242	714	659	382,940	972	2,500,682	6,247	693,407	1,750	853,345	2,182	297,133	750	173,582	457	606,507	1,434	22,627	58	2016
2017	255	331	675	407,649	1,037	2,644,751	6,464	742,578	1,851	930,218	2,253	317,523	781	185,982	492	640,075	1,461	26,236	62	2017
2017年10~12月	63	951	679	101,960	1,022	676,999	6,449	190,602	1,843	239,839	2,261	82,225	777	47,591	481	163,046	1,475	6,783	62	Q4 2017
2018年1~3月	63	915	675	100,417	1,037	649,763	6,464	182,267	1,851	226,591	2,253	77,311	781	45,542	492	155,604	1,461	6,834	62	Q1 2018
4~6	64	858	676	105,984	1,055	681,812	6,551	194,092	1,874	245,216	2,286	81,940	802	48,670	498	165,455	1,477	7,381	65	Q2
7~9	67	711	683	111,134	1,071	691,184	6,603	198,045	1,901	243,789	2,322	86,132	807	50,067	503	169,314	1,498	7,535	66	Q3
10~12	65	937	692	106,856	1,093	701,617	6,705	201,812	1,939	246,151	2,322	86,855	813	50,487	512	168,668	1,513	7,473	71	Q4
2017年11月	21	018	676	33,257	1,019	218,109	6,413	60,380	1,837	76,138	2,248	24,872	775	15,040	479	50,931	1,469	2,246	62	Nov. 2017
12	21	836	679	35,337	1,022	243,763	6,449	69,120	1,843	87,422	2,261	30,358	777	17,316	481	58,868	1,475	2,314	62	Dec.
2018年1月	22	661	676	35,317	1,024	215,392	6,417	59,907	1,838	74,027	2,229	25,055	781	15,135	481	51,510	1,447	2,249	62	Jan. 2018
2	21	401	675	32,234	1,028	206,444	6,441	58,545	1,843	71,666	2,232	24,334	787	14,386	483	48,789	1,449	2,214	62	Feb.
3	19	853	675	32,866	1,037	227,927	6,464	63,815	1,851	80,898	2,253	27,922	781	16,021	492	55,305	1,461	2,371	62	Mar.
4	21	474	674	35,303	1,043	226,847	6,498	64,382	1,859	82,044	2,269	26,880	792	16,241	492	54,573	1,464	2,411	64	Apr.
5	21	056	676	34,460	1,047	226,607	6,531	64,187	1,861	81,199	2,277	27,436	801	16,135	496	55,754	1,473	2,489	65	May
6	22	328	676	36,221	1,055	228,358	6,551	65,523	1,874	81,973	2,286	27,624	802	16,294	498	55,128	1,477	2,481	65	Jun.
7	22	331	679	37,758	1,065	242,687	6,568	68,461	1,880	86,085	2,297	31,132	803	17,489	497	58,465	1,484	2,589	65	Jul.
8	23	162	679	37,970	1,070	230,114	6,574	65,971	1,887	81,297	2,301	28,407	806	17,125	502	57,105	1,488	2,485	65	Aug.
9	22	218	683	35,406	1,071	218,383	6,603	63,613	1,901	76,407	2,322	26,593	807	15,453	503	53,744	1,498	2,461	66	Sep.
10	21	624	684	35,066	1,083	227,185	6,624	64,870	1,917	79,835	2,296	28,890	803	16,538	506	55,656	1,502	2,445	66	Oct.
11	21	699	686	34,943	1,089	224,378	6,658	64,232	1,932	77,657	2,314	26,244	809	15,744	510	52,519	1,512	2,467	71	Nov.
12	22	614	692	36,847	1,093	250,054	6,705	72,710	1,939	88,659	2,322	31,721	813	18,205	512	60,493	1,513	2,561	71	Dec.
2019年1月	24	056	692	36,970	1,093	226,658	6,722	63,689	1,941	75,524	2,323	26,814	813	16,007	512	53,605	1,520	2,510	72	Jan. 2019
2016年	7.4	6.2	5.7	7.5	5.1	2.7	10.9	9.4	7.8	4.2	9.0	8.0	6.0	3.4	7.3	5.1	13.4	7.8	C.Y. 2016	
2017	5.2	3.8	6.3	6.3	4.1	4.3	5.7	7.2	7.7	5.2	6.8	5.0	6.0	6.9	5.7	3.5	8.2	12.7	2017	
2018	4.1	2.5	5.7	6.9	5.2	4.7	6.7	5.2	8.0	4.2	6.3	4.8	6.8	6.4	4.8	4.7	17.9	14.5	2018	
2015年度	9.3	6.3	5.8	6.1	9.2	2.5	8.9	4.5	11.6	4.0	9.9	6.4	8.7	3.3	7.5	4.1	26.2	6.0	F.Y. 2015	
2016	5.6	6.1	6.7	7.3	3.2	3.7	8.9	9.6	6.2	4.4	8.6	7.4	5.0	5.3	6.4	4.5	5.2	9.4	2016	
2017	5.3	3.1	6.5	6.7	5.3	4.2	7.1	5.8	9.7	4.8	6.9	4.3	7.1	7.7	5.7	4.0	15.9	6.9	2017	
2017年10~12月	5.1	3.8	5.8	6.3	5.0	4.3	5.6	7.2	9.8	5.2	7.8	5.0	7.0	6.9	5.4	3.5	20.6	12.7	Q4 2017	
2018年1~3月	4.8	3.1	6.7	6.7	6.2	4.2	8.8	5.8	11.4	4.8	6.8	4.3	8.6	7.7	5.7	4.0	27.0	6.9	Q1 2018	
4~6	5.2	2.9	6.1	7.0	5.1	4.5	6.6	5.2	9.3	5.0	5.4	6.4	5.9	7.6	4.9	4.3	23.1	12.1	Q2	
7~9	3.3	2.7	5.4	6.7	5.0	4.6	5.5	4.7	6.7	5.4	7.3	5.9	6.8	7.5	4.8	4.6	13.8	10.0	Q3	
10~12	3.3	2.5	4.8	6.9	4.5	4.7	5.9	5.2	5.1	4.2	5.6	4.8	6.1	6.4	4.1	4.7	10.2	14.5	Q4	
2017年11月	5.2	4.5	5.0	6.7	6.0	4.1	6.2	7.6	10.5	5.4	7.0	5.7	7.3	7.2	5.0	3.5	22.4	14.8	Nov. 2017	
12	5.0	3.8	6.5	6.3	5.7	4.3	6.5	7.2	10.8	5.2	6.8	5.0	9.3	6.9	5.3	3.5	23.5	12.7	Dec.	
2018年1月	4.2	4.0	7.8	6.1	5.9	4.6	6.6	6.9	11.5	4.8	6.4	5.1	7.7	6.2	5.7	3.3	28.8	10.7	Jan. 2018	
2	4.1	3.1	5.6	6.2	5.1	4.5	8.6	6.3	8.8	4.6	6.5	5.2	8.1	5.9	4.4	3.5	24.9	8.8	Feb.	
3	6.1	3.1	6.5	6.7	7.6	4.2	11.2	5.8	13.7	4.8	7.4	4.3	9.9	7.7	6.9	4.0	27.2	6.9	Mar.	
4	6.0	2.9	8.0	6.3	7.3	4.2	8.3	5.1	10.8	4.6	7.2	6.0	8.1	7.4	6.2	3.8	24.3	10.3	Apr.	
5	4.5	3.2	4.2	6.4	3.2	4.7	4.8	5.1	7.4	4.6	2.1	6.4	2.8	7.6	3.0	4.0	25.1	12.1	May	
6	5.2	2.9	6.2	7.0	4.9	4.5	6.8	5.2	9.9	5.0	7.1	6.4	6.9	7.6	5.4	4.3	19.9	12.1	Jun.	
7	0.7	2.7	5.5	7.0	5.9	4.6	6.1	5.1	8.3	5.4	8.4	6.4	6.8	7.3	5.1	4.4	17.8	10.2	Jul.	
8	4.0	2.4	5.8	7.2	4.8	4.4	4.9	4.9	7.5	5.1	6.1	6.2	7.0	8.0	4.5	4.3	11.0	8.3	Aug.	
9	5.3	2.7	5.1	6.7	4.1	4.6	5.6	4.7	4.4	5.4	7.5	5.9	6.6	7.5	4.7	4.6	12.7	10.0	Sep.	
10	2.7	2.7	5.1	7.4	6.5	4.5	6.2	4.7	7.2	4.2	7.0	4.8	8.6	7.7	5.2	5.0	10.0	8.2	Oct.	
11	3.5	2.1	5.1	6.9	3.7	4.6	6.4	5.2	4.5	4.5	5.5	4.5	4.7	6.5	3.8	5.1	9.8	14.5	Nov.	
12	3.8	2.5	4.3	6.9	3.4	4.7	5.2	5.2	3.9	4.2	4.5	4.8	5.1	6.4	3.4	4.7	10.7	14.5	Dec.	
2019年1月	6.2	2.4	4.7	6.7	5.2	4.8	6.3	5.6	2.0	4.2	7.0	4.1	5.8	6.4	4.1	5.0	11.6	16.1	Jan. 2019	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		青森 Aomori		岩手 Iwate		宮城 Miyagi		秋田 Akita		山形 Yamagata		Year and Month
	店舗数 Establishments												
2016年	240,175	654	47,970	141	65,693	173	106,785	254	34,686	107	43,526	115	C.Y. 2016
2017	252,551	679	51,086	150	68,861	179	113,002	268	37,646	115	47,260	126	2017
2018	262,421	692	54,561	162	72,372	190	118,832	287	40,229	124	50,843	137	2018
2015年度	229,820	621	44,565	128	63,531	168	103,105	243	31,988	99	40,652	107	F.Y. 2015
2016	242,714	659	48,819	142	66,296	172	108,010	259	35,450	109	44,448	117	2016
2017	255,331	675	51,930	152	69,680	179	114,741	274	38,394	116	48,240	128	2017
2017年10~12月	63,951	679	13,164	150	17,608	179	28,716	268	9,596	115	11,961	126	Q4 2017
2018年1~3月	63,915	675	12,703	152	16,877	179	28,459	274	9,475	116	11,988	128	Q1 2018
4~6	64,858	676	13,602	155	18,056	184	29,767	277	9,947	117	12,752	132	Q2
7~9	67,711	683	14,275	160	18,970	185	30,855	279	10,593	122	13,443	134	Q3
10~12	65,937	692	13,981	162	18,469	190	29,751	287	10,214	124	12,660	137	Q4
2017年11月	21,018	676	4,159	149	5,678	179	9,405	267	3,122	115	3,983	126	Nov. 2017
12	21,836	679	4,673	150	6,164	179	9,946	268	3,309	115	4,055	126	Dec.
2018年1月	22,661	676	4,464	150	5,923	179	9,998	269	3,353	115	4,216	127	Jan. 2018
2	21,401	675	4,052	150	5,355	179	9,100	271	3,028	116	3,906	127	Feb.
3	19,853	675	4,187	152	5,599	179	9,361	274	3,094	116	3,866	128	Mar.
4	21,474	674	4,533	154	6,007	180	9,969	274	3,299	117	4,235	130	Apr.
5	21,056	676	4,468	154	5,915	181	9,636	274	3,247	117	4,121	132	May
6	22,328	676	4,601	155	6,134	184	10,162	277	3,401	117	4,396	132	Jun.
7	22,331	679	4,804	159	6,496	185	10,562	277	3,582	120	4,563	134	Jul.
8	23,162	679	4,883	160	6,489	186	10,437	279	3,639	120	4,597	134	Aug.
9	22,218	683	4,588	160	5,985	185	9,856	279	3,372	122	4,283	134	Sep.
10	21,624	684	4,606	161	6,095	189	9,737	283	3,336	123	4,168	136	Oct.
11	21,699	686	4,450	162	5,938	189	9,766	285	3,356	123	4,213	138	Nov.
12	22,614	692	4,925	162	6,436	190	10,248	287	3,522	124	4,279	137	Dec.
2019年1月	24,056	692	4,753	162	6,183	190	10,403	287	3,502	124	4,451	137	Jan. 2019
2016年	7.4	6.2	10.2	11.0	3.7	1.8	3.4	5.8	11.5	9.2	7.0	10.6	C.Y. 2016
2017	5.2	3.8	6.5	6.4	4.8	3.5	5.8	5.5	8.5	7.5	8.6	9.6	2017
2018	4.1	2.5	6.8	8.0	5.1	6.1	5.2	7.1	6.9	7.8	7.6	8.7	2018
2015年度	9.3	6.3	11.2	13.3	5.2	3.1	4.5	1.7	11.9	8.8	5.0	7.0	F.Y. 2015
2016	5.6	6.1	9.5	10.9	4.4	2.4	4.8	6.6	10.8	10.1	9.3	9.3	2016
2017	5.3	3.1	6.4	7.0	5.1	4.1	6.2	5.8	8.3	6.4	8.5	9.4	2017
2017年10~12月	5.1	3.8	5.6	6.4	4.3	3.5	5.7	5.5	7.6	7.5	8.4	9.6	Q4 2017
2018年1~3月	4.8	3.1	7.1	7.0	5.1	4.1	6.5	5.8	8.6	6.4	8.9	9.4	Q1 2018
4~6	5.2	2.9	6.5	7.6	5.3	5.7	5.8	5.3	6.7	5.4	8.7	10.9	Q2
7~9	3.3	2.7	7.4	8.8	5.1	4.5	4.9	5.3	6.0	7.0	7.0	10.7	Q3
10~12	3.3	2.5	6.2	8.0	4.9	6.1	3.6	7.1	6.4	7.8	5.8	8.7	Q4
2017年11月	5.2	4.5	4.2	5.7	3.5	3.5	5.5	6.0	7.1	8.5	7.3	10.5	Nov. 2017
12	5.0	3.8	7.2	6.4	5.5	3.5	6.3	5.5	8.0	7.5	8.7	9.6	Dec.
2018年1月	4.2	4.0	8.1	4.2	7.0	3.5	7.3	5.9	9.5	6.5	9.8	10.4	Jan. 2018
2	4.1	3.1	6.0	5.6	4.5	3.5	5.6	5.9	7.9	7.4	7.5	8.5	Feb.
3	6.1	3.1	7.2	7.0	3.7	4.1	6.6	5.8	8.3	6.4	9.4	9.4	Mar.
4	6.0	2.9	7.0	6.9	6.1	4.7	7.8	5.4	7.2	5.4	11.2	9.2	Apr.
5	4.5	3.2	6.0	6.9	3.8	4.0	3.6	5.0	5.6	5.4	6.3	10.9	May
6	5.2	2.9	6.6	7.6	6.0	5.7	5.9	5.3	7.2	5.4	8.6	10.9	Jun.
7	0.7	2.7	4.7	9.7	4.7	5.1	4.6	4.5	7.0	8.1	9.4	11.7	Jul.
8	4.0	2.4	8.2	9.6	5.5	5.1	6.0	5.7	5.4	8.1	5.8	10.7	Aug.
9	5.3	2.7	9.5	8.8	5.1	4.5	4.0	5.3	5.4	7.0	5.9	10.7	Sep.
10	2.7	2.7	6.3	8.8	5.7	6.2	4.0	6.8	5.4	7.9	6.2	11.5	Oct.
11	3.5	2.1	7.0	8.7	4.6	5.6	3.8	6.7	7.5	7.0	5.8	9.5	Nov.
12	3.8	2.5	5.4	8.0	4.4	6.1	3.0	7.1	6.4	7.8	5.5	8.7	Dec.
2019年1月	6.2	2.4	6.5	8.0	4.4	6.1	4.1	6.7	4.4	7.8	5.6	7.9	Jan. 2019

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	福島 Fukushima		茨城 Ibaraki		栃木 Tochigi		群馬 Gunma		埼玉 Saitama		千葉 Chiba		東京 Tokyo	
	店舗数 Establishments													
2016年	78,886	171	153,921	332	109,717	214	108,220	275	352,599	959	284,809	710	614,519	1,536
2017	83,518	184	158,509	348	116,508	232	109,855	279	368,008	994	298,809	762	646,690	1,684
2018	87,554	193	165,558	379	122,669	263	115,586	289	382,721	1,032	311,774	795	676,610	1,715
2015年度	75,092	161	149,617	326	105,801	202	104,437	268	344,234	937	274,105	700	603,712	1,486
2016	79,917	173	154,820	332	110,905	218	108,169	269	355,138	971	286,510	728	616,688	1,646
2017	84,664	188	159,941	354	118,113	235	111,309	284	371,362	997	302,728	766	656,847	1,672
2017年10~12月	20,915	184	39,999	348	29,296	232	27,999	279	95,184	994	78,220	762	167,732	1,684
2018年1~3月	20,915	188	39,441	354	29,269	235	27,697	284	90,832	997	74,255	766	163,147	1,672
4~6	21,860	190	41,173	359	30,618	250	28,820	285	96,036	1,019	77,730	777	170,852	1,677
7~9	22,998	191	43,179	366	32,018	257	29,468	286	96,837	1,023	78,953	779	168,945	1,684
10~12	21,781	193	41,765	379	30,764	263	29,601	289	99,016	1,032	80,836	795	173,666	1,715
2017年11月	6,910	183	12,969	342	9,613	231	9,131	279	30,541	991	25,945	750	53,861	1,681
12	7,190	184	14,154	348	10,344	232	9,983	279	34,260	994	27,935	762	60,488	1,684
2018年1月	7,363	184	13,644	350	10,018	228	9,374	282	29,929	997	24,656	764	52,924	1,658
2	6,793	185	12,657	350	9,500	236	8,919	281	29,016	999	23,659	768	51,091	1,660
3	6,759	188	13,140	354	9,751	235	9,404	284	31,887	997	25,940	766	59,132	1,672
4	7,260	188	13,518	356	10,148	239	9,559	285	31,736	1,006	25,590	769	57,741	1,671
5	7,073	189	13,512	357	10,026	245	9,486	287	32,181	1,014	25,911	773	56,577	1,672
6	7,527	190	14,143	359	10,444	250	9,775	285	32,119	1,019	26,229	777	56,534	1,677
7	7,751	190	14,879	361	10,848	250	10,102	285	34,286	1,021	27,647	780	60,205	1,678
8	7,925	191	14,688	363	11,011	252	9,980	286	31,949	1,021	26,229	775	55,505	1,680
9	7,322	191	13,612	366	10,159	257	9,386	286	30,602	1,023	25,077	779	53,235	1,684
10	7,124	191	13,606	370	9,963	259	9,489	288	32,046	1,025	25,583	779	56,795	1,693
11	7,220	192	13,514	372	10,065	260	9,594	288	31,357	1,027	26,660	783	55,103	1,708
12	7,437	193	14,645	379	10,736	263	10,518	289	35,613	1,032	28,593	795	61,768	1,715
2019年1月	7,678	193	14,258	378	10,548	263	9,846	290	31,631	1,034	25,874	795	55,218	1,726
2016年	4.9	10.3	5.2	2.5	7.2	7.0	6.1	0.7	4.3	2.6	6.8	1.7	4.3	3.6
2017	5.9	7.6	3.0	4.8	6.2	8.4	1.5	1.5	4.4	3.4	4.6	6.1	2.9	3.4
2018	4.8	4.9	4.4	8.9	5.3	13.4	5.2	3.6	4.0	3.8	4.5	4.6	7.4	3.8
2015年度	3.9	8.8	7.0	2.2	8.6	9.2	9.9	2.3	8.6	2.1	10.4	3.2	11.7	1.9
2016	6.4	7.5	3.5	1.8	4.8	7.9	3.6	0.4	3.2	3.4	4.4	2.8	1.6	4.5
2017	5.9	8.7	3.3	6.6	6.5	7.8	2.9	5.6	4.6	2.7	5.4	5.5	5.4	3.5
2017年10~12月	4.9	7.6	3.4	4.8	5.8	8.4	2.3	1.5	3.1	3.4	4.9	6.1	4.4	3.4
2018年1~3月	5.8	8.7	3.8	6.6	5.8	7.8	5.5	5.6	3.8	2.7	5.7	5.5	9.4	3.5
4~6	5.3	8.6	4.6	8.5	5.9	12.1	5.2	5.6	3.8	3.6	4.4	6.0	7.5	2.8
7~9	4.2	6.1	5.0	9.6	4.5	13.2	4.5	4.4	4.3	4.5	4.4	4.6	6.4	2.2
10~12	4.1	4.9	4.4	8.9	5.0	13.4	5.7	3.6	4.0	3.8	3.5	4.6	6.2	3.8
2017年11月	3.9	8.3	3.2	3.0	6.0	9.5	3.3	2.2	5.6	3.1	6.6	4.2	5.7	3.8
12	5.3	7.6	5.0	4.8	6.6	8.4	2.8	1.5	3.4	3.4	6.0	6.1	5.0	3.4
2018年1月	7.3	7.6	4.2	5.1	6.6	6.5	4.7	6.0	3.5	3.9	6.3	6.4	7.8	3.8
2	4.4	7.6	2.8	5.4	4.6	8.8	5.2	5.6	4.0	3.5	4.2	6.2	7.1	3.3
3	5.7	8.7	4.2	6.6	6.2	7.8	6.7	5.6	4.1	2.7	6.7	5.5	13.1	3.5
4	8.8	7.4	7.5	7.2	9.4	9.1	7.4	6.3	5.2	2.8	6.6	5.5	10.0	3.0
5	2.6	8.0	1.6	7.9	4.0	11.4	3.6	5.9	2.3	3.5	2.4	5.6	5.3	3.3
6	4.6	8.6	4.8	8.5	4.5	12.1	4.6	5.6	4.0	3.6	4.4	6.0	7.2	2.8
7	4.7	6.7	5.6	8.4	5.3	12.1	5.4	5.6	5.8	4.3	4.7	5.7	7.7	2.3
8	4.5	6.7	4.1	9.0	4.2	11.5	4.0	5.1	4.0	4.4	5.2	4.4	6.2	2.3
9	3.3	6.1	5.2	9.6	4.1	13.2	3.9	4.4	3.0	4.5	3.4	4.6	5.3	2.2
10	4.5	5.5	5.7	10.1	6.7	14.1	6.8	3.6	5.5	3.9	5.3	4.4	9.2	2.9
11	4.5	4.9	4.2	8.8	4.7	12.6	5.1	3.2	2.7	3.6	2.9	4.7	5.0	3.5
12	3.4	4.9	3.5	8.9	3.8	13.4	5.4	3.6	3.9	3.8	2.5	4.6	4.8	3.8
2019年1月	4.3	4.9	4.5	8.0	5.3	15.4	5.0	2.8	5.7	3.7	4.9	4.1	4.3	4.1

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

神奈川 Kanagawa		新潟 Niigata		富山 Toyama		石川 Ishikawa		福井 Fukui		山梨 Yamanashi		長野 Nagano		Year and Month
店舗数 Establishments														
422,984	946	97,602	279	65,866	155	74,422	154	54,302	110	45,486	128	68,663	208	C.Y. 2016
447,255	1,031	103,308	294	69,350	156	77,075	163	58,990	116	47,822	137	74,654	222	2017
458,242	1,063	107,668	312	73,700	159	81,428	169	66,380	133	50,576	140	79,776	231	2018
413,291	921	93,210	269	62,270	152	68,658	151	47,281	102	43,664	132	65,062	196	F.Y. 2015
424,953	1,008	98,745	285	66,237	156	74,291	158	53,787	111	45,713	130	69,470	211	2016
451,940	1,028	104,133	304	70,640	157	78,364	163	60,583	121	48,590	136	76,457	223	2017
117,144	1,031	26,723	294	18,113	156	19,678	163	15,269	116	12,398	137	19,620	222	Q4 2017
109,466	1,028	25,092	304	17,355	157	19,120	163	14,947	121	11,898	136	19,182	223	Q1 2018
114,487	1,041	26,824	306	18,365	156	20,239	163	16,469	126	12,654	138	19,595	227	Q2
115,549	1,049	28,050	309	19,033	158	20,970	166	17,328	130	12,999	138	20,565	232	Q3
118,740	1,063	27,702	312	18,947	159	21,099	169	17,636	133	13,025	140	20,434	231	Q4
37,618	1,026	8,497	290	5,859	158	6,320	164	4,900	115	3,954	137	6,288	220	Nov. 2017
42,338	1,031	9,694	294	6,444	156	6,976	163	5,496	116	4,463	137	7,082	222	Dec.
36,161	1,021	8,411	294	5,815	156	6,379	164	4,945	119	3,969	136	6,443	223	Jan. 2018
34,644	1,023	8,179	298	5,759	152	6,335	164	4,892	123	3,819	136	6,079	224	Feb.
38,661	1,028	8,502	304	5,781	157	6,406	163	5,110	121	4,110	136	6,660	223	Mar.
37,916	1,034	8,839	306	6,082	157	6,733	164	5,371	124	4,205	137	6,503	225	Apr.
38,355	1,042	8,851	306	6,027	156	6,600	162	5,446	125	4,219	137	6,495	227	May
38,216	1,041	9,134	306	6,256	156	6,906	163	5,652	126	4,230	138	6,597	227	Jun.
40,806	1,044	9,615	306	6,287	158	6,936	164	5,836	127	4,543	138	7,048	228	Jul.
38,380	1,045	9,504	307	6,575	157	7,220	164	5,890	129	4,415	138	7,021	228	Aug.
36,363	1,049	8,931	309	6,171	158	6,814	166	5,602	130	4,041	138	6,496	232	Sep.
38,664	1,052	8,810	308	6,022	159	6,687	166	5,620	131	4,294	139	6,515	230	Oct.
37,906	1,058	8,842	309	6,136	159	6,857	168	5,730	132	4,149	139	6,552	231	Nov.
42,170	1,063	10,050	312	6,789	159	7,555	169	6,286	133	4,582	140	7,367	231	Dec.
37,853	1,065	9,225	313	6,215	159	6,875	169	5,621	133	4,243	140	6,852	231	Jan. 2019
4.2	3.7	7.6	3.7	8.9	1.3	11.3	4.1	18.0	10.0	6.8	▲1.5	8.3	3.5	C.Y. 2016
3.8	4.0	5.8	5.4	5.3	0.6	3.6	5.8	8.6	5.5	5.1	7.0	8.7	6.7	2017
3.4	4.1	4.2	6.1	6.3	1.9	5.6	3.7	12.5	14.7	6.1	2.9	6.9	4.1	2018
6.9	2.9	9.8	2.7	10.1	▲1.9	7.9	0.0	8.9	3.0	8.3	10.9	8.9	1.6	F.Y. 2015
2.3	4.6	5.9	5.9	6.4	2.6	8.2	4.6	13.8	8.8	4.7	▲1.5	6.8	7.7	2016
5.1	3.0	5.5	6.7	6.6	0.6	5.5	3.2	12.6	9.0	6.4	5.4	10.1	5.7	2017
6.4	4.0	5.8	5.4	7.3	0.6	4.0	5.8	13.4	5.5	6.5	7.0	11.4	6.7	Q4 2017
5.4	3.0	3.4	6.7	8.0	0.6	7.2	3.2	11.9	9.0	7.2	5.4	10.4	5.7	Q1 2018
2.7	2.7	5.4	7.0	8.3	▲1.3	5.1	1.9	11.7	11.5	5.8	7.8	6.8	7.1	Q2
3.3	3.1	4.4	7.3	4.5	0.6	3.2	3.8	10.9	12.1	6.0	3.8	6.5	7.9	Q3
2.3	4.1	3.7	6.1	4.6	1.9	7.2	3.7	15.5	14.7	5.4	2.9	4.1	4.1	Q4
6.5	4.0	6.6	3.9	7.9	2.6	3.4	6.5	11.3	5.5	7.5	7.0	10.5	6.3	Nov. 2017
7.2	4.0	6.6	5.4	8.4	0.6	5.3	5.8	15.9	5.5	9.3	7.0	12.4	6.7	Dec.
4.4	3.8	3.9	5.0	4.9	0.6	5.0	6.5	10.7	8.2	7.9	6.3	14.5	7.2	Jan. 2018
4.0	3.4	4.2	4.9	9.2	▲2.6	6.6	4.5	10.4	10.8	7.6	6.3	6.3	6.7	Feb.
7.6	3.0	2.2	6.7	10.2	0.6	10.2	3.2	14.8	9.0	6.3	5.4	10.4	5.7	Mar.
4.8	2.8	7.1	7.7	8.4	0.6	9.0	2.5	10.3	10.7	8.1	6.2	7.8	7.1	Apr.
1.4	3.4	3.4	7.4	8.4	0.6	3.4	1.3	11.1	10.6	3.3	6.2	5.3	8.1	May
2.1	2.7	5.8	7.0	8.0	▲1.3	3.2	1.9	13.8	11.5	6.1	7.8	7.4	7.1	Jun.
4.1	3.2	5.0	7.0	3.4	0.0	1.4	3.1	10.8	12.4	6.5	5.3	7.6	7.0	Jul.
4.5	3.2	2.5	7.3	4.5	▲1.3	3.4	3.1	10.2	12.2	7.4	5.3	5.4	6.0	Aug.
1.1	3.1	5.7	7.3	5.8	0.6	5.0	3.8	11.7	12.1	4.1	3.8	6.6	7.9	Sep.
4.9	3.4	3.3	6.9	3.6	▲0.6	4.8	1.8	15.3	13.9	8.2	3.7	4.2	4.5	Oct.
1.7	4.1	4.1	6.6	4.7	0.6	8.5	2.4	16.9	14.8	5.3	2.2	4.2	5.0	Nov.
0.5	4.1	3.7	6.1	5.4	1.9	8.3	3.7	14.4	14.7	3.0	2.9	4.0	4.1	Dec.
4.7	4.3	9.7	6.5	6.9	1.9	7.8	3.0	13.7	11.8	6.9	2.9	6.3	3.6	Jan. 2019

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	岐阜 Gifu		静岡 Shizuoka		愛知 Aichi		三重 Mie		滋賀 Shiga		京都 Kyoto		大阪 Osaka	
	店舗数 Establishments													
2016年	127,723	360	227,791	448	353,923	848	66,549	203	59,781	177	89,840	264	374,188	859
2017	138,903	388	240,372	466	369,034	911	73,428	225	63,668	182	98,675	281	402,896	906
2018	152,606	408	253,196	486	389,544	968	78,938	235	69,121	195	107,571	293	416,463	896
2015年度	110,425	309	221,081	445	333,095	786	62,180	198	56,547	164	85,025	253	355,114	848
2016	129,042	361	229,571	449	356,410	864	67,427	211	60,298	175	91,360	269	376,653	883
2017	142,855	385	243,331	465	375,484	917	75,235	229	65,203	180	100,843	279	410,859	895
2017年10~12月	36,792	388	62,684	466	96,616	911	19,403	225	16,849	182	26,310	281	105,892	906
2018年1~3月	35,133	385	59,484	465	91,928	917	18,731	229	16,146	180	24,694	279	100,022	895
4~6	38,019	394	63,023	472	97,738	931	19,731	230	17,136	189	27,365	283	108,662	901
7~9	39,421	403	64,621	480	98,625	942	19,996	232	17,523	191	27,176	286	104,464	920
10~12	40,033	408	66,068	486	101,253	968	20,480	235	18,316	195	28,336	293	103,315	896
2017年11月	11,662	385	19,692	466	30,367	906	6,172	224	5,278	180	8,401	280	33,741	905
12	13,368	388	23,022	466	35,259	911	7,073	225	6,170	182	9,523	281	38,397	906
2018年1月	11,417	384	19,863	464	30,089	909	6,207	225	5,298	181	7,954	274	32,393	888
2	11,297	386	18,881	466	29,223	917	5,931	224	5,195	182	7,827	274	31,343	887
3	12,419	385	20,740	465	32,616	917	6,593	229	5,653	180	8,913	279	36,286	895
4	12,509	387	21,092	470	32,529	922	6,529	229	5,623	184	9,134	283	36,836	893
5	12,635	389	20,994	471	32,403	925	6,522	229	5,693	187	9,063	283	35,954	898
6	12,875	394	20,937	472	32,806	931	6,680	230	5,820	189	9,168	283	35,872	901
7	13,559	394	22,708	477	34,664	933	7,015	231	6,150	189	9,680	285	37,052	906
8	13,086	398	21,432	479	32,406	936	6,684	232	5,814	189	9,068	284	34,982	909
9	12,776	403	20,481	480	31,555	942	6,297	232	5,559	191	8,428	286	32,430	920
10	12,942	405	21,420	481	32,626	954	6,593	233	5,874	193	9,192	289	33,771	885
11	12,759	406	20,636	483	32,061	964	6,419	235	5,772	196	8,973	292	32,710	893
12	14,332	408	24,012	486	36,566	968	7,468	235	6,670	195	10,171	293	36,834	896
2019年1月	12,355	408	21,110	487	31,761	970	6,483	235	5,843	196	8,683	293	31,003	895
2016年	19.1	24.6	4.9	▲0.2	8.5	8.0	10.3	3.0	8.0	9.3	8.3	5.2	8.7	4.0
2017	8.8	7.8	5.5	4.0	4.3	7.4	10.3	10.8	6.5	2.8	9.8	6.4	7.7	5.5
2018	9.9	5.2	5.5	4.5	5.6	6.3	7.5	4.4	8.6	7.1	10.1	6.2	7.6	1.0
2015年度	7.6	12.4	7.8	▲0.7	8.8	2.9	12.2	8.8	10.2	5.8	10.6	2.4	15.1	5.6
2016	16.9	16.8	3.8	0.9	7.0	9.9	8.4	6.6	6.6	6.7	7.5	6.3	6.1	4.1
2017	10.7	6.6	6.0	3.8	5.4	6.1	11.6	8.5	8.1	2.9	10.7	5.7	10.2	3.5
2017年10~12月	8.2	7.8	6.3	4.0	3.3	7.4	12.7	10.8	6.8	2.8	11.2	6.4	10.8	5.5
2018年1~3月	12.7	6.6	5.4	3.8	7.5	6.1	10.7	8.5	10.5	2.9	10.8	5.7	13.1	3.5
4~6	9.3	6.5	5.1	3.5	5.4	5.8	7.8	7.5	6.8	6.8	11.5	5.6	11.3	3.8
7~9	9.1	6.1	5.9	5.3	4.7	5.1	6.4	4.0	8.4	6.1	9.7	5.1	5.3	4.5
10~12	8.8	5.2	5.5	4.5	4.8	6.3	5.6	4.4	8.7	7.1	8.8	6.2	1.6	1.0
2017年11月	7.5	7.8	6.6	5.0	4.4	7.7	14.8	11.4	7.0	4.0	13.3	7.7	11.5	6.0
12	9.9	7.8	6.5	4.0	4.0	7.4	13.0	10.8	7.9	2.8	9.2	6.4	11.8	5.5
2018年1月	11.1	7.9	5.9	3.8	4.9	7.2	10.2	9.2	9.4	4.0	10.3	5.4	13.5	4.7
2	13.2	7.5	6.1	4.7	7.0	7.4	10.0	7.7	10.7	4.0	8.5	4.6	8.7	4.1
3	13.7	6.6	4.3	3.8	10.6	6.1	11.8	8.5	11.3	2.9	13.2	5.7	16.8	3.5
4	9.5	4.6	7.4	3.1	7.7	6.1	8.4	7.0	6.8	5.1	14.0	6.0	13.3	2.9
5	7.7	5.7	3.1	3.3	3.2	5.8	5.8	7.0	4.4	5.6	8.4	5.6	10.3	3.8
6	10.6	6.5	4.9	3.5	5.4	5.8	9.2	7.5	9.1	6.8	12.2	5.6	10.4	3.8
7	9.1	5.1	6.9	4.6	5.9	5.7	8.4	7.9	10.2	6.8	12.2	5.9	7.5	4.4
8	8.3	5.9	4.3	5.0	3.7	5.2	6.6	7.9	7.6	5.6	9.8	5.2	7.4	4.1
9	9.9	6.1	6.4	5.3	4.4	5.1	4.0	4.0	7.4	6.1	6.8	5.1	0.7	4.5
10	10.0	5.5	7.4	4.1	5.3	5.8	7.1	5.0	8.8	6.6	10.7	5.5	4.2	0.8
11	9.4	5.5	4.9	3.9	5.6	6.4	4.0	4.9	9.4	8.9	7.9	6.2	0.9	0.8
12	7.2	5.2	4.4	4.5	3.7	6.3	5.6	4.4	8.1	7.1	7.9	6.2	▲0.1	1.0
2019年1月	8.2	6.3	6.3	5.0	5.6	6.7	4.4	4.4	10.3	8.3	9.2	6.9	▲4.3	0.8

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

兵庫 Hyogo		奈良 Nara		和歌山 Wakayama		鳥取 Tottori		島根 Shimane		岡山 Okayama		広島 Hiroshima		Year and Month
店舗数 Establishments														
215,328	566	35,198	101	18,412	73	20,833	60	28,197	63	70,540	164	104,086	274	C.Y. 2016
222,555	586	41,278	111	24,011	79	22,572	63	29,810	67	75,735	176	112,805	287	2017
229,618	595	46,565	127	26,029	83	23,920	66	32,136	72	81,763	188	120,889	304	2018
209,914	554	32,978	100	16,753	70	18,773	56	26,508	60	66,445	155	97,407	256	F.Y. 2015
215,631	565	36,150	104	19,466	75	21,301	62	28,620	65	71,623	166	105,787	276	2016
225,503	580	42,653	119	24,574	79	22,847	63	30,218	70	77,184	176	115,095	291	2017
58,347	586	10,963	111	6,209	79	5,834	63	7,613	67	20,101	176	30,168	287	Q4 2017
54,322	580	10,475	119	5,985	79	5,449	63	7,359	70	18,886	176	28,282	291	Q1 2018
57,366	584	11,715	122	6,503	81	5,986	67	7,898	70	20,374	182	29,375	295	Q2
58,622	590	11,948	124	6,728	81	6,305	67	8,488	70	21,013	183	31,367	298	Q3
59,308	595	12,427	127	6,813	83	6,180	66	8,391	72	21,490	188	31,865	304	Q4
18,384	580	3,478	111	1,956	77	1,739	63	2,214	66	6,217	176	9,016	286	Nov. 2017
21,446	586	4,069	111	2,321	79	2,136	63	2,820	67	7,299	176	11,212	287	Dec.
18,094	580	3,351	109	1,992	78	1,746	63	2,329	68	6,313	176	9,031	289	Jan. 2018
17,196	577	3,290	111	1,923	78	1,715	63	2,301	70	5,924	176	8,874	292	Feb.
19,032	580	3,834	119	2,070	79	1,988	63	2,729	70	6,649	176	10,377	291	Mar.
19,100	587	3,866	119	2,114	79	1,913	64	2,511	70	6,843	179	9,631	292	Apr.
19,009	583	3,887	121	2,147	80	2,029	65	2,704	71	6,773	183	9,792	294	May
19,257	584	3,962	122	2,242	81	2,044	67	2,683	70	6,758	182	9,952	295	Jun.
20,796	586	4,233	123	2,338	81	2,243	67	3,058	70	7,647	181	11,432	296	Jul.
19,317	586	3,958	123	2,268	81	2,085	67	2,799	70	6,983	183	10,174	297	Aug.
18,509	590	3,757	124	2,122	81	1,977	67	2,631	70	6,383	183	9,761	298	Sep.
19,182	588	4,007	128	2,189	82	2,120	67	2,880	71	7,108	184	10,631	299	Oct.
18,475	591	3,886	128	2,111	82	1,816	66	2,456	72	6,606	186	9,566	302	Nov.
21,651	595	4,534	127	2,513	83	2,244	66	3,055	72	7,776	188	11,668	304	Dec.
18,370	596	3,840	127	2,164	83	1,921	66	2,584	72	6,827	189	9,667	302	Jan. 2019
3.6	2.4	8.1	0.0	13.0	2.8	15.2	9.1	8.4	6.8	7.4	8.6	8.7	8.7	C.Y. 2016
3.4	3.5	17.3	9.9	30.4	8.2	8.3	5.0	5.7	6.3	7.4	7.3	8.4	4.7	2017
4.7	2.6	16.3	16.5	9.4	6.4	6.0	4.8	7.8	7.5	8.0	6.8	7.2	5.9	2018
7.5	2.2	8.6	5.3	16.2	1.4	16.5	9.8	8.7	9.1	7.4	4.0	10.4	5.3	F.Y. 2015
2.7	2.0	9.6	4.0	16.2	7.1	13.5	10.7	8.0	8.3	7.8	7.1	8.6	7.8	2016
5.0	3.8	18.9	16.7	26.5	6.8	7.3	1.6	5.6	7.7	7.8	6.0	8.8	5.4	2017
4.4	3.5	16.5	9.9	30.4	8.2	7.8	5.0	5.8	6.3	8.0	7.3	11.4	4.7	Q4 2017
7.3	3.8	18.7	16.7	11.4	6.8	5.3	1.6	5.9	7.7	8.3	6.0	8.8	5.4	Q1 2018
4.4	3.0	13.8	14.0	5.4	6.6	5.4	6.3	5.1	7.7	5.9	7.1	7.0	6.9	Q2
4.2	3.1	16.2	14.8	10.5	8.0	7.1	4.7	9.8	7.7	10.8	7.6	7.5	6.0	Q3
3.2	2.6	16.9	16.5	10.8	6.4	5.9	4.8	10.2	7.5	6.9	6.8	5.6	5.9	Q4
5.3	3.2	20.0	9.9	30.1	4.1	5.4	5.0	1.6	4.8	8.0	8.0	10.1	5.9	Nov. 2017
6.1	3.5	18.0	9.9	35.0	8.2	6.9	5.0	5.0	6.3	8.3	7.3	8.7	4.7	Dec.
8.1	3.2	17.2	9.0	12.5	8.3	4.6	3.3	2.7	6.3	7.7	7.3	8.6	5.5	Jan. 2018
6.1	3.0	17.2	9.9	12.7	8.3	4.8	3.3	6.3	9.4	8.0	6.0	8.7	5.4	Feb.
7.7	3.8	21.3	16.7	9.3	6.8	6.4	1.6	8.3	7.7	9.2	6.0	9.0	5.4	Mar.
6.7	3.9	12.5	12.3	1.8	3.9	4.0	3.2	3.8	7.7	10.4	7.8	8.4	6.6	Apr.
1.7	2.3	10.2	13.1	0.6	5.3	3.5	4.8	4.2	9.2	1.5	8.3	3.4	6.5	May
4.9	3.0	18.8	14.0	14.4	6.6	8.9	6.3	7.3	7.7	6.2	7.1	9.3	6.9	Jun.
4.8	3.2	17.1	15.0	9.3	6.6	7.2	6.3	10.0	7.7	12.2	6.5	8.4	6.9	Jul.
3.6	3.2	16.4	15.0	10.3	6.6	5.6	6.3	8.4	7.7	9.3	7.6	6.4	6.1	Aug.
4.3	3.1	15.0	14.8	12.0	8.0	8.7	4.7	11.1	7.7	10.8	7.6	7.6	6.0	Sep.
5.1	2.6	20.9	19.6	14.4	9.3	8.2	6.3	11.7	9.2	7.9	6.4	7.0	5.7	Oct.
2.0	3.0	15.2	17.4	8.9	7.9	4.4	4.8	10.9	9.1	6.3	5.7	6.1	5.6	Nov.
2.5	2.6	14.9	16.5	9.3	6.4	5.1	4.8	8.3	7.5	6.5	6.8	4.1	5.9	Dec.
1.5	2.8	14.6	16.5	8.6	6.4	10.0	4.8	10.9	5.9	8.1	7.4	7.0	4.5	Jan. 2019

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	山口 Yamaguchi		徳島 Tokushima		香川 Kagawa		愛媛 Ehime		高知 Kochi		福岡 Fukuoka		佐賀 Saga	
	販売額 (百万円)	店舗数	販売額 (百万円)	店舗数	販売額 (百万円)	店舗数	販売額 (百万円)	店舗数	販売額 (百万円)	店舗数	販売額 (百万円)	店舗数	販売額 (百万円)	店舗数
		Establishments		Establishments		Establishments		Establishments		Establishments		Establishments		Establishments
2016年	69,019	179	31,259	71	39,593	101	74,859	204	26,354	74	238,628	647	38,908	84
2017	71,695	184	32,468	73	41,883	113	79,372	214	28,660	81	257,320	670	41,098	87
2018	73,530	183	33,870	77	45,686	125	84,992	225	30,218	85	270,784	683	43,429	92
2015年度	64,585	171	30,038	67	38,155	103	72,709	198	24,404	66	229,043	616	37,230	82
2016	69,802	181	31,646	70	39,814	104	75,161	205	26,961	78	242,799	649	39,348	84
2017	72,179	181	32,820	75	43,021	119	81,016	216	29,125	82	260,159	649	41,800	87
2017年10~12月	18,509	184	8,365	73	10,991	113	20,798	214	7,437	81	66,748	670	10,538	87
2018年1~3月	17,335	181	7,954	75	10,678	119	19,779	216	7,131	82	63,426	649	10,207	87
4~6	18,307	188	8,473	75	11,473	120	21,196	221	7,528	82	67,812	659	10,926	88
7~9	18,959	189	8,671	75	11,706	122	21,947	222	7,743	84	69,649	673	11,269	91
10~12	18,929	183	8,772	77	11,829	125	22,070	225	7,816	85	69,897	683	11,027	92
2017年11月	5,686	184	2,645	73	3,468	112	6,566	214	2,361	80	21,014	666	3,280	87
12	6,891	184	3,024	73	4,041	113	7,572	214	2,679	81	23,898	670	3,822	87
2018年1月	5,636	185	2,655	73	3,538	113	6,516	215	2,426	80	20,584	640	3,439	87
2	5,520	186	2,512	73	3,344	114	6,253	216	2,277	80	19,603	642	3,217	88
3	6,179	181	2,787	75	3,796	119	7,010	216	2,428	82	23,239	649	3,551	87
4	5,982	187	2,800	74	3,868	119	7,051	218	2,522	81	22,358	649	3,595	88
5	6,138	188	2,838	75	3,778	120	7,046	219	2,473	82	22,978	654	3,670	88
6	6,187	188	2,835	75	3,827	120	7,099	221	2,533	82	22,476	659	3,661	88
7	6,752	189	3,052	74	4,103	120	7,684	221	2,650	82	23,867	663	3,909	90
8	6,366	189	2,941	75	3,935	122	7,582	222	2,667	83	23,262	666	3,832	91
9	5,841	189	2,678	75	3,668	122	6,681	222	2,426	84	22,520	673	3,528	91
10	6,151	182	2,847	75	3,874	124	7,243	222	2,574	85	23,116	677	3,621	91
11	5,800	183	2,717	76	3,670	125	6,904	224	2,453	85	21,822	683	3,426	91
12	6,978	183	3,208	77	4,285	125	7,923	225	2,789	85	24,959	683	3,980	92
2019年1月	5,815	184	2,807	78	3,731	124	6,911	225	2,558	85	22,130	688	3,586	93
2016年	9.6	6.5	3.8	7.6	5.7	▲2.9	5.3	3.0	11.1	10.4	5.8	5.4	5.8	12.0
2017	3.9	2.8	3.9	2.8	5.8	11.9	6.0	4.9	8.8	9.5	7.8	3.6	5.6	3.6
2018	2.8	0.0	4.3	5.5	9.1	10.6	7.1	5.1	5.4	4.9	6.9	6.7	5.7	5.7
2015年度	10.5	8.2	4.7	1.5	8.8	4.0	8.5	3.1	14.7	4.8	7.3	3.2	6.0	15.5
2016	8.1	5.8	5.4	4.5	4.3	1.0	3.4	3.5	10.5	18.2	6.0	5.4	5.7	2.4
2017	3.5	0.6	3.7	7.1	8.1	14.4	7.8	5.4	8.0	5.1	7.6	4.7	6.2	3.6
2017年10~12月	3.0	2.8	3.8	2.8	8.4	11.9	7.8	4.9	6.6	9.5	6.9	3.6	6.0	3.6
2018年1~3月	3.1	0.6	4.6	7.1	11.9	14.4	9.1	5.4	7.0	5.1	6.3	4.7	7.4	3.6
4~6	2.8	4.4	3.5	7.1	8.0	11.1	5.8	6.3	5.7	6.5	7.1	5.8	5.3	2.3
7~9	2.8	3.8	4.3	2.7	9.1	13.0	7.6	6.2	4.2	7.7	7.7	7.0	5.6	4.6
10~12	2.5	0.0	4.9	5.5	7.6	10.6	6.1	5.1	5.1	4.9	6.4	6.7	4.6	5.7
2017年11月	3.9	4.0	4.1	2.8	8.9	10.9	8.1	5.4	6.4	11.1	6.9	3.4	4.5	3.6
12	3.1	2.8	5.5	2.8	12.0	11.9	9.9	4.9	7.9	9.5	5.6	3.6	7.6	3.6
2018年1月	3.7	2.8	4.5	2.8	10.1	10.8	8.0	5.4	6.8	5.3	5.5	3.2	8.1	3.6
2	2.3	3.3	2.4	4.3	11.5	10.7	9.1	4.9	7.4	3.9	3.9	3.5	7.1	6.0
3	3.2	0.6	6.9	7.1	14.0	14.4	10.0	5.4	6.8	5.1	9.4	4.7	6.9	3.6
4	4.6	3.9	4.8	8.8	10.7	13.3	7.9	5.3	8.8	3.8	8.3	4.3	7.7	3.5
5	▲0.4	3.9	0.9	8.7	4.6	12.1	2.8	5.3	2.2	6.5	6.3	4.8	2.3	2.3
6	4.2	4.4	5.0	7.1	8.9	11.1	6.8	6.3	6.2	6.5	6.9	5.8	6.0	2.3
7	4.4	5.0	5.1	4.2	7.5	12.1	8.0	6.3	4.2	6.5	7.5	6.1	6.1	4.7
8	1.7	4.4	4.3	5.6	9.5	13.0	7.9	6.7	3.9	6.4	7.9	5.7	5.2	4.6
9	2.3	3.8	3.3	2.7	10.4	13.0	6.7	6.2	4.4	7.7	7.8	7.0	5.4	4.6
10	3.9	0.0	5.6	4.2	11.3	13.8	8.8	5.2	7.4	9.0	7.5	7.3	5.4	4.6
11	2.2	0.0	2.7	4.1	5.8	11.6	5.1	4.7	3.9	6.3	5.5	7.4	4.5	4.6
12	1.5	0.0	6.1	5.5	6.0	10.6	4.6	5.1	4.1	4.9	6.1	6.7	4.1	5.7
2019年1月	3.2	▲0.5	5.7	6.8	5.5	9.7	6.1	4.7	5.4	6.3	7.5	7.5	4.3	6.9

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

長崎 Nagasaki		熊本 Kumamoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month
店舗数 Establishments												
53,309	116	80,632	162	56,013	111	58,065	121	73,045	184	22,897	55	C.Y. 2016
55,314	117	83,504	172	58,815	119	59,411	121	77,147	189	24,785	62	2017
57,227	119	85,431	178	61,028	124	60,608	122	80,534	195	29,223	71	2018
49,943	111	75,538	158	53,033	107	55,826	119	69,254	179	21,505	53	F.Y. 2015
53,980	116	81,435	165	56,715	115	58,391	122	73,839	183	22,627	58	2016
55,848	117	84,310	174	59,407	120	59,944	121	78,607	193	26,236	62	2017
14,077	117	21,325	172	15,052	119	15,292	121	20,014	189	6,783	62	Q4 2017
13,495	117	20,295	174	14,378	120	14,535	121	19,268	193	6,834	62	Q1 2018
14,266	118	21,590	176	15,323	121	15,136	120	20,402	195	7,381	65	Q2
14,868	120	21,913	177	15,567	121	15,454	121	20,594	195	7,535	66	Q3
14,598	119	21,633	178	15,760	124	15,483	122	20,270	195	7,473	71	Q4
4,351	116	6,603	172	4,679	120	4,734	119	6,270	189	2,246	62	Nov. 2017
5,142	117	7,756	172	5,460	119	5,630	121	7,160	189	2,314	62	Dec.
4,520	118	6,788	172	4,822	119	4,909	121	6,448	190	2,249	62	Jan. 2018
4,285	118	6,424	172	4,547	119	4,589	120	6,124	190	2,214	62	Feb.
4,690	117	7,083	174	5,009	120	5,037	121	6,696	193	2,371	62	Mar.
4,705	118	7,127	175	5,079	120	5,011	121	6,698	193	2,411	64	Apr.
4,759	118	7,250	176	5,130	121	5,075	121	6,892	195	2,489	65	May
4,802	118	7,213	176	5,114	121	5,050	120	6,812	195	2,481	65	Jun.
5,149	119	7,652	176	5,447	121	5,335	120	7,106	195	2,589	65	Jul.
5,104	119	7,401	176	5,279	121	5,254	120	6,973	195	2,485	65	Aug.
4,615	120	6,860	177	4,841	121	4,865	121	6,515	195	2,461	66	Sep.
4,784	119	7,146	178	5,124	121	5,112	121	6,753	195	2,445	66	Oct.
4,540	119	6,705	178	4,912	124	4,758	122	6,356	195	2,467	71	Nov.
5,274	119	7,782	178	5,724	124	5,613	122	7,161	195	2,561	71	Dec.
4,620	119	6,874	180	5,020	123	4,914	122	6,461	195	2,510	72	Jan. 2019
12.2	4.5	9.8	3.8	8.7	5.7	6.2	0.0	7.3	5.7	13.4	7.8	C.Y. 2016
3.8	0.9	3.6	6.2	5.0	7.2	2.3	0.0	5.6	2.7	8.2	12.7	2017
3.5	1.7	2.3	3.5	3.8	4.2	2.0	0.8	4.4	3.2	17.9	14.5	2018
15.1	4.7	7.6	6.8	10.5	7.0	5.8	▲0.8	3.5	1.7	26.2	6.0	F.Y. 2015
8.1	4.5	7.8	4.4	6.9	7.5	4.6	2.5	6.6	2.2	5.2	9.4	2016
3.5	0.9	3.5	5.5	4.7	4.3	2.7	▲0.8	6.5	5.5	15.9	6.9	2017
2.2	0.9	3.1	6.2	5.7	7.2	2.2	0.0	7.1	2.7	20.6	12.7	Q4 2017
4.1	0.9	4.1	5.5	4.3	4.3	3.8	▲0.8	8.2	5.5	27.0	6.9	Q1 2018
2.3	1.7	1.9	4.1	3.1	3.4	2.2	0.0	5.6	5.4	23.1	12.1	Q2
3.7	3.4	1.9	3.5	3.0	0.8	0.9	▲0.8	3.0	3.7	13.8	10.0	Q3
3.7	1.7	1.4	3.5	4.7	4.2	1.2	0.8	1.3	3.2	10.2	14.5	Q4
1.2	0.0	2.9	6.8	5.3	8.1	1.3	▲2.5	7.0	3.8	22.4	14.8	Nov. 2017
2.8	0.9	3.8	6.2	6.6	7.2	3.4	0.0	7.2	2.7	23.5	12.7	Dec.
4.7	1.7	4.4	5.5	5.7	6.3	3.6	0.0	8.9	2.7	28.8	10.7	Jan. 2018
3.2	1.7	4.0	4.9	3.4	5.3	3.6	▲0.8	7.5	3.8	24.9	8.8	Feb.
4.4	0.9	3.9	5.5	3.8	4.3	4.2	▲0.8	8.2	5.5	27.2	6.9	Mar.
3.6	1.7	3.0	4.8	4.9	4.3	3.3	▲0.8	7.6	4.9	24.3	10.3	Apr.
▲0.2	1.7	▲0.5	4.8	0.1	4.3	▲0.1	0.0	3.5	5.4	25.1	12.1	May
3.7	1.7	3.4	4.1	4.5	3.4	3.6	0.0	5.8	5.4	19.9	12.1	Jun.
3.1	2.6	2.9	2.9	4.6	2.5	1.6	0.8	3.8	4.8	17.8	10.2	Jul.
4.0	2.6	1.3	2.9	1.6	2.5	0.2	0.0	2.6	4.8	11.0	8.3	Aug.
4.2	3.4	1.5	3.5	2.6	0.8	1.0	▲0.8	2.5	3.7	12.7	10.0	Sep.
4.4	2.6	2.6	4.1	4.3	0.8	3.7	1.7	2.6	3.7	10.0	8.2	Oct.
4.3	2.6	1.5	3.5	5.0	3.3	0.5	2.5	1.4	3.2	9.8	14.5	Nov.
2.6	1.7	0.3	3.5	4.8	4.2	▲0.3	0.8	0.0	3.2	10.7	14.5	Dec.
2.2	0.8	1.3	4.7	4.1	3.4	0.1	0.8	0.2	2.6	11.6	16.1	Jan. 2019

Sales value (million yen) · Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第4表 商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率

Table4 Commodity stocks and inventory ratio by goods and the percentage change from the same term of the previous year

	年期末	商品手持額										Year and Month		
		Commodity Stocks	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	O T C 医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・ 介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・ 小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日 用消耗品・ ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 others			
商品手持額	2017年12月	894,730	39,805	140,813	60,752	35,880	238,194	84,463	127,291	145,208	22,324	Q4 2017	Value (million yen)	Commodity stocks
	2018年3月	855,002	34,814	133,440	59,200	35,229	236,368	80,027	117,727	142,748	15,449	Q1 2018		
	6	884,232	35,881	139,880	59,505	35,911	237,764	86,074	125,781	147,978	15,458	Q2		
	9	873,522	35,634	137,225	57,643	37,211	240,088	85,938	120,133	143,234	16,416	Q3		
	12	952,128	40,152	148,657	62,672	39,206	253,547	91,289	138,496	161,126	16,983	Q4		
前年同期末比増減率(%)	2017年12月	9.8	13.3	6.9	10.5	2.1	14.3	7.7	12.9	7.0	▲0.7	Q4 2017	Percentage change from the previous year (%)	Inventory ratio
	2018年3月	4.1	4.0	4.1	9.8	▲4.7	1.8	2.1	7.3	8.6	▲5.8	Q1 2018		
	6	5.4	0.7	4.0	8.2	▲0.5	4.0	7.3	9.5	6.9	▲0.3	Q2		
	9	6.9	1.5	5.3	6.1	9.7	6.3	9.0	10.2	7.0	5.8	Q3		
	12	6.9	3.7	6.4	3.6	9.9	6.7	8.5	8.9	7.5	2.1	Q4		
商品在庫率	2017年12月	158.0	110.7	176.4	151.7	198.5	271.6	157.9	144.4	97.5	158.0	Q4 2017	Inventory ratio (%)	Inventory ratio
	2018年3月	162.2	98.3	169.3	163.8	200.1	290.1	164.7	157.7	98.1	177.5	Q1 2018		
	6	165.0	113.0	195.0	174.2	191.1	290.8	165.5	150.7	96.7	167.0	Q2		
	9	169.9	114.5	200.0	177.8	206.6	316.6	176.2	149.9	95.9	164.1	Q3		
	12	163.1	111.4	185.8	160.9	209.5	282.3	168.1	150.5	99.1	149.9	Q4		
前年同期末比増減率(%)	2017年12月	2.9	4.1	4.1	3.3	▲2.4	5.6	2.2	8.2	▲2.9	▲6.0	Q4 2017	Percentage change from the previous year (%)	Inventory ratio
	2018年3月	▲4.4	▲7.4	▲5.1	5.2	▲9.3	▲9.8	▲2.7	1.7	▲1.6	▲11.5	Q1 2018		
	6	▲0.8	▲0.5	1.6	6.7	▲6.1	▲1.6	0.4	2.8	▲3.0	▲10.3	Q2		
	9	2.0	3.2	4.7	7.2	2.6	2.7	4.6	4.8	▲1.9	▲11.2	Q3		
	12	2.9	▲0.4	4.7	5.8	4.9	3.5	6.1	4.2	0.2	▲4.7	Q4		

注1: 在庫率=期末商品手持額 / 月間商品販売額 × 100

注2: 前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note1: Inventory ratio = value of commodity stocks at the end of term / value of commodity monthly sales x 100

Note2: The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

平成31年4月9日

関係各位

経済産業省 貿易経済協力局
貿易管理部 貿易管理課

外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮輸出入禁止措置の「2年間」延長について

本日（4月9日）閣議決定されました「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出禁止及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入禁止等の措置を引き続き講ずることといたしました。

つきましては、引き続き、下記の事項に十分にご留意いただきますよう、貴団体に御周知のほど、よろしくお願いいたします。

記

1. 措置の内容

- (1) 北朝鮮を仕向地とする全ての貨物について、経済産業大臣の輸出承認義務を課すことにより、輸出を禁止します（関係条文：外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第48条第3項）。
- (2) 北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物について、経済産業大臣の輸入承認義務を課すことにより、輸入を禁止します（関係条文：外為法第52条）。
- (3) これらの措置に万全を期すため、次の取引等を禁止します。
 - ①北朝鮮と第三国との間の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）（関係条文：外為法第25条第6項）
 - ②輸入承認を受けずに行う原産地又は船積地域が北朝鮮である貨物の輸入代金の支払（関係条文：外為法第16条第5項）
- (4) 人道目的等に該当するものについては、措置の例外として取り扱うものとします。
- (5) 上記の措置は、平成31年4月14日から平成33年4月13日までの間、実施します。

2. 措置の厳格な実施（迂回輸出入の禁止）

北朝鮮との間の輸出入禁止措置については、第三国経由のものも含めて禁止しており、北朝鮮との迂回輸出入が行われることのないよう、適正な貿易管理に万全を期すことをお願いいたします。

なお、違反した場合には、外為法に基づき、罰則（5年以下の懲役又は罰金の併科）に処せられることがあるほか、行政制裁（3年以内の取引禁止）が課せられることがあります。

3. その他

今般の措置の対象となる輸入等に係る支払等については、外為法第17条の規定による銀行等の確認義務の対象となっており、別添のとおり財務省から銀行等に対して、確認義務の履行を要請しているところです。

つきましては、銀行等から確認を求められた際には、御協力願います。

（本件に関するお問い合わせ先）

貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長 岩松 潤

担当者：山下、井口 電話：03-3501-0538（内線 3241）

(別添)

事務連絡
平成31年4月9日

関係金融機関各位

財務省国際局調査課
外国為替室長 土生 健一

銀行等の確認義務の履行について

我が国は、平成18年10月13日の閣議決定に基づき、北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入及び仲介貿易取引を外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）第52条等の規定による経済産業大臣の承認等を受けるべきものとして指定する措置を実施し、当該措置はこれまで11回にわたり期間を延長して実施しております。

また、平成21年6月16日の閣議決定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び仲介貿易取引を外為法第48条等の規定による経済産業大臣の承認等を受けるべきものとして指定する措置を実施し、当該措置はこれまで6回にわたり期間を延長して実施しております。

これらの措置は、本日閣議決定「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」により、更に2年間（平成33年4月13日まで）延長することとなりました。

この閣議決定により、これらの措置の対象となる輸入又は仲介貿易取引に係る支払又は支払の受領については、外為法第17条の規定に基づく銀行等の確認義務の対象となります。

各金融機関におかれましては、顧客の送金又は送金の受取を取り扱う際に、当該送金又は送金の受取がこれらの措置の対象となる輸入又は仲介貿易取引に係る支払又は支払の受領に該当するかどうかの確認、該当する場合には経済産業大臣の承認等を受けていることの確認について、引き続き遺漏なきよう対処されることを要請します。

(以上)

オープン型宅配ボックス設置による 再配達とCO₂削減のためのガイドライン



平成31年3月



環境省
Ministry of the Environment

公共施設や商業施設を管理・運営されている皆様へ

インターネットショッピングの普及などによって宅配便が増える一方で、ライフスタイルの多様化によって1回で受け取れない荷物が増えています。

この結果、**再配達のためにドライバーが働く時間が長くなり**、何度も車で伺うことで**CO₂も余計に排出**されています。

こうした中、**自宅以外でも荷物が受け取れる「オープン型宅配ボックス」が注目**されており、**首都圏など大都市を中心に設置が拡大**しています。

環境省では、**こうした取組を多様な地域に広げるため**、山形県・山形市、京都府・宇治市との連携によるオープン型宅配ボックスを活用した実証事業^{*1}や補助事業で設置したオープン型宅配ボックスの効果分析、地方公共団体の取組状況の調査^{*2}等を実施し、その成果をガイドラインとして取りまとめました。

オープン型宅配ボックスの普及には、公共施設や商業施設など、設置する施設を管理する事業者の協力が不可欠です。

このため、本ガイドラインでは、**宅配の再配達を巡る状況、再配達対策としてのオープン型宅配ボックスの位置づけや設置効果を明らかにすることにより、公共施設や商業施設などの公共スペースにおけるオープン型宅配ボックスの設置を促進**することを目的としています。

*1 オープン型宅配ボックスを活用した実証事業

平成30年9月から平成31年2月にかけて、山形市及び宇治市にオープン型を中心に22台の宅配ボックスを設置し、地方部における宅配便の受取方の多様化の受容性等についての実証事業を実施。

*2 再配達削減に係る地方公共団体の取組状況の調査

都道府県、政令指定都市、中核市を中心とした地方公共団体に宅配の再配達削減に係る取組状況についてアンケート調査を実施。(回答数:150団体、実施時期:平成30年11月)

目次

1. 宅配の再配達を巡る状況	P.1
(1) 宅配便取扱個数の推移と再配達の発生状況	P.1
(2) 再配達削減の政策上の位置づけ	P.3
(3) 再配達削減に向けた関係事業者の取組	P.4
2. オープン型宅配ボックスによる再配達削減	P.5
(1) オープン型宅配ボックスとは	P.5
(2) オープン型宅配ボックス設置の意義・目的	P.7
(3) オープン型宅配ボックス設置の効果	P.8
(4) 効果的な設置場所	P.11
3. オープン型宅配ボックスの設置と利用促進	P.13
(1) 設置の流れ	P.13
(2) 利用の促進	P.14
4. よくある質問	P.15

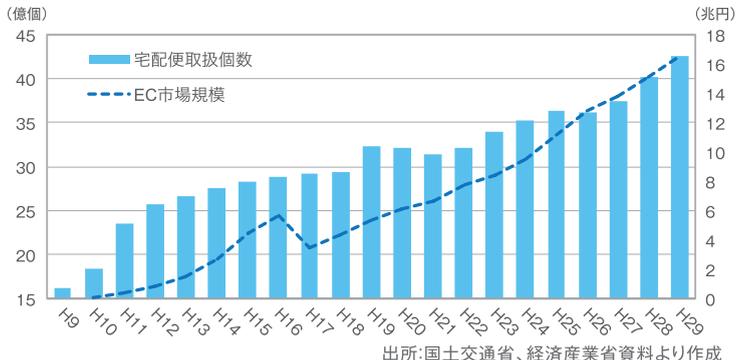
1. 宅配の再配達を巡る状況

(1) 宅配便取扱個数の推移と再配達の発生状況

■ 宅配便取扱個数の推移

近年のインターネット通販の拡大などにより、**宅配便の取扱個数は20年間で2.5倍に拡大し、平成28年度には40億個を超過しました。**

● 宅配便取扱個数とEC市場規模の推移



■ 再配達の発生状況 **CHECK**

単独世帯や共働き世帯が増加するなど、国民のライフスタイルが変化
する中、宅配便の再配達が増加しています。国土交通省の宅配便再配達
実態調査によると、**宅配便の約15%が再配達**になっています。

同調査における宅配便の総数には、再配達が発生しにくい事業者向け
の荷物も含まれていることを踏まえると、個人向け宅配便の再配達率は
15%よりも高いと考えられます。

● 宅配便再配達実態調査

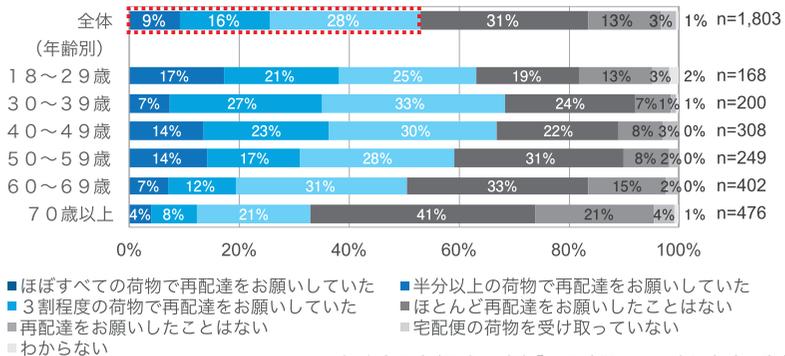
	平成30年10月期			(参考) 平成29年10月期		
	再配達率	総 数	再配達数	再配達率	総 数	再配達数
総 計	15.2%	2,407,739	364,898	15.5%	2,356,547	365,967
都 市 部	16.5%	844,935	139,486	17.1%	883,584	151,386
都市部近郊	14.6%	1,436,175	209,040	14.7%	1,354,016	198,572
地 方	12.9%	126,629	16,372	13.5%	118,947	16,009

出所:国土交通省(平成30年12月)「宅配便再配達実態調査(平成30年10月期)」

■再配達の発生状況(続き)

また、内閣府の世論調査によると、**3割程度以上の荷物で再配達をお願いしたと回答した割合が50%を超えています。**

●再配達の頻度



■再配達による社会的損失

再配達のために、余計にトラックが走行することで、**42万トンのCO₂**が排出され、**9万人相当の労働力**がロスしていると試算されています。

CO₂排出量への影響

年間**42万トン**のCO₂を余計に排出

$$36\text{億個} \times 0.58\text{km/個} \times 25\% \times 1\text{t} \times 0.8\text{kg-CO}_2/\text{t}\cdot\text{km} = 42\text{万-t-CO}_2$$

宅配取扱個数
(平成26年度)

宅配便1個当たりの
走行距離
*幹線輸送を除く

再配達比率

積載量の
平均を1tと仮定

営業用小型車の
CO₂排出原単位

労働生産性への影響

年間1.8億時間、**9万人***に相当する労働力が再配達に

$$36\text{億個} \times (97\text{万回} \div 410\text{万個}) \times 0.22\text{時間} = 1.8\text{億時間/年}$$

宅配取扱個数
(平成26年度)

全不在回数
(平成26年)

全貨物個数

宅配便1個の配達に
係る作業時間

= **9万人相当***の労働力

*平均労働時間8時間/日、年間労働日数250日と仮定

出所:国土交通省(平成27年)「宅配の再配達削減に向けた受取方法の多様化の促進等に関する検討会報告書」

1. 宅配の再配達を巡る状況

(2) 再配達削減の政策上の位置づけ



■ 国の政策上の位置づけ

● 官民連携した普及啓発を実施

宅配便の再配達削減に向け、温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」の一環として、「COOL CHOICE できるだけ1回で受け取りませんかキャンペーン～みんなで宅配便再配達防止に取り組むプロジェクト～」を平成29年3月から実施しています。

キャンペーンでは、経済産業省、国土交通省と連携し、賛同団体・企業(52団体・176企業(平成31年2月6日時点))の協力を得て、広く国民一人一人に向けて訴求を行っています。

● エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)

平成30年12月の改正省エネ法の施行により、①貨物所有権のないネット小売事業者等も「荷主」として、②荷物の到着日時等を指示するスーパー等の事業者も「準荷主」として定義され、それぞれ輸送に係るエネルギーの使用の合理化に努めなければならないとされています。

● 総合物流施策大綱

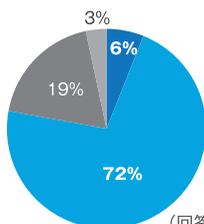
総合物流施策大綱(平成29年7月閣議決定)において、日常生活を支える社会インフラとなっている宅配便を持続的に利用可能なものとし、その生産性を向上させるため、再配達の削減のための環境整備を行っていくこととされています。

また、「総合物流施策推進プログラム」(平成30年1月策定)において、2020年度までに再配達率を13%程度にまで削減させるという目標が掲げられています。

■ 地方公共団体における政策上の位置づけ

宅配の再配達削減について、地方公共団体の約8割が地球温暖化対策と位置づけています。さらに、6%では、地方公共団体実行計画に取組を記載しています。

● 地方公共団体における再配達削減施策の位置づけ



(回答数:149)

問、「地方公共団体実行計画(区域施策編)」において、再配達削減に向けた取組を記載していますか

- 記載している
- 再配達削減を地球温暖化対策のひとつとしてとらえているが「地方公共団体実行計画」には記載していない
- 再配達削減を地球温暖化対策のひとつとしてとらえていないため「地方公共団体実行計画」には記載していない
- 無回答

出所:再配達削減に係る地方公共団体の取組状況の調査

(3)再配達削減に向けた関係事業者の取組

宅配の再配達の削減に向けて、荷物を受け取る人のライフスタイルも踏まえ、関係事業者による多様な取組が実施されています。

再配達の削減に向けて、オープン型宅配ボックスでの受取を含む、多様な取組を組み合わせることで実施していくことが重要です。

ターゲット	関係事業者の取組
■ 自宅で受け取れる人 <ul style="list-style-type: none"> ・ 配達日時を知らないため受け取れない人 ・ (配達が来るのを知っていても) 自分の用事を優先してしまう人 等 	■ コミュニケーションの強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前通知の強化 ・ 配達日時等の事前変更サービスの利用拡大
■ 自宅で受け取れない人 <ul style="list-style-type: none"> ・ 共働きや単身世帯で日中家に人がいない世帯 ・ 仕事が忙しくて配達時間に帰れない人 等 	■ インセンティブの付与 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1回での受取に対するポイントの付与
	■ 受取方の多様化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 置き配（玄関先などへの配達） ・ コンビニ等での受取 ・ 職場等での受取 ・ オープン型宅配ボックスでの受取

配達日時が分からなかったあなたに



事前に日時をお知らせ



お買い物時に日時を指定

ネットショッピングサイトで注文する際に日時指定をしましょう



事前通知サービスに登録

メールやアプリでの事前通知サービスに登録しましょう

他の用事を優先してしまったあなたに



1回で受け取るとオトク



ポイント付与サービス

1回の受取等でポイントがもらえます。
*宅配会社サービスへの登録が必要

急な予定により帰宅できないあなたに



帰り道に受け取り、不在時でも代わりに受け取り



コンビニ受取

帰り道のコンビニで受け取りましょう



オープン型宅配ボックス

駅やスーパー等に設置されたオープン型宅配ボックスを利用しましょう



自宅用宅配ボックス、置き配

戸建でも宅配ボックスを設置できます
玄関前などへお届けする「置き配」を選ぶサイトも増えています

4

2.オープン型宅配ボックスによる再配達削減

(1)オープン型宅配ボックスとは

駅や商店街、ショッピングセンターなどの生活動線上で、誰でも気軽に荷物が受け取れる宅配ボックスです。

宅配事業者やその関連会社が設置するもの、宅配ボックスのメーカー等が主導するものなど、さまざまなタイプのものがあります。

実証事業では、以下の宅配ボックスを設置、運用しました。

ブランド名	PUDOステーション	はこぼす	QUIST
イメージ			
展開事業者	Packcity Japan	日本郵便	FUJI
受け取れる主な宅配物	ヤマト運輸の宅急便、佐川急便の荷物 他	日本郵便のゆうパック 他	指定なし (条件による)
代表的な仕様	3列、28ボックス	3列、16ボックス	2列、7ボックス
サイズ*1	幅1,525mm ×奥行き635mm ×高さ2,100mm～	幅1,500mm ×奥行き675mm ×高さ1,845mm～	幅1,000mm ×奥行き600mm ×高さ1,800mm～
設置に必要なスペース*1	幅1,575mm ×奥行き2,165mm～	幅1,500mm ×奥行き770mm～	幅1,000mm ×奥行き800mm～

*1 代表的な仕様におけるサイズ・スペースです

出所:各社HP等より作成

*2 いずれのブランドもAC100Vの電源が必要となります

(問合せ先) Packcity Japan:http://packcity.co.jp/all_inquiries

FUJI:<https://www.fuji.co.jp/about/quist/>

●オープン型宅配ボックスの利用方法

特定のECサイトでの買い物の際や宅配便の再配達の受取場所として指定できます。

また、受取だけでなく荷物の発送ができるものもあります(受取方や荷物の発送の可否はブランド等によって異なります。)

STEP 1



ECサイトで商品の購入時に配達を依頼/再配達を依頼

STEP 2



受取希望場所を選択

STEP 3



宅配業者が指定の場所に荷物を配達

STEP 4



荷物受取用のパスワードをメールで受信

STEP 5



タッチパネルにパスワードを入力

STEP 6



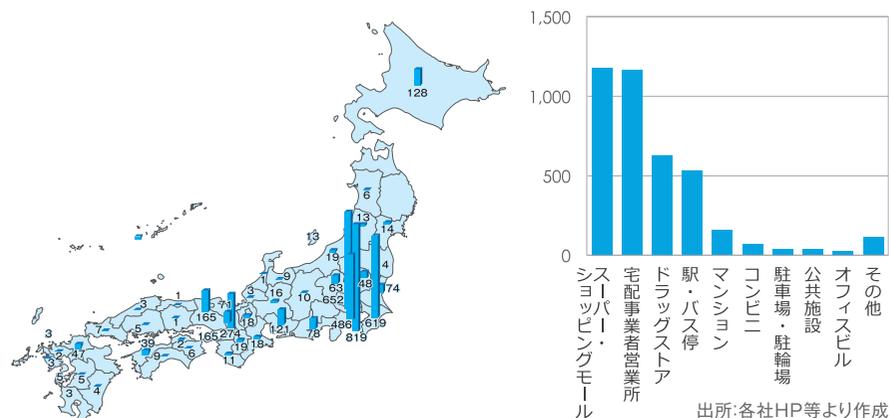
扉が自動で開き荷物を受け取り、扉を閉める

■ オープン型宅配ボックスの設置状況

都市部を中心に約4,000か所にオープン型宅配ボックスが設置されています。施設別ではスーパー・ショッピングセンターや宅配事業者の営業所、駅などの交通施設に多く設置されています。

また、市役所や市営地下鉄等の公共施設、大学や保育施設に設置されている事例もあります。

● オープン型宅配ボックスの設置状況



● 実証事業でオープン型宅配ボックスを設置した保育・教育施設及び公共施設

	保育・教育施設		公共施設	
設置施設	ドレミ保育園	大久保保育所	山形大学	京都市営地下鉄
設置管理運営者	民間事業者	市	国立大学法人	市
設置の際のポイント	・施設特有のセキュリティへの懸念にも配慮した形で設置を実現 ▶保育施設関係者(保護者、保育士等)限定の運用 ▶配送時間を予め確認・合意		-	
	-		・公共用地の使用許可等を得て設置	

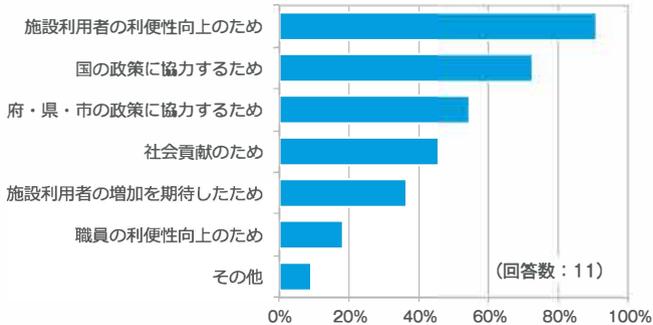
2. オープン型宅配ボックスによる再配達削減

(2) オープン型宅配ボックス設置の意義・目的

オープン型宅配ボックスの設置施設では、施設利用者の利便性向上や国・地方公共団体の政策への協力を目的として設置を行っています。

● オープン型宅配ボックスの設置目的（民間事業者等）

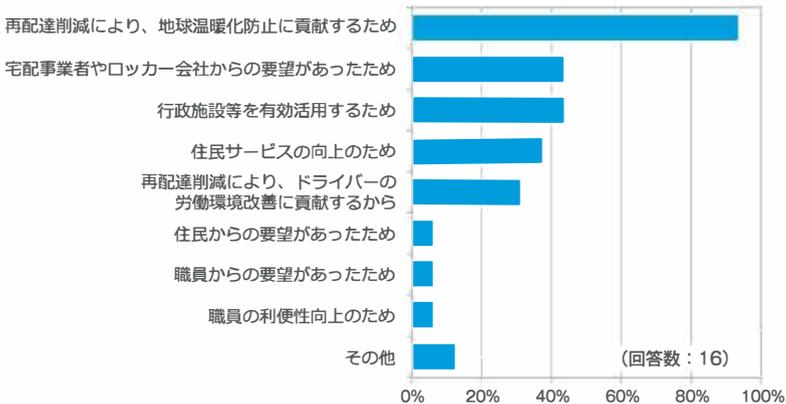
問. オープン型宅配ボックスの設置目的について、当てはまるものを選択してください



出所: 実証事業でオープン型宅配ボックスを設置した事業者へのアンケート結果

● オープン型宅配ボックスの設置目的（地方公共団体）

問. オープン型宅配ボックスを設置している、または設置を検討する(した)理由を選択ください



出所: 再配達削減に係る地方公共団体の取組状況の調査。オープン型宅配ボックスを設置済み、設置予定/検討中、設置を検討したが取りやめた地方公共団体へのアンケート結果

(3)オープン型宅配ボックス設置の効果

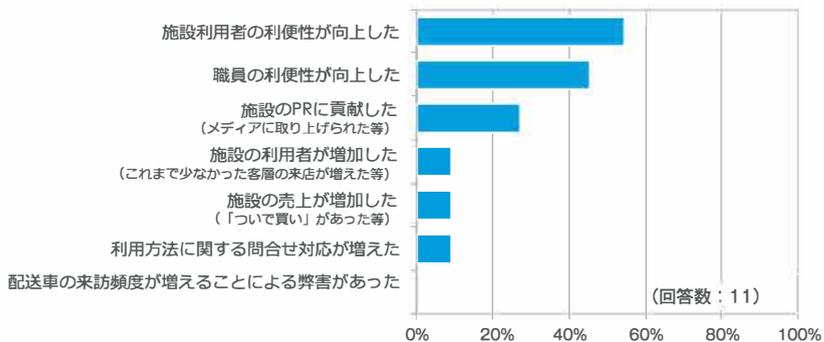
■オープン型宅配ボックスを設置した方のご意見

実証事業に参加した事業者やアンケートに回答していただいた地方公共団体からは、**施設利用者・住民の利便性が向上した、行政施設の有効活用につながった**との回答が得られており、一定程度設置の目的を達成していることがわかります。

また、問合せ対応や配送車の来訪頻度が増えることによるデメリットも考えられますが、**実際にはそのようなデメリットの声はほとんどありませんでした。**

●オープン型宅配ボックスの設置効果（民間事業者等）

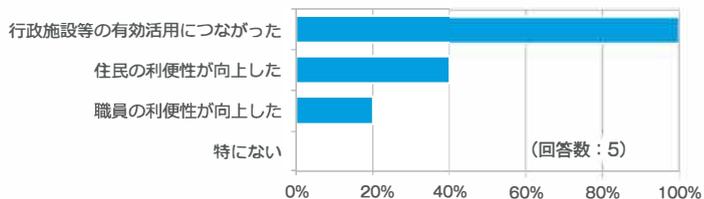
問.オープン型宅配ボックスの運用による影響について、それぞれ当てはまるものを選択してください



出所:実証事業でオープン型宅配ボックスを設置した事業者へのアンケート結果

●オープン型宅配ボックスの設置効果（地方公共団体）

問.オープン型宅配ボックスの設置により得られたメリットを選択ください



出所:再配達削減に係る地方公共団体の取組状況の調査。
オープン型宅配ボックスを設置済みの地方公共団体へのアンケート結果

2. オープン型宅配ボックスによる再配達削減

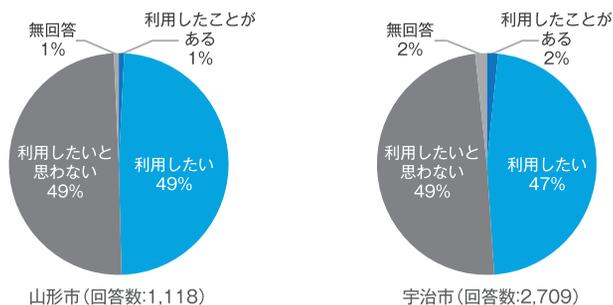
■ 消費者のご意見・評価

オープン型宅配ボックスはまだ登場したばかりの設備であり、実際に使ったことがある方は多くありません。一方で、消費者の利用意向は高く、多くの方が利用してみたいと回答しています。

山形市では、実証事業で初めてオープン型宅配ボックスが設置されましたが、設置後4か月目のアンケートでは、**2人に1人が使ってみたい**と回答しています。

また、同じアンケートでは、回答者の**6割以上がオープン型宅配ボックスを設置した施設の利用頻度が上がる**と回答しています。

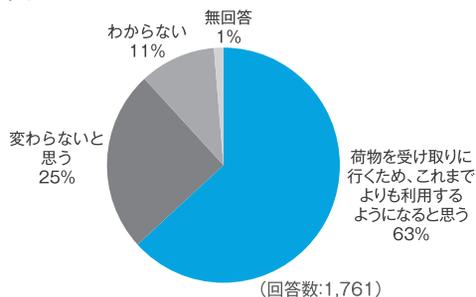
● オープン型宅配ボックスの利用意向



出所:山形市及び宇治市におけるアンケート調査結果(平成31年1月実施)

● オープン型宅配ボックスを設置した施設の利用頻度

問.あなたが利用しやすい場所に「オープン型宅配ボックス」が設置された場合、その施設をこれまでよりも利用するようになると思いますか



出所:山形市及び宇治市におけるアンケート調査結果(平成31年1月実施)。「オープン型宅配ボックスを利用したことがある」「オープン型宅配ボックスを利用したことはないが、利用したいと思う」と回答した方へのアンケート結果

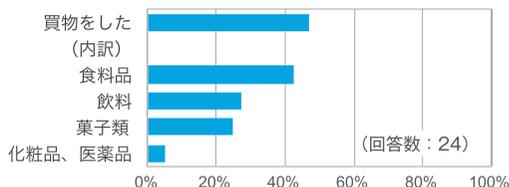
■消費者のご意見・評価(続き)

実証事業では、**オープン型宅配ボックスを実際に利用した方のほぼ2人に1人はその施設で買い物をした**と回答しています。

さらに、消費者は、**オープン型宅配ボックスを設置した施設にとってもポジティブな印象を抱くこともわかりました。**

●オープン型宅配ボックス利用者の買い物の状況

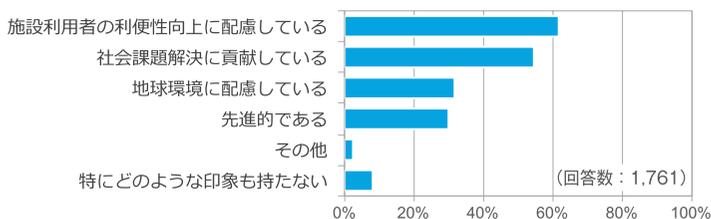
問.あなたは荷物を受け取る前後で、オープン型宅配ボックスの設置された店舗で買物をされましたか



出所:山形市及び宇治市におけるアンケート調査結果(平成31年1月実施)。小売店において「オープン型宅配ボックスを利用したことがある」と回答した方へのアンケート結果

●オープン型宅配ボックス設置施設に対する印象

問.あなたは、「オープン型宅配ボックス」を設置している施設に対してどのような印象を持ちますか



出所:山形市及び宇治市におけるアンケート調査結果(平成31年1月実施)。「オープン型宅配ボックスを利用したことがある」「オープン型宅配ボックスを利用したことはないが、利用したいと思う」と回答した方へのアンケート結果

■オープン型宅配ボックスによるCO₂削減効果

オープン型宅配ボックスが利用されることにより、再配達のために配送車が走行する距離が短くなることで、CO₂排出量も削減されます。

国土交通省の検討会では、**再配達1個当たり0.585kg*余計にCO₂を排出すると試算**されています。

地域や宅配会社によって、再配達のための走行距離が異なるため、それにより排出されるCO₂の量も異なりますが、上記を目安にオープン型宅配ボックスの利用によるCO₂削減効果を試算することができます。

* 出所:国土交通省(平成27年)「宅配の再配達削減に向けた受取方法の多様化の促進等に関する検討会報告書」

2. オープン型宅配ボックスによる再配達削減

(4) 効果的な設置場所

■ 設置地域について

一般的に、人口密度が高い都市部の方が、宅配便も多く、オープン型宅配ボックスの利用率が高い傾向にあります。

平成29年度に国の補助事業*で設置した約900台のオープン型宅配ボックスの利用傾向を分析したところ、人口密度が高いほどオープン型宅配ボックスが利用されやすいという傾向が見られました。

一方で、その相関はあまり強いものではなく、人口密度が低くても使われているオープン型宅配ボックスも多くあります。

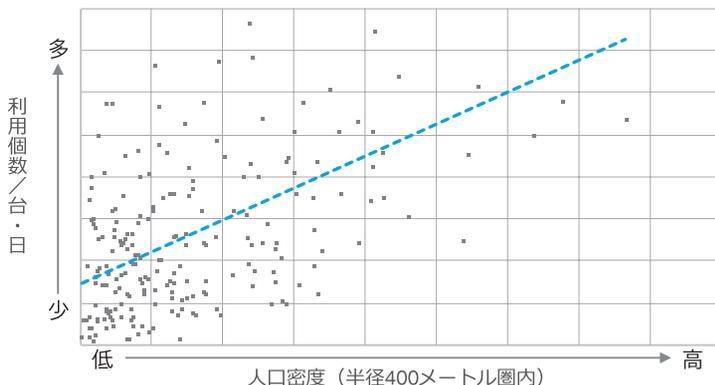
上記補助事業で設置されたオープン型宅配ボックスにおいても、**平均利用個数の多いトップ20のうち、8か所は3大都市圏以外のいわゆる地方都市**でした。

これら8か所の施設については、①**駅からのアクセスが良い**、②**地域のハブとなる小売店に隣接している**、③**交通量の多い幹線道路沿いに立地している**など、いくつかの共通点がありました。

実証事業においても、必ずしも人口密度の低いエリアに設置されたオープン型宅配ボックスが、高いエリアに設置されたものよりも使われていないわけではありません。

● オープン型宅配ボックスの利用個数と人口密度

(オープン型宅配ボックスの周辺の人口密度(半径400m圏内)と利用個数の関係をプロットしたもの。点線はこれらの近似直線。)



出所:平成29年度物流分野におけるCO₂削減対策促進事業で設置したオープン型宅配ボックスの利用実績

* 平成29年度物流分野におけるCO₂削減対策促進事業

■設置地域について(続き)

●平均利用回数トップ20(補助事業で設置したオープン型宅配ボックス)

順位	設置場所	利用回数 /台・日 ^{*1}	人口 (徒歩5分 圏内 ^{*2})
1	埼玉県蓮田市	6.5	3,782
2	北海道札幌市	6.4	2,180
3	埼玉県久喜市	6.3	4,194
4	神奈川県横浜市	5.3	9,725
5	北海道札幌市	5.1	5,020
6	群馬県高崎市	4.7	1,231
7	東京都新宿区	4.7	12,643
8	愛知県知立市	4.3	3,156
9	愛知県常滑市	4.1	1,116
10	千葉県千葉市	4.0	3,666

順位	設置場所	利用回数 /台・日 ^{*1}	人口 (徒歩5分 圏内 ^{*2})
11	長野県上田市	4.0	597
12	東京都荒川区	3.6	10,717
13	静岡県浜松市	3.6	2,509
14	神奈川県川崎市	3.6	8,837
15	北海道札幌市	3.5	7,764
16	新潟県新潟市	3.4	2,565
17	静岡県沼津市	3.4	2,005
18	愛知県名古屋市	3.4	4,388
19	神奈川県横浜市	3.3	4,709
20	千葉県浦安市	3.3	7,367

*1 補助事業で設置したオープン型宅配ボックスの利用回数/台・日の平均を1.0とした場合の値を表示

*2 半径400メートル圏内の人口

●よく利用される施設の共通点

1 駅からのアクセスが良い



2 地域のハブとなる小売店の近く



3 交通量の多い幹線道路の近く



■施設内の設置場所について

施設のどこに設置するのかという点も重要です。実証事業の調査でも、実際に設置されたものを見たことをきっかけにオープン型宅配ボックスを認知した消費者の方が多く、施設の出入り口付近など、利用者の動線上の目につきやすい場所への設置が効果的と考えられます。

なお、実際には、オープン型宅配ボックスの展開事業者とも相談の上、設置場所を決定することとなります。

オープン型宅配ボックス

●店舗正面に設置した例



3.オープン型宅配ボックスの設置と利用促進

(1)設置の流れ CHECK

設置場所の電源の有無などの状況によって異なりますが、**設置検討から運用開始に至る期間は1.5か月～2か月程度**です。

オープン型宅配ボックスの展開事業者が、設置に適した場所の確認なども行います。

また、設置に要する時間は数時間程度なので、施設の営業への影響は限定的です。

実証事業の参加者からも、**設置に係る調整は簡単であったとの回答が6割**を占めています。

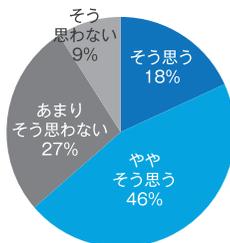
オープン型宅配ボックスの設置に際しては、①宅配事業者や宅配ボックスの展開事業者から施設に対し、設置の依頼や提案がある場合と、②施設からオープン型宅配ボックスの設置を申し入れる場合があります。

②については、ホームページなどで問合せを受け付けています。

なお、オープン型宅配ボックスの設置可否は展開事業者との協議の上で決定されます。

●設置手続きの難易度

問.設置手続きは簡単でしたか



(回答数:11)

出所:実証事業でオープン型宅配ボックスを設置した事業者へのアンケート結果

●検討・設置の流れ

設置検討 問合せ

(1～2週間程度)

展開事業者等による 現地調査

(2週間～1か月程度)

設置

(数日～2週間程度)

運用開始

- オープン型宅配ボックスの設置場所についてご検討ください。利用者の動線上の目につきやすい、利用しやすい場所が適しています。
- オープン型宅配ボックスの展開事業者にお問い合わせください(実証事業における展開事業者についてはP.8参照)。

- オープン型宅配ボックスを設置可能か、電源があるかなどについて、展開事業者やその協力事業者が現地確認を行います。
- お互いに条件に合意すれば契約を行います。

- 展開事業者やその協力事業者が設置を行います。設置に要する時間は数時間程度です。
- 併せて、使用方法についても説明があります。

- 設置から数日～2週間程度で利用可能になります。

※検討・設置の流れは展開事業者や設置場所の状況により異なります。

(2)利用の促進

オープン型宅配ボックスの利用促進には、**オープン型宅配ボックスが設置されていることや使い方を知らせてもらうことが必要です。**

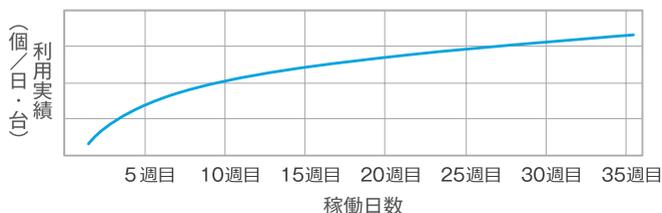
国の補助事業や実証事業で設置したオープン型宅配ボックスについても、設置当初の利用は少なく、時間とともに利用者に認知され、利用が増加していくという傾向がありました。

このため、**利用者がわかりやすく、利用しやすい場所に設置するとともに、宅配事業者や宅配ボックスの展開事業者、地方公共団体などを含む関係者が連携して普及啓発、PRを行うことも重要です。**

実証事業では、実際に設置されたオープン型宅配ボックスを見て認知した人が多いほか、テレビや新聞などマスメディアでの紹介、市報への掲載、チラシのポスト投函などもPR効果がありました。

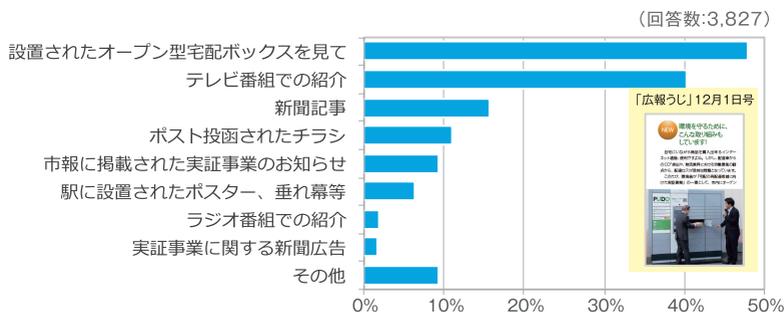
チラシのポスト投函には費用を要しますが、自治会などとの連携により、回覧板などのツールを活用できれば同様の効果を期待できます。

●オープン型宅配ボックスの稼働日数と利用個数の推移



出所:平成29年度物流分野におけるCO₂削減対策促進事業において設置されたオープン型宅配ボックスの利用実績を週ごとに平均したものの近似曲線

●オープン型宅配ボックスの認知経路



出所:山形市及び宇治市におけるアンケート調査結果(平成31年1月実施)

4.よくある質問

オープン型宅配ボックスは、まだ新しい設備であり、設置に際してはさまざまな質問が生じます。

ここでは、実証事業をはじめ、オープン型宅配ボックスの設置、運用に際して聞かれた主な質問と回答についてご紹介します。

よくある質問	回答
(設置手続き等)	
オープン型宅配ボックス設置に係る費用が捻出できない。	契約条件はオープン型宅配ボックスの展開事業者によって異なりますが、十分な利用が見込まれるケースであれば、費用負担なしに設置できることがあります。
設置の調整に手間暇を要するのではないか。	オープン型宅配ボックスの設置に際し、難しい調整はありません。実際に設置された方の6割以上が、設置は簡単であったと回答しています。
設置に必要なスペースを知りたい。	P.8に各ブランドの代表的な設置スペースを紹介していますのでご覧ください。 それ以外にもさまざまな仕様のものがありますので、宅配ボックスの展開事業者にご相談ください。
設置に際し、特別な電源やインターネット回線を用意する必要があるのか。	通常100Vのコンセント(アース付き)があれば設置可能です。インターネット回線も必要ありません。
設置に際し、建築基準法上の申請等の行政手続きが必要なのか。	通常、オープン型宅配ボックスの設置に際し、建築基準法上の許認可等は必要ありません。
市役所等の公共施設に民間企業の施設を設置できるのか。	自動販売機等と同様、公共用地の使用許可等を得ることで、設置することができます。
地方公共団体の管理施設など公共施設に設置する場合、住民の理解を得られないのではないのか。	オープン型宅配ボックスを実際に設置した地方公共団体へのアンケートによると、「行政施設等に民間企業の設備を設置することに対するアカウンタビリティの確保」が障壁になったと回答した方はいませんでした。なお、住民へのご説明の際には、本ガイドラインもご活用ください。

よくある質問	回答
(運用面)	
<p>オープン型宅配ボックスの設置によって、使い方に係る問合せ対応等の業務が増えるのではないか。</p>	<p>オープン型宅配ボックスには、通常、展開事業者の問合せ先が明記されており、利用方法等についてはそちらに問い合わせていただくことになります。 設置施設・地方公共団体に対するアンケートでも、問合せ業務が増加したという回答はほとんどありませんでした。</p>
<p>配送車が施設に来る頻度が増えることなどにより、施設の利用者に迷惑がかかるのではないか。</p>	<p>設置施設に対するアンケートでは、「配送者の来訪頻度増加による弊害があった」との回答はゼロでした。 配送頻度や配送時間が気になる場合は、オープン型宅配ボックスの展開事業者を通じて、事前に確認しておくことで、懸念を払しょくできます。</p>
<p>故障時の保守、利用者からの苦情対応はどうすればいいのか。</p>	<p>通常、展開事業者やその協力事業者が保守等を行うため、設置場所の提供者が実施する必要はありません。 また、専用のコールセンターが設けられ、連絡先が表示されている場合がほとんどですので、トラブルの際の対応もコールセンターが担います。</p>
<p>オープン型宅配ボックスは24時間受取可能な施設にしか設置できないのか。 24時間でない場合、利便性の問題はないのか。</p>	<p>利用可能時間が必ずしも24時間である必要はなく、店舗の営業時間としているものもたくさんあります。 利便性の観点からは、地域の実情をよく知る宅配事業者や宅配ボックスの展開事業者などにご相談ください。</p>
(セキュリティ面)	
<p>夜間利用可能な場合、利用者の安全が気になる。</p>	<p>夜間の人通りが少ないなど、防犯の観点が気になる場所では、防犯カメラ付きのオープン型宅配ボックスも設置されています。</p>
<p>保育施設に設置したいが、保護者や保育士といった関係者以外利用があるとセキュリティ上問題がある。</p>	<p>施設の関係者に限定した運用も可能です。実証事業においても、保育園関係者限定の運用を行いました。(P.9参照)</p>

発行 平成31年3月
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 低炭素物流推進室

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

30消安第6248号
30食産第5234号
30食産第5241号
30食産第5236号
30食産第5238号
30農振第3991号
平成31年3月25日

各食品関係団体の長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長
農林水産省消費・安全局動物衛生課長
農林水産省食料産業局企画課長
農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課長
農林水産省食料産業局食品流通課長
農林水産省食料産業局食品製造課長
農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課長

豚コレラに関する正しい知識（特にいのしし）の普及等について

昨年9月以降、1府4県の農家において豚コレラの発生が確認されており、岐阜県及び愛知県の一部地域では、豚コレラに感染した野生いのししが確認されています。

豚コレラは、豚、いのししの病気であり、人に感染することはない、仮に豚コレラにかかったいのししの肉等を食べても人体に影響はありません。

農林水産省といたしましても、豚コレラ関係情報を随時当省ホームページに掲載していくほか、野生いのしし肉の安全性に関する消費者、流通業者及び製造業者への情報提供を含め、正確な情報の提供に努めているところです。

貴会におかれましても、当該県で捕獲された野生いのししの肉の取扱いにつきまして、「〇〇県で捕獲された野生いのししの肉は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県で捕獲されたことのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、改めて、本病に関する正確な知識の普及について、会員の皆様への周知につき特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

なお、農林水産省では、野生いのしし等における豚コレラの発生状況に鑑み、野生いのししによる豚コレラウイルスの拡散防止を徹底するため、岐阜県及び愛知県の感染野生いのししが確認されている地域において、野生いのししに対する経口ワクチンの使用を決定しました。この経口ワクチンは、食品や食品安全委員会で既に安全と評価された成分からできており、ドイツで承認されている旨、申し添えます。

薬生薬審発 0328 第 8 号
30 消安第 6 2 6 8 号
2019 製化管第 3 2 号
環保企発第 1903287 号
環水大土発第 1903281 号
平成 31 年 3 月 2 8 日

日本チェーンドラッグストア協会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長



農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

経済産業省製造産業局化学物質管理課長

環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室長



環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長



農薬として使用することができない除草剤の販売等について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）においては、法に基づく登録を受けていない農薬を農作物等^(註)の病虫害又は雑草の防除のために使用することを禁止しており、農薬に該当しない除草剤（法第 22 条第 1 項に規定する「農薬以外の薬剤であって、除草に用いられる薬剤」をいう。以下同じ。）を農作物等の栽培・管理に使用した場合には、その使用者は罰せられることとなっています。また、農薬に該当しない除草剤は、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「毒劇法」という。）及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。）による規制の対象となる場合があります。

これまで、農薬に該当しない除草剤については、道路、駐車場、グラウンド等において農作物等の栽培・管理以外の目的で使用されるものとして、「非農耕地専用と称する除草剤の販売等について」（平成 15 年 2 月 28 日付け医薬化発第 0228001 号、14 生産第 9524 号、15 製化管第 139 号、環保企第 211 号、環水土第 35 号厚生労働省医薬局審査管理課化

学物質安全対策室長、農林水産省生産局生産資材課長、経済産業省製造産業局化学物質管理課長、環境省総合環境政策局環境保健部企画課長、環境省環境管理局水環境部土壌環境課農薬環境管理室長通知。以下「非農耕地用除草剤通知」という。)により、関係者に販売等に当たっての留意点の周知をお願いしてきたところですが、

- ① 近年、農薬に該当しない除草剤が、ドラッグストアやいわゆる 100 円ショップ等において多く販売されるようになっており、また、インターネットを通じた販売・購入も容易になっていること
- ② 農薬に該当しない除草剤の「非農耕地専用」という表示が、当該除草剤の購入者に、農耕地でなければ使用することができる(例：公園、緑地等であれば植栽管理に用いることができる)との誤解を与える事例も発生していること

等を踏まえ、下記のとおり、農薬に該当しない除草剤に関する留意点等について改めてお知らせするので、貴社におかれては、傘下の店舗に対し(貴会におかれては、傘下の会員に対し)※¹周知方お願いします。

なお、本通知の発出に伴い、非農耕地用除草剤通知は廃止します。

(注)「農作物等」とは、栽培の目的や肥培管理の程度の如何を問わず、人が栽培している植物を総称するものです。その植物の全部又は一部を収穫して利用する目的で栽培している稲、麦、かんしょ、ばれいしょ、豆類、果樹やそ菜類、観賞用の目的で栽培している庭園樹、盆栽、花卉、公園の植栽、街路樹、ゴルフ場の芝のほか、山林樹木も含まれます。

記

- 1 農薬に該当しない除草剤の販売に当たっては、次の点に留意すること。
 - (1) 法第 22 条第 1 項に基づき、農薬に該当しない除草剤の容器又は包装に、農薬として使用することができない旨を表示すること。
 - (2) 法第 22 条第 2 項に基づき、その販売所ごとに、公衆の見やすい場所に、農薬として使用することができない旨を表示すること。

「農薬として使用することができない旨」の表示を行う際には、以下の例を参考に、具体的に使用できない対象を付記するなど分かりやすい表示を行うこと。

【分かりやすい表示の例】

 - ・こちらの除草剤は、農薬として使用することができません。
 - このため、農作物や樹木・芝・花き等の植物の栽培・管理には使用できません。

【誤解を与えやすい表示の例】

 - ・こちらの商品は、非農耕地専用の除草剤です。農耕地には使用できません。
 - (3) 農薬に該当しない除草剤を農薬と誤解して購入されないよう、商品の陳列に十分注意するよう努めること。

【取組の例】

 - ・農薬に該当しない除草剤と農薬登録のある除草剤を明確に区分して陳列。
 - (4) 農耕地以外の場所であっても、農薬に該当しない除草剤は、農作物等の栽培・管理に使用することができない旨(例：公園、緑地等の植栽管理に使用することができな

い) の周知に努めること。

【取組の例】

・レジや売り場で、農薬に該当しない除草剤を農作物や樹木・芝・花き等の植物の栽培・管理に使用しないよう購入者に説明。

- (5) 農薬に該当しない除草剤をインターネットで販売する場合には、対面での説明ができないことに鑑み、販売サイト上で農薬として使用することができない旨を記載するなど、分かりやすい情報提供に努めること。
- (6) 農薬に該当しない除草剤を、農作物等の栽培・管理のために使用すること、農作物等の栽培・管理のために使用することを前提として販売すること、又は法第3条第1項の登録を受けている農薬と誤認させるような宣伝を行うことは、法により禁止されており、使用者又は販売者は罰則の対象となること。

2 農薬に該当しない除草剤の製造、輸入、販売又は授与に当たっては、農薬に該当しない除草剤の中にはパラコート等、毒劇法における毒物又は劇物に該当するものがある場合があるので、毒物又は劇物については、毒劇法を遵守するとともに(参考資料2参照)、次の点に留意すること。

- (1) 毒物又は劇物の譲渡にあたっては、身分証明書等により譲受人の身元(法人にあっては当該法人の事業)について十分確認を行った上で、さらに、毒物又は劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるかについて十分確認を行うこと。
- (2) 一般家庭において使用することを目的とする者に対しては、毒物又は劇物の販売を自粛し、代替品購入を勧めること。

3 農薬に該当しない除草剤については、化審法第55条に基づく適用除外の対象とはならず、化審法に基づく規制が適用される場合がある。したがって、化審法の規制の適用の有無に十分注意し、化審法が適用される場合にはこれを遵守すること。

(参考資料1) 農薬取締法関係条文(抜粋)

(参考資料2) 毒劇法上の適正な取扱いについて

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）関係条文（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「農薬」とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみ、草その他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるものうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤（肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第二条第一項に規定する肥料を除く。）をいう。

2～4 （略）

（農薬の登録）

第三条 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第三十四条第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用する第十六条の規定による表示のあるものを輸入する場合その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

2～9 （略）

（製造者及び輸入者の農薬の表示）

第十六条 製造者又は輸入者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬を販売するときは、その容器（容器に入れずに販売する場合にあつては、その包装）に次に掲げる事項の表示をしなければならない。ただし、特定農薬を製造し若しくは加工し、若しくは輸入してこれを販売するとき、又は輸入者が、第三十四条第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用するこの条の規定による表示のあるものを輸入してこれを販売するときは、この限りでない。

一 登録番号

二 登録に係る農薬の種類、名称、物理的・化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有濃度（第三条第二項第十一号に掲げる事項を除く。）

三 内容量

四 登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法

五～十一 （略）

(販売者についての農薬の販売の制限又は禁止等)

第十八条 販売者は、容器又は包装に第十六条（第三十四条第六項において準用する場合を含む。以下この条及び第二十四条第一号において同じ。）の規定による表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならない。

2～4 (略)

(虚偽の宣伝等の禁止)

第二十一条 製造者、輸入者（輸入の媒介を行う者を含む。）又は販売者は、その製造し、加工し、輸入（輸入の媒介を含む。）し、若しくは販売する農薬の有効成分の含有濃度若しくはその効果に関して虚偽の宣伝をし、又は第三条第一項若しくは第三十四条第一項の登録を受けていない農薬について当該登録を受けていると誤認させるような宣伝をしてはならない。

2 (略)

(除草剤を農薬として使用することができない旨の表示)

第二十二条 除草剤（農薬以外の薬剤であつて、除草に用いられる薬剤その他除草に用いられるおそれがある薬剤として政令で定めるものをいう。以下同じ。）を販売する者（以下「除草剤販売者」という。）は、除草剤を販売するときは、農林水産省令で定めるところにより、その容器又は包装に、当該除草剤を農薬として使用することができない旨の表示をしなければならない。ただし、当該除草剤の容器又は包装にこの項の規定による表示がある場合は、この限りでない。

2 除草剤販売者（除草剤の小売を業とする者に限る。）は、農林水産省令で定めるところにより、その販売所ごとに、公衆の見やすい場所に、除草剤を農薬として使用することができない旨の表示をしなければならない。

(使用の禁止)

第二十四条 何人も、次に掲げる農薬以外の農薬を使用してはならない。ただし、試験研究の目的で使用する場合、第三条第一項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合その他の農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

一 容器又は包装に第十六条の規定による表示のある農薬（第十八条第二項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。）

二 特定農薬

(罰則)

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項又は第七条第一項の規定に違反して農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入した者

二 第十六条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして農薬を販売した者

三 第十八条第一項、第二十一条（第三十四条第六項において準用する場合を含む。）、
第二十四条又は第二十五条第三項の規定に違反した者
四～七（略）

毒劇法上の適正な取扱いについて

毒物又は劇物の製造、輸入、販売又は授与にあたっては次の事項を遵守することが必要である。

- 1 毒劇法第 3 条に基づき、登録を受けることが必要であること。
- 2 毒劇法第 11 条第 1 項に基づき、貯蔵陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のもとし、鍵をかける設備等のある堅固な設備とするとともに、盗難防止のため敷地境界線から十分隔離するか、又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること等の盗難・紛失防止措置を講じていること。
- 3 毒劇法第 12 条に定められた毒物又は劇物の容器及び貯蔵・陳列場所に対する表示が必要であること。
- 4 毒物又は劇物の譲渡にあたっては、毒劇法第 14 条に定められた手続を遵守すること。
- 5 毒物又は劇物の交付にあたっては、毒劇法第 15 条に定められた手続を遵守すること。
- 6 毒劇法施行令第 40 条の 9 で定める毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報 (SDS) を譲受人に対し提供すること。

2019年3月25日

就職問題懇談会

2020年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者
に係る就職について（申合せ）

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）は、グローバル化や情報通信技術の急激な進展により、社会構造が大きく変化している状況の中で、学生にこのような社会に対応し、未来を切り拓いていけるような高い学力と豊かな人間性を身につけさせた上で、社会に送り出す社会的使命を負っている。その責務を果たすためには、正常な学校教育と学生の学修環境を確保することが不可欠である。

その理念の下、国公私立の大学等で構成する就職問題懇談会は、2020年度卒業・修了予定者の就職活動の秩序を維持し、学生の就職機会の均等を期するため、各大学等が取り組む事項について下記のとおり申し合わせる。

この申合せを行うに当たり、各大学等においては、全教職員が協力し、全学的にこれを実行することを確認する。

なお、就職活動の秩序維持に関して、各大学等が取り組むだけでなく、就職問題懇談会として企業に対し別紙の通り協力要請を行う。その際、大学側、企業側双方において申合せに沿って対応がなされているかについて、確認を行う。

記

1. 各大学等は、以下の就職・採用活動の日程を遵守するとともに、企業等に対して、その遵守を要請する。
 - ・ 広報活動開始ⁱ : 卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
 - ・ 採用選考活動開始ⁱⁱ : 卒業・修了年度の6月1日以降
 - ・ 正式な内定日 : 卒業・修了年度の10月1日以降
2. 各大学等は、就職・採用活動に関する本申合せの大きな目的の一つが、学生の学修時間の確保や留学などの多様な経験を得る機会の確保など、学生の学修環境の整備であることを再度認識する。その上で、学生に対して、関連情報の周知や情報提供に努めるとともに、個別の相談や指導等を行い、場合によっては企業に具体的な対応を要請するなど、きめ細やかな支援を行う。
3. 各大学等は、インターンシップの本来の趣旨に鑑み、その教育的効果を高めることに努める。また、「インターンシップ」と称した会社説明会や採用選考活動と捉えられる行事等を行わないよう、企業等に要請する。
4. 各大学等は、採用選考において学生の学業への取組状況を適切に評価するよう企業等に要請する。

具体的取組

1. 就職・採用活動の円滑な実施

(1) 学生への周知・情報提供

① 就職・採用活動に関して注意すべき点の十分な周知

各大学等は、学生が混乱することのないよう、就職・採用活動の時期等について、その趣旨を含めて、学生に対して十分に周知すること。特に、採用選考活動が授業期間と重複するスケジュールであることを踏まえ、学生個々の学業と採用選考関係の日程が重複する場合には、採用選考関係の日程調整に関して企業等に相談することが可能であること、留学や教育実習等を希望する際は注意が必要であること等を周知・指導すること。

② 就職関連情報の積極的な提供

学生が進路選択する際の検討に資するため、各大学等は学部・分野別の就職実績等の情報の積極的な提供に努めること。また、海外への留学や外国人留学生の受入れを積極的に進めている大学等は、日本人海外留学者ⁱⁱⁱや外国人留学生に対し、企業での採用に関する情報提供を積極的に行い、就職活動において不利にならないよう配慮すること。

(2) 就職・採用活動スケジュールに関する留意事項

就職・採用活動の日程及びそれに付随して実施される「企業説明会」、「学校推薦」、「正式内定開始日」について、大学等として遵守するよう徹底すること。

① 「企業説明会」の取扱い

卒業・修了前年度3月1日より前は、学内及び学外で企業等が実施する「企業説明会」に対して会場提供や協力を行わないこと。（なお、「企業説明会」とは「会社説明会」、「学内セミナー」等の名称に関わらず、採用を目的として事前に採用予定数や選考スケジュールなどの採用情報を広く学生に発信するための説明会を指す。）この点、キャリア教育と称して、実態が特定の企業の説明とならないよう、特に留意すること。

② 学校推薦の取扱い

学校推薦は、卒業・修了年度6月1日以降とすることを徹底すること。

③ 正式内定開始日の周知

正式内定日は、卒業・修了年度の10月1日以降である旨学生に徹底する。正式内定に至るまでの間においては、複数の内々定の状態が継続しないよう、学生を指導するとともに、9月30日以前の内々定は学生を拘束しないものである旨徹底すること。

2. 就職・採用活動の公平・公正の確保について

(1) インターンシップ

インターンシップとは、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（以下、「三省合意」という）では「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」としており、あくまでも教育プログラムであり、原則、就職・採用活動そのものではないということを学生に対して周知すること。また、大学等が実施に関わる場合は、「三省合意」^{iv}及び「留意点について」^vを踏まえ、適切に実施することを徹底する。インターンシップと称するが、実質的に就業体験が伴わず業務説明の場となっているものについては、学生に対してインターンシップではない旨を周知するとともに、これを理由に授業等を欠席することは認めないことが望ましい。

また、不適切な取組が行われていることを確認した場合には、各大学等において、今後の学生への指導等に使用すること。

なお、2020年度卒業・修了予定者を対象とし、広報活動・採用選考活動の開始期日以後に実施されるインターンシップで、あらかじめ広報活動・採用選考活動の趣旨を含むことが示されている場合には、この限りではない。

3. その他の事項について

(1) 各大学等における職員採用の対応

企業等への就職・採用活動のみならず、各大学等における職員採用においても、本申合せを踏まえた対応を行うこと。

(2) 「申合せ」の内容の周知

各大学等は、「申合せ」の内容について、学内の教職員はもとより、学生への周知徹底を図り、学生に不安と混乱が生じないよう適切に対応すること。

また、企業等に対しても、「申合せ」の内容の周知を図ること。各大学等による企業等への直接的な要請は「申合せ」の趣旨の理解促進に極めて重要であるため、各大学は主体的に上記に取り組み、一層の周知徹底に努めること。

-
- i 広報活動とは、採用を目的として、業界情報、企業情報、新卒求人情報などを学生に対して広く発信していく活動を指す。その開始期日の起点は、自社の採用サイトあるいは就職情報会社の運営するサイトで学生の登録を受け付けるプレントリーの開始時点とする。また、会社説明会などのように、選考活動と異なり学生が自主的に参加又は不参加を決定することができるイベントなどの実施に当たっては、その後の選考活動に影響しない旨を明示するとともに、学事日程に十分配慮すること。開始時点より前には、ホームページにおける文字や写真、動画などを活用した情報発信、文書や冊子等の文字情報によるPRなど、不特定多数に向けた情報発信にとどめ、学生の個人情報の取得や個人情報を活用した活動は行わないこと。なお、広報活動のスケジュールを事前に公表することは差し支えない。
- ii 採用選考活動とは、一定の基準に照らして学生を選抜することを目的とした活動を指す。具体的には、選考の意思をもって学生の順位付けまたは選抜を行うもの、あるいは、当該活動に参加しないと選考のための次のステップに進めないものであり、こうした活動のうち、時間と場所を特定して行う面接や試験などの活動を指す。
- iii 2020年度卒業・修了予定者のうち、留学期間が就職・採用活動の日程と重複する者など。
- iv 「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（平成27年12月10日一部改正 文部科学省、厚生労働省、経済産業省）（抜粋）
インターンシップと称して就職・採用活動開始時期前に就職・採用活動そのものが行われることにより、インターンシップ全体に対する信頼性を失わせるようなことにならないよう、インターンシップに関わる者それぞれが留意することが、今後のインターンシップの推進に当たって重要である。
- v 「インターンシップの更なる充実に向けて 議論のとりまとめ」等を踏まえた「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」に係る留意点について～より教育的効果の高いインターンシップの推進に向けて～（平成29年10月25日 文部科学省、厚生労働省、経済産業省）（抜粋）
1. 就業体験を伴わないプログラムをインターンシップと称して行うことは適切ではない
インターンシップについては、就業体験を伴うことが必要です。一方で、いわゆるワンデーインターンシップなど短期間で実施されるプログラムの中には、就業体験を伴わず、企業等の業務説明の場となっているものが存在することが懸念されます。
インターンシップの信頼性の確保や教育効果の向上のため、こうしたプログラムをインターンシップと称して行うことがないようにご留意ください。また、就業体験を伴わないプログラムについては、インターンシップと称さず、実態に合った別の名称（例：セミナー、企業見学会）を用いてくださいますようお願いいたします。
 2. より教育的効果の高いインターンシップの推進を図る
(略)
インターンシップを正規の教育課程に位置付ける場合には、「基本的考え方」に則りつつ、インターンシップの実施期間については、より教育効果を高める観点から、5日間以上の実習期間を担保することが望まれます。
地域の事情や企業規模等により、連続した5日間の実習が困難な場合は、事前・事後学習との組み合わせや、5日間で複数の企業において実習を行う等の形態も可能であると考えられますが、教育プログラムとして単位認定を行うものであれば、可能な限り連続した5日間とするなど、一定期間のまとまりにより職業生活を体験することが有益であると考えられます。

* 購入時のポイント *

1 品温が-18℃以下のもの

売り場の冷凍ショーケースについている温度計を確かめ、-18℃以下に保たれているケースの商品を選んで購入しましょう。ロードライン（積荷限界線）以下に陳列されているかどうかチェックしましょう。



2 ガッチリ凍っているもの

品温が -18℃以下ならば当然ガッチリ凍っています。カチンカチンに凍っているものが良い冷凍食品です。

3 包装がしっかりしているもの

包装が破れているものは不衛生であり、乾燥や色の变化など、品質が低下しているおそれがあります。

4 きちんと表示してあるもの

冷凍食品には、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、凍結前加熱の有無、加熱調理の必要性、製造者名などを表示することになっています。それらの必要な事項がきちんと表示されているかどうかを確認しましょう。

5 認定証マークのついているもの

「認定証」マークのついているものは、(一社)日本冷凍食品協会の「冷凍食品認定制度」により認定された工場で製造された製品です。このマークは信頼の証です。



6 購入は最後に

冷凍食品は長く持ち歩くと解けるので、最後に買いましょう。

* ご家庭へ持ち帰る時の注意点 *

冷凍食品を解かさずに持ち帰る良い方法は？

- 1 保冷バッグを使い、保冷剤や氷等を利用しましょう。
- 2 保冷バッグがない場合は、新聞紙などで包み、買い物袋の中央に入れましょう。
- 3 何点かの冷凍食品をまとめ買いすると、お互いの冷気の作用で解けにくくなります。
- 4 買い物が終わったら次第帰宅し、すぐに冷凍庫にしまいましょう。



(一社)日本冷凍食品協会

<https://www.reishokukyo.or.jp>

 一般社団法人 日本冷凍食品協会

〒104-0045 東京都中央区築地3-17-9 興和日東ビル4階
Tel:03-3541-3003(代) Fax:03-3541-3012

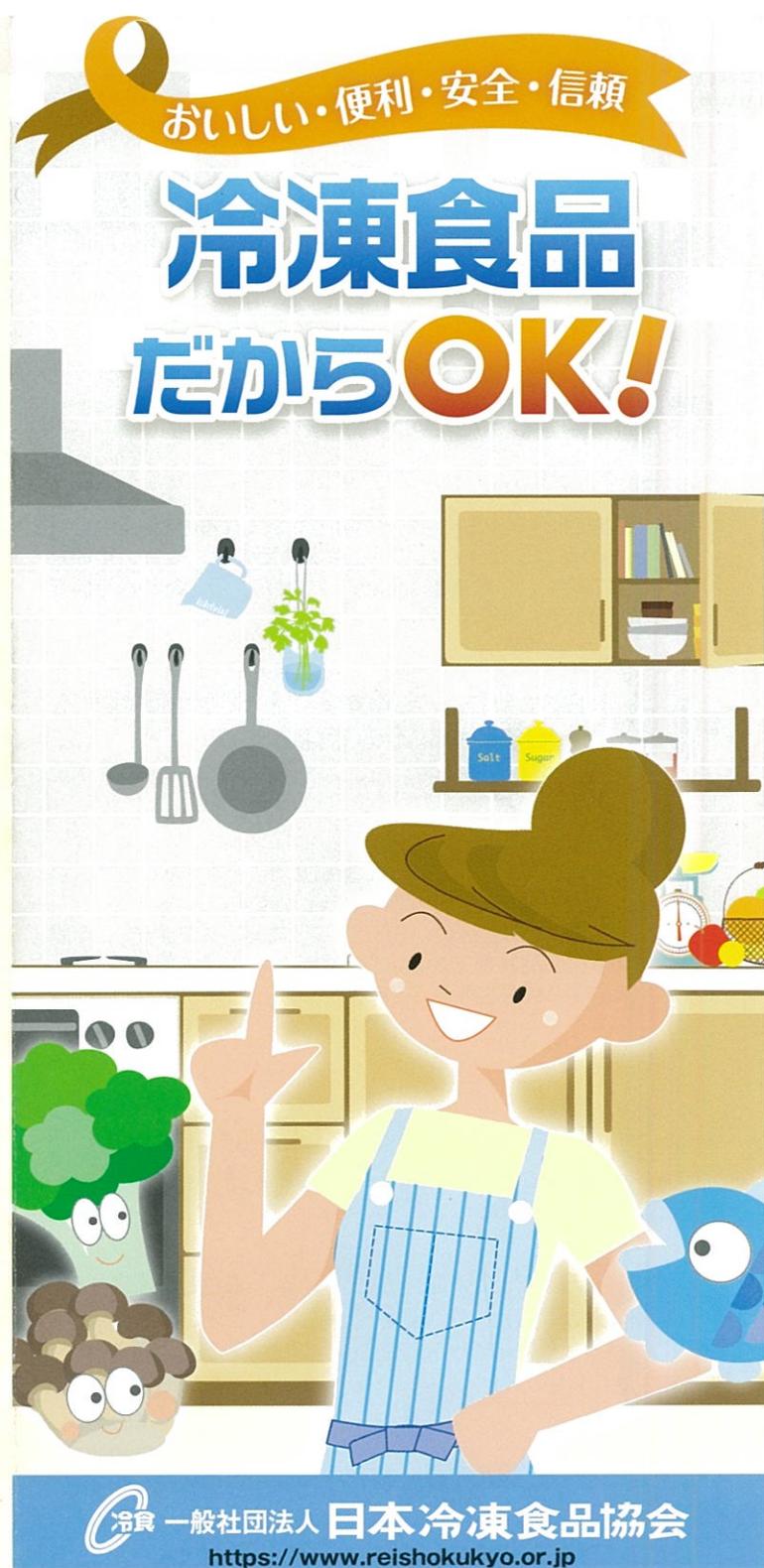
冷食ONLINE

WEBで随時更新中！



冷食ONLINE

検索



おいしい・便利・安全・信頼

冷凍食品

だからOK!

冷食 一般社団法人 日本冷凍食品協会
<https://www.reishokukyo.or.jp>



冷凍食品 あなたの疑問にお答えします!

疑問1 冷凍食品は、なぜそんなに日持ちするのですか?

→細菌は、冷凍状態では活動できないから。

- 細菌は、低温の状態だと活動できなくなるので、-18℃以下の低温で保存されている冷凍食品では、腐敗の原因となる細菌が繁殖する心配がありません。そのため保存料を使う必要がありません。

疑問3 冷凍食品は、冷凍することや長期保存することでまずくなるのでは?

→急速凍結で、とれたて、つくりたての
おいさをキープ

- 冷凍食品は、低温で急速に凍結することで、とれたて、つくりたてのおいしさや品質を保っています。
- さらに、冷凍食品は -18℃以下であれば、おおよそ1年間は最初の品質がそのまま保たれます。上手に解凍すれば、凍結前の状態が再現できます。



電子レンジ調理の チェックポイント

1. 商品ごとに調理方法が異なるので、調理方法をよく読んでから調理しましょう。



2. 袋ごと調理できる商品と、袋から出して調理する商品があります。アルミを使った袋は発火することがありますので、レンジに入れしないでください。

3. 量、大きさ、厚さ、形などによって解凍時間が異なるので注意しましょう。



4. 「あたため」などのオート調理ではなく、手動で、袋に記載の出力(ワット数)・調理時間に合わせてください。



疑問2 冷凍食品は、冷凍することで栄養が減るのでは?

→食品の組織を壊さないから、
栄養はそのまま。

- 低温で急速に凍結すれば、食品の中にできる氷の結晶が小さいので、組織がこわれず、栄養が損なわれません。
- きちんと -18℃以下で保存すれば、おおよそ1年間は、栄養が損なわれることはほとんどありません。

疑問4 冷凍食品は、どのような安全管理を行っているのですか?

→しっかりした安全管理で、信頼して使える

- 冷凍食品メーカーは、原料の選別、商品の生産・安全・品質の管理、保管と物流の際の温度管理などをきちんと行っています。
- (一社)日本冷凍食品協会の加盟メーカーの冷凍食品は、「冷凍食品認定制度」にもとづいて、原材料の徹底した管理、製造工程のチェック、従業員の教育など、安全の対策をきちんと行っており、製品には「認定証マーク」をつけているので、信頼して使ってください。



冷凍食品の上手な 解凍・調理のポイント



調理冷凍食品

- ・凍ったまま加熱調理する。

冷凍水産物

- ・半解凍状態にして調理する。解凍しすぎないことが大切。
- ・えび、いか、シーフードミックスなどの冷凍水産物は、表面にグレーズ(氷の膜)が付いているので、半解凍後水分をふき取ってから調理する。

冷凍野菜

- ・ほとんどの野菜は、凍ったまま加熱調理する。
- ・一部を除いて、70%~80%位加熱してから急速凍結しているので、加熱は生の野菜の20%~30%の時間で十分。

冷凍畜産物

- ・完全解凍状態にして調理する。

冷凍果実

- ・半解凍状態にして調理する。

温度の変化は



ダメ!

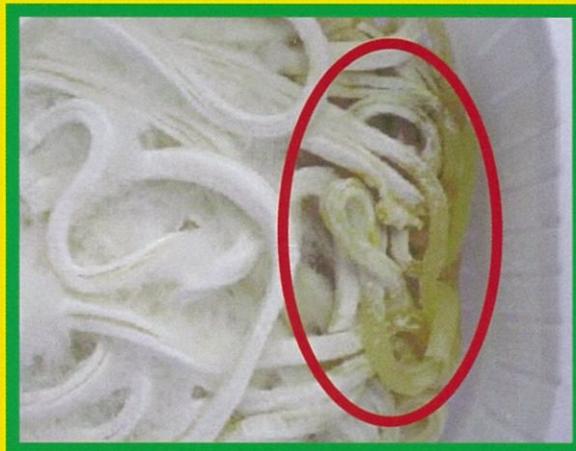


温度変化によって
食品中の水分が移動すると…

霜・氷の付着

さらに水分が失われると…

乾燥・変色



解凍・再凍結によって…

中身が固化

ココロに
おいしい
冷凍食品

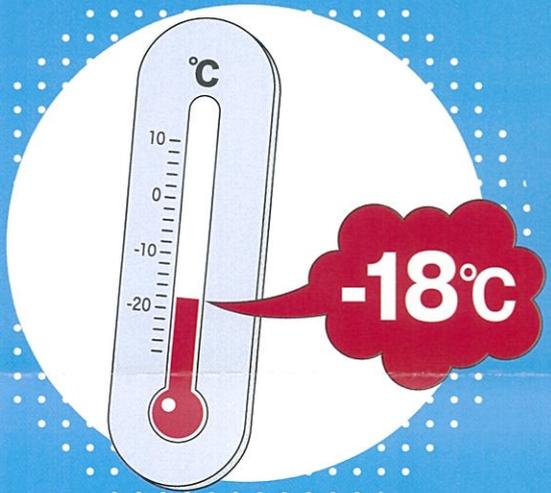
冷凍食品 の

温度管理

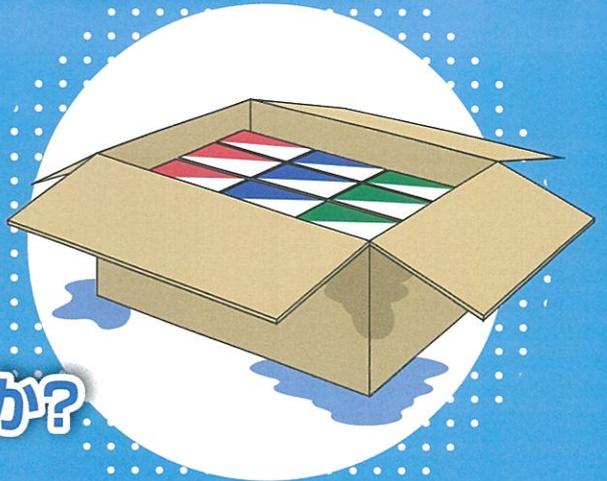
品温は
-18℃以下
に保たれていますか？



商品は
ロードライン以下
に陳列されていますか？



冷凍庫・ショーケースの
外に放置 されていませんか？



正しい温度管理でお店の信用アップ！

協会ホームページについて

●消費税軽減税率制度について(2019.3.29)を掲載しました

10月から消費税軽減税率制度がはじまる予定です。ぜひご一読ください。

事務局だより

- ・ 第19回JAPANドラッグストアショーが盛会裏に終わりました。JACDS設立20周年記念事業の一環としての開催でした。多くの業界関係者、そして、一般生活者の方にご来場いただいた4日間でした(プレビュー開催含む)。会場に足を運んでいただいた会員企業の皆さま、ご出展いただきました皆さま、ありがとうございました。
- ・ 来年はオリンピックイヤーであるとともに、JAPANドラッグストアショーは、記念すべき第20回開催です。日程は、幕張メッセにおいて、3月19日(木)20日(金・祝)21日(土)が予定されています。業界関係者向け&一般生活者向け。例年の金・土・日では3連休の開催となり、業界関係者の日がないことから、木曜開催が決まりました。これから、また、1年をかけて、ヘルス&ビューティケアの祭典を準備していきます。
- ・ ドラッグストア流通記者会がJACDS設立20周年記念事業の一環として、「ドラッグストア流通記者会シンポジウム」を14日(木)14時より開催しました。場所は、幕張メッセ展示会場内のセミナールームでした。取材する記者の側から見たドラッグストアの将来に向けた発言はめったに聞けない内容とあって、約100人の聴衆が集まりました。20周年特別企画でありましたが、今後についてはこれから話し合いがもたれるそうです。
- ・ 電子タグ(RFID)の実証実験は3社3店舗、そして、「食と健康」市場創造プロジェクトの実証実験では、4社4店舗の方々にご協力いただきました。次代のドラッグストアを目指す実証実験にご協力いただき、本当にありがとうございました。皆さまの協力を無駄にすることなく、10兆円産業化に向かって、努力していきたいと思えます。
- ・ 4月1日に新元号「令和」が菅 官房長官から発表されました。31年前に、当時の小渕 官房長官が「平成」を発表したときの映像も出てきて、なつかしく思い出されました。5月には皇太子さまが即位されます。歴史の節目です。そして、日本チェーンドラッグストア協会は6月3日に、設立20周年記念セレモニーを行ないます。ドラッグストア業界にとっても忘れられない年となります。

発行日	2019年4月15日 発行	発行所住所
発行人	青木 桂生	〒222-0033
発行所	JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4階
	日本チェーンドラッグストア協会	TEL:045(474)1311 FAX:045(474)2569
	HP: http://www.jacds.gr.jp	e-mail: sec@jacds.gr.jp